

# 税制改正の ポイントと解説

2026年度(令和8年度)

税理士法人山田&パートナーズ

山田コンサルティンググループ株式会社

弁護士法人Y&P法律事務所

はじめに

2026年度（令和8年度）税制改正大綱（自由民主党・日本維新の会）は、例年より遅く、2025年12月19日に公表されました。高市総理誕生後（2025年10月）、公明党が連立から離脱し、日本維新の会が新たに連立を組む、といった政治の大きな変化の中、体制を新たにした自由民主党税制調査会、そして新たに立ち上げられた日本維新の会税制調査会において大綱が決定しました。

高市政権は「強い経済」「世界で輝く日本」の実現を目指しており、「投資により生産性が向上し、その果実が分配されることで国民が豊かになり、それが更に新たな投資につながる好循環を実現していくことが、今、求められており、税制についても、こうした観点から、国民の目線に立って議論していくことが不可欠である」と大綱の冒頭に記されています。

以下、主な改正項目を紹介します。

## 1、物価高への対応

### (1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応（所得税・住民税）

#### ①物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

「消費者物価指数（総合）」に連動して、2年ごとに、「基礎控除」・「給与所得控除の最低保障額」・「配偶者控除等の所得判定基準」を引き上げる仕組みが恒久制度として創設されます。まず、2024・2025年の物価上昇率（6%）を踏まえて、それぞれ4万円ずつ、2026年分以後の所得税から引き上げられます。なお、個人住民税については「給与所得控除の最低保障額」・「配偶者控除等の所得判定基準」

は4万円ずつ引き上げられますが、「基礎控除」について引き上げは行いません。

## ② 「三党合意」を踏まえた更なる対応

ここでいう「三党合意」は自由民主党・公明党・国民民主党により2024年12月に結ばれた合意です。物価上昇の中、中所得者にも配慮したうえで、給与所得者の課税最低限を178万円に引き上げるための措置です。具体的には2年間に限り、「基礎控除」と「給与所得控除の最低保障額」について控除額の上乗せが行われます。

## (2) その他見直し

物価高対応として、マイカー通勤手当の非課税限度額・食事手当（深夜残業夜食も含む）の非課税限度額が一部引き上げられます。

## 2, 「強い経済」の実現に向けた対応

### (1) 成長投資拡大に向けた環境整備

#### ① 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置

「強い経済」を実現するためには、企業が大胆な設備投資をしていくことが重要と考えられるため、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を促進するための措置として、すべての業種を対象とした即時償却又は高い控除率を適用する税額控除制度が創設されます。

#### ② 研究開発税制の拡充

国家戦略上重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、研究開発税制において、AI、半導体、バイオ、宇宙といった重点産業技術に対する研究開発を対象とし、既存の措置とは別枠で高い控除率を適用する「戦略技術領域型」が創設されます。

### ③ オープンイノベーション税制

イノベーションを生み出す主体として重要な存在であるスタートアップへの出資等を促進する措置として、株式取得に際して一定額の所得控除を認めるオープンイノベーション促進税制について、スタートアップの出口戦略の多様化に対応するため、株式取得企業が段階的に保有割合を引き上げて取得するケースにおいても適用要件を満たすように見直されます。

#### (2) 租税特別措置等の見直し・適正化

特定の政策目的の実現のための手段となる租税特別措置法の規定は、税制の歪みを生じさせる面があるため、政策効果が低いものについては廃止し、真に必要なものに限定していくことが重要とされます。そのため、政策効果の発現を立証するためのデータ分析等の環境の整備や適用状況の透明化を図る措置が検討されています。

そのような中、企業の賃上げを強化する賃上げ促進税制については、賃上げ上昇率が高い伸びを示している状況を踏まえ、大企業向けの措置を適用期限を待たずに廃止するなどの見直しが行われます。また、研究開発税制や特定の税額控除規定の不適用措置については、企業に対するインセンティブについてより一層メリハリがつくように要件強化の見直しが行われます。

#### (3) 資産形成の促進に向けた取り組みの拡充と金融を通じた経済成長

恒久制度であるNISA口座は18歳以降を対象としていますが、今回の改正で、0～17歳向けの「こどもNISA」が新設されます。「つみたて投資枠」で年間60万円まで一定の公募等株式投資信託の買付けが可能となります。ただし、買付総額は600万円まで、一定要件を満たさないと非課税での引き出しができない等の制約があります。

### 3、地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

#### (1) 少額減価償却資産に係る特例措置の拡大

活力のある地方・中小企業の後押しを行うための措置として、中小企業者等が少額減価償却資産を取得した場合にその取得価額の全額を損金算入できる特例措置について、主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、その取得価額の基準を30万円未満から40万円未満に引き上げる等の見直しが行われます。

#### (2) 法人版・個人版事業承継税制の特例措置（相続税・贈与税）

10年間の期間限定で設けられている使い勝手のよい事業承継税制の「特例措置」の適用期限が2027年末に迫っています。特例を受けるためには「特例承継計画」を都道府県知事に提出する必要がありますが、その提出期限が法人版は2027年9月30日まで1年6か月、個人版は2028年9月30日まで2年6か月延長されます。

### 4、公平かつ円滑な納税のための環境整備

#### (1) きわめて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（ミニマムタックス課税）の見直し（所得税）

所得金額が増えるにつれて、その人の所得税負担率は上がっていきます。所得税が5～45%の累進税率で課税されるからです。しかし、所得が1億円を超えるあたりから所得税負担率は下がっていきます。これは、所得1億円を超える人の所得の内容をみると、分離課税（所得税：一律15%）が適用される株式等の譲渡所得や不動産の長期譲渡所得が占める割合が高いためです、これを是正するため2023年度税制改正で「ミニマムタックス課税」が創設されましたが、今回、その対象者を拡大し、加えて、適用を受ける人が追加で納める所得税額を増加させる改正が行われます。

#### (2) 貸付用不動産の評価方法の見直し（相続税・贈与税）

借金して賃貸不動産 1 棟を購入し相続税を大幅に引き下げたり、小口化貸付用不動産を贈与税の負担少なく孫に贈与し、孫は贈与を受けた小口化貸付用不動産をすぐに売却し現金化する、といった行き過ぎた節税対策を封じるための改正が行われます。具体的には、

イ) 課税時期（相続発生日・贈与日）前 5 年以内に購入・新築した貸付用不動産については、通達による評価額ではなく、「通常の取引価額に相当する金額（課税上弊害がない限り、取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の 80/100 相当額）」で評価し、相続税・贈与税を計算することになります。

ロ) 小口化された貸付用不動産については、その取得時期にかかわらず、「課税時期における通常の取引価額に相当する金額」で評価し相続税・贈与税を計算することになります。

### (3) ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直し

「ふるさとやお世話になった地方自治体に寄付しよう、そうすれば『2000 円を超える寄付額』について所得税・住所地に納める個人住民税が控除（軽減）される」といった「ふるさと納税制度」の本来の趣旨は忘れられ、インターネット物販の様相を呈しています。所得が高い人ほど、税額控除額の限度額が高くなり、高額な返礼品を受け取ることができる点を是正するため、今回の改正で、所得の高い人についてはその限度額が引き下げられます。

### (4) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

国境を越えた EC 取引が拡大する中で、少額輸入貨物に係る消費税の免税制度により国内外事業者間の競争上の不均衡が生じているとされ、また、国外の EC 事業者が国内倉庫等から販売する取引について消費税の無申告となっている事例があるなど、課題が顕在化しています。このような公平性に欠ける取引を是正するため、国外事業者に対して納税義務を課す措置や EC 取引のプラットフォーム事業者に納税義務

を転換する制度が導入されます。

#### (5) インボイス制度定着に向けた対応

インボイス制度導入時の経過措置として設けられた、新たに適格請求書発行事業者となった小規模事業者の税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例）と免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（いわゆる8割控除特例）について、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、段階的に縮減する特例措置についてはより緩やかに縮減するよう見直しを行い、それぞれ期限が延長されます。一方で、8割控除特例について免税事業者である外国法人等からの課税仕入れについて適用することで企業グループ全体の納税額を圧縮するような事例が確認されていることから、一の事業者からの課税仕入れに係る経過措置適用の上限額を強化する改正も併せて行われます。

### 5, 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

#### (1) 防衛特別所得税（仮称）の創設

日本の防衛力の抜本的強化を行うにあたり安定的な財源を確保するための措置として、2023年度（令和5年度）税制改正大綱において、法人税・所得税・たばこ税を増税する方針が示され、法人税とたばこ税については2025年度（令和7年度）税制改正で措置されました。

今回、所得税について措置されます。具体的には、「防衛特別所得税（仮称）」が創設され、2027年から当分の間、「基準所得税額×1%」が徴収されます。ただし、2027年分から「復興特別所得税」の税率が、2.1%から1.1%に引き下げられるため、個人が負担する所得税額に影響はありません。これにともない、「復興特別所得税」は10年間延長され2047年分まで徴収されます。

本冊子は、2025年12月19日に公表された「令和8年度税制改正大綱（自由民主党・日本維新の会）」および2026年2月20日に閣議決定され、国会に上程された「所得税法等の一部を改正する法律案」「地方税法等の一部を改正する法律案」に基づき執筆しております。

国会の審議により当初の法案が修正され、本小冊子とは異なる内容で法律が可決成立する可能性があります。

また、具体的な実務につきましては、可決成立した法律・政省令・通達等をご確認ください。

本冊子が皆さまの、企業のお役に立てば幸甚です。

# 令和8年度税制改正のポイントと解説

## 目次

はじめに

### 第1章 所得税・住民税

- 1 「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、  
いわゆる「年収の壁」の引上げ …………… 1
- 2 住宅ローン控除の延長と見直し…………… 30
- 3 NISA のつみたて投資可能年齢の拡充等 … 45
- 4 暗号資産の分離課税化 …………… 59
- 5 同族会社以外の特定法人が発行した  
社債の利子等への課税の適正化 …………… 67
- 6 極めて高い水準の所得に対する負担の  
適正化措置の見直し …………… 71
- 7 給与収入が高い年金受給者の  
合計控除額の調整 …………… 99
- 8 青色申告特別控除の見直し …………… 103
- 9 マイカー通勤、食事代の見直し  
(物価高への対応) …………… 109
- 10 居住用財産の譲渡等に係る特例の  
適用期限の延長 …………… 111
- 11 防衛力強化に係る財産確保のための税制措置  
(所得税) …………… 113

- 12 個人住民税における配当課税に係る  
所要の措置 …………… 118
- 13 個人住民税における寄附金税額控除限度額  
(ふるさと納税制度) の見直し …………… 124

### 第2章 相続税・贈与税

- 14 貸付用不動産の評価方法の見直し …………… 129
- 15 不動産小口化商品の評価方法の見直し  
(相続税・贈与税) …………… 142
- 16 事業承継税制 特例承継計画等の  
提出期限の延長 …………… 148
- 17 医業継続に係る相続税・贈与税  
の納税猶予等の特例措置の延長等 …………… 156
- 18 教育資金の一括贈与に係る贈与税の  
非課税措置の廃止 …………… 161

### 第3章 法人税・法人住民税・法人事業税

- 19 研究開発税制の見直し …………… 166
- 20 特定生産性向上設備等投資促進税制の  
創設 …………… 188
- 21 オープンイノベーション促進税制の見直し … 196
- 22 賃上げ促進税制の見直し …………… 212
- 23 中小企業者等の少額減価償却資産の  
取得価額の損金算入の特例の延長等 …………… 219

24	特定資産の買換えに係る期限延長と 一部見直し	221
25	適用期限の延長・見直し	227
26	大企業について特定の税額控除規定の 不適用措置の見直し・延長	230
27	グループ通算制度における資産調整勘定 対応金額等の加算措置の見直し	235
28	パーシャルスピノフ税制の 見直し・恒久化	244
29	企業グループ間の取引に係る書類保存の 特例の創設	255
30	公益法人等が普通法人に移行する 場合等の所得金額の計算の整備	263
31	外国子会社合算税制の見直し	272

#### 第4章 消費税

32	インボイス発行事業者となる小規模事業者の 経過措置（2割特例）の見直し	275
33	免税事業者からの課税仕入れに係る 税額控除に関する経過措置（8割控除）の 見直し	281
34	暗号資産に係る課税関係の 見直し（消費税）	285
35	非居住者に対する国内不動産に関する	

	役務提供に係る課税の見直し	288
36	国境を越えた電子商取引に係る課税の 見直し	291

#### 第5章 その他

37	固定資産税・登録免許税・不動産取得税 軽減措置等の延長	301
38	固定資産税・不動産取得税 免税点の 見直し（物価高への対応）	303
39	国際観光旅客税の引き上げ	304
40	自動車税・環境性能割の廃止	307
41	自動車重量税・エコカー減税の見直し	309
42	当分の間税率（いわゆる暫定税率）の 廃止及び教育無償化	311

## 1. 「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

- 「物価高」や「三党合意」等を踏まえ、令和7年度税制改正に続き、いわゆる「年収の壁」が上げられる。  
なお、本改正は要望省庁がない等、通常の税制改正とは異なるプロセスで行われている。
- 具体的には、①令和7年度改正法の附則に基づき、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組み(恒久制度)が創設される。併せて、②「三党合意」や「足元の厳しい物価高」を踏まえ、時限的に中低所得者(給与所得者の約8割が対象)に配慮した上乘せ措置が講じられる。
- その結果、給与所得者の課税最低限は「178万円」まで引き上げられ、また、中所得者の基礎控除も低所得者並みに引き上げられる等、足元の物価高に配慮した措置が講じられる。

#### 2. 内容(所得税)

##### ① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設(恒久制度)

基礎控除等が定額の場合、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として実質的な税負担が増加する。こうした課題に対応するため、「消費者物価指数(総合)」に連動して「2年ごと」に「基礎控除」及び「給与所得控除の最低保障額」を引き上げる仕組みが創設される。

今般の改正では、令和6年・令和7年の物価上昇率(6%)を踏まえ、それぞれ4万円引き上げられ、併せて「配偶者控除」や「扶養控除」等の「所得判定基準」も4万円引上げられる<sup>※1</sup>。 ※1 次回見直しは、令和10年度税制改正

##### ② 「三党合意」を踏まえた更なる対応(2年間の時限措置)

2024(令和6)年12月の「三党合意」を踏まえ、就業調整への対応を図るとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある「中低所得者」に配慮して、時限的に以下の措置が講じられる。

- 給与所得者の「課税最低限」を先取りして「178万円」まで引き上げ<sup>※2</sup>
- 中所得者(年収665万円以下)についても「基礎控除」を104万円まで引き上げ

※2 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持

## <改正のポイント(続き)>

### 2.内容(個人住民税)

所得税と同様に「給与所得控除の最低保証額」や配偶者控除等の「所得判定基準」が4万円引上げられる。他方、個人住民税では、所得税と異なり**基礎控除の引上げは、行われない。**

### 3.改正内容のまとめ

改正内容	所得税 (令和8年・令和9年分)	個人住民税 (令和9年・令和10年度分)
給与所得控除の最低保証額の引上げ	<b>74万円</b> (a) (改正前65万円)	所得税と同様
基礎控除の引上げ (給与収入665万円相当以下の場合)	<b>104万円</b> (b) (改正前68~95万円)	<b>改正なし</b> (最高43万円)
配偶者控除・扶養親族等に 係る所得要件の引上げ	<b>62万円</b> (改正前58万円)	所得税と同様
「本人」の非課税ライン (単身者の場合)	<b>178万円</b> (a+b) (改正前160万円)	<b>119万円</b> (改正前110万円) (注)地方税独自の非課税限度額が適用
配偶者特別控除を満額受けられる 「配偶者」の給与収入ライン	<b>169万円</b> (改正前160万円)	<b>174万円</b> (改正前165万円)
特定親族特別控除を満額受けられる 「子等」の給与収入ライン	<b>159万円</b> (改正前150万円)	<b>169万円</b> (改正前160万円)

### 4.適用時期

- ・ **2026(令和8)年分以後**※3の所得税について適用する。
- ・ **2027(令和9)年度分以後**※3の個人住民税について適用する。

※3 「ひとり親控除の控除額」における改正は、2027(令和9)年分以後の所得税及び2028(令和10)年度分以後の個人住民税について適用

## <改正のポイント>改正による年収別減税額

収入が給与収入のみの場合における納税者本人の「年収別減税額」の試算は、次のとおり。低所得者だけでなく、多くの納税者に裨益する改正が行われている(なお、本試算は「納税者本人」の減税額であり、例えば、共働き世帯の場合には、それぞれの年収に応じた減税額の合計が世帯における減税額となる。)

また、いわゆる「年収の壁」の引上げによる減税は、基本的に(1)基礎控除の引上げ、及び(2)給与所得控除の最低保証額の引上げに基づくものだが、(2)は、最低保証額の対象者(令和7年分:給与収入190万円以下、令和8年・9年分:給与収入220万円以下)に限られるため、多くは(1)基礎控除の引上げによる影響となる。

年収	① 令和7年度税制改正による減税額 【年収の壁 R6:103万⇒R7:160万】		② 令和8年度税制改正による減税額 【年収の壁 R7:160万 ⇒R8:178万】		③(①+②) 「年収の壁」引上げによる減税額の累計 令和6年(103万円) ⇒ 令和8年(178万円)
	令和7年分所得に係る減税額	うち、住民税の減税額	令和8年・9年分所得に係る減税額	うち、住民税の減税額	
200万円	24,000円	(0円)	9,500円	(6,000円)	33,500円
300万円	20,400円	(0円)	8,200円	(0円)	28,600円
400万円	20,400円	(0円)	8,200円	(0円)	28,600円
500万円	20,400円	(0円)	27,600円	(0円)	48,000円
600万円	20,500円	(0円)	36,700円	(0円)	57,200円
800万円	30,600円	(0円)	8,200円	(0円)	38,800円
1,000万円	20,500円	(0円)	8,100円	(0円)	28,600円
1,300万円	23,500円	(0円)	9,300円	(0円)	32,800円
1,500万円	33,700円	(0円)	13,500円	(0円)	47,200円
2,000万円	33,700円	(0円)	13,500円	(0円)	47,200円
2,500万円	40,800円	(0円)	16,400円	(0円)	57,200円
2,545万円	40,800円	(0円)	16,300円	(0円)	57,100円
2,545万円超	0円	(0円)	0円	(0円)	0円

※ 所得税(復興特別所得税を含む)及び住民税の減税額を試算

※ 単身世帯や共働き世帯を想定し、所得控除は、基礎控除及び社会保険料控除(簡便的に年収の15%として算定)以外はないものと仮定している

# <改正のポイント> ケーススタディ① パートタイマー配偶者の収入に応じた夫婦の手取額



夫婦の手取額

引上げ前

103万円

パートタイマー配偶者に所得税がかかる額

引上げ後

令和8年度改正 178万円

令和7年度改正 160万円

令和8年度改正

令和7年度改正

令和6年以前

612万円

599万円

577万円

570万円

562万円

556万円

夫婦の手取額が  
社会保険適用前の水準に戻る

パートタイマー配偶者  
に社会保険料がかかる

本人の配偶者(特別)控除が  
段階的に減り始める額

引上げ前

150万円

引上げ後

令和8年度改正 169万円

令和7年度改正 160万円

103万円  
(引上げ前48万円)

106万円

125万円

150万円  
(引上げ前95万円)

160万円  
(改正後95万円)

169万円  
(改正後95万円)

178万円  
(改正後95万円)



パートタイマー  
配偶者の給与収入額  
(合計所得金額)

前提

- 世帯は夫婦2人のみとする
- 夫の給与収入額は600万円とする

- 社会保険料は一律給与収入額の15%とする  
なお、パートタイマー配偶者は、給与収入額106万円※から社会保険料負担とする
- 手取額は、給与収入額 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税とする

※ いわゆる社会保険の「106万円の壁」については、令和7年年金制度改正法により、最低賃金の状況等を踏まえ見直し予定

## 参考:パートタイマー配偶者が社会保険(厚生年金等)に加入することによるメリット

### 年金

#### 老齢厚生年金

厚生年金加入時の報酬額や加入期間等に応じて年金額を計算し支給

#### 障害厚生年金

障害等級1級~3級該当時に支給。ほかに障害手当金(一時金)もあり

#### 遺族厚生年金

加入者が亡くなったときに一定の遺族に支給

保障が上乗せ

+

老齢基礎年金

+

障害基礎年金

+

遺族基礎年金

### 健康保険

#### 傷病手当金

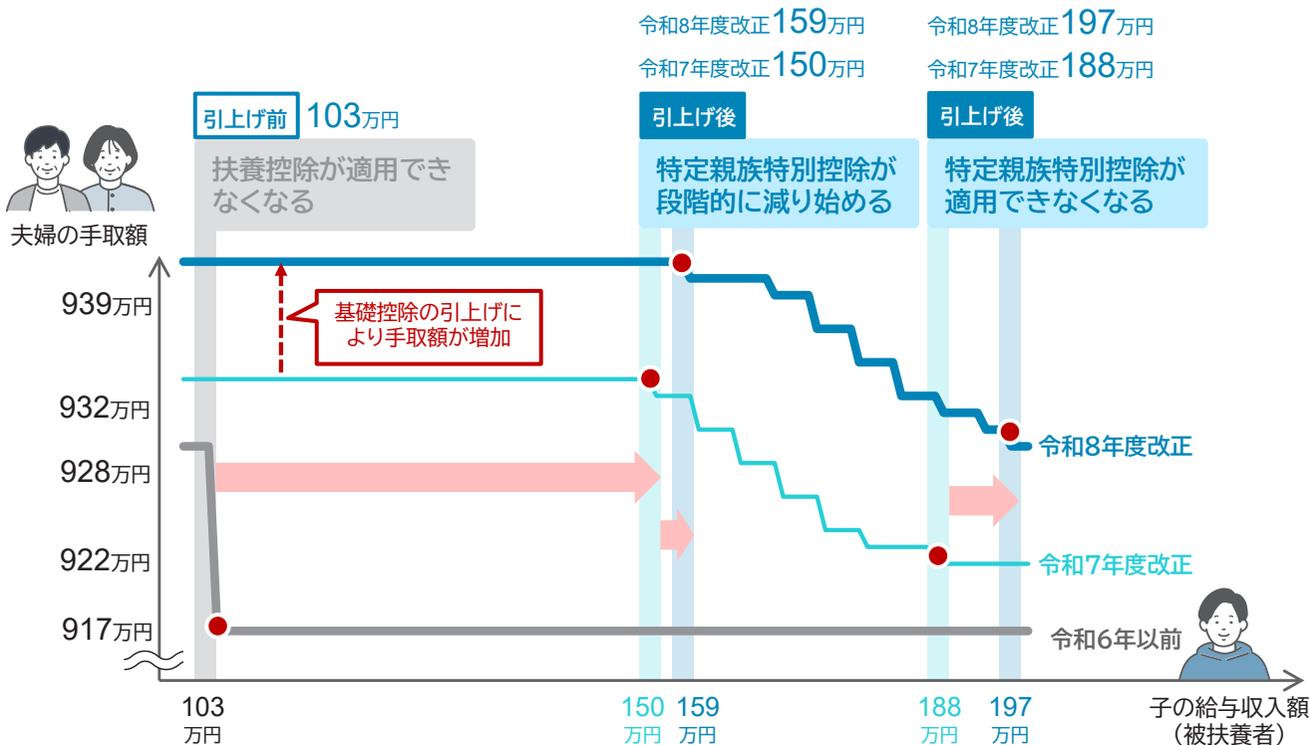
私傷病の期間中、1日あたり給与の2/3を支給

#### 出産手当金

産休期間中、1日あたり給与の2/3を支給

保障が上乗せ

# <改正のポイント> ケーススタディ② 大学生の子のアルバイト収入に応じた夫婦の手取額



前提

- 世帯は夫婦と大学生世代の子1人とする
- 夫婦の給与収入額は夫・妻それぞれ600万円とする
- 社会保険料は給与収入額の15%とする

- 手取額は、給与収入額 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税とする

(注) 子の収入額に応じた夫婦の手取額を試算しており、子の手取り額は考慮していない

## 2. 改正の内容(所得税)

いわゆる「年収の壁」の上げは、他の税制改正項目とは異なる経緯で実現している(仔細は23頁以降を参照)。

その結果、次の①②により、いわゆる「年収の壁(課税最低限)」は(先取りして)「178万円」まで上げられる。

- ① 令和7年度税制改正法(所得税法等の一部を改正する法律)の附則81条に基づき、「消費者物価指数(総合)」に連動して「2年ごと」に「基礎控除(本則)」及び「給与所得控除の最低保障額」を上げる仕組み(恒久制度)が創設される。令和8年度税制改正では、直近2年間(令和6年・令和7年)の物価上昇率(6%)を踏まえ、**基礎控除(本則)等は、4万円引上げ**られ、併せて「配偶者控除」や「扶養控除」等の「所得判定基準」も**4万円引上げ**られる。
- ② ①に加えて、令和6年12月の「三党協議」を踏まえ、**2026(令和8)年・2027(令和9)年の時限措置**として、**中低所得者(給与収入665万円相当以下。給与所得者の約8割が対象)**を対象に「**基礎控除の特例**」が**4.2万円まで引上げ**られる。また、**給与所得控除の最低保障額も時限的に5万円引上げ**られる。なお、②は時限措置だが、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、「課税最低限178万円」は維持される。

<改正内容のまとめ>

項目	改正内容	
	合計所得金額	控除額等
基礎控除(本則)	2,350万円以下	(物価連動による引上げ: +4万円) 58万円 ⇒ <b>62万円</b>
基礎控除の特例		
	2026(令和8)年分	(三党合意等を踏まえた引上げ) ①: 37万円 ⇒ <b>42万円</b> ②: 30万円 ⇒ <b>42万円</b> ③: 10万円 ⇒ <b>42万円</b> ④: 5万円 ⇒ 5万円
	2027(令和9)年分	(三党合意等を踏まえた引上げ) ①: 37万円 ⇒ <b>42万円</b> ②: 0円 ⇒ <b>42万円</b> ③: 0円 ⇒ <b>42万円</b> ④: 0円 ⇒ <b>5万円</b>
給与所得控除の最低保障額(本則)		(物価連動による引上げ: +4万円) 65万円 ⇒ <b>69万円</b>
給与所得控除の最低保証額の特例		
	2026(令和8)年分 2027(令和9)年分	(三党合意等を踏まえた引上げ) <b>新設 5万円</b>
配偶者控除・扶養控除等の所得要件		(物価連動による引上げ: +4万円) 58万円 ⇒ <b>62万円</b>

## 2. 改正の内容(所得税)

今般の改正後の基礎控除は、以下のとおり。給与収入665万円相当以下までは、控除額は「104万円」となる。

<所得(収入)に応じた基礎控除>

合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)	基礎控除		
	改正前		改正後
	令和6年分	令和7年分 <sup>※1</sup>	令和8年・9年分 <sup>※1,2</sup>
132万円以下 (200万3,999円以下)	160万円の壁 に引上げ	95万円	178万円の壁に 引上げ
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円	104万円 <sup>※3</sup>
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	103万円の壁 48万円	68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)			48万円
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)		16万円	
2,500万円超 (2,695万円超)		0円(基礎控除の適用なし)	

※1 基礎控除の特例による上乘せ額を加算した金額

※2 2028(令和10)年分以降は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

※3 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持される

## 2. 改正の内容(所得税)

今般の改正後の給与所得控除額は、以下のとおり。給与所得控除の最低保障額は「74万円」に上げられる。

<収入金額に応じた給与所得控除>

給与等の収入金額	給与所得控除		
	改正前		改正後
	令和6年分	令和7年分	令和8年・9年分 <sup>※1・2</sup>
162万5,000円以下	55万円 (最低保障額)	103万円の壁 160万円の壁に上げ	178万円の壁に上げ 74万円 (最低保障額)
162万円5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円 (55万円超～62万円以下)	65万円 (最低保障額)	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円 (62万円超～65万円以下)		
190万円超 220万円以下	収入金額×30%＋8万円 (65万円超～74万円以下)		
220万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円 (74万円超～116万円以下)		
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円 (116万円超～176万円以下)		
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円 (176万円超～195万円以下)		
850万円超	195万円		

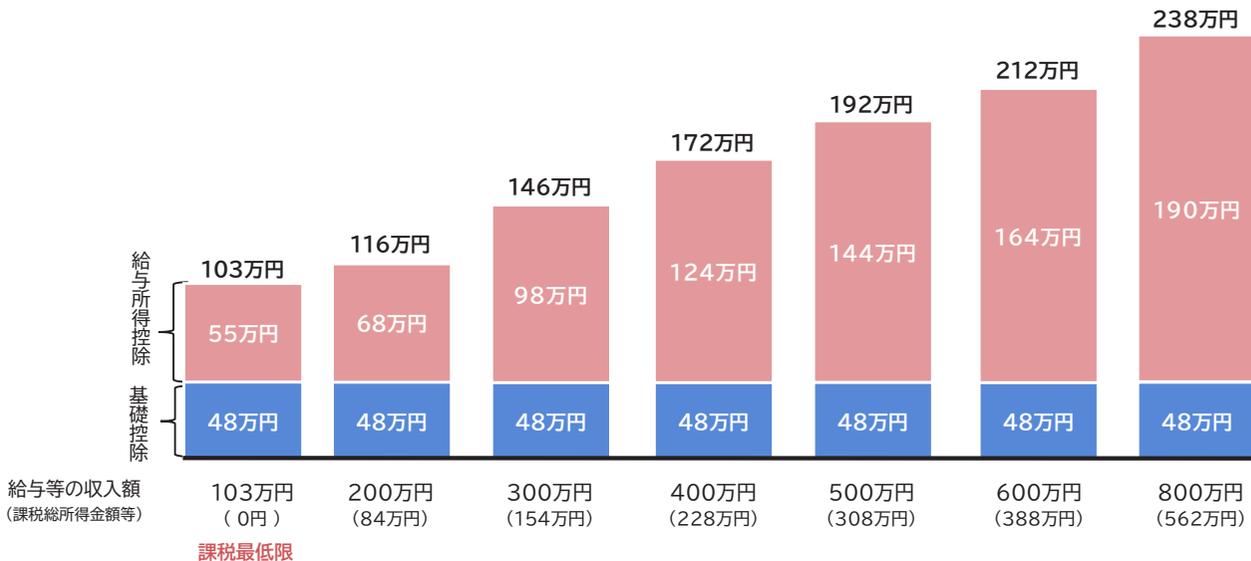
※1 2028(令和10)年分以降は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

※2 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持される

## 2. 改正の内容(所得税)

### ○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2024(令和6)年分】

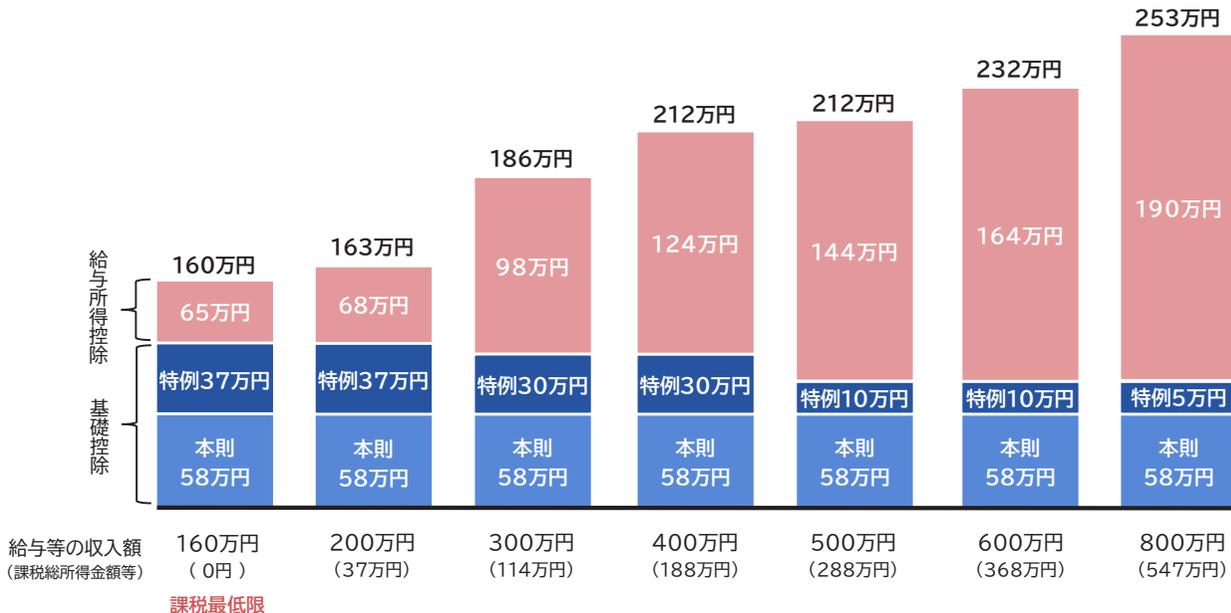
(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



## 2. 改正の内容(所得税)

### ○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2025(令和7)年分】

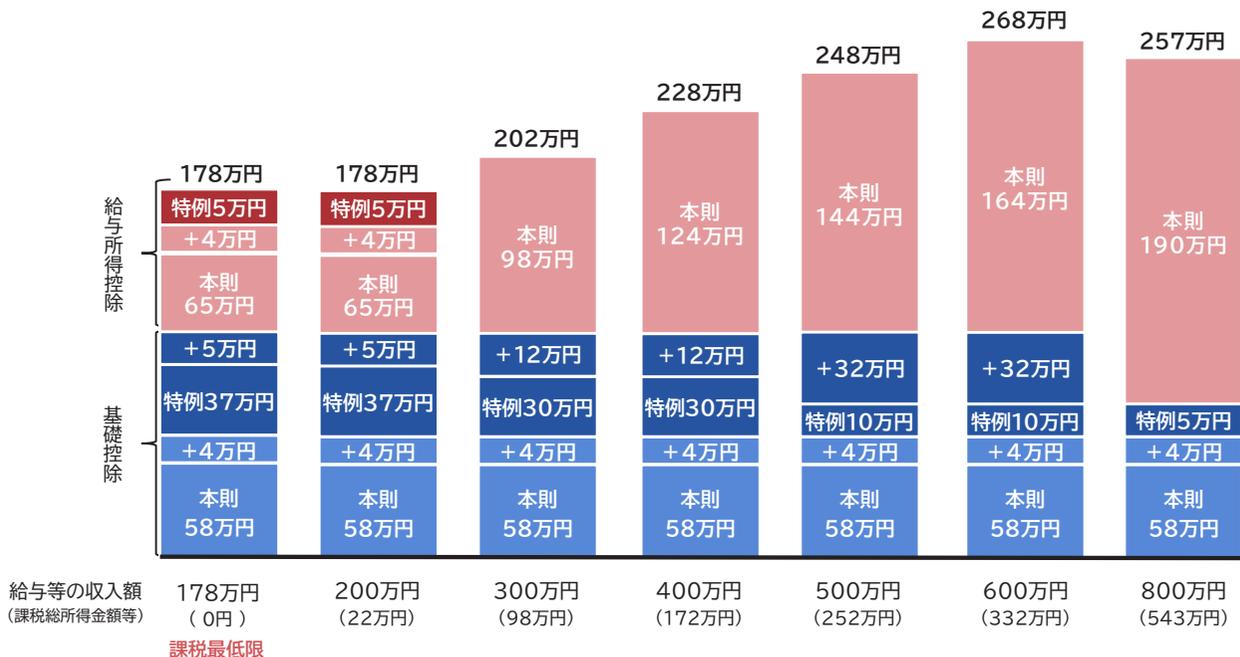
(※) 給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



## 2. 改正の内容(所得税)

### ○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2026(令和8)年分・2027(令和9)年分①】

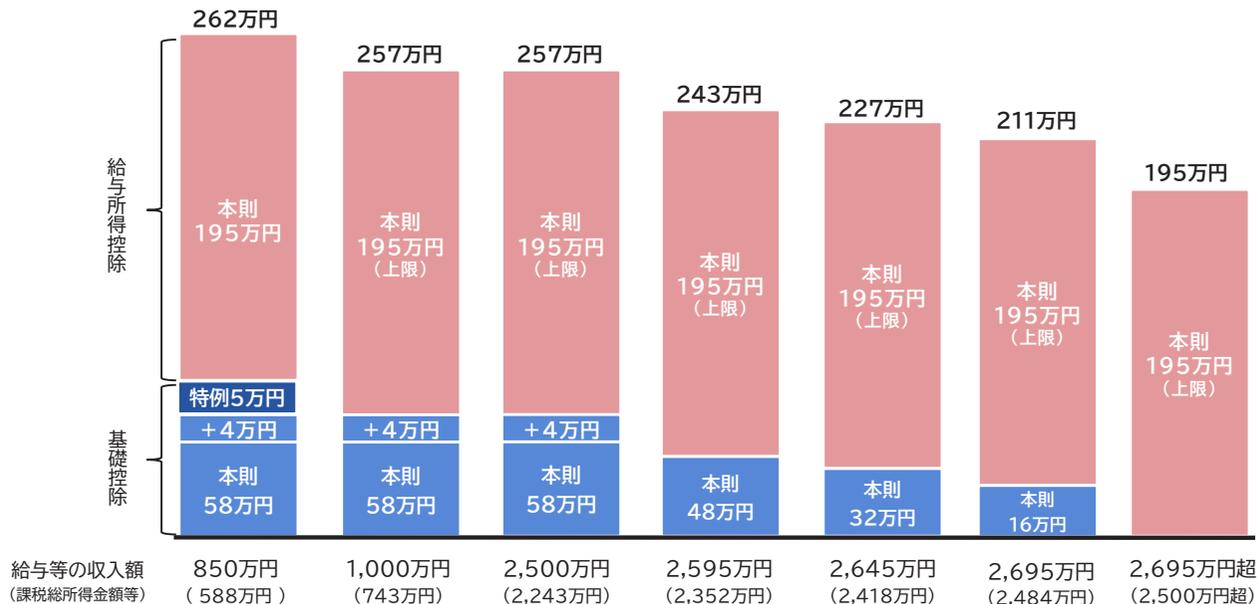
(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



## 2. 改正の内容(所得税)

### ○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2026(令和8)年分・2027(令和9)年分②】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



## 2. 改正の内容(所得税)

今般の改正に伴い、配偶者控除や扶養控除等の「所得判定基準」は、それぞれ4万円引上げられ、また、ひとり親控除の「控除額」は5万円に引上げられる。

改正後の人的控除の所得要件等の一覧(令和8年・9年分)は、下記のとおり。

### <人的控除の所得要件等の一覧>

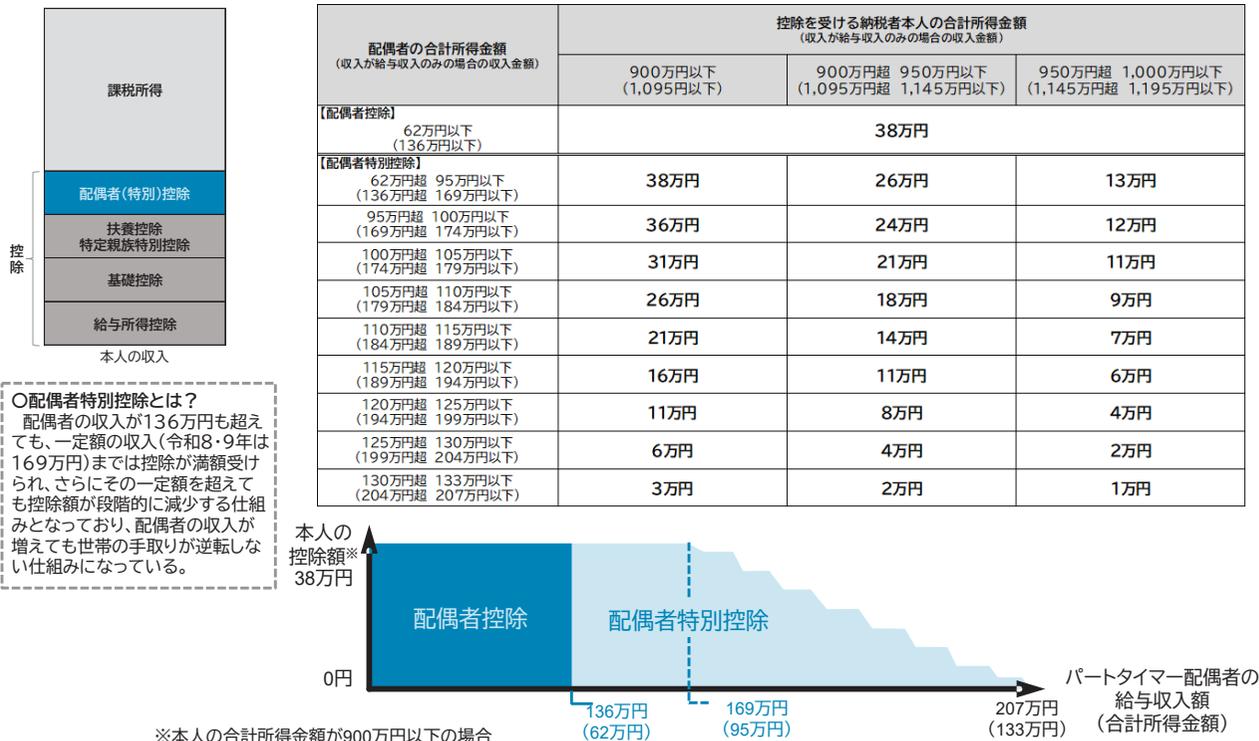
項目	改正前(令和7年分)		改正後(令和8年・9年分)	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58万円超～133万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超～201万円以下*) ※全額控除できるのは年収160万円以下の場合	1万円～38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 <b>62万円</b> 超～133万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超～207万円以下*) ※全額控除できるのは年収169万円以下の場合	1万円～38万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円～63万円	扶養親族の合計所得金額要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円～63万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額 58万円超～123万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超～188万円以下*) ※全額控除できるのは年収150万円以下の場合	63万円～3万円	一定の親族の合計所得金額 <b>62万円</b> 超～123万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超～197万円以下*) ※全額控除できるのは年収159万円以下の場合	63万円～3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	27万円～75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	27万円～75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	<b>38万円</b>
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下 (給与収入のみの場合:年収150万円以下)	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 <b>89万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収163万円以下)	27万円
家内労働者等の特例	-	65万円	-	<b>69万円</b>

※「ひとり親控除の控除額」における改正は、2027(令和9)年分以後の所得税について適用

## 2. 改正の内容(所得税)

### <配偶者(特別)控除額への影響(所得税)>

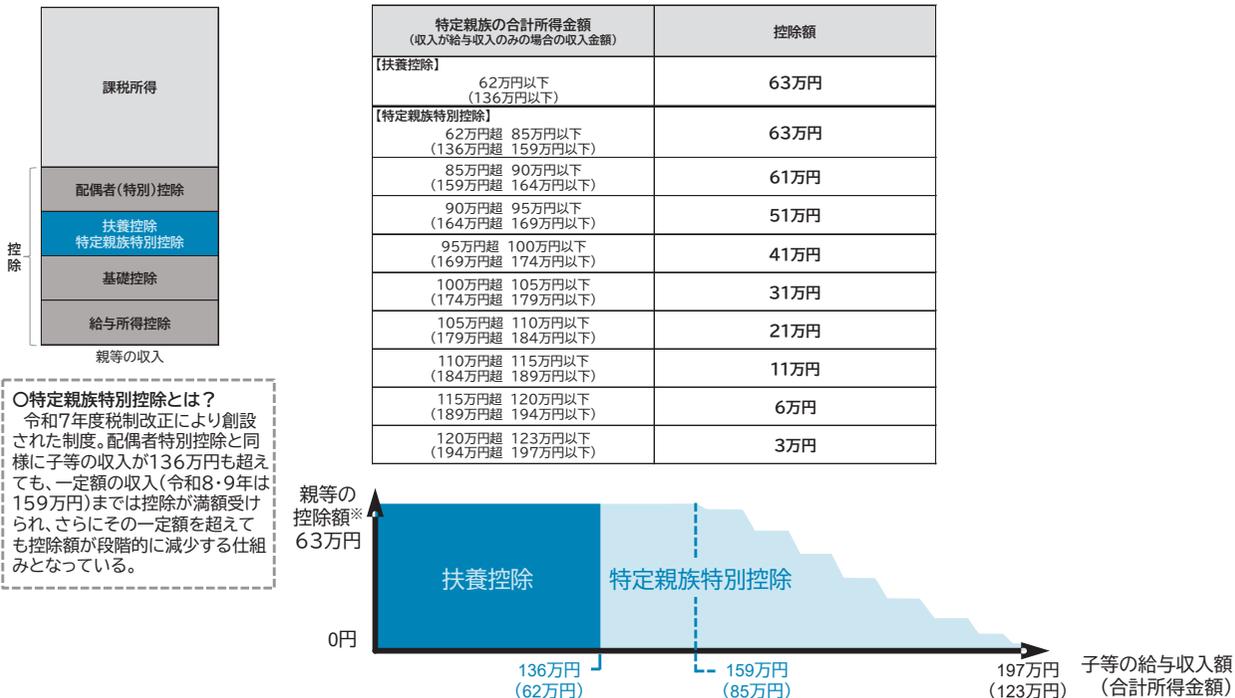
一般の改正により「38万円」を控除できる配偶者の給与収入は、169万円(改正前:160万円)に上げられる。



## 2. 改正の内容(所得税)

### <特定親族がいる場合の扶養控除・特定親族特別控除への影響(所得税)>

一般の改正により「63万円」を適用できる子等の給与収入は、159万円(改正前:150万円)に引上げられる。



※19歳以上23歳未満の大学生世代の子等がいる場合

## 2. 改正の内容(個人住民税)

- ・ **所得税と同様**に、給与所得控除の最低保証額は**4万円引上**げられ、また「配偶者控除」や「扶養控除」等の「所得判定基準」も4万円引上げられる。なお、個人住民税における「ひとり親控除」の控除額の引上げ額は、3万円となる。
- ・ 他方、**基礎控除の引上げ**については、**所得税と異なり行われ**ない。

### <所得税と個人住民税の比較>

項目	所得税 (令和8年・令和9年分)	個人住民税 (令和9年・10年度分)
①給与所得控除の最低保証額	<b>74</b> 万円	所得税と同様
②基礎控除 (給与収入665万円相当以下の場合)	<b>104</b> 万円	最高43万円 <b>(改正なし)</b>
③配偶者控除・扶養親族等 に係る所得要件	<b>62</b> 万円	所得税と同様
非課税ライン (単身者の場合)	<b>178</b> 万円 (給与所得控除74万円+基礎控除104万円)	<b>119</b> 万円 (給与所得控除74万円+基本額等45万円) (注)地方税独自の非課税限度額が適用

※ 地方税法上、所得割に係る所得計算は、所得税の計算の例によるとされているため(地方税法313条2項) 給与所得控除の見直し等について地方税法の改正は不要となる。

## 参考:個人住民税の基礎控除が所得税の改正に影響を受けない理由

個人住民税における基礎控除は、昭和35年12月の政府税制調査会の答申を踏まえ、**昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除が措置**されている。また、個人住民税における基礎控除の性質が「地域社会の会費」と位置付けられていることから、控除額は所得税よりも低く設定されている。

【控除額の推移】

(単位:万円)

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和 50~51	19	26
52~53	20	29
54	21	〃
55~57	22	〃
58	〃	30
59~62	26	33
63	28	〃
平成 元	〃	35
2	30	〃
3~6	31	〃
7~令和元	33	38
2	〃	最高 48
3~6	最高 43	〃
7	〃	最高 95 ※3

※1 平成30年度改正により、給与所得控除の10万円引下げに伴い、基礎控除を10万円引き上げることとなった。

※2 令和3年度分個人住民税(令和2年分所得税)より、基礎控除の控除額は、本人の合計所得金額2,400万円から3段階で減減、2,500万円超で消失する。

※3 収入に応じ控除額が減減(例:給与収入200万円相当以下の場合、最高95万円)。

【基礎控除の沿革等】

### 政府税調答申(昭和35年12月)

- ・ 所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。



昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設(=現行の個人住民税制度の創設)。

出典:第5回政府税制調査会(令和7年5月15日)会議資料「総務省説明資料」より

## 2. 改正の内容(個人住民税)

今般の改正に伴い、配偶者控除や扶養控除等の「所得判定基準」は、それぞれ4万円引上げられ、また、ひとり親控除の「控除額」は3万円に引上げられる。

改正後の人的控除の所得要件等の一覧(令和9年・10年度分)は、下記のとおり。

### <人的控除の所得要件等の一覧>

項目	改正前(令和8年度分)		改正後(令和9年・10年度分)	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	33万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	33万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58万円超～133万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超～201万円以下 <sup>※</sup> ) ※全額控除できるのは年収165万円以下の場合	33万円～1万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 <b>62万円</b> 超～133万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超～207万円以下 <sup>※</sup> ) ※全額控除できるのは年収174万円以上の場合	33万円～1万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	33万円～45万円	扶養親族の合計所得金額要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	33万円～45万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額 58万円超～123万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超～188万円以下 <sup>※</sup> ) ※全額控除できるのは年収160万円以下の場合	45万円～3万円	一定の親族の合計所得金額 <b>62万円</b> 超～123万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超～197万円以下 <sup>※</sup> ) ※全額控除できるのは年収169万円以下の場合	45万円～3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	26万円～53万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	26万円～53万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	26万円	扶養親族の合計所得金額要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	26万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	30万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 <b>62万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	<b>33万円</b>
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下 (給与収入のみの場合:年収150万円以下)	26万円	勤労学生の合計所得金額要件 <b>89万円</b> 以下 (給与収入のみの場合:年収163万円以下)	26万円
家内労働者等の特例	-	65万円	-	<b>69万円</b>

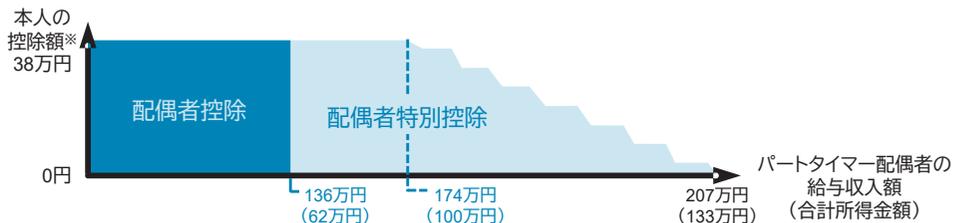
※「ひとり親控除の控除額」における改正は、2028(令和10)年度分以後の個人住民税について適用。なお、「家内労働者等の特例」等については大綱上明記されていないが所得税同様の見直しが行われるものと考えられる(地方税法313条2項等)。

## 2. 改正の内容(個人住民税)

### <配偶者(特別)控除額への影響(個人住民税)>

今般の改正により「33万円」を控除できる配偶者の給与収入は、174万円(改正前:165万円)に上げられる。

課税所得	配偶者の合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)	控除を受ける納税者本人の合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
控除 本人の収入	【配偶者控除】 62万円以下 (136万円以下)	33万円		
	【配偶者特別控除】 62万円超 100万円以下 (136万円超 174万円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (174万円超 179万円以下)	31万円	21万円	
	105万円超 110万円以下 (179万円超 184万円以下)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (184万円超 189万円以下)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (189万円超 194万円以下)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (194万円超 199万円以下)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (199万円超 204万円以下)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (204万円超 207万円以下)	3万円	2万円	1万円

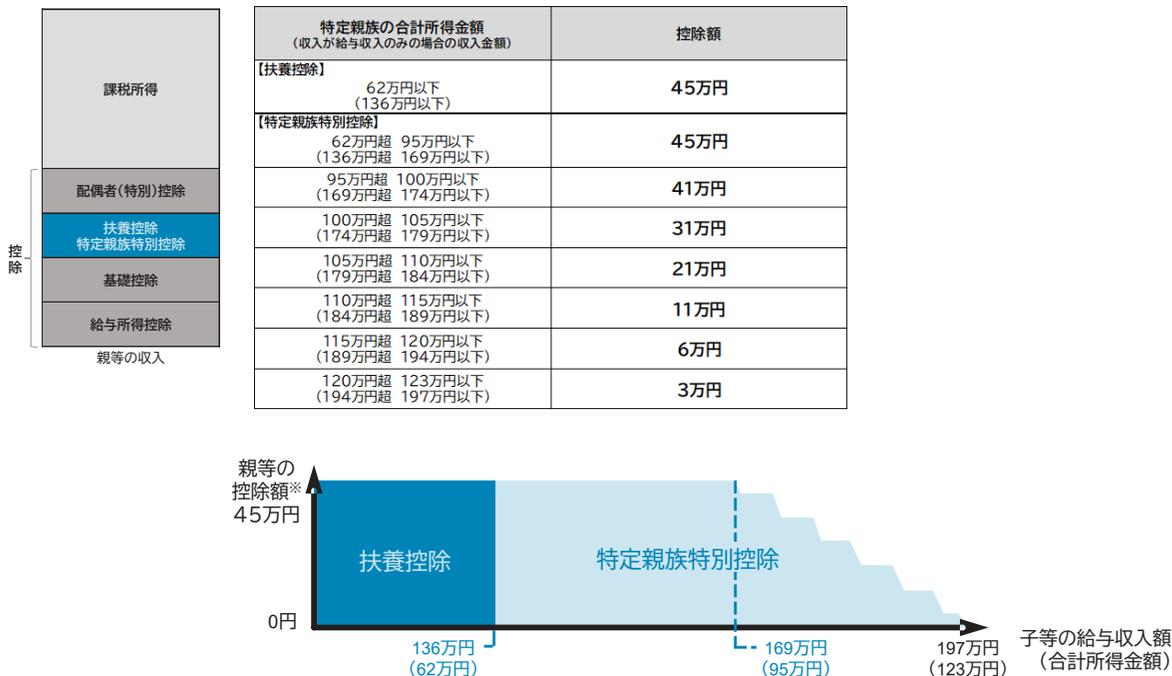


※本人の合計所得金額が900万円以下の場合

## 2. 改正の内容(個人住民税)

### <特定親族がいる場合の扶養控除・特定親族特別控除への影響(個人住民税)>

今般の改正により「45万円」を控除できる子等の給与収入は、169万円(改正前:160万円)に上げられる。



※19歳以上23歳未満の大学生世代の子等がいる場合

### 3. 適用時期

- ・ **2026(令和8)年分以後**※の所得税について適用する。
- ・ **2027(令和9)年度分以後**※の個人住民税について適用する。

※「ひとり親控除の控除額」における改正は、2027(令和9)年分以後の所得税及び2028(令和10)年度分以後の個人住民税について適用

### 4. 実務のポイント

- ・ **改正初年度の2026(令和8)年**については、「**年末調整**」から適用される。
- ・ **改正法の施行時期前に、令和8年分の最後の給与等を支払う場合**の「**年末調整**」については、今般の改正後の控除等は適用できない見込み。この場合、改正後の控除等を適用するためには、納税者は確定申告を行う必要がある。  
(参考)令和7年度改正による基礎控除等の見直しは、2025(令和7)年12月1日に施行されている。
- ・ **改正法の施行時期前に、令和8年分の準確定申告を提出する場合**、今般の改正後の控除等は適用できない見込み。この場合、更正の請求を行うことで、改正後の控除等を適用できるものと考えられる。
- ・ **2027(令和9)年1月1日以後**については、**給与等の源泉徴収において適用**される。
- ・ 今後、基礎控除等は、2年ごとに見直される(次回は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)を踏まえ、令和10年度税制改正で見直される予定)。
- ・ 今般の改正で上乘せされた「**基礎控除の特例**」については、2025(令和7)年度改正において時限措置とされた部分を含め、2026(令和8)年・2027(令和9)年までの時限措置となっている(ただし、課税最低限178万円は維持され、その後、生活保護基準額を勘案して見直される予定)。

## 参考:「物価上昇に連動して基礎控除等を引上げる仕組み」が創設された背景

令和7年度税制改正法案については、与党の修正<sup>(※)</sup>が入り、その際に与党から「附則第81条」が追加された。

同条1項では「所得税の抜本的な改革を検討し、必要な法制上の措置を講じること」、同条第2項では「その抜本的な改革の検討に当たって、基礎控除等を物価上昇に併せて適時に引上げる方向性で具体的な方策を検討すること」が求められた。これを受け、政府税制調査会では、2025年(令和7)年5月より、①物価調整の頻度はどのように設定するのか、②物価調整の際に参照する指標は何にするか等、基礎控除等を物価上昇に併せて適時に引上げる具体的な方策を検討。

その結果、令和8年度税制改正では、2年ごとに消費者物価指数(総合)に連動して基礎控除及び給与所得控除額の最低保証額を引き上げる仕組み(恒久制度)が創設されることとなった。

(※)年明け(令和7年1月)からの自民党・公明党・国民民主党による3党協議等を踏まえ、大綱案(年収の壁を123万円に引上げる)に加え、与党から年収200万円相当以下の低所得層を対象に、課税最低限を160万円まで引き上げる等の上乗せ措置が盛り込まれた修正案が提出された。

○ 令和7年度税制改正法附則81条

### (所得税の抜本的な改革に係る措置)

**第81条** 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的除除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

- 所得税の各種所得の課税の在り方及び人的除除をはじめとする各種控除の在り方の見直しについて、まずは「**活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合**」において論点の整理を行ってはどうか。
- その際、まずは、法律により明示的に検討が求められている、**物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策**から検討することとしてはどうか。

出典:第5回政府税制調査会(令和7年5月15日)「財務省 説明資料(個人所得課税)について」より

## 参考:政府税制調査会において検討された物価調整案

政府税制調査会では、下記3パターンの物価調整案が検討。最終的には、源泉徴収事務に関するシステム開発ベンダー等の意見を踏まえ、「イメージ2」の案が採用された。

また、物価調整の際に参照する指標は、基礎控除が原則全ての納税者に影響があることや、主要先進国の制度等を踏まえ、消費者物価指数(総合)が採用された\*。

※ 令和7年度税制改正においても、消費者物価指数の上昇率を参照し基礎控除等が10万円引上げられたが、「総合」の上昇率(10%)ではなく、生活により密着した「基礎的支出項目」の上昇率(20%)が参照されており、今般の改正とは異なる指数が採用されている。

### 考えられる具体的な物価調整のイメージ1 毎年物価調整を実施

(例) X年第3四半期における対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定  
X+1年の通常国会に改正法案を提出  
X+2年分の所得税から適用 (X+2年1月から新たな控除額に基づく源泉徴収を実施)

【特徴】 物価変動をタイムリーに反映  
システム改修を含む源泉徴収義務者の事務負担への影響に留意する必要

### 考えられる具体的な物価調整のイメージ2 定期的に物価調整を実施

(例) 3年おきに第3四半期における対3年前の同期比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定  
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動のトレンドを反映  
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を毎年行う必要はない  
システム改修時期についての予測可能性が高い

### 考えられる具体的な物価調整のイメージ3 毎年点検し、一定の物価上昇率となった際に調整を実施

(例) 前回引上げ時の前年の第3四半期からの物価上昇率が5%を上回った際に、物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定  
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動を比較的タイムリーに反映  
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要はない  
改修時期についての予測可能性が低い

出典:政府税制調査会「第2回活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」の会議資料(令和7年5月29日)より

## 参考:消費者物価指数(総合)に連動した引上げ措置のイメージ

### <消費者物価指数(総合)に連動した引上げ措置のルール>

- ① 2年ごとに直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗じることで調整(次回見直しは、令和10年度税制改正時)。
- ② 源泉徴収義務者の事務負担を考慮し、見直しの結果、引上げ額に1万円未満の端数が生じる場合には、万円単位とし、見直し初年度は年末調整で対応。
- ③ 引上げられるのは、基礎控除(本則)及び給与所得控除の最低保証額(本則)であり、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、物価連動による本則部分の引上げに応じて、同額を特例措置から振り替えていく。

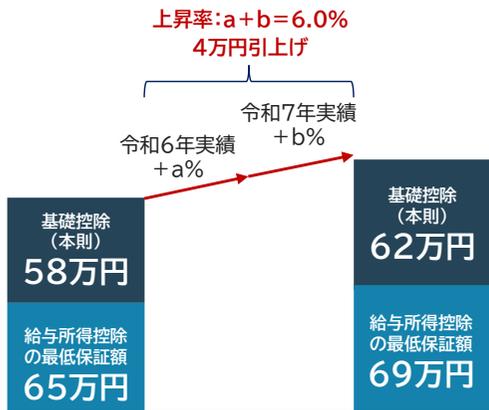
(例) 令和8・9年の物価上昇率が2%であった場合(令和10年度税制改正時のイメージ)

基礎控除(本則):64万円(62万円+2万円引上げ)、給与所得控除の最低保証額(本則):71万円(69万円+2万円引上げ)

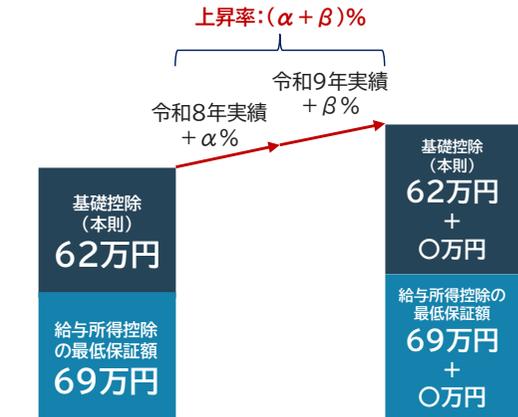
178万円-(64万円+71万円)=特例措置による上乗せ額43万円※

※ 特例措置の内訳(基礎控除の特例部分、給与所得控除の最低保証額の特例部分)は不明

### 【令和8年度税制改正】



### 【令和10年度税制改正】



## 参考:「3党合意」を踏まえた更なる対応が講じられた背景①

(政府与党は、いわゆる「年収の壁」の引上げについて「物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組み」での対応を想定していたが) 国民民主党との協議を進める中で、令和6年12月の「3党合意」の趣旨を踏まえた「178万円」に「先取り」して引上げることで、自民・国民民主両党が合意した。また、併せて「足元の物価高」等に対応するため、基礎控除等の上乗せ措置を時限的に中所得者層へも拡大することで両党が合意した(実際の合意書は、下記参照)。

合意書
物価高に負けない日本経済を実現するためには、実質賃金をプラスにし手取りを増やすとともに、国内投資を促進し成長力を底上げすることで、経済の好循環を生み出す必要がある。 こうした認識の下、自由民主党及び国民民主党は、以下に合意するとともに、今回の合意を第一歩として更に協力を進めていく。
1. 別紙のとおり、昨年12月の「3党合意」で合意した、いわゆる「103万円の壁」については、「178万円」まで引き上げる。これにより、納税者の約8割をカバーするように手取りを増やす。
2. 所得税の人的控除のあり方について、給付付き税額控除など新たな制度の導入を念頭に、3年以内に抜本的に見直しを行う。
3. 高校生の扶養控除については、当面、これを維持する。
4. いわゆる「ハイパー償却税制」を求める国民民主党の主張を容れ、全ての業種に対し、建物を含む広範な設備を対象とする即時償却・税額控除に加えて、繰越控除を認める大胆な設備投資減税を導入する。
5. 自動車税、軽自動車税の環境性能割については、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、これを廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。
6. <u>上記1〜5の実現のために必要となる令和8年度税制改正法案及び令和8年度予算について年度内の早期に成立させる。</u>

別紙
(1) 物価連動(2年ごとの見直し) ① 「基礎控除(本則)」(現行58万円)を、消費者物価指数(総合)に連動して4万円引き上げる。 ② 「給与所得控除の最低保障額」(現行65万円)を、「基礎控除(本則)」の引上げ額と同額の4万円引き上げる。
(2) 「三党合意」を踏まえた対応 ・ 今後、課税最低限は生活保護基準を勘案して見直すことを基本とする。 ・ ただし、働き控え問題に対応するとともに、物価高で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮し、 <u>課税最低限を178万円となるよう特例的に先取りして引き上げる。</u> 具体的には、現行「37万円」の「基礎控除(特例)」と「給与所得控除の最低保障額」を(1)と同様にそれぞれ5万円引き上げる。併せて現行「37万円」の「基礎控除(特例)」の対象を現行「年収200万円まで」から「年収475万円まで」に拡大する。さらに、年収475万円から665万円までを対象とする現行「10万円」の「基礎控除(特例)」を32万円引き上げる。 (今後、生活保護基準が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持し、(1)の物価連動による引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていく。) ※ (2)の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた「基礎控除(特例)」を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずる。
(3) これらにより、全納税者の「所得税の負担開始水準」(＝基礎控除＋給与所得控除)は178万円以上となる。

出典:自由民主党HP「2025年12月18日 お知らせ(抄)」より

## 参考:「3党合意」を踏まえた更なる対応が講じられた背景②

### <参考:2024年(令和6)年12月の「3党合意」>

衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日、自民党、公明党及び国民民主党の“幹事長間”で「178万円」を目指して来年から引上げる旨を合意していた。

#### 合意書

自民党、公明党及び国民民主党は、以下に合意する。

一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。

令和6年12月11日

自民党 幹事長

公明党 幹事長

国民民主党 幹事長

出典:国民民主党HP「2025年12月11日 ニュースリリース」より

### <参考:令和7年度税制改正大綱(抄)>

令和7年度税制改正大綱における、いわゆる「年収の壁」の引上げは「123万円」に留まり、「178万円」を目指して引き続き協議するとした。しかし、年明け(令和7年1月~)からの3党協議を踏まえ、与党より、課税最低限を160万円まで引き上げる等の上乘せ措置が修正案に盛り込まれ、令和7年度税制改正法案は成立した。

#### 令和7年度税制改正大綱

(略)

なお、衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。

「一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。

(略)

上記の所得税及び個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに對して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。

出典:「令和7年度与党税制改正大綱(抄)」より

## 参考:「3党合意」を踏まえた更なる対応が講じられた背景③

### <課税最低限と生活保護基準額の比較(世帯類型別)>

令和8年度税制改正大綱では「今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持」しつつ、「物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保証額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととする。」と、生活保護基準額を課税最低限のメルクマールとしている。もっとも、「生活保護基準額」は、受給申請者の年齢や住んでいる地域、家族構成等によって異なる。仮に政府税制調査会の資料(下記参照)における「生活保護基準額(単身)」を前提とした場合、令和7年分は「159.9万円」であり、令和7年度税制改正における最低保証額「160万円」と近似した値になる。

(令和7年分)(単位:万円)

	単身	夫婦のみ 共働き	夫婦のみ 片働き	夫婦1人 片働き (16歳)	夫婦1人 片働き (19歳)	夫婦2人 片働き (16歳、19歳)
課税最低限 (社会保険料控除除き)	<b>160</b>	(それぞれ) <b>160</b>	<b>200</b>	<b>245.7</b>	<b>281.4</b>	<b>335.7</b>
課税最低限	<b>188.2</b>	(それぞれ) <b>188.2</b>	<b>243.6</b>	<b>312.7</b>	<b>358.1</b>	<b>416.9</b>
生活保護基準額	<b>159.9</b>	<b>229.1</b>	<b>229.1</b>	<b>295.9</b>	<b>274.9</b>	<b>331.8</b>

【課税最低限】

(注)給与収入の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

【生活保護基準額】

(注1)東京都特別区(1級地の1)在住、夫婦2人の年齢は共に50歳を想定。

(注2)生活保護基準額の内訳は、①生活扶助(特例加算、経過的加算、冬季加算、期末一時扶助を含む)、②住宅扶助(限度額)、③教育扶助・高等学校等修学費。

出典:政府税制調査会「第3回活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立的な税制に関する専門家会合」の会議資料(令和7年11月13日)より

# 参考:「3党合意」を踏まえた更なる対応が講じられた背景④

<参考:生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和7年10月)>

「生活保護基準額」は、受給申請者の年齢や住んでいる地域、家族構成等によって決定される。

## ○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和7年10月)

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

生活扶助基準(第1類)						
年齢	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	44,580	43,240	41,460	39,880	39,230	37,000
3~5	44,580	43,240	41,460	39,880	39,230	37,000
6~11	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
12~17	49,270	47,790	45,820	43,850	43,360	40,900
18~19	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
20~40	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
41~59	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
60~64	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
65~69	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
70~74	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
75~	39,880	38,690	37,100	35,500	35,100	33,110

減減率						
1人	2人	3人	4人	5人	6人	
1.0000	0.8700	0.7500	0.6600	0.5900	0.5800	

生活扶助基準(第2類)						
人員	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790
2人	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060
3人	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730
4人	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900
5人	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180

※ 家事には地区別に冬季加算が別算じられる。  
札幌市の例:4人世帯の場合は月額22,270円(10月~翌4月)

生活扶助基準(第1類+第2類)

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた減減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)  
+特例加算(1人当たり月額1,500)+生活扶助本体における経過的加算(A)

加算額(B)			
	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,810	24,940	23,060
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,670	16,620	15,380
母子世帯等			
児童1人の場合	18,800	17,400	16,100
児童2人の場合	23,600	21,800	20,200
3人以上の児童1人につき加える額	2,900	2,700	2,500
児童を養育する場合	10,190(児童1人につき)		

- ①該当者がいるときだけ、その分を加える。
  - ②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
  - ③このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある
  - ④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
  - ⑤障害者加算と母子加算は原則併給できない。
- ※ 一定の要件を満たす「母子世帯等」及び「児童を養育する場合」には、別途経路的加算(B)がある。

住宅扶助基準(C)			
	1級地	2級地	3級地
実際に支払っている家賃・地代	53,700	45,000	40,900

※ 東京都の例(単身の単身)。基準額の範囲内で実費相当が支給される。

教育扶助基準、高等学校等就学費(D)			
基準額	小学生	中学生	高校生
	3,400	5,300	7,300

※ このほか必要に応じ、教材費・クラブ活動費・入学費(高校生の場合)などの実費が計上される。

介護扶助基準(E)	
居宅介護等にかかった介護費の平均月額	

医療扶助基準(F)	
診療等にかかった医療費の平均月額	

最低生活費認定額

※ このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

出典:厚生労働省「最低生活費認定額」より

## 2. 住宅ローン控除の延長と見直し

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

住宅価格の高騰、人口減少、世帯規模の変化、カーボンニュートラルといった社会変化に対応し、豊かな住生活の実現を図るため、既存住宅の利活用の促進とともに、省エネ性能の向上が重要となる。これらを踏まえて、令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン控除について、適用期限の延長と見直しを行う。

また、災害リスクの高い区域における一定の新築等について適用対象外とすることで、安全・安心な住まいの実現を目指す。

#### 2. 内容

- ① 適用期限を2030(令和12)年12月31日まで5年延長する。
- ② 省エネ性能の高い中古住宅について、特例対象個人の上乗せ措置の対象とし、借入限度額及び控除期間を拡充する。
- ③ 省エネ基準適合住宅について、借入限度額を引き下げ、2028(令和10)年以降における新築等は、適用対象外とする。
- ④ 床面積要件の緩和措置について、住宅の区分に関わらず適用対象とする(特例対象個人の上乗せ措置との併用不可)。
- ⑤ 災害危険区域等内における一定の新築等は、2028(令和10)年以降、適用対象外とする。
- ⑥ 個人住民税について、現行制度と同様に、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額を、翌年度の住民税から減額する措置を講ずる。

## <改正のポイント>

### 3. 適用時期

住宅の取得等をして2026(令和8)年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用される。

### 4. 今後の注目点

- ・ 気候風土適応住宅が新たに対象に追加されるが、借入限度額等の条件が現時点で明らかとなっていない。
- ・ 年末調整の取り扱いについて所要の措置が講じられる予定である。
- ・ いわゆる災害イエローゾーンも立地要件に追加するか、詳細は今後検討される予定である。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1)住宅ローン控除とは

住宅ローンの利用により住宅の新築・取得・増改築等をした場合に、居住の年から一定期間にわたって所得税額等を減額することができる制度である。住宅ローン控除の控除期間は13年(一定の場合には10年)であり、各年の借入金等の年末残高(限度額あり)の0.7%につき所得税額等を減額する。

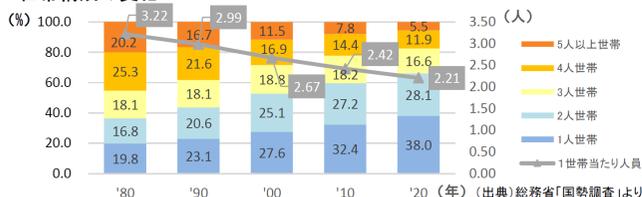
## (2)改正の趣旨・背景

住宅価格の高騰、人口減少、世帯規模の変化、カーボンニュートラルといった社会変化に対応し、豊かな生活の実現を図るため、既存住宅の利活用の促進とともに、省エネ性能の向上が重要となる。これらを踏まえて、令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン控除について、適用期限の延長と見直しを行う。

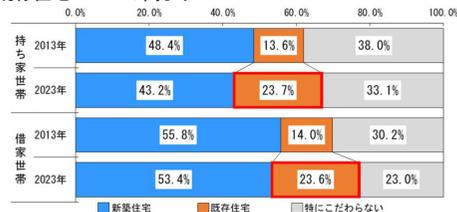
具体的には、2050年カーボンニュートラル実現に向けた省エネ化の必要性、既存住宅ニーズの高まりに対応するため、省エネ性能の高い既存住宅に係る借入限度額等を拡充する。また、子育て世帯の住宅取得支援の観点から、特例対象個人の上乗せ措置の対象範囲を省エネ基準適合住宅以上の中古住宅に拡充する。さらに、世帯規模の変化を踏まえた対応として、床面積要件の緩和措置の適用範囲を既存住宅にも拡充する。

一方、安心安全な住まいの実現の観点から、土砂災害などの災害リスクの高い区域における一定の新築等は、住宅ローン控除の適用対象外とする。また、2030(令和12)年度以降は、省エネ基準適合住宅の新築等が認められなくなる予定であることを踏まえ、省エネ基準適合住宅の借入限度額等を縮小する。

### ▶ 世帯構成の変化



### ▶ 既存住宅ニーズの高まり



(出典:国土交通省「令和8年度税制改正要望事項」(2025年8月))

(所得税・住宅ローン控除)

## 2. 改正の内容

### (1)住宅ローン控除の全体像

入居時期		改正前		改正後				
		・控除対象借入限度額 ・控除限度額(年)	・控除期間 ・最大控除額	・控除対象借入限度額 ・控除限度額(年)		・控除期間 ・最大控除額		
入居時期		2024(令和6)年～2025(令和7)年		2026(令和8)年～2027(令和9)年		2028(令和10)年～2030(令和12)年		
新築等	認定住宅	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	
		特例対象個人	5,000万円 35万円(年)	13年 455万円	特例対象個人	5,000万円 35万円(年)	13年 455万円	5,000万円 35万円(年)
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円 24.5万円(年)	13年 318.5万円	3,500万円 24.5万円(年)	13年 318.5万円	3,500万円 24.5万円(年)	13年 318.5万円	3,500万円 24.5万円(年)
		特例対象個人	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	特例対象個人	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	4,500万円 31.5万円(年)
	省エネ基準適合住宅	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	2,000万円 14万円(年)	13年 182万円	3,000万円 21万円(年)
特例対象個人	4,000万円 28万円(年)	13年 364万円	特例対象個人	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	3,000万円 21万円(年)	適対対象外 ※2	
一般住宅	適用対象外 ※1			適用対象外				
買取再販	認定住宅	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	
		特例対象個人	5,000万円 35万円(年)	13年 455万円	特例対象個人	5,000万円 35万円(年)	13年 455万円	5,000万円 35万円(年)
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円 24.5万円(年)	13年 318.5万円	3,500万円 24.5万円(年)	13年 318.5万円	3,500万円 24.5万円(年)	13年 318.5万円	3,500万円 24.5万円(年)
		特例対象個人	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	特例対象個人	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	4,500万円 31.5万円(年)
	省エネ基準適合住宅	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	2,000万円 14万円(年)	13年 182万円	3,000万円 21万円(年)
特例対象個人	4,000万円 28万円(年)	13年 364万円	特例対象個人	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	3,000万円 21万円(年)	3,000万円 21万円(年)	
一般住宅	2,000万円 14万円(年)	10年 140万円	2,000万円 14万円(年)	10年 140万円	2,000万円 14万円(年)	10年 140万円	2,000万円 14万円(年)	
中古	認定住宅			3,500万円 24.5万円(年)	13年 318.5万円	3,500万円 24.5万円(年)	13年 318.5万円	
	ZEH水準省エネ住宅			4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	
	省エネ基準適合住宅	3,000万円 21万円(年)	10年 210万円	特例対象個人	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円	4,500万円 31.5万円(年)	13年 409.5万円
				特例対象個人	2,000万円 14万円(年)	13年 182万円	2,000万円 14万円(年)	13年 182万円
一般住宅	2,000万円 14万円(年)	10年 140万円	特例対象個人	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	3,000万円 21万円(年)	13年 273万円	
控除率	0.7%			0.7%				

※1 2023(令和5)年未までに建築確認を受けた場合または登記簿上の建築日付が2024(令和6)年6月30日以前である場合には適用対象となる(借入限度額2,000万円、控除期間10年、控除限度額(年)14万円、最大控除額140万円)。

※2 2027(令和9)年未までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅または登記簿上の建築日付が2028(令和10)年6月30日以前である省エネ基準適合住宅の新築等であって2028(令和10)年から2030(令和12)年までの間に居住の用に供したものは適用対象となる(借入限度額2,000万円、控除期間10年、控除限度額(年)14万円、最大控除額140万円)。

## 2. 改正の内容

入居時期	改正前	改正後	
	2024(令和6)年～ 2025(令和7)年	2026(令和8)年～ 2027(令和9)年	2028(令和10)年～ 2030(令和12)年
立地要件	-	-	新築等：災害危険区域等内の 場合は適用対象外 ※3,4 買取再販：- (立地要件なし) 中古：- (立地要件なし)
所得要件 (適用対象者の適用を受ける年分)	合計所得金額2,000万円以下	合計所得金額2,000万円以下	
床面積要件	50㎡以上 【緩和措置】 特例居住用家屋・特例認定住宅等の新築等で、合計所得金額が1,000万円以下である場合には40㎡以上	50㎡以上 【緩和措置】 住宅区分に関わらず、合計所得金額が1,000万円以下の場合40㎡以上(ただし、特例対象個人の上乗せ措置との併用不可)	

※3 災害危険区域等とは、災害危険区域(一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る)、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。一定の居住用家屋が建築された場合は、一定の住宅建築を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された一定の場合をいう。

※4 個人が災害危険区域等内において、居住用家屋の新築(従前家屋(個人、個人の配偶者又は個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。))の建替えによる居住用家屋の新築(特定建替え)を除く。又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合に、その居住用家屋を2028(令和10)年1月1日以後に居住の用に供したときは適用対象外となる。ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合には、この限りでない。

## 2. 改正の内容

### (2)内容

#### ① 適用期限の延長

住宅ローン控除の適用期限を2030(令和12)年12月31日まで5年延長する。

#### ② 中古住宅に係る借入限度額および控除期間の拡充

2050年カーボンニュートラル実現に向けた省エネ化の必要性、既存住宅ニーズの高まりに対応するため省エネ性能の高い中古住宅について、下記の通り拡充する。

- ・ ZEH水準省エネ住宅以上の中古住宅の借入限度額を拡充する。
- ・ 省エネ基準適合住宅以上の中古住宅の控除期間を10年から13年へ3年拡充する。
- ・ 省エネ基準適合住宅以上の中古住宅について、新たに特例対象個人の上乗せ措置の対象とする。

(注) 省エネ基準適合住宅の借入限度額の縮小については③参照。

		改正前		改正後	
		・ 控除対象借入限度額	・ 控除期間	・ 控除対象借入限度額	・ 控除期間
入居時期		2024(令和6)年～2025(令和7)年		2026(令和8)年～2030(令和12)年	
中古	認定住宅	3,000万円	10年		3,500万円 13年
	ZEH水準省エネ住宅			拡充	特例対象個人 4,500万円 13年
	省エネ基準適合住宅			縮小・拡充	2,000万円 13年
	一般住宅			特例対象個人 3,000万円 13年	
一般住宅		2,000万円	10年	2,000万円	10年

## 2. 改正の内容

### ③ 省エネ基準適合住宅に係る借入限度額の縮小

2021(令和3)年10月22日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、2030(令和12)年度以降に新築する住宅は、ZEH水準の省エネ性能が確保されることを目指すとされており、現行の省エネ基準による住宅の新築が認められなくなる予定であることを踏まえ、省エネ基準適合住宅について下記の通り縮小する。

- ・ 借入限度額を1,000万円引き下げる。
- ・ 新築等の場合、2028(令和10)年以降、原則、適用対象外とする。

		改正前		改正後	
		・ 控除対象借入限度額	・ 控除期間	・ 控除対象借入限度額	・ 控除期間
入居時期		2024(令和6)年～2025(令和7)年		2026(令和8)年～2027(令和9)年	2028(令和10)年～2030(令和12)年
省エネ基準適合住宅	新築等	3,000万円	13年	2,000万円	13年
		特例対象個人	4,000万円	13年	特例対象個人 3,000万円
	買取再販	3,000万円	13年	2,000万円	13年
		特例対象個人	4,000万円	13年	特例対象個人 3,000万円
	中古	3,000万円	10年	2,000万円	13年
				特例対象個人	3,000万円

※ 2027(令和9)年末までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅または登記簿上の建築日付が2028(令和10)年6月30日以前である省エネ基準適合住宅の新築等であって2028(令和10)年から2030(令和12)年までの間に居住の用に供したものは適用対象となる(借入限度額2,000万円、控除期間10年)。

## 2. 改正の内容

### ④ 床面積要件の緩和措置の拡充

床面積を「50㎡以上」とする要件は、住生活基本計画に定められている4人世帯の最低居住床面積水準を念頭に設定されている。

2021(令和3)年の税制改正においては、新型コロナウイルスの影響による住宅価格・建築コストの上昇等から住宅取得環境が厳しい状況の中、経済対策の一環として、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、床面積「40㎡以上50㎡未満」の一定の新築家屋についても対象とする緩和措置が設けられた。

今回の改正では、住宅価格の高騰が続く中、世帯構成人数の減少や既存住宅ニーズの高まりを踏まえた上で、既存住宅を含めた幅広い住まいの選択肢を提供するため、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、**住宅区分に関わらず**床面積の緩和措置が設けられる。

なお、特例対象個人の上乗せ措置との併用は不可とされる。

		改正前	改正後
入居時期		2024(令和6)年～2025(令和7)年	2026(令和8)年～2030(令和12)年
床面積要件	新築等	50㎡以上 【緩和措置】 特例居住用家屋・特例認定住宅等の新築等で、合計所得金額が1,000万円以下である場合には40㎡以上	50㎡以上 【緩和措置】 <b>住宅区分に関わらず</b> 、合計所得金額が1,000万円以下の場合40㎡以上(ただし、特例対象個人の上乗せ措置との併用不可)
	買取再販	50㎡以上 拡充	
	中古	50㎡以上 拡充	

## 2. 改正の内容

### ⑤ 立地要件の新設

個人が災害危険区域等(注)内において、居住用家屋の新築(従前家屋(当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。))の建替えによる居住用家屋の新築(特定建替え)を除く。)又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その居住用家屋を2028(令和10)年1月1日以後に、居住の用に供したときは適用対象外となる。

ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合には、この限りでない。

(注) 災害危険区域等とは、**災害危険区域**(一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る)、**地すべり防止区域**、**急傾斜地崩壊危険区域**、**土砂災害特別警戒区域**及び**浸水被害防止区域**をいう。一定の居住用家屋が建築された場合とは、一定の住宅建築を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された一定の場合をいう。

		改正前	改正後	
入居時期		2024(令和6)年～2025(令和7)年	2026(令和8)年～2027(令和9)年	2028(令和10)年～2030(令和12)年
立地要件	新築等	-	縮小 → -	災害危険区域等内の場合は適用対象外(※)
	買取再販	-	-	- (立地要件なし)
	中古	-	-	- (立地要件なし)

(※)従前家屋(当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。))の建替えによる居住用家屋の新築を除く。

### ⑥ 住民税の取り扱い

現行制度と同様に、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額については、次のイまたは口のうちのいずれか少ない金額を翌年度の住民税から減額(最大97,500円)する措置を講ずる。

- イ. 住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- ロ. 所得税の課税総所得金額等×5%

## 2. 改正の内容

### 【参考:都市計画関連規制におけるレッドゾーン・イエローゾーンの考え方】

下記は、国土交通省が公表した「防災・減災対策に資する市街地整備のあり方について」の資料であり、今回の改正内容の「災害危険区域等」とは完全に一致してはいないものの、基本的な考え方を理解する上の参考として抜粋したものである。

	区域	指定	(参考) 行為規制等
<b>レッドゾーン</b> →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	<b>災害危険区域</b> (崖崩れ、出水、津波等) <建築基準法>	地方公共団体	・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。 (法第39条第2項)
	<b>土砂災害特別警戒区域</b> <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途:住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	<b>地すべり防止区域</b> <地すべり等防止法>	国土交通大臣、農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m) など
	<b>急傾斜地崩壊危険区域</b> <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律>	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m) など
	<b>津波災害特別警戒区域</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の質質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) ※制限用途:社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途
<b>イエローゾーン</b> →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	<b>浸水想定区域</b> <水防法>	(洪水) 国土交通大臣、都道府県知事 (雨水出水) 都道府県知事、市町村長(高潮) 都道府県知事	なし
	<b>土砂災害警戒区域</b> <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	都道府県知事	なし
	<b>都市洪水想定区域</b> <b>都市浸水想定区域</b> <特定都市河川浸水被害対策法>	国土交通大臣、都道府県知事 等	なし
	<b>津波災害警戒区域</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	なし
	<b>津波浸水想定(区域)</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	なし

(出典:国土交通省「防災・減災対策に資する市街地整備のあり方について」(2020年))

(所得税・住宅ローン控除)

### 3. 適用時期

2026(令和8)年1月1日から2030(令和12)年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用される。

ただし、「③ 省エネ基準適合住宅に係る借入限度額の縮小」における新築等の適用対象外、および、「⑤ 立地要件の新設」については、2028(令和10)年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用される。

### 4. 今後の注目点

- ・ 気候風土適応住宅が新たに対象に追加されるが、借入限度額等の条件が現時点で明らかとなっていない。
- ・ 年末調整の取り扱いについて所要の措置が講じられる予定である。
- ・ いわゆる災害イエローゾーンも立地要件に追加するか、詳細は今後検討される予定である。

## 5. 参考

### 【用語の説明】

種類		説明	
認定住宅等	認定住宅	<p>認定長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当するものとして証明がされたものをいう。</p> <p>認定低炭素住宅 都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋および同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当するものとして証明がされたものをいう。</p>	省エネ基準適合住宅以上
	ZEH水準省エネ住宅	認定住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋で、以下のすべての基準に該当するものとして証明がされたものをいう。 (イ) 断熱等性能等級5以上 (ロ) 一次エネルギー消費量等級6以上	
	省エネ基準適合住宅	認定住宅およびZEH水準省エネ住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋で、以下のすべての基準に該当するものとして証明がされたものをいう。 (イ) 断熱等性能等級4以上 (ロ) 一次エネルギー消費量等級4以上	
	新築等	住宅を新築または建築後使用されたことのないものを取得することをいう。	
既存住宅	建築後使用されたことのある家屋で、耐震基準に適合するものとして証明等がされたものをいう。		
買取再販住宅	宅地建物取引業者が特定増改築等をした既存住宅を、その宅地建物取引業者の取得の日から2年以内に取得した場合の既存住宅(その取得の時点において、その既存住宅が新築された日から起算して10年を経過したものに限る。)をいう。		
買取再販認定住宅等	買取再販住宅のうち、認定住宅等に該当する住宅をいう。		
中古住宅	既存住宅のうち、買取再販住宅以外の既存住宅をいう。		
特例居住用家屋	小規模居住用家屋で令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた居住用家屋をいう。		
特例認定住宅等	小規模居住用家屋で令和7年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた認定住宅等をいう。		
気候風土適応住宅	地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成及び⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する住宅をいう。		
特例対象個人	以下のいずれかに該当する個人をいう。 (イ) 年齢40歳未満であって配偶者を有する者 (ロ) 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者 (ハ) 年齢19歳未満の扶養親族を有する者 なお、年齢または配偶者もしくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、居住年の12月31日(これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時)の現状による。		

## 5. 参考

### 【他の特例との適用関係】

区分	譲渡益の場合			譲渡損の場合		住宅借入金等特別控除との併用
	所有期間10年超		所有期間10年以下	所有期間5年以上	所有期間5年以下	
	居住期間10年以上	居住期間10年未満				
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の3)	○ ↑ 選択適用 ↓ ○ (併用適用可)	○ (併用適用可)	×			×(注)
居住用財産の譲渡所得の特別控除(措法35)			○			×(注)
特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法36の2,3,6の5)	○	×	×			×(注)
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等(措法41の5)				○ ↑ 選択適用 ↓ ○	×	○
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等(措法41の5の2)				○ ↑ 選択適用 ↓ ○	×	○

(注)新居宅に居住した年の翌年以後3年以内に旧居宅を譲渡した場合で、特例の適用を受けるときは、住宅ローン控除の適用は受けられない。

### 【住宅取得等資金贈与との適用関係】

住宅ローン控除の計算における「住宅借入金等の金額の合計額」については、以下の金額のうちいずれか低い金額となる。

- ① 住宅の取得等に係る借入金の金額
- ② 住宅の取得等に係る対価の額

ただし、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税又は特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用を受けた部分の金額は、②の住宅の取得等に係る対価の額から控除する。

(所得税:住宅ローン控除)

## 5. 参考

### 【住宅ローン控除を最大限に活用するための当初借入金額】

住宅ローン控除の税額控除を最大とするためには、控除期間最終年である13年目(10年目)の年末ローン残高が控除対象借入限度額と同額残っている必要がある。

【前提:金利2%・返済期間35年・元利均等返済】

控除対象借入限度額	5,000万円	4,500万円	3,500万円	3,000万円	2,000万円	2,000万円
控除期間	13年	13年	13年	13年	13年	10年
当初借入金額	7,079万円	6,371万円	4,955万円	4,247万円	2,831万円	2,561万円
控除額(年)	35万円	31.5万円	24.5万円	21万円	14万円	14万円
控除合計額	455万円	409.5万円	318.5万円	273万円	182万円	140万円

### 【表の見方】

例えば、控除期間最終年である13年後の借入残高が5,000万円となる当初借入金額は7,079万円である。その場合に毎年35万円、13年間の合計で455万円の税額控除が受けられる。

## 5. 参考

### 【住宅ローン控除等の一覧】

【新築等に係る所得税額の特別控除】

制度	「住宅ローン」型					「投資型減税」型(注1)			
認定住宅	入居時期	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)	入居時期	控除対象限度額	控除率	控除限度額
	令和8年1月～ 令和12年12月	4,500万円	0.7%	31.5万円	409.5万円	令和8年1月～ 令和10年12月	650万円	10.0%	65万円
	【特例対象個人】								
	入居時期	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和8年1月～ 令和12年12月	5,000万円	0.7%	35万円	455万円				
ZEH水準省エネ住宅	入居時期	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)	入居時期	控除対象限度額	控除率	控除限度額
	令和8年1月～ 令和12年12月	3,500万円	0.7%	24.5万円	318.5万円	令和8年1月～ 令和10年12月	650万円	10.0%	65万円
	【特例対象個人】								
	入居時期	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和8年1月～ 令和12年12月	4,500万円	0.7%	31.5万円	409.5万円				
省エネ基準適合住宅	入居時期(注2)	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和8年1月～ 令和9年12月	2,000万円	0.7%	14万円	182万円				
	【特例対象個人】								
	入居時期	控除対象借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額(13年)				
	令和8年1月～ 令和9年12月	3,000万円	0.7%	21万円	273万円				
一般住宅の取得 一般の増改築等									

(注1)「投資型減税」型は、自己資金により取得等しても、ローンにより取得等しても適用可。なお「住宅ローン」型と「投資型減税」型の併用は不可。

(注2)2028(令和10)年1月から2030(令和12)年12月までの間に居住の用に供した場合は原則として適用対象外となるが、2027(令和9)年末までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅または登記簿上の建築日付が2028(令和10)年6月30日以前である省エネ基準適合住宅の新築等であって2028(令和10)年から2030(令和12)年までの間に居住の用に供したものは適用対象となる(借入限度額2,000万円、控除期間10年、控除限度額(年)14万円、最大控除額140万円)。

## 3. NISAのつみたて投資可能年齢の拡充等

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

2023(令和5)年度税制改正におけるNISAの抜本的拡充・恒久化で、老後等に備えた十分な資産形成が18歳から可能になったことに続き、次世代の資産形成の支援を目的として、つみたて投資枠の対象年齢を拡充する。

#### 2.内容

- ①NISAの口座開設可能年齢の下限(改正前:18歳)を撤廃し、0歳~17歳に対して、新たにつみたて投資枠(年間投資枠:60万円、非課税保有限度額:600万円)を設ける。
- ②NISA口座からの払出しについては、原則18歳になるまでできないが、災害等のやむを得ない場合や、12歳以降で一定の要件を満たす場合は、親権者等による払出しができる。
- ③18歳以降は、自動的に18歳以上向けのNISAに移行する。
- ④一定の要件以外の事由で18歳までに払出しが行われた場合は、そのNISA口座において過去に非課税とされた配当等や売却益、払出し時の含み益に対して課税される(損失はなかったものとみなされ、そのNISA口座内で生じた配当とも損益通算できない)。

#### 3.適用時期

2027(令和9)年1月1日以降に開設されるNISA口座から適用

## <改正のポイント>

### 4.実務のポイント

- 子・孫がつみたて投資枠を利用する場合、そのNISA口座への投資資金を親や祖父母等からの贈与により行うケースがあり、その年の他の贈与との合計額が110万円を超えた場合は、贈与税の申告・納税が必要。
- 親や祖父母等の相続が発生し、その相続において子・孫が相続人又は受遺者に該当する場合には、その贈与のタイミングによっては、相続税の計算上「生前贈与加算」の対象となる可能性がある。
- 12歳以降、「一定の要件」により払出すための書面(資金の用途が子・孫のためのものであり、子・孫が払出しに同意したことを示す書面)の詳細や手続きについて確認する必要がある。

# 1. 改正の趣旨・背景

2023（令和5）年度税制改正におけるNISAの抜本的拡充・恒久化に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたってNISAの利用が広がっている。

今回の改正では、さらに次世代の資産形成の支援を目的として、つみたて投資枠の対象年齢を拡充する改正が盛り込まれた。

NISAの口座開設可能年齢の下限（改正前：18歳）を撤廃し、0歳～17歳に対して非課税口座（NISA口座）の開設を認め、「つみたて投資枠（未成年者特定累積投資勘定、年間投資枠：60万円、非課税保有限度額：600万円）」での投資を可能とする。但し、「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」での投資はできない。この改正によって、格差の固定化につながらないように配慮しつつも、金融経済教育の充実化と併せて、長期・安定的な投資を通じて、進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えることが可能となる。

NISA口座（非課税口座）からの払出しについては、2023（令和5）年12月31日をもって新規の口座開設が終了した「ジュニアNISA」と同様に、原則18歳になるまでできないが、災害等のやむを得ない場合や、12歳以降で一定の要件を満たす場合は、親権者等による払出しができ、旧制度よりも柔軟な資金の活用が可能となる。

18歳以降は、自動的に18歳以上向けのNISA制度に移行するため、分散投資によって価格変動リスクを平準化できる等、より長期的で効率的な資産形成が期待できる。

参考：2023（令和5）年度税制改正における新NISA新設時の倍増プランと現在のNISA口座の利用状況

<倍増プラン（2027年）>

○目標NISA口座数

	口座数
NISA	3400万0000口座

○目標投資額

	買付額
NISA	56兆0000億0000万円

<2025年6月末時点>

○NISA口座数

	口座数
NISA	2696万0101口座

○NISAにおける買付額の合計

		買付額
NISA		10兆5008億2432万円
	NISA（成長投資枠）	7兆4292億0166万円
	NISA（つみたて投資枠）	3兆0716億2266万円

（注）2025年の利用枠で買付があった金額の合計。

（出典）金融庁「NISA口座の利用状況調査（2025年6月末時点）」より

（所得税：NISAのつみたて投資可能年齢の拡充等）

## 2. 改正の内容

### (1) つみたて投資可能年齢の拡充(「こどもNISA」創設)

NISAの口座開設可能年齢の下限(改正前:18歳)を撤廃し、0歳~17歳に対して、新たにつみたて投資枠(通称「こどもNISA」)を設ける。

項目	つみたて投資枠 【こどもNISA】	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	居住者等(0歳~17歳)	居住者等(18歳以上)	
年間投資枠(注1)	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額(注1)	600万円	自動的に 移行	1,800万円
			1,200万円(内数)
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託(注2)		上場株式・ 公募等株式投資信託等(注3)
運用管理	一定の要件(注4)の下、 12歳以降は払出しが可能	制限なし	
設定勘定	未成年者特定累積投資勘定	特定累積投資勘定	特定非課税管理勘定

(注1) 買付けできる金額(限度額)の管理は、買付け価額(簿価)で行う。

(注2) 商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る。

(注3) 高レバレッジ投資信託等の商品は対象から除く。

(注4) 払出し事由が子・孫本人の教育費等の支払いであり、かつ、子・孫本人がその払出しに同意したことを示す書類を含む一定の書類の提出があった場合(災害等のやむを得ない場合は、12歳よりも前に払出しが可能)

### 3. 適用時期等

#### (1) 適用時期

2027(令和9)年1月1日以降に開設されるNISA口座から適用

#### (2) 払出しができる要件

- ・ どもNISA(つみたて投資枠)では、「一定の要件」の下、12歳以降(その年3月31日において12歳である年以降の各年)は払出しが可能となる。

##### 「一定の要件」

払出し事由が入学金、教育費又は生活費の支払いのためである場合等  
(非課税口座を開設した金融商品取引業者等に対し、子・孫がその払出しに同意したことを示す書類を含む一定の書類提出が必要)

- ・ なお、災害等のやむを得ない場合には年齢に関わらず払出しが可能。

#### (3) 災害等のやむを得ない場合以外、もしくは「一定の要件」以外の事由による払出し

「災害等のやむを得ない場合又は上記一定の要件」以外の事由で18歳までにどもNISA口座からの払出しがあった場合は、そのどもNISA口座内で過去に非課税とされた配当等や売却益、払出し時の含み益に対し源泉徴収による課税が行われる。

なお、どもNISA口座内で損失が生じた場合には、税金計算上その損失の金額はなかったものとみなされ、そのNISA口座内で生じた配当とも損益通算できない。

#### (4) 子・孫の年齢が18歳に達した場合

子・孫の年齢が18歳に達した場合(その年3月31日において18歳である年の1月1日以降)、「どもNISA(未成年者特定累積投資勘定)」は自動的に18歳以上の向けのNISA制度に移行する。つまり、18歳までの期間におけるどもNISA口座でのつみたて投資額は、移行後の非課税保有限度額(1,800万円)の計算に含まれる。

### 3. 適用時期等

#### (5)参考:「ジュニアNISA」の取扱い

##### ①「ジュニアNISA」の廃止

- ・「ジュニアNISA」の投資可能期間は2023(令和5)年12月31日で終了した。
- ・非課税保有期間が終了した後も、手続きを経ることなく18歳に達するまで非課税措置を受けることができる。
- ・ジュニアNISAは本来18歳になるまでは原則として払出し不可であったが、制度廃止に伴い、18歳未満でも非課税で払出すことも可能となった(一部払出した場合は、その時点で全額払出し、ジュニアNISA口座は廃止となる)。
- ・18歳に達した場合は、NISA口座に移管することはできず、課税口座へ自動的に移管される。

##### ②「こどもNISA」との関係

- ・「ジュニアNISA」口座を保有している場合であっても、18歳未満であれば新たに「こどもNISA」口座の開設・投資は可能。
- ・「ジュニアNISA」とは別枠で「こどもNISA」の非課税保有限度額が利用できる。

## 4. 実務のポイント

### (1) 贈与税の申告・納税

- ・ 子・孫がつみたて投資枠を利用する場合、そのNISA口座への投資資金を親や祖父母等からの贈与により行うケースがある。その場合、その年の他の贈与との合計額が110万円を超えた場合は、贈与税の申告・納税が必要となる。
- ・ 親や祖父母等の相続が発生し、その相続において子・孫が相続人又は受遺者に該当する場合には、その贈与のタイミングによっては、相続税の計算上「生前贈与加算」の対象となる可能性があるので、留意する。

### (2) 子・孫がその払出しに同意したことを示す書類を含む一定の書類

- ・ 12歳以降、「一定の要件」により子どもNISA口座から払出しを行う場合には、非課税口座を開設した金融商品取引業者等に対し、親権者等が「子・孫の教育費等のための払出しであり、子・孫がその払出しに同意したことを示す書類」を提出する必要があるが、その具体的な手続きについては事前に確認する必要がある。

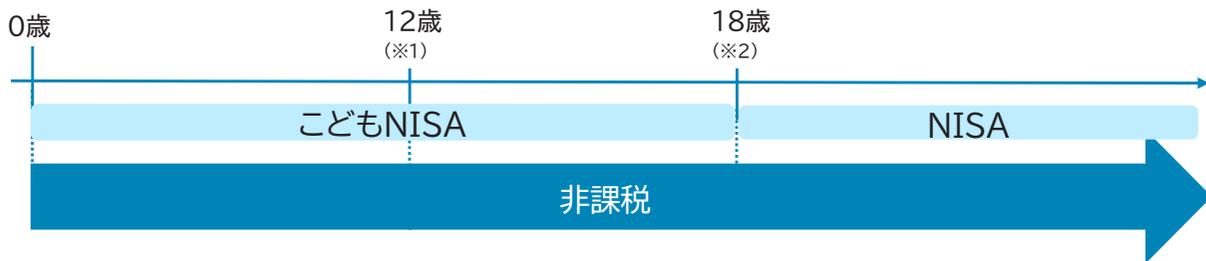
## 4. 実務のポイント

### (3) 払出し時の年齢による課税の違い

払出し時の年齢等により課税関係が異なるので、留意する。

#### ケース① 災害等のやむを得ない事由により払出す場合

災害等のやむを得ない事由により払出す場合は、年齢に関わらず「非課税」となる。



(※1) その年3月31日において12歳である年の1月1日以後

(※2) その年3月31日において18歳である年の1月1日以後

## 4. 実務のポイント

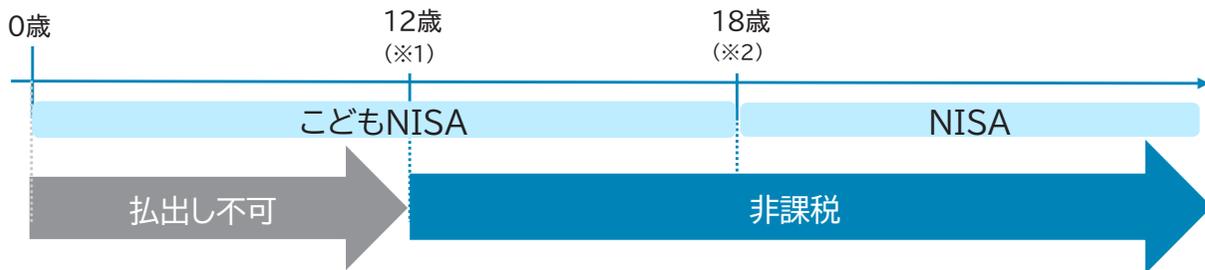
### (3) 払出し時の年齢による課税の違い

払出し時の年齢等により課税関係が異なるので、留意する。

#### ケース② 教育費等の一定の要件による払出しの場合

12歳以降<sup>(※1)</sup>で一定の要件を満たす払出しの場合は、「非課税」となる。

18歳以降<sup>(※2)</sup>の払出しは、事由を問わず「非課税」となる。



(※1)その年3月31日において12歳である年の1月1日以後

(※2)その年3月31日において18歳である年の1月1日以後

## 4. 実務のポイント

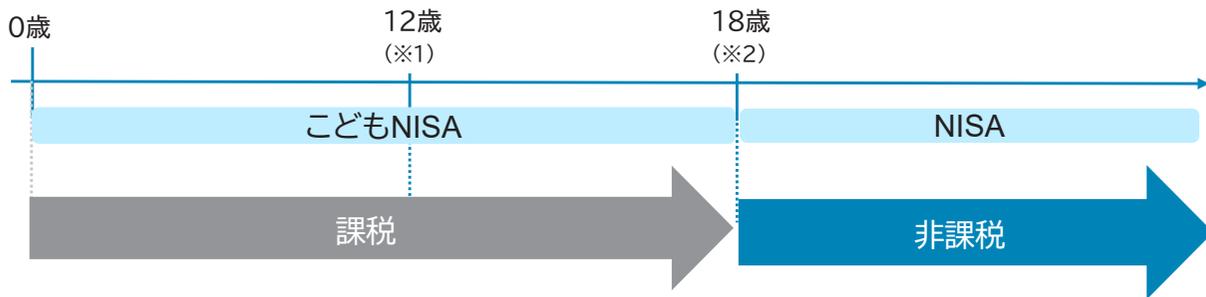
### (3) 払出し時の年齢による課税の違い

払出し時の年齢等により課税関係が異なるので、留意する。

#### ケース③ 教育費等の一定の要件「以外」の事由による払出しの場合

一定の要件「以外」の事由による払出しの場合には、「課税」となる。

18歳以降<sup>(※2)</sup>の払出しは、事由を問わず「非課税」となる。



(※1) その年3月31日において12歳である年の1月1日以後

(※2) その年3月31日において18歳である年の1月1日以後

## 4. 実務のポイント

### (4)生涯非課税限度額のイメージ

#### ケース① 17歳までつみたて投資枠を利用、18歳以降つみたて投資枠を利用



#### ケース② 17歳までつみたて投資枠を利用、18歳以降成長投資枠を利用



## 4. 実務のポイント

### (4)生涯非課税限度額のイメージ

ケース③ 17歳までつみたて投資枠を利用、18歳以降つみたて投資枠と成長投資枠を併用  
(※成長投資枠を上限額まで利用する場合)

17歳まで ※仮に4年間上限額を投資した場合

つみたて投資枠

1年あたり投資額  
60万円

×

年数  
4年

=

非課税保有額  
240万円

18歳以降 ※毎年上限額を投資した場合(成長投資枠を優先)

成長投資枠

1年あたり投資額  
240万円

×

年数  
5年

=

非課税保有限度額  
1,200万円

18歳以降 ※毎年上限額を投資した場合(成長投資枠を優先)

つみたて投資枠

1年あたり投資額  
120万円

×

年数  
3年

=

非課税保有額  
360万円

生涯非課税限度額  
1,800万円

## 5. その他の改正

### (1) つみたて投資枠の投資対象商品の拡充

#### ① 株式指数

- 国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものを追加  
⇒個人の現預金が国内経済に投資され、経済成長を後押しする流れが加速化されることが期待
- 一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託を追加

つみたて投資枠における指定株式指数(赤枠が今回新たに追加された指数)

日本	全世界	先進国	新興国等
<ul style="list-style-type: none"><li>• TOPIX</li><li>• 日経平均株価</li><li>• JPX日経インデックス400</li><li>• MSCI Japan Index</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• MSCI ACWI Index</li><li>• FTSE Global All Cap Index</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• FTSE Developed Index</li><li>• FTSE Developed All Cap Index</li><li>• S&amp;P 500</li><li>• CRSP US Total Market Index</li><li>• MSCI World Index</li><li>• MSCI World IMI Index</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• MSCI Emerging Markets Index</li><li>• FTSE Emerging Index</li><li>• FTSE RAFI Emerging Index</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 読売株価指数</li><li>• JPXプライム150指数</li></ul>	追加		

(注) 上記のほか、一定の株式指数について、他の指定指数と組み合わせが必要との要件を撤廃する。

(出典) 金融庁「令和8(2026)年度税制改正について—税制改正大綱における金融関係の主要項目—(2025年12月)」より

#### ② 投資信託

- 指定指数に連動しない公募株式投資信託の要件を「主に株式又は公社債(改正前:株式のみ)に投資するもの」とする  
⇒リスクの低い投資信託の追加で、幅広い世代の資産運用ニーズに応える
- 定期売却サービスに限り、サービスに通常必要と認められる手数料の徴収を可能とする

#### ③ 適用時期

- 内閣府告示の施行日(2026(令和8)年4月1日予定)以降の投資分から適用

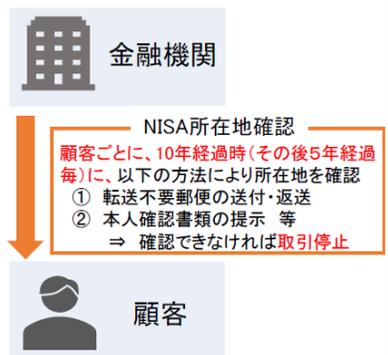
## 5. その他の改正

### (2) NISA口座に係る所在地確認の手続きの簡素化

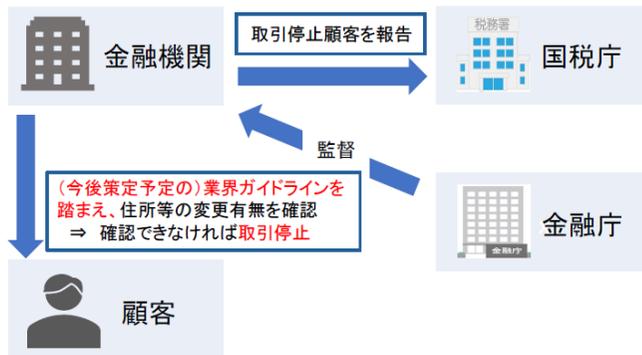
- 金融商品取引業者等が行う、NISA口座を保有している居住者等への住所等の確認措置を廃止する
- 改正後は、住所等の変更があった場合、居住者等が「非課税口座異動届出書」を金融商品取引業者等に提出する
- 住所等の変更の可能性がある居住者等から、一定期間内に「非課税口座異動届出書」の提出等がなかった場合には、つみたて投資枠等において新規の買付・移管を停止する等の運用上の対応を行う<sup>(注1)</sup>

(注1) 新規の買付・移管を停止する等の事実は、その年のNISA口座に係る「非課税口座年間取引報告書」にその旨が記載される。

#### 現行制度



#### 改正案



(出典)金融庁「令和8(2026)年度税制改正について一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目(2025年12月)」より

## 4. 暗号資産の分離課税化

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

上場株式等の金融商品から生じる所得は基本的に分離課税(20.315%)が適用される一方で、暗号資産から生じる所得は総合課税の対象(最大55.945%)である。暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援するべく暗号資産から生じる所得について分離課税化を行う。

#### 2. 内容

##### (1) 分離課税

「暗号資産取引業を行う者(以下、暗号資産取引業者)」に対して「金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等(以下、特定暗号資産)」の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については他の所得と分離して20.315%の税率により課税される。

##### (2) 繰越控除

「特定暗号資産」を「暗号資産取引業者」に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても控除しきれない金額があるときは、特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書等を添付する確定申告を行うことにより、その控除しきれない金額についてその翌年以後3年間の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。

### 2.内容(続き)

#### (3)デリバティブ取引

特定暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等については、以下の適用対象となる。

- ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例(他の所得と分離して20.315%の税率により課税する)
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除(損失の金額を翌年以後3年間にわたり繰り越し、その繰り越された年分の「先物取引に係る雑所得等」の金額を限度として、一定の方法により、「先物取引に係る雑所得等」の金額の計算上その損失の金額を差し引く)

#### (4)総合課税の対象となる暗号資産

総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産(譲渡所得の起因となる暗号資産の譲渡のうち、「暗号資産取引業」を行う者以外の者に対する譲渡、または「特定暗号資産」以外の暗号資産の譲渡)については、次の取り扱いとなる。

- ・譲渡所得の特別控除(50万円控除)を適用しない
- ・5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない
- ・譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しない

## <改正のポイント>

### 3.適用時期

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後の譲渡等について適用される。

### 4.影響・対応策

所有する特定暗号資産の処分時期の判断が重要となる。

- ・ 含み益に対する総合課税、分離課税の有利判定
- ・ 含み損の繰越控除による翌年以後への繰り越し

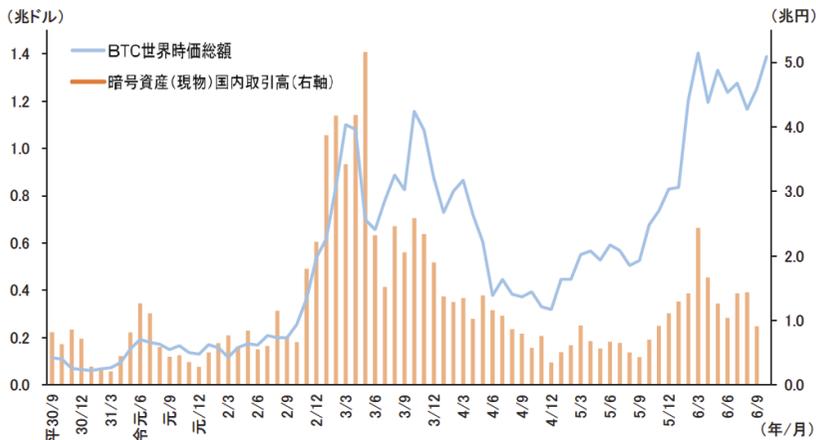
### 5.実務のポイント

- ・ 暗号資産が国外転出時課税の対象資産となるか金融商品取引法の改正法の確認が必要となる。

# 1. 改正の趣旨・背景

近年、暗号資産投資が増加しているが、国内の法整備においては、資金決済法のもと資金決済手段として位置づけられており、暗号資産から生じる所得については総合課税が適用されている。そのため、諸外国と比較した場合の税率の違いにより、Web3.0市場及び企業の育成や、海外競争力強化のため、課題として指摘されていた。したがって、令和7年の税制改正大綱において投資家保護のための法整備等を前提に暗号資産から生じる所得について課税の見直しが検討されていた。

図表1 BTC世界時価総額及び暗号資産（現物）の国内取引高の推移

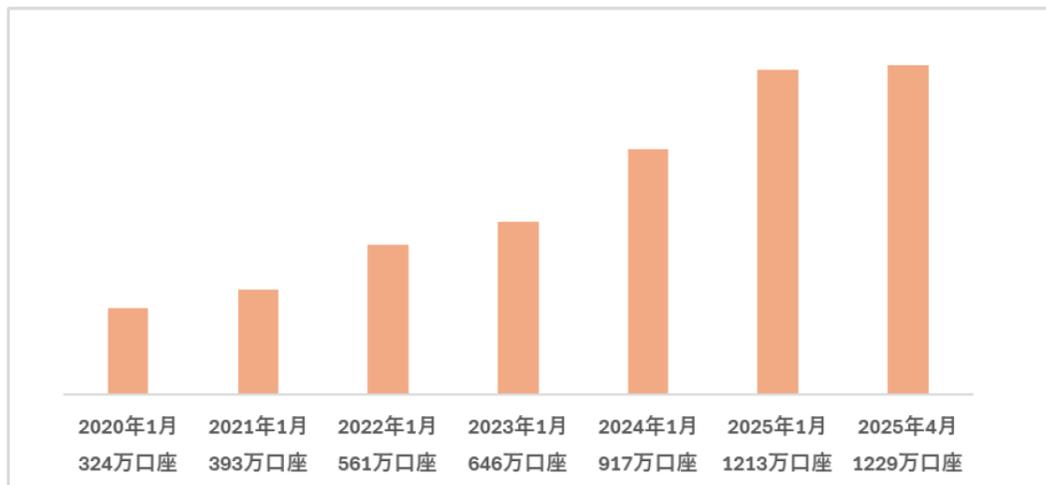


(注) BTC世界時価総額は各月1日時点。

出典：「暗号資産取引に係る所得税制の現状と動向」(経済のプリズム241号／参議院事務局企画調整室)

## 1. 改正の趣旨・背景

### 暗号資産口座開設数



出典：「2026年度 税制改正要望書」概要  
(2025年7月30日 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会 / 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会)

# 1. 改正の趣旨・背景

## 現状の各国税制比較

日本(改正前)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 雑所得として総合課税(支払手段)</li><li>・ 税率最大55%</li><li>・ 年末調整済み給与と所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要</li></ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャピタルゲイン課税(通貨ではない資産)</li><li>・ 1年以上保有した場合、税率最大20%</li><li>・ 1年未満の保有の場合は通常の累進課税</li></ul>
イギリス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャピタルゲイン課税(のれん以外の無形資産)</li><li>・ 20%固定税率(納税者区分による)</li></ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャピタルゲイン課税(その他資産)</li><li>・ 年間利益が600ユーロ以下の場合課税されない</li><li>・ 1年以上保有している場合には原則課税されない</li></ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャピタルゲイン課税(投資資産)</li><li>・ 30%固定税率(12.8%、社会保険料負担17.2%)と累進税率を選択可</li><li>・ 年間利益が305ユーロを超えない限りは課税されない</li></ul>

出典：「2026年度 税制改正要望書」概要  
(2025年7月30日 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会 / 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会)

※日本の税率表記は復興特別所得税を考慮していない

## 2. 改正の内容

- ・ 全ての暗号資産の譲渡が分離課税の対象となるわけではない
- ・ 総合課税となる暗号資産については、金地金のような総合課税となる所得金額とは異なる計算が行われる

項目	譲渡に係る課税関係			先物取引	譲渡等損失
対象資産	① 特定暗号資産 (注)	② 特定暗号資産ETF (注)	①②以外の 暗号資産	特定暗号資産 デリバティブ取引	特定暗号資産(注) 特定暗号資産 デリバティブ取引(注)
改正前	総合課税 最大55.945%	組成不可	総合課税 最大55.945%	雑所得 総合課税	繰越控除無
改正後	譲渡所得 分離課税 20.315%	(※) 譲渡所得 分離課税 20.315%	総合課税 ・譲渡所得の特別控除 適用なし ・5年超保有の場合の 所得1/2措置適用なし ・損益通算適用なし	雑所得 分離課税 20.315%	繰越控除有
適用開始時期等	金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用される	(※)投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正が必要	金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用される	金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用される	金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等及び特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用される

(注)「暗号資産取引業(仮称)」を行う者に譲渡した場合

### 3. 適用時期

- ・分離課税、繰越控除  
金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用される。
- ・デリバティブ取引  
金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用される。
- ・総合課税  
金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用される。

### 4. 影響、対応策

- ・所得金額によっては、総合課税の方が分離課税よりも税負担が軽減される。
- ・含み損を抱える暗号資産については、適用時期以後の売却でないと繰越控除の適用を受けられない。

### 5. 実務のポイント

- ・金融商品取引法の改正により、暗号資産が金融商品取引法に規定された場合、国外転出時課税の適用対象となるか確認が必要となる。
- ・譲渡所得の基因となる暗号資産の譲渡等については租税特別措置法39条(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)、租税特別措置法40条(国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税)の適用可否の確認が必要となる。

## 5. 同族会社以外の特定法人が発行した社債の利子等への課税の適正化

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

平成25年度改正にて、個人が同族会社から支払を受ける社債利子について、源泉分離課税(20.315%)から総合課税(最高55.945%)に取扱いが変更された。

令和3年度改正にて、同族会社との間に法人を介在させる場合に支払を受ける社債利子について、総合課税(最高55.945%)に取扱いが変更された。

今年度改正にて、①同族会社から第三者(特定法人)を経由して社債利子を支払うケース(第三者法人介在型)や、②複数の同族会社の株主がそれぞれ相手方の同族会社(特定法人)から互いに社債の利子の支払を受けるケース(たすき掛け型)について、総合課税(最高55.945%)の対象とされる。

#### 2. 内容

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人(特定法人)が発行した社債の利子で、**実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合(※)**における当該利子が、総合課税(最高55.945%)の対象とされる(社債の償還金についても同様)。

(※)特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。

#### 3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用される。

## <改正のポイント>

### 4. 影響

第三者法人介在型やたすき掛け型により、源泉分離課税(20.315%)として社債利子を受け取っていた個人についても、改正後は総合課税(最高55.945%)とされるため、増税となる可能性がある。

## 1. 改正の趣旨・背景

オーナー等個人が会社へ資金を貸付けた場合に受取る利子が総合課税(最高55.945%)であったのに対し、少数私募債など社債として会社へ資金を貸付けた場合に受取る利子が源泉分離課税(20.315%)であったことから、平成25年度税制改正により、同族会社の株主であるオーナー等が同族会社から支払を受ける社債利子について総合課税(最高55.945%)とされた。

その際に対象とされたのは社債利子の支払を行う同族会社の直接の個人株主等に限られていたため、令和3年度税制改正により、同族会社と個人株主との間に法人を介在させるような場合においても、その支払を受ける社債利子について総合課税(最高55.945%)とされた。

しかし近年、総合課税(最高55.945%)を回避するため、①同族会社から第三者(特定法人)を経由して社債利子を支払うケース(第三者法人介在型)や、②複数の同族会社の株主がそれぞれ相手方の同族会社(特定法人)から互いに社債の利子の支払を受けるケース(たすき掛け型)が把握されている。これらのケースは、実態としては同族会社から支払を受ける利子と変わらないにもかかわらず、通常行われない取引関係の構築により総合課税(最高55.945%)の適用を免れている。

そこで、上記①②のようなケースにおいて特定法人から個人株主等に支払われる社債の利子について、総合課税(最高55.945%)の対象とする措置が講じられる。

## 2. 改正の内容

### (1) 総合課税(最高55.945%)への適正化

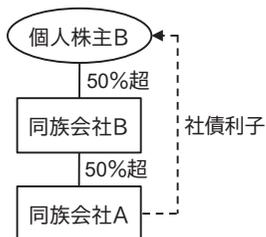
同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人(特定法人)が発行した社債の利子で、**実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合(※)**における当該利子が、総合課税(最高55.945%)の対象とされる。

また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税(最高55.945%)の対象とされる。

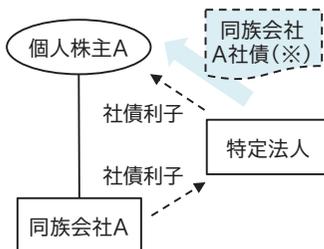
(※)特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう

#### <想定されるケース>

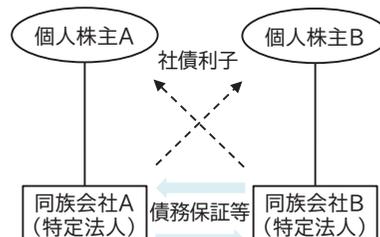
パターン①:同族会社間接保有型



パターン②:第三者法人介入型



パターン③:たすき掛け型



(※)特定法人社債のデフォルト時にA社債が移転する等の契約

	パターン① (令和3年度改正)	パターン② (今年度改正)	パターン③ (今年度改正)
改正前	利子所得【総合課税】 15.105%~55.945%	利子所得【源泉分離課税】 20.315%	
改正後	利子所得【総合課税】 15.105%~55.945%		

(※)パターン①は令和3年度改正で総合課税に変更。パターン②・③は今年度改正で総合課税に変更。

## 2. 改正の内容

### (2) 公社債に関する課税関係一覧

	内容	所得区分	課税方式
①	特定公社債等	利子	利子所得 申告分離課税(20.315%) ※1
		売却益	譲渡所得 申告分離課税(20.315%) ※2
		償還差益	
②	一般公社債等 (③以外のもの)	利子	源泉分離課税(20.315%)
		売却益	譲渡所得 申告分離課税(20.315%)
		償還差益	
③	一般公社債等 (同族会社が発行する など一定のもの)	利子	総合課税(最高55.945%)
		売却益	申告分離課税(20.315%)
		償還差益	総合課税(最高55.945%)

総合課税の  
対象となる  
範囲の改正

※1 源泉徴収が行われるものに限って申告不要。

※2 譲渡により生じた損失の額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額は翌年以後3年間繰越可能。

## 3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用される。

## 4. 今後の注目点

以下については、租税特別措置法施行令の規定内容を確認する必要がある。

- ・ 総合課税の対象となる「同族会社の役員等」の定義
- ・ 「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」の判定方法や対象範囲

## 6. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

給与等は高額になるほど税率が上がる累進制の課税である一方、配当所得ならびに株式等や長期で保有する土地建物の譲渡所得に対する税率は一律15%であるため、配当所得や株式等の譲渡所得が多いほど税負担が低くなる。そのため、高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高い傾向にあることから、高所得者層で所得税の負担率が低下するという逆転現象が生じていた。

高所得者層の所得税負担率を是正するため、2023年度(令和5年度)税制改正において極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置が導入されたが、税負担の公平性の確保を図る観点から、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除する特別控除額3.3億円を1.65億円に引き下げ、税率22.5%を30%に引き上げる。

#### 2. 内容

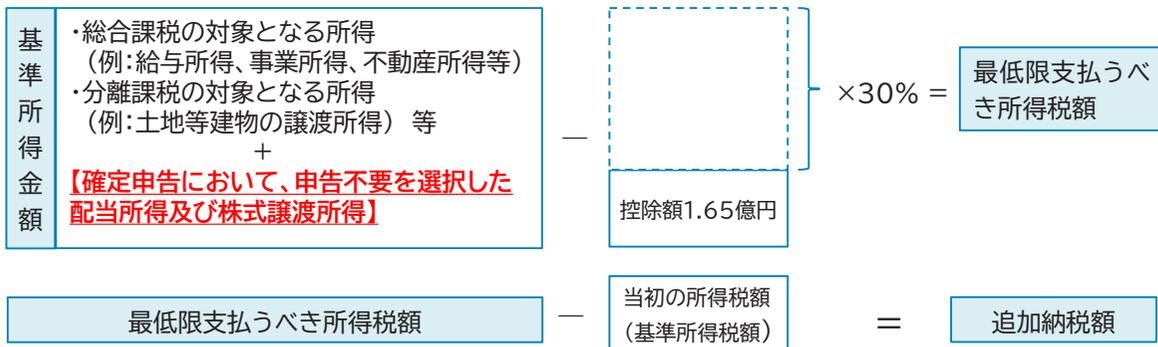
次の金額に相当する所得税が追加課税される。

改正前	改正後
$(\text{基準所得金額}(\ast 1) - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% - \text{基準所得税額}(\ast 2)$	$(\text{基準所得金額}(\ast 1) - 1.65\text{億円}) \times 30\% - \text{基準所得税額}(\ast 2)$

(※1) 基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したものの(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む)をいう。

(※2) 基準所得税額とは、通常の方法で(確定申告不要制度を適用する所得を除いて)計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したものの(復興特別所得税を含む)をいう。

## <改正のポイント>



### 3.適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税について適用する。

## <改正のポイント>

### 4.影響・対応策

・総合課税の対象となる所得がなく、その年の所得が株式や不動産の譲渡所得、上場株式の配当所得のみの場合には、所得が10.33億円を超えるまでは影響が生じなかったが、本改正により、所得が**3.37億円**を超えると影響が生じるため、2023年度(令和5年度)税制改正に比べて改正の影響は大きくなると考えられる。

・相続対策や事業承継対策、M&A等により多額の不動産譲渡所得や株式譲渡所得が見込まれる場合には、改正の影響を受ける可能性があるため、事前に所得税額の試算やスケジューリングが重要となる。

・退職所得の金額は、「(収入金額－退職所得控除額)×1/2」で計算し、退職所得に係る所得税額は他の所得と分離して累進税率により計算することから、多額の退職金を受け取る場合にはにおいてはミニマムタックス課税による追加課税が生じない場合がある。従って、MBOやM&A等に際して株式譲渡価額と退職金の配賦の検討が必要となる。

・特定口座(源泉徴収あり)において多額の株式譲渡所得が発生する場合や、多額の配当所得(大口株主を除く)がある場合は、申告不要制度を選択した場合であっても、所得金額の多寡により追加納税額が生じる場合がある。

## <改正のポイント>

- ・国外転出の際に、一定の居住者が1億円以上の有価証券等を所有している場合には、その対象資産の含み益に対して有価証券の譲渡があったものとしてみなされ、所得の状況によってミニマムタックス課税の影響を受ける可能性があるため留意する。
- ・影響があるのは所得税のみであり、住民税には影響はない。

### 5.実務のポイント

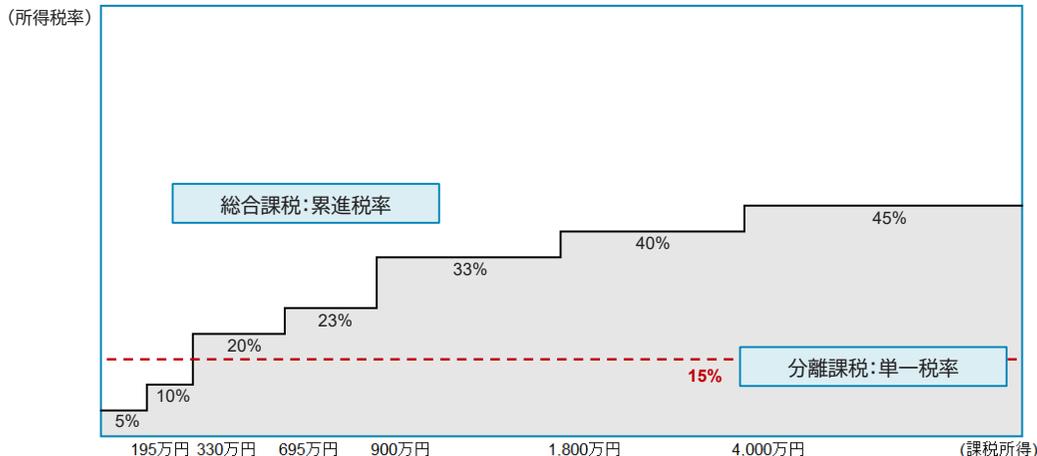
- ・基準所得金額の中には源泉分離課税の対象となる所得金額(例:国内における預貯金から発生する利子所得や一定の割引債の償還差益)や、NISA制度において非課税とされる金額は含まれない。
- ・復興特別所得税の計算方法に留意するとともに、2026年度(令和8年度)税制改正により創設される防衛特別所得税(仮称)の計算方法は法令で確認する必要がある。
- ・基準所得金額にはふるさと納税を含む各種所得控除が考慮されないため、多額のふるさと納税を実施したとしても、寄附額のうち本制度に係る所得税相当額については減税効果がないことに留意する。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1) 所得税の計算方法 – 総合課税制度と申告分離課税制度 –

所得税は、各種の所得金額を合計し総所得金額を求めた上で、税額を計算する総合課税制度がある一方、特定の所得については、他の所得金額と分離した上で一定の税率をかけて税額を計算するという申告分離課税制度がある。

総合課税の対象となる所得は、5%～45%の超過累進税率により所得税が課されるが、分離課税の対象となる所得は、所得の多寡に係わらず、単一税率で所得税が課される。そのため、同じ所得金額であったとしても総合課税と分離課税では、分離課税の方が適用される税率が低くなる場合がある。



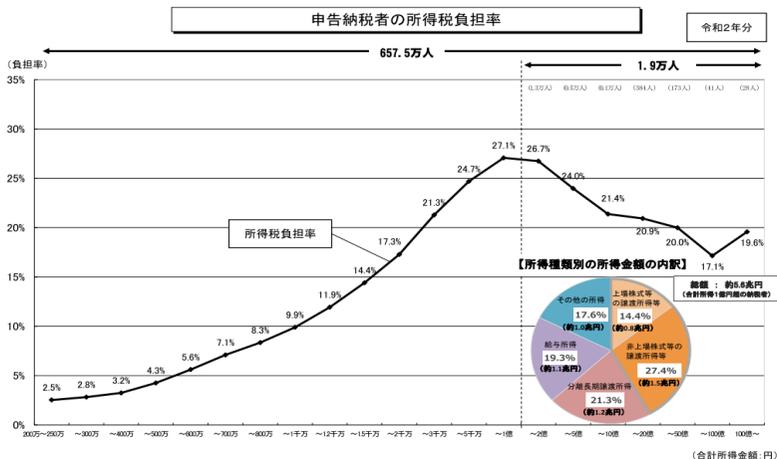
# 1. 改正の趣旨・背景

## (2) 申告納税者の所得税負担率の分布 —1億円の壁—

申告納税者が納める所得税の負担率は、統計上、所得5,000万円超～1億円の層で27.1%と最も高くなり、所得が1億円を超えると負担率が下がるという、いわゆる「1億円の壁」問題が従来より指摘されていた。

これは、高所得者層ほど分離課税の対象となる株式譲渡所得等や不動産譲渡所得の占める割合が多くこれらの所得は所得金額の多寡に係わず、単一税率での所得税が課されることに要因がある。

そのため、所得金額に占める金融所得や不動産譲渡所得、退職所得といった分離課税所得が占める割合が極めて多い富裕層に対し、課税を強化する改正となった。



（備考）令和2年分の国税庁「申告所得税課本課表（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

（注1）所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

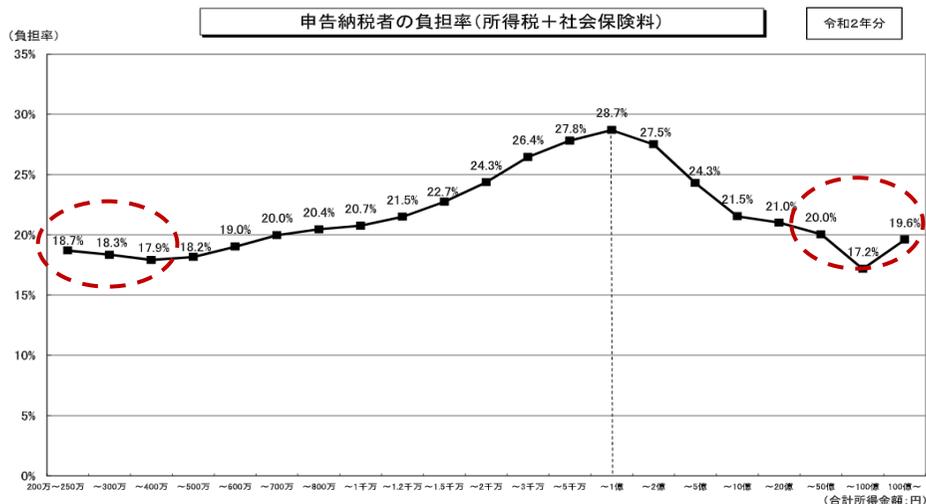
（注2）円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税（株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得）の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のものに限定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したもの。

（出典：2022(令和4)年10月4日政府税調第17回会議資料）

# 1. 改正の趣旨・背景

## (参考)申告納税者の所得税及び社会保険料負担率

社会保険料の負担額は上限があるため、一定の所得を超えると、所得に占める社会保険料の負担率は下がる傾向にある。したがって、所得税に加えて社会保険料の負担を加味した場合の負担率は、高所得者層と低所得者層が同程度になっており、ことさら不公平感が際立っていた。



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標準調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば遺付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 社会保険料負担率は、合計所得金額の各階層の社会保険料控除の合計額から1人当たりの額を算出した上で、合計所得金額の各階層の中間値で割ることにより計算。

(出典:2022(令和4)年10月4日政府税調第17回会議資料)

## 2. 改正の内容

### (1)改正内容

計算式が見直され、**(基準所得金額-1.65億円)×30%**という算式で計算した税額が**基準所得税額**を超える場合は、差額金額に相当する所得税が追加課税される。

改正前	改正後
$(\text{基準所得金額} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% - \text{基準所得税額}$	$(\text{基準所得金額} - \text{1.65億円}) \times \text{30\%} - \text{基準所得税額}$

### (2)基準所得金額とは

基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したものの(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む)をいう。

申告不要制度とは、①確定申告を要しない配当所得等の特例及び②確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例をいう。

基準所得金額	=	総合所得							
		利子所得	配当所得	不動産所得	事業所得	給与所得	雑所得	一時所得	土地・建物等以外の譲渡所得
		分離所得							
		土地・建物等の譲渡所得	上場株式等に 係る配当所得	株式等に係る 譲渡所得	先物取引に係る 譲渡所得	山林所得	退職所得		
	+	申告不要を選択した配当所得及び株式等に係る譲渡所得							

## 2. 改正の内容

### (3) 基準所得金額に含まれるかどうかの判定

基準所得金額に含まれる所得の例	基準所得金額に含まれない所得の例
未上場株式の譲渡	NISA制度により非課税とされる金額
特定口座(源泉徴収あり)で譲渡した上場株式等の譲渡所得	国内の預貯金等から発生する利子等
申告不要を選択できる上場株式等の配当等	一定の割引債より生じる償還差益
大口株主が受け取る上場株式等の配当等	スタートアップ再投資制度により非課税とされる金額
退職所得 (退職所得控除及び2分の1計算の適用後)	
土地等建物の譲渡所得	

### (4) 基準所得税額とは

基準所得税額とは、通常の方法で(確定申告不要制度を適用する所得を除いて)計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したもの(復興特別所得税を含む)をいう。

通常の方法で計算した場合の所得税額(申告不要制度を適用する所得を除く)

+

申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額

=

基準所得税額  
(復興特別所得税を含む)

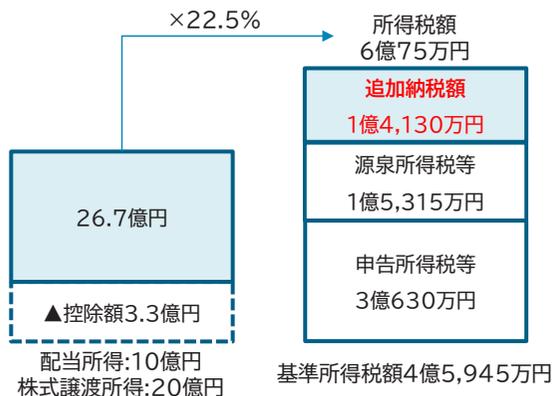
### 3. 改正の影響

#### (1) 計算例

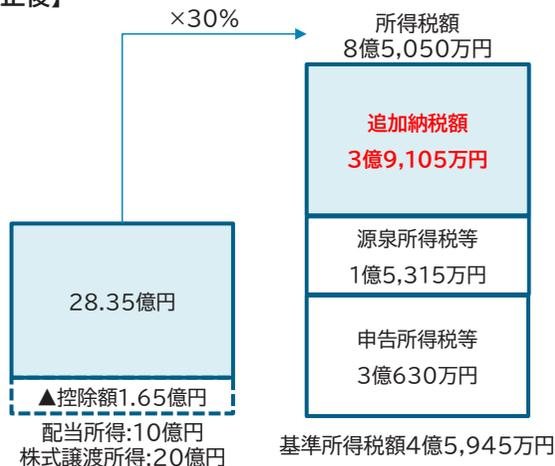
##### 【前提】

- ・申告不要制度を適用した上場株式の配当所得10億円、左記に係る源泉所得税等1億5,315万円
- ・株式の譲渡所得20億円、左記に係る申告所得税等3億630万円
- ・基準所得税額: 1億5,315万円+3億630万円=4億5,945万円

##### 【改正前】



##### 【改正後】



※ 追加納税額に対する復興特別所得税は考慮せず計算している。

### 3. 改正の影響

#### (2)改正による影響額一覧

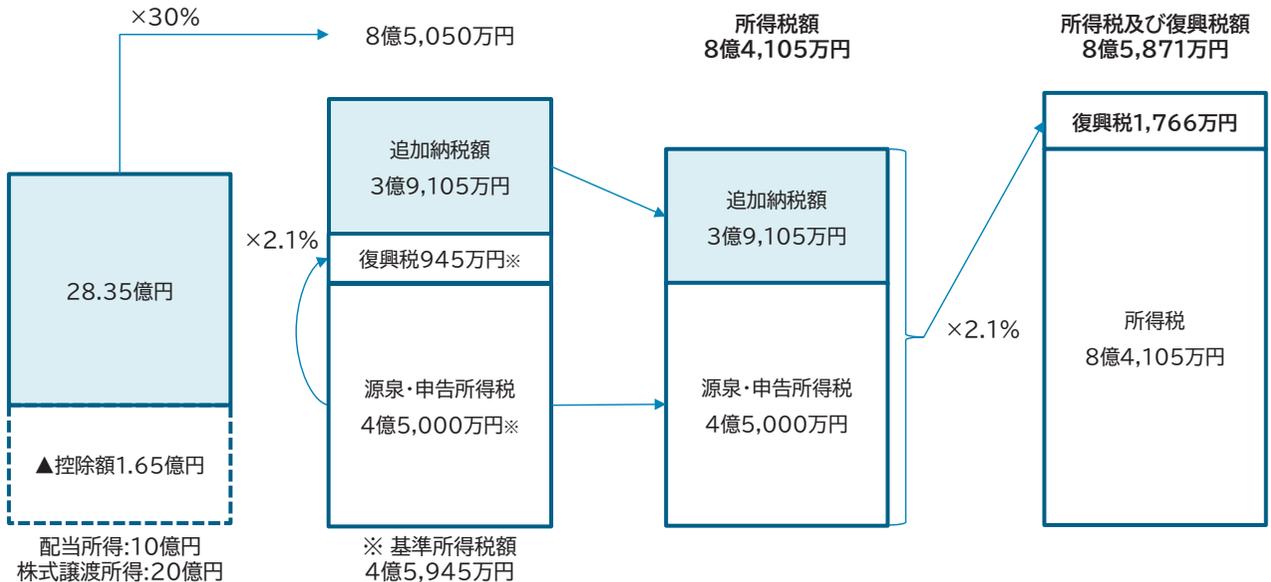
基準所得金額	基準所得税額	令和7年 所得税額等 (A)	令和9年 所得税額等 (B)	改正による 影響額 (B-A)	基準所得金額	基準所得税額	令和7年 所得税額等 (A)	令和9年 所得税額等 (B)	改正による 影響額 (B-A)
3億円	45百万円	45百万円	45百万円	0百万円	30億円	459百万円	603百万円	858百万円	254百万円
4億円	61百万円	61百万円	70百万円	9百万円	40億円	612百万円	830百万円	1,161百万円	331百万円
5億円	76百万円	76百万円	101百万円	24百万円	50億円	765百万円	1,056百万円	1,464百万円	408百万円
6億円	91百万円	91百万円	131百万円	39百万円	60億円	918百万円	1,283百万円	1,767百万円	484百万円
7億円	107百万円	107百万円	161百万円	54百万円	70億円	1,072百万円	1,509百万円	2,071百万円	561百万円
8億円	122百万円	122百万円	191百万円	69百万円	80億円	1,225百万円	1,736百万円	2,374百万円	637百万円
9億円	137百万円	137百万円	222百万円	84百万円	90億円	1,378百万円	1,962百万円	2,677百万円	714百万円
10億円	153百万円	153百万円	252百万円	99百万円	100億円	1,531百万円	2,189百万円	2,980百万円	791百万円
15億円	229百万円	263百万円	404百万円	140百万円	200億円	3,063百万円	4,454百万円	6,011百万円	1,556百万円
20億円	306百万円	377百万円	555百万円	178百万円	300億円	4,594百万円	6,719百万円	9,041百万円	2,322百万円

総合課税の対象となる所得がなく、株式の譲渡所得や不動産の長期譲渡所得、上場株式の配当所得など分離課税15%のみの場合であり、復興特別所得税を考慮して試算。



## 4. 改正の留意点 – 復興特別所得税の計算 –

【イメージ図】 – 所得控除・税額控除がない場合 –





## 4. 改正の留意点 – 復興特別所得税の計算 –

【イメージ図】 – 所得控除・税額控除がある場合 –



➡ 「控除された税額×復興特別所得税率(2.1%)」に相当する金額分、所得税及び復興特別所得税が増加する。

## 4. 改正の留意点 – MBO・M&Aにおける株式譲渡価額と退職金 –

### (1) 株式譲渡価額と退職金

事業承継を目的としたMBOやM&Aの際に対価の一部を役員退職金として支給することで、売り手の税負担が少なくなり、買収時のキャッシュアウトを抑えられる可能性がある。この頁では、一定の前提を置いた上で、株式譲渡代金、退職金のそれぞれの受取割合を10%ずつ変動させた場合の税負担をシミュレーションする。

#### 【前提条件】

- ・ M&A対価 10億円 (M&Aスキームは株式譲渡を前提とする)
- ・ 株式取得費 1億円
- ・ 役員就任期間 30年、退職所得控除額 1,500万円 (800万円+70万円×(30年-20年))
- ・ 株式譲渡所得と退職所得以外の所得はなく、所得控除や税額控除はないものとして試算している

株式譲渡代金	退職金	特例適用の場合の 所得税の額 (第1表④欄)	ミニマムタックス課税適用による追加税額	所得税額 (①+②)	復興特別 所得税額	所得税及び復興 特別所得税の額 (③+④)	道府県民税額	市民税額	合計税額 (⑤+⑥+⑦)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
100%	0%	135百万円	83百万円	218百万円	5百万円	222百万円	18百万円	27百万円	267百万円
90%	10%	134百万円	66百万円	200百万円	4百万円	205百万円	18百万円	27百万円	249百万円
80%	20%	142百万円	43百万円	185百万円	4百万円	189百万円	18百万円	27百万円	233百万円
70%	30%	149百万円	21百万円	170百万円	4百万円	174百万円	18百万円	27百万円	218百万円
60%	40%	157百万円	0百万円	157百万円	3百万円	160百万円	18百万円	27百万円	204百万円
50%	50%	164百万円	0百万円	164百万円	3百万円	168百万円	18百万円	27百万円	212百万円
40%	60%	172百万円	0百万円	172百万円	4百万円	175百万円	18百万円	27百万円	220百万円
30%	70%	179百万円	0百万円	179百万円	4百万円	183百万円	18百万円	27百万円	227百万円
20%	80%	187百万円	0百万円	187百万円	4百万円	191百万円	18百万円	27百万円	235百万円
10%	90%	194百万円	0百万円	194百万円	4百万円	198百万円	18百万円	27百万円	243百万円
0%	100%	217百万円	0百万円	217百万円	5百万円	221百万円	20百万円	30百万円	271百万円

(所得税:極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し)

## 4. 改正の留意点 – MBO・M&Aにおける株式譲渡価額と退職金 –

### (2) 留意点

- ・ 本事例では株式譲渡対価6億円、退職金4億円の場合が最も税負担が少なくなり、M&A対価の手取額が最も多くなる結果となったが、M&A対価によってシミュレーション結果が変わることから、損益分岐点を個々の事案毎に算定する必要がある。
- ・ 株式を譲渡する個人において、譲渡する年分に他の所得がある場合には、当該他の所得金額の多寡により基準所得税額が変動することから、ミニマムタックス課税が発動するか否かを確認する必要があり、株式譲渡対価と退職金それぞれの受取割合の損益分岐点変動する。
- ・ M&A対価の一部を退職金として支給することにより手取額が増加する可能性があるが、税務否認される可能性があるため、それぞれの価格決定の検証が必要となる。
- ・ 買い手において退職金スキームは買収時の手出資金を抑えることができる。また、税務面においても株式購入代金は資産計上する必要がある一方、役員退職金は支払法人で損金算入することができることから、買い手においても一定のメリットがある。
- ・ 本事例は株式譲渡スキームを前提としてシミュレーションしているが、M&Aスキームが、株式譲渡や事業譲渡等によって課税関係が異なることから、個々の事案に応じて検証する必要がある。

## 4. 改正の留意点 – ミニマムタックス課税とふるさと納税 –

### (1) 特定の基準所得金額の課税の特例(極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)

下記①の金額が②の金額を超える場合は、差額に相当する所得税が課せられる。

① (基準所得金額<sup>(※1)</sup> - 1.65億円) × 30%

② 基準所得税額<sup>(※2)</sup>

(※1) 基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したものの(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む)をいう。

(※2) 基準所得税額とは、通常の方法で(確定申告不要制度を適用する所得を除いて)計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したものの(復興特別所得税を含む)をいう。

### (2) 特定の基準所得金額の課税の特例適用時のふるさと納税に関する留意点

本特例では、上記①の計算につき、各種所得控除を加味する前の金額である「基準所得金額」を計算要素としているため、各種所得控除は計算上考慮されないこととなる。

一方で上記②については、計算要素が基準所得金額から各種所得控除額を控除した「基準所得税額」であることから各種所得控除について計算上加味されている。

このことから、本特例の対象となる場合は、ふるさと納税を含む各種所得控除が考慮されていない、「基準所得金額」が基となり所得税額が算出されるため、多額のふるさと納税を実施したとしても、**寄附額のうち、“所得税額に対応する部分”については減税効果がない**と考えられる。

なお、本特例は住民税には影響しないため、住民税額に対応する部分については減税効果があることに留意する。

## 4. 改正の留意点 – ミニマムタックス課税とふるさと納税 –

### 【具体例】

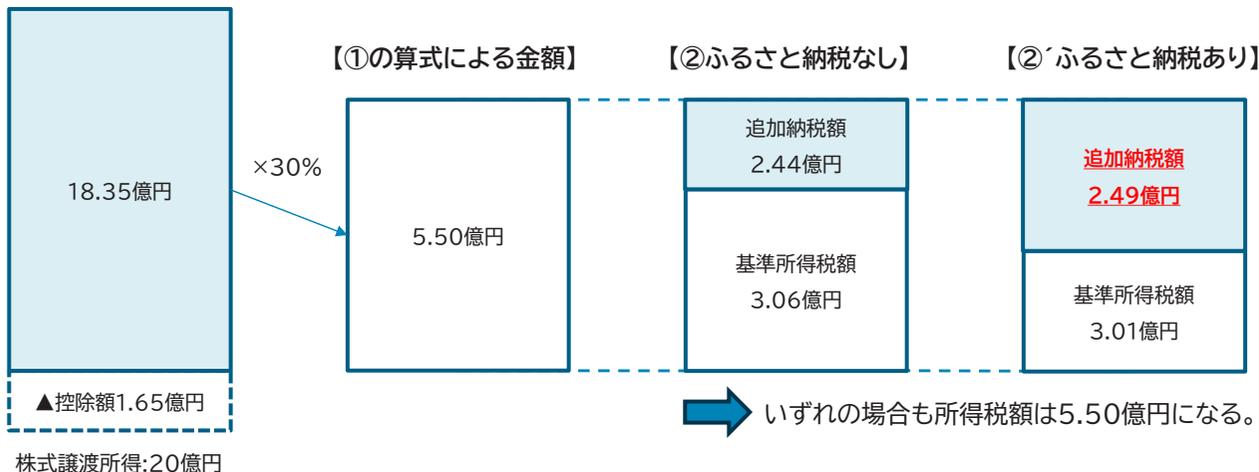
分離課税の所得20億円の特例対象者がふるさと納税を3,000万円した場合

①  $(20\text{億円} - 1.65\text{億円}) \times 30\% = 5.50\text{億円}$

② ふるさと納税しない場合の基準所得税額:  $20\text{億円} \times 15.315\% = 3.06\text{億円}$

②' ふるさと納税した場合の基準所得税額:  $(20\text{億円} - 3,000\text{万円}) \times 15.315\% = 3.01\text{億円}$

いずれも所得税額は①となるため、**寄附による所得税の減税効果はない。**



※ 追加納税額に対する復興特別所得税は考慮せず計算している。

## (1)ふるさと納税の概要

ふるさと納税は、既存の所得税の寄附金控除(所得控除)、住民税の寄附金税額控除に加え、上乘せ措置として設けられた寄附金税額控除(特例分)の組み合わせにより、原則は(寄附額-2,000円)相当額の減税効果を受けられる制度である。

## (2)寄附による減税効果及び法令上の寄附限度額

税目	控除制度	減税効果	法令上の寄附限度額 (いずれか少ない金額)	備考
所得税	寄附金控除 (所得控除)	(寄附額-2,000円)×所得税率	(総所得金額等×40%)+2,000円	
住民税	寄附金税額控除 (基本分)	(寄附額-2,000円)×10%	(総所得金額等×30%)+2,000円	
	寄附金税額控除 (特例分)	(寄附額-2,000円)×(100%- 10%- <b>所得税率</b> ) 2027年(令和9年)以降の寄附 は193万円が上限	{住民税所得割額×20%/(100%- 10%- <b>所得税率</b> )}+2,000円	寄附金控除、寄附金税額控除 (基本分)で控除しきれなかつ た分を控除する上乘せ措置

※住民税所得割額は、総所得金額等に一定の算式を用いて計算

### (3)総合課税所得と分離課税所得がある場合の寄附限度額の留意点

上記の寄附金税額控除(特例分)で記載した「所得税率」は、地方税法の規定にもとづき、所得構成に応じて総合課税ならびに分離課税の適用税率のうちいずれか一つの税率が採用される。

例えば、総合課税所得の適用税率が33%、かつ、分離課税所得(適用税率15%を想定)を有する場合であれば、寄附金税額控除(特例分)における「所得税率」は33%が採用されるため、法令上の限度額通り寄附をすることで、18%(=33%-15%)相当額の減税効果を受けられず、自己負担額が大きく膨らんでしまうことが起こり得る(分離課税所得が多額であればあるほど、該当する可能性が大きくなる)。

なお、総合課税所得についても、累進税率が低い部分については、同じく減税効果が受けられないことになる。

ミニマムタックス課税適用前の2024年(令和6年)以前やミニマムタックス課税が発動しない場合においても、上記の税率差が要因となり、法令上の寄附限度額を寄附したとしても自己負担額が2,000円とならない場合があった。

#### 【具体例】

- ・2026年(令和8年)の総合課税所得1,000万円、分離課税所得8億円 ※ミニマムタックス課税の発動なし
- ・住民税の特例適用により計算した限度額1,456万円

税目	控除制度	減税効果	法令上の寄附限度額 (いずれか少ない金額)	備考
所得税	寄附金控除 (所得控除)	(寄附額-2,000円)× <del>33%</del> 、 15%	(総所得金額等×40%)+2,000円	
住民税	寄附金税額控除 (基本分)	(寄附額-2,000円)×10%	(総所得金額等×30%)+2,000円	
	寄附金税額控除 (特例分)	(寄附額-2,000円)×(100%- 10%- <del>33%</del> )	{住民税所得割額×20%/(100%- 10%- <del>33%</del> )}+2,000円 =1,456万円	寄附金控除、寄附金税額控除 (基本分)で控除しきれなかつた分を控除する上乗せ措置

## (参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 —総合課税所得と分離課税所得がある場合の限度額—

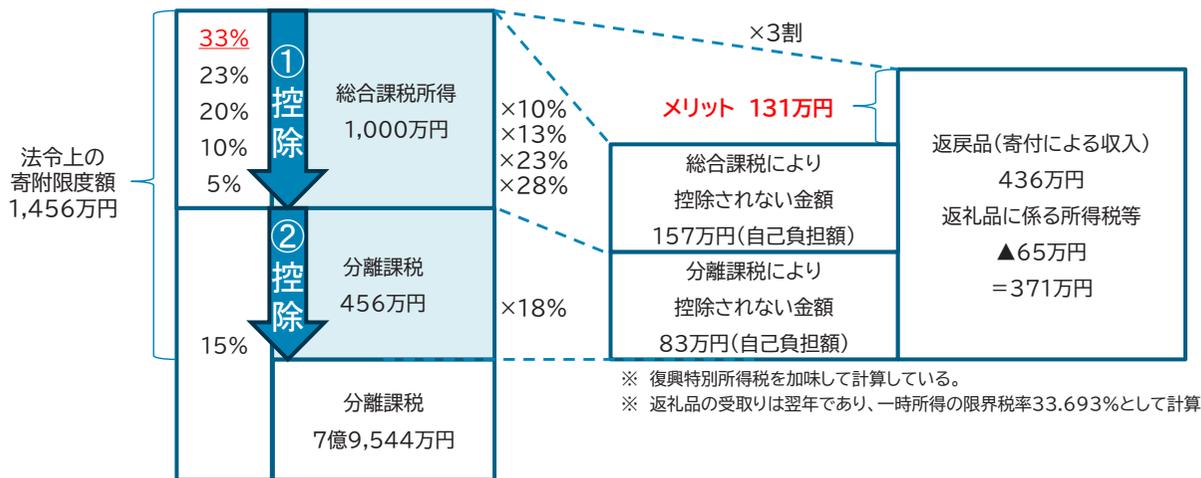
法令上の寄附限度額1,456万円について、所得税の寄附金控除は、総合課税所得1,000万円と分離課税所得8億円のうち456万円に対して控除される。

分離課税部分456万円については、地方税法の規定に基づき、所得控除 $15\% + \text{基本分}10\% + \text{特例分}(100\% - 10\% - 33\%) = 82\%$ しか控除されない。

つまり、分離課税部分については、 $456\text{万円} \times 18\% = 82\text{万円}$ について控除されない(自己負担)こととなる。(同じく総合課税についても累進税率が低い部分については控除されない)

ただし、寄附額のうち3割相当は返礼品としての経済的利益があることから、**自己負担額が大きくても、寄附による収入額を考慮すると、メリットとなる場合がある。**

なお、返礼品は、受け取った年分の一時所得の対象となるため、考慮する必要がある。



## (参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 —総合課税所得と分離課税所得がある場合の限度額—

### 【具体例】

- ・2026年(令和8年)の総合課税所得1,000万円、分離課税所得8億円 ※ミニマムタックス課税の適用なし
- ・住民税の特例適用により計算した限度額1,456万円
- ・返礼品の受取りは翌年であり、一時所得に係る限界税率は33.693%とする。

① 自己負担額が2,000円となる100万円を寄附

法令上の寄附限度額	所得税	324,002,000
	住民税(基本)	162,002,000
	住民税(特例)	14,565,000
	いずれか低い金額	14,565,000
実際の寄附額	A	1,000,000
自己負担額	B(Aより算出)	2,000
返礼品	C(A×0.3)	300,000
返礼品に係る所得税等	D(C-50万円)/2×所得税率	0
寄附によるメリット	C-D-B	298,000

※ 復興特別所得税を加味して計算している。

② 法令上の寄附限度額となる1,456万円を寄附

法令上の寄附限度額	所得税	324,002,000
	住民税(基本)	162,002,000
	住民税(特例)	14,565,000
	いずれか低い金額	14,565,000
実際の寄附額	A	14,565,000
自己負担額	B(Aより算出)	2,408,800
返礼品	C(A×0.3)	4,369,500
返礼品に係る所得税等	D(C-50万円)/2×所得税率	651,875
寄附によるメリット	C-D-B	1,308,825



自己負担額が大きくても、実質的収入額(返礼品)から判断すると、有利になる場合がある。

## (1) 特例適用者の寄附限度額の留意点

本特例の対象となる場合は、ふるさと納税を含む各種所得控除が考慮されていない、「基準所得金額」が基となり所得税額が算出されるため、多額のふるさと納税を実施したとしても、寄附額のうち、“所得税額に対応する部分”については減税効果がないと考えられる。

【本特例の適用がない場合】 ※総合課税所得の税率33%  
分離課税部分について、  
所得控除15%+基本分10%+特例分(100%-10%-33%)=82%しか控除されないため、  
18%が自己負担となる。

【本特例の適用がある場合】 ※総合課税所得の税率33%  
分離課税部分について、  
所得控除15%+基本分10%+特例分(100%-10%-33%)=82%のうち、  
所得控除15%については本特例により所得税の減税効果がないことから、  
18%の自己負担に加えて、所得控除15%についても寄附による税メリットがないことになる。

なお、同じく総合課税についても累進税率の低い部分については自己負担が発生し、所得税の減税効果はない。

## (参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 – 特例対象者のふるさと納税の有利不利 –

### 【具体例】

- ・2026年(令和8年)の総合課税所得800万円、分離課税所得20億円 ※ミニマムタックス課税の適用あり
- ・住民税の特例適用により計算した限度額3,031万円

法令上の寄附限度額3,031万円について、所得税の寄附金控除は、総合課税所得800万円(限界税率23%)と分離課税所得20億円のうち2,231万円に対して控除される。

分離課税部分2,231万円については、地方税法の規定に基づき、所得控除15%+基本分10%+特例分(100%-10%-23%)=92%しか控除されない。

つまり、分離課税部分については、 $2,231万円 \times 8\% = 178万円$ について控除されない(自己負担)こととなる。(同じく総合課税についても累進税率が低い部分については控除されない)

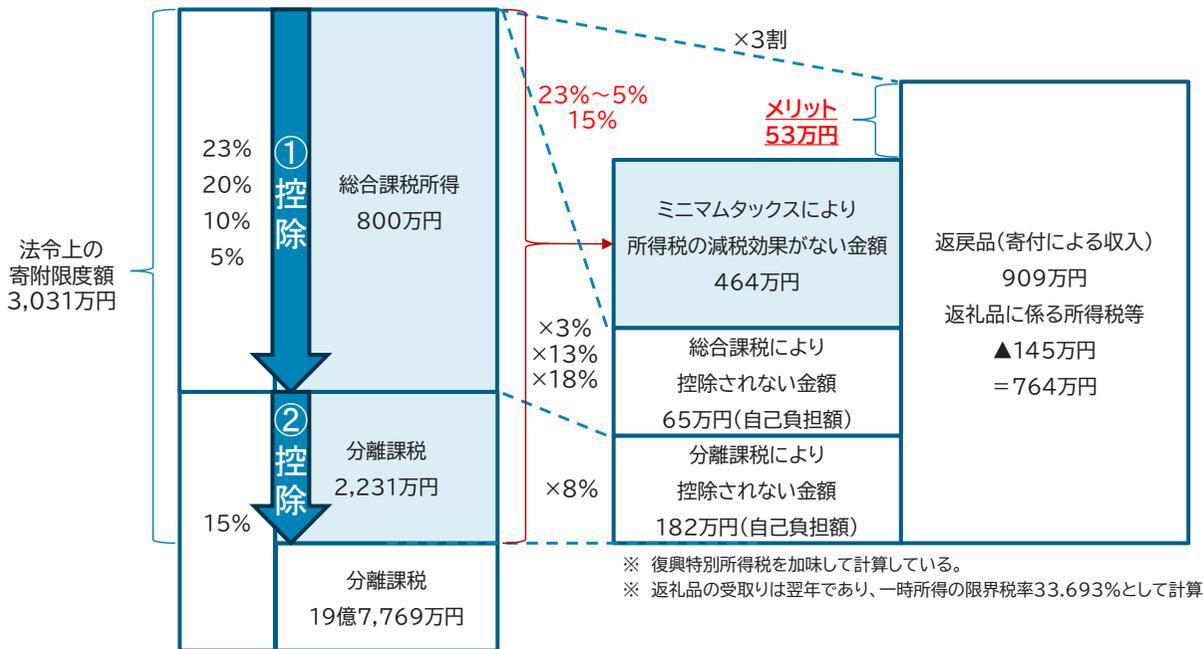
また、ミニマムタックス課税により、所得控除15%部分については減税効果がないことから、 $2,231万円 \times 15\% = 334万円$ についても、寄附による税メリットがないことになる。

(同じく総合課税についても所得税の減税効果はない)

ただし、寄附額のうち3割相当は返礼品としての経済的利益があることから、**自己負担額が大きくても、所得税の減税効果がなくとも、寄附による収入額を考慮すると、メリットとなる場合がある。**

なお、返礼品は、受け取った年分の一時所得の対象となるため、考慮する必要がある。

(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 –特例対象者のふるさと納税の有利不利–



## (参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 —総合課税所得と分離課税所得がある場合の限度額—

### 【具体例】

- ・分離課税所得20億円 ※ミニマムタックス課税の適用あり
- ・返礼品の受取りは翌年であり、一時所得に係る限界税率は33.693%とする。
- ・総合課税所得は以下の通り

#### ① 総合課税所得が800万円の場合

(単位:円)

法令上の 寄附限度額	所得税	803,202,000
	住民税(基本)	401,602,000
	住民税(特例)	30,310,000
	いずれか低い金額	30,310,000
実際の寄附額	A	30,310,000
自己負担額	B(Aより算出)	2,473,500
所得税の減税効果がない金額	C(A×所得税率)	4,645,700
返戻品	D(A×0.3)	9,093,000
返戻品に係る所得税等	E(D-50万円)/2×所得税率	1,447,620
寄附によるメリット	D-E-B-C	526,180

※ 復興特別所得税を加味して計算している。

#### ② 総合課税所得が1億円の場合

(単位:円)

法令上の 寄附限度額	所得税	840,002,000
	住民税(基本)	420,002,000
	住民税(特例)	49,939,500
	いずれか低い金額	49,939,500
実際の寄附額	A	49,939,500
自己負担額	B(Aより算出)	2,000
所得税の減税効果がない金額	C(A×所得税率)	22,944,000
返戻品	D(A×0.3)	14,981,850
返戻品に係る所得税等	E(D-50万円)/2×所得税率	2,439,685
寄附によるメリット	D-E-B-C	▲10,403,835



総合所得の金額により、ふるさと納税の有利・不利が異なる。

## (参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 –特例対象者のふるさと納税の有利不利–

### (2)結論

特定の基準所得金額の課税の特例(極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)の対象となる場合、有利・不利の関係は、総合所得金額(限界税率)により、**総合所得金額が900万円以下(限界税率23%以下)の場合有利**、**総合所得金額が900万円超(限界税率33%以上)の場合不利**となる。

【総合所得金額による有利・不利】 ※譲渡所得金額は20億円、一時所得に係る税率を33.693%と仮定

(単位:円)

	総合所得金額	8,000,000	9,000,000	9,001,000	100,000,000
	総合課税の税率	23%	23%	33%	45%
法令上の 寄附限度額	所得税	803,202,000	803,602,000	803,602,400	840,002,000
	住民税(基本)	401,602,000	401,802,000	401,802,200	420,002,000
	住民税(特例)	30,310,000	30,340,100	35,841,200	49,939,500
	いずれか低い金額	30,310,000	30,340,100	35,841,200	49,939,500
実際の寄附額	A	30,310,000	30,340,100	35,841,200	49,939,500
自己負担額	B(Aより算出)	2,473,500	2,394,000	6,502,500	2,000
所得税の減税効果がない金額	C(A×所得税率)	4,645,700	4,732,200	5,574,800	22,944,000
返品	D(A×0.3)	9,093,000	9,102,030	10,752,360	14,981,850
返品に係る所得税等	E(D-50万円)/2×所得税率	1,447,620	1,449,141	1,727,164	2,439,685
寄附によるメリット	D-E-B-C	526,180	526,689	▲3,052,104	▲10,403,835

※一時所得に係る税率によりメリットは変動するため留意する。

※寄附金税額控除(特例分)について、2027年(令和9年)以降の寄附は193万円が上限となるため留意する。

## 7. 給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

- ・年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。
- ・在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われると、給与収入を得つつより多くの年金を受け取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

#### 2.内容

給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする。

#### 3.適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税について適用される。

# 1. 改正の趣旨・背景

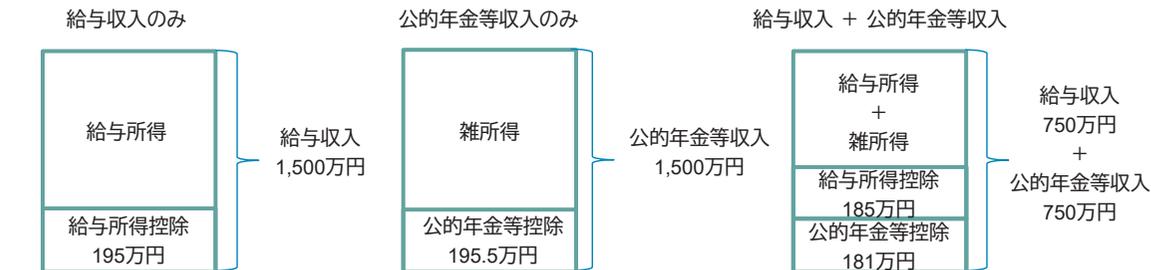
## (1) 趣旨・背景

年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。

在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われると、給与収入を得つつより多くの年金を受取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

令和7年度年金制度改正法に基づき、令和8年4月から在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われることに伴い、昨年度改正で示されていた本制度が今年度改正で正式に法制化される。

### 【ケースごとの控除額の比較】



給与所得控除と公的年金等控除の両方が適用されることにより、同じ1,500万円の収入でも、給与収入と公的年金等収入を各々750万円有する場合は、給与所得控除と公的年金等控除の合計額は366万円となり、給与収入のみ、または、公的年金等収入のみの場合と比べて所得は171万円または170万5千円減少し、税負担も減少することになる。

▶改正後は給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限が280万円になる。

## 1. 改正の趣旨・背景

### (2) 公的年金等に係る所得と控除の沿革

- ・昭和32年改正前においては、社会保険等制度に基づく年金はその支払者はもとの使用者ではなく、各種の社会保険制度に基づく支払機関であったことから給与所得には当たらず雑所得として課税されていた。
- ・昭和32年度の改正で、公的年金は給与所得者であった者が過去の勤務に関連して受ける給付という性格を有し、その給付の原資の大部分は過去にその者の使用者が使用者としての立場で払い込んだ掛金や保険料であることからその給付の実質は、元の使用者から支給される退職年金と同様に給与等に類するものにとらえ、年金給付を給与等とみなし給与所得として課税することとされた。
- ・昭和61年に税制調査会により、給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するなど給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものであるため必ずしもこのような実情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではない、と指摘された。
- ・昭和62年の改正において公的年金等に係る控除を公的年金等であるが故の負担調整措置と整理し公的年金等の特性に即した控除(公的年金等控除)を適用し、雑所得として課税することとされた。
- ・令和5年に税制調査会により、公的年金等控除は、給与所得を得ている者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用により、同じ収入でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者で税負担が異なる、と指摘された。

### (3) 在職老齢年金制度とその動向

在職老齢年金制度とは、厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに年金支給を停止する仕組みをいう。

令和7年度年金制度改正法に基づき、在職老齢年金支給停止調整額の引上げ(令和8年3月まで51万円、令和8年4月から62万円)が行われる。給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限の設定に当たり、当該引上げにより公的年金等収入が増加する者には、年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、年金収入に変化がない者には、影響が生じないように検討が行われた結果、上限を280万円とすることとなった。

## 2.内容

### (1)改正点

給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする。

### (2)給与収入のみと、給与収入＋公的年金等収入が同額の場合の控除額の比較

前提:65歳以上、公的年金等収入は200万円で固定

(単位:万円)

給与収入 のみの場合	給与収入	400	500	600	700	800	830	900	1000	1200	1500
		給与所得控除	124	144	164	180	190	193	195	195	195
給与収入と 公的年金等収入 がある場合	給与収入	200	300	400	500	600	630	700	800	1000	1300
	公的年金等収入	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	合計	400	500	600	700	800	830	900	1000	1200	1500
	給与所得控除	74	98	124	144	164	170	180	190	195	195
	公的年金等控除	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
	控除額合計(改正前)	184	208	234	254	274	280	290	300	305	295
	控除額合計(改正後)	184	208	234	254	274	280	<b>280</b>	<b>280</b>	<b>280</b>	<b>280</b>

前提:65歳以上、公的年金等収入は400万円固定

(単位:万円)

給与収入 のみの場合	給与収入	400	500	600	700	800	900	940	1000	1200	1500
		給与所得控除	124	144	164	180	190	195	195	195	195
給与収入と 公的年金等収入 がある場合	給与収入	0	100	200	300	400	500	540	600	800	1100
	公的年金等収入	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	合計	400	500	600	700	800	900	940	1000	1200	1500
	給与所得控除		74	74	98	124	144	152	164	190	195
	公的年金等控除	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
	控除額合計(改正前)	128	202	202	226	252	272	280	292	318	323
	控除額合計(改正後)	128	202	202	226	252	272	280	<b>280</b>	<b>280</b>	<b>280</b>

※この他、所得金額調整控除の適用がある。

※万円未満四捨五入

改正後は控除額が減額するため税負担が増加

## 3.適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税について適用される。

## 8. 青色申告特別控除の見直し

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について一定の見直しが行われる。

#### 2.内容

①事業所得又は事業的規模の不動産所得で、かつ、取引を正規の簿記の原則(複式簿記)に従って記録している場合

- ・その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までに電子申告で行う場合、控除額を65万円とする。
- ・上記に加え、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している場合、控除額を75万円とする。

②①以外(例:取引を簡易な簿記の方法(簡易簿記)に従って記録している場合)

- ・事業所得又は事業的規模の不動産所得で、かつ、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合、10万円の青色申告特別控除の対象者から除かれる。

#### 3.適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税及び2028(令和10)年分以後の個人住民税について適用される。

## 1. 改正の趣旨・背景

青色申告控除制度は、昭和47年に、青色申告の一層の普及を図るために創設され、平成4年度改正では、青色申告特別控除制度が創設された。

その後、2018(平成30)年度改正では、電子申告の推奨及び給与所得控除・公的年金等控除・青色申告特別控除から基礎控除への控除額の振替えに連動し、控除額が55万円に減額されたものの、電子申告等要件(※)を満たす場合には65万円控除を維持できることとなった。

今年度改正では、複式簿記による記帳の普及・一般化、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から見直しが図られる。

(※)電子申告等要件:次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿書類について、コンピュータを使用し、サーバ・DVD・CD等の備付け及び保存を行っていること。

(注)「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の定める方法によること。

- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その法定申告期限までにe-Taxを使用して行うこと。

## 2. 改正の内容

### (1)改正の内容

①事業所得又は事業的規模の不動産所得(※1)で、かつ、取引を正規の簿記の原則に従って記録している(※2)場合

条件	控除額	
	改正前	改正後
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行う場合	65万円	65万円 (改正なし)
上記に加え、以下の要件を満たす場合 その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること(次のいずれかに該当する場合に限る)(※3) イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件(※4)を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合(優良な電子帳簿) □ 請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を一定の要件(※5)を満たして送受信・保存を行う場合(請求書データ等との自動連携)(※6)	65万円	75万円
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに書面で行う場合	55万円	10万円

- ※1 不動産の貸付けが事業かどうかは実質判断によるが、建物の貸付けについては、次のイ又はロに該当すれば、原則として事業として取り扱われる。  
イ 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。  
ロ 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。
- ※2 取引を正規の簿記の原則に従って記録しているとは、その事業について仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(売掛帳、買掛帳、固定資産台帳など)を備え、その帳簿に不動産所得又は事業所得に係る一切の取引の内容を正規の簿記の原則に従って、整然と、かつ、明瞭に記録している場合をいう。
- ※3 あらかじめ届出書の提出が必要

## 2. 改正の内容

※4 一定の要件とは、以下の要件をいう。

- ①システムの説明書やディスプレイ、プリンタ等を備え付けていること。
- ②税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること。
- ③訂正・削除・追加の履歴が残ること。
- ④帳簿の相互関連性があること。
- ⑤取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること。

※5 一定の要件とは、以下の送受信・保存の要件をいう。

送受信・保存の要件	
イ 電子取引データの改ざん防止要件	①データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
ロ 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと(又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと)【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

出典：国税庁ホームページ([https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikashaku/sonota/jirei/pdf/0025003-097\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikashaku/sonota/jirei/pdf/0025003-097_01.pdf))

※6 国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用する必要がある。

### ②①以外(例：取引を簡易な簿記の方法(簡易簿記)に従って記録している(※7)場合)

条件	控除額	
	改正前	改正後
事業所得又は事業的規模の不動産所得(※1)で、かつ、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円以下の場合(※8) 又は 事業的規模以外の不動産所得若しくは山林所得を有する場合	10万円	10万円 (改正なし)
事業所得又は事業的規模の不動産所得(※1)で、かつ、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合	10万円	0万円

※7 標準的な簡易帳簿は、①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳の5種類

※8 事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下

## 2. 改正の内容

### (2) 影響

今回の改正により、以下の場合、増税となる。

- ①改正前控除額55万円の個人が、所得税申告書等の書面提出を継続する場合、控除額が10万円となり、増税となる。
- ②事業所得又は事業的規模の不動産所得で、かつ、前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える個人が、簡易簿記により記帳し続ける場合、控除額が0円となり、増税となる。

### (3) 対応策

上記(2)の影響を回避する場合、以下の施策を実行することが求められる。

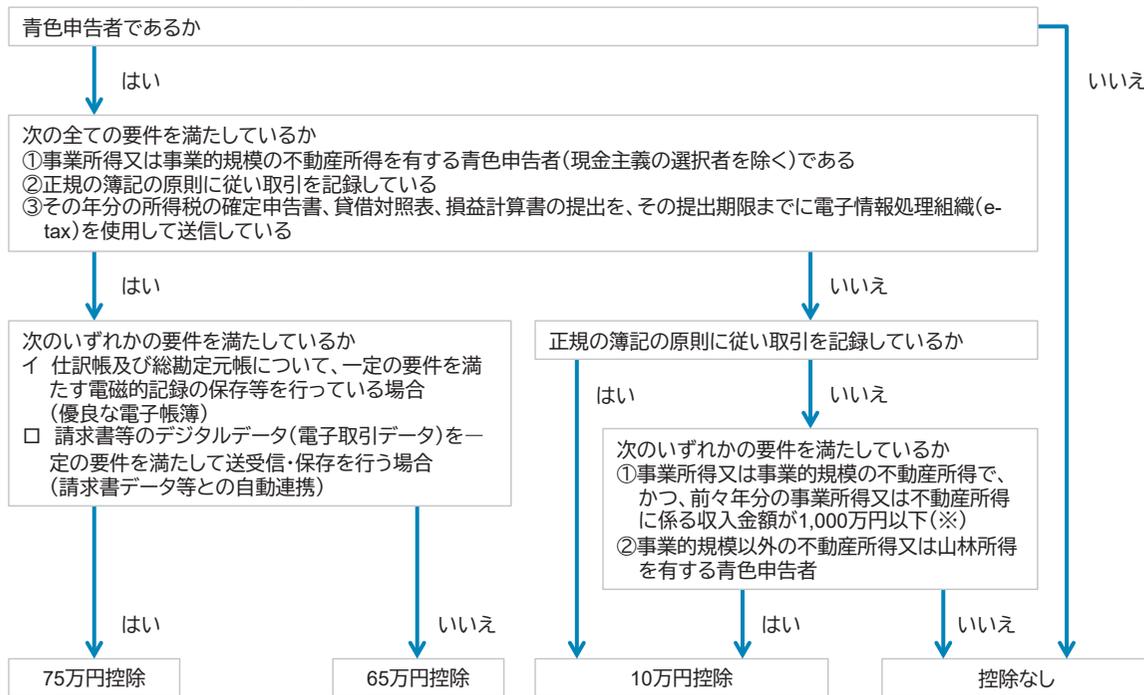
- (2)①に該当する個人は、e-Taxを利用した電子申告を行うことで控除額が65万円となる。
- (2)②に該当する個人は、正規の簿記の原則により記帳を行うことで控除額が最低10万円となる。

## 3. 適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税及び2028(令和10)年分以後の個人住民税について適用される。

## 4. 参考

### 改正後 青色申告特別控除額判定フローチャート



※ 事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下

## 9. マイカー通勤、食事代の見直し(物価高への対応)

### 1. 改正の内容

#### (1)内容

物価高への対応として、基礎控除と同じように次の非課税限度額について拡充される。

税目	制度		改正前		改正後	
			～R7.3/31	R7.4/1～		
所得税	マイカー通勤非課税限度額の見直し  ①通勤のため自動車等を使用することを常例とする者の1ヶ月当たりの通勤距離に応じた非課税限度額	片道2km未満	全額課税		改正なし	
		片道2km以上 10km未満	4,200円			
		片道10km以上 15km未満	7,100円	7,300円		
		片道15km以上 25km未満	12,900円	13,500円		
		片道25km以上 35km未満	18,700円	19,700円		
		片道35km以上 45km未満	24,400円	25,900円		
		片道45km以上 55km未満	28,000円	32,300円		
		片道55km以上 65km未満	31,600円	38,700円		38,700円
		片道65km以上 75km未満				45,700円
		片道75km以上 85km未満				52,700円
	片道85km以上 95km未満	59,600円				
片道95km以上	66,400円					
②一定の要件を満たす駐車場等の利用をする場合の非課税限度額 上記のマイカー通勤非課税限度額に加算	—		5,000円			

## 1. 改正の内容

税目	制度	改正前	改正後
所得税	食事の支給による経済的利益に係る非課税限度額の見直し 使用者からの支給に係る1ヶ月の非課税限度額	3,500円	7,500円
	深夜勤務に伴う夜食分金銭の非課税限度額の見直し 使用者からの支給に係る1回当たりの非課税限度額	300円	650円

## 2. 適用時期

大綱に明記なし

### <参考>

上記の他、物価高への対応として、次の免税点について拡充される。

税目	制度	改正前	改正後
固定資産税	固定資産税の免税点の見直し	家屋 20万円	家屋 30万円
		償却資産 150万円	償却資産 180万円
不動産取得税	不動産取得税の免税点の見直し	土地 10万円	土地 16万円
		家屋 建築にかかるもの 23万円 その他のもの 12万円	家屋 建築にかかるもの 66万円 その他のもの 34万円

# 10. 居住用財産の譲渡等に係る特例の適用期限の延長

## 1. 改正の内容

### (1) 内容

令和8年度税制改正にて、適用期限の延長・一部要件の見直しが行われる主な制度は下表の通りである

制度	要件	期限
<b>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例</b> ↳ 優良住宅建設・宅地造成のため一定の譲渡等を行った際に、土地の譲渡に対して長期譲渡所得の税率を軽減できる制度	・土地が地すべり防止区域等内に存するものでないことが要件に加えられる等、一定の見直しが行われる	適用期限3年間延長 2028年(令和10)年12月31日まで
<b>低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除</b> ↳ 都市計画区域内にある低未利用土地等について、市区町村の確認を受けたうえで500万円以下で譲渡した場合には、最大100万円の特別控除を受けることができる制度	改正なし	適用期限3年間延長 2028年(令和10)年12月31日まで
<b>特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</b> ↳ マイホームの買換え又は交換を行った際に、一定の要件を満たす場合は、譲渡益に対する課税を繰り延べることができる制度	・令和10年1月1日以後に居住の用に供するときは、災害危険区域等内に存する家屋は適用されない	適用期限2年間延長 2027(令和9)年12月31日まで
<b>居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等</b> ↳ マイホームを売却し譲渡損失が生じた場合に、新たに借入金でマイホームを取得するなど一定の要件を満たすときは、その譲渡損失を他の所得と損益通算(繰越控除可)することができる制度	・令和10年1月1日以後に居住の用に供するときは、災害危険区域等内に存する家屋は適用されない	適用期限2年間延長 2027(令和9)年12月31日まで
<b>特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等</b> ↳ 一定の要件を満たす場合、住宅ローン残高のあるマイホームを住宅ローン残高を下回る価額で売却した際の譲渡損失を他の所得と損益通算(繰越控除可)することができる制度	改正なし	適用期限2年間延長 2027(令和9)年12月31日まで

# 1. 改正の内容

制度	要件	期限
<p><b>既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</b> └ 一定の住宅耐震改修をした際に、耐震工事の標準的な費用の額の10%を、その年分の所得税額から控除することができる制度</p>	<p>・令和9年1月1日以後の耐震工事について、標準的な工事費用の額の見直しが行われる</p>	<p>適用期限3年間延長 2028年(令和10)年12月31日まで</p>
<p><b>既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除</b> └ 特定の改修工事(バリアフリー・省エネ・三世代同居・耐久性向上)をした場合に、標準的な費用の額の10%を所得税額からできる所得税額</p>	<p>・合計所得金額1,000万円以下の場合、家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満でも適用されることとなる。 ・令和9年1月1日以後の居住について、標準的な工事費用の額の見直しが行われる</p>	<p>適用期限3年間延長 2028年(令和10)年12月31日まで</p>
<p><b>認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除</b> └ 認定住宅等の新築等をした際に、一定の要件の下、認定基準に適合するために必要となる標準的ななかかり増し費用の10%を、その年分の所得税額から控除(一定の場合には繰越可)することができる制度</p>	<p>・災害危険区域等内における新築等については、令和10年1月1日以後に居住の用に供するときは適用されない。 ・令和9年1月1日以後の居住について、標準的な工事費用の額の見直しが行われる</p>	<p>適用期限3年間延長 2028年(令和10)年12月31日まで</p>

# 11. 防衛力強化に係る財産確保のための税制措置(所得税)

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、防衛特別所得税が創設される。併せて、家計の現状に配慮し、当分の間の家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率が引き下げられる。

### 2.内容

#### ① 防衛特別所得税の創設

- ・税額: 基準所得税額×**1.0%**
- ・課税期間: 2027(令和9)年から当分の間

#### ② 復興特別所得税の税率の引き下げ

- ・税額: 基準所得税額×2.1%⇒**1.1%**
- ・課税期間: 2047(令和29)年12月31日まで

### 3.適用時期

2027(令和9)年分以後の課税期間より適用

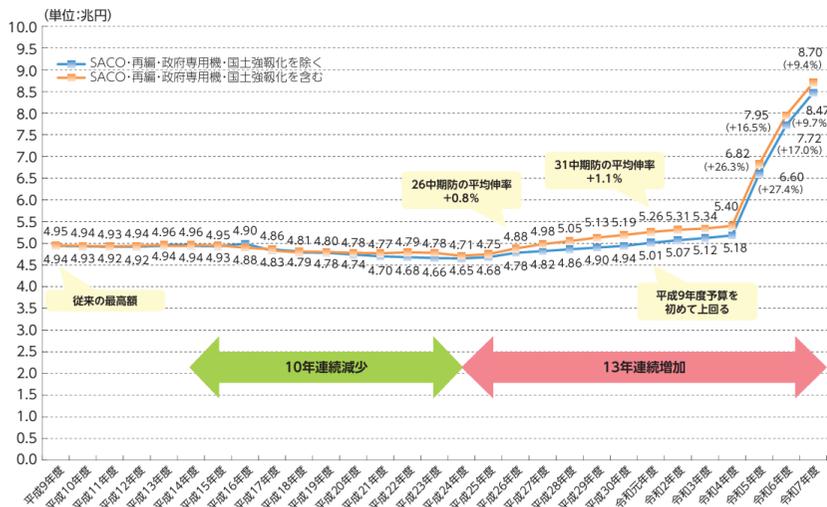
### 4.影響

防衛費財源の上乗せ相当額の復興特別所得税が減税されるため、当分の間、年間当たりの納税額は変わらない。ただし、復興特別所得税の課税期間が2037(令和19)年12月31日から10年間延長されるため、実質的な税負担は増加することになる。

# 1. 改正の趣旨・背景

日本の安全保障環境は、周辺国による軍事力の近代化や強化、さらには軍事活動の活発化により、急速に変化している。こうした状況を踏まえ、防衛費は毎年度増加傾向にある。防衛力を抜本的に強化するためには、歳出・歳入の両面から安定した財源を確保することが不可欠であり、2027(令和9)年度において防衛費財源約1兆円を確保するため、法人税・所得税・たばこ税の3税目について税制上の措置が講じられる。2026(令和8)年度税制改正では、改正内容が決まっていなかった所得税に関する税制措置が講じられる。

図表Ⅱ-3-2-2 防衛関係費(当初予算)の推移



(出典:防衛省:令和7年版 防衛白書)

(所得税・防衛力強化に係る財源確保のための税制措置)

## 2. 改正の内容

### (1) 内容

所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税が創設される。一方で、足下の家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率は1%引き下げられる。また復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を2047(令和29)年までの10年間延長される。

### (2) 制度比較

改正前後の制度の比較は、以下の表のとおりです。

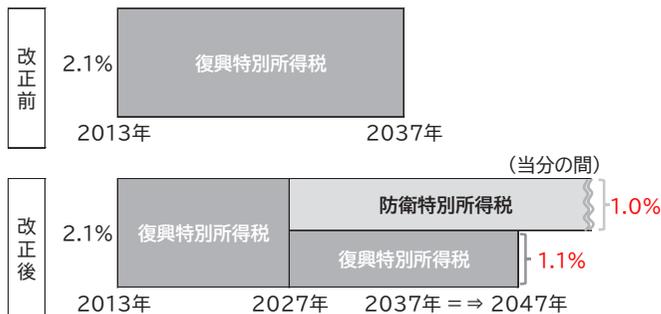
項目	現行制度	税制措置 (2027(令和9)年以降)
防衛特別所得税	—	税額: 基準所得税額× <b>1.0%</b> 課税期間: 当分の間(期間未定)
復興特別所得税	税額: 基準所得税額×2.1% 課税期間: 2037(令和19)年12月31日まで	税額: 基準所得税額× <b>1.1%</b> 課税期間: <b>2047(令和29)</b> 年12月31日まで

## 3. 適用時期

2027(令和9)年分以後の課税期間より適用

## 4. 影響

防衛費財源の上乗せ相当額分の復興特別所得税が減税されるため、当分の間、年間当たりの納税額は変わらない。ただし、復興特別所得税の課税期間が2037(令和19)年12月31日から10年間延長されるため、実質的な税負担は増加することになる。



## 5. 参考

### 防衛費の財源確保のための法人税とたばこ税の税制措置(令和7年度改正内容)

#### (1) 防衛特別法人税

① 法人税の各事業年度の基準法人税額について、下記算式に基づき防衛特別法人税が課税される。

$$\text{算式} : \left( \text{基準法人税額} - \frac{\Delta \text{基礎控除額}}{500 \text{万円}} \right) \times 4\% - \Delta \text{税額控除} = \text{防衛特別法人税}$$

② 2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用

## 5. 参考

### (2) たばこ税

①2段階に分けて、加熱式たばこの紙巻たばこへの換算本数を見直し、課税標準の換算方法を変更する。

		A 改正前の換算方法	B 改正後の換算方法
改正前		改正前の換算本数×1.0	—
改正後	2026(令和8)年4月1日	改正前の換算本数×0.5	新換算本数×0.5
	2026(令和8)年10月1日	—	新換算本数×1.0

#### 【新換算方法】

- ・紙その他類するもので巻いた加熱式たばこ 0.35g＝紙巻たばこ1本
  - ・上記以外の加熱式たばこ 0.2g＝紙巻たばこ1本
- ※品目ごとの1個当たり重量4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって 紙巻たばこ20本に換算

②3段階に分けて、たばこ税の税率を引き上げる特例措置を講じる

実施時期	税率	左記以外※
本則	6,802円	14,424円
2027(令和9)4月1日	7,302円	14,924円
2028(令和10)4月1日	7,802円	15,424円
2029(令和11)4月1日	8,302円	15,924円

(単位:1,000本につき)

※特定販売業者以外の者より保税地域から引き取られる製造たばこ

③加熱式たばこの本数換算及び課税標準の改正は2026(令和8)年4月1日と10月1日の2段階、税率の改正は2027(令和9)年4月1日、2028(令和10)年4月1日、2029(令和11)年4月1日の3段階で適用

## 12. 個人住民税における配当課税に係る所要の措置

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

上場株式等の配当等に係る源泉徴収において、個人株主単独の持株割合が3%未満である場合は、①同族会社との合計でも持株割合が3%未満であるときは、住民税は源泉徴収され、②同族会社との合計で持株割合が3%以上であるときは、法令上は住民税は源泉徴収されない。

しかし、上場株式等の配当等の支払いの取扱者である金融機関には、同族会社の持株割合を把握する手段がないことから、一律に5%の住民税の源泉徴収が行われていた。

#### 2. 内容

個人株主単独の持株割合が3%未満である場合には、同族会社の持株割合にかかわらず、住民税の配当割の対象として、住民税5%が源泉徴収される。

#### 3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用される。

#### 4. 影響

個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等について、法令上の源泉徴収税率が15.315%から20.315%に変更されるため、法令上と実務上の取扱いが一致する。

### 5. 実務のポイント

- ・改正後は、個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等についても、源泉徴収税率は20.315%が適用される。なお、当該配当等については、総合課税の対象であるため、引き続き確定申告をする必要がある。

## 1. 改正の趣旨・背景

「貯蓄から投資へ」という政策観点のもと、個人投資家に対して課税の簡素化を図ることを目的に2003(平成15)年に「申告不要」制度が導入され、上場株式等の配当等については、20.315%の源泉徴収がされた上で、申告方式が選択できるようになった。この制度は投資促進のために設けられた制度であるため、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強い大口株主等(単独で持株割合が3%以上の個人株主)に対する上場株式等の配当等については、対象から除かれており、総合課税の対象となる。

2022(令和4)年度の改正において、総合課税の対象となる上場株式等の配当等については、個人株主単独の持株割合のみで判定するのではなく、個人株主単独の持株割合が3%未満であっても、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等についても総合課税の対象とする改正が行われた。

しかし、所得税の源泉徴収税率については改正されなかったため、改正前は、個人株主単独の持株割合が3%未満である場合において、①同族会社との合計でも持株割合が3%未満であれば、20.315%(所得税:15.315%+住民税:5%)、②同族会社との合計で持株割合が3%以上であれば、15.315%(所得税:15.315%+住民税:0%)の源泉徴収を行うものと法令上されていた。

個人株主単独の持株割合が3%未満である場合において、同族会社との合計の持株割合が3%以上か3%未満かによって、住民税5%の源泉徴収の有無が変わるが、上場株式等の配当等の支払いの取扱者(特別徴収義務者)である金融機関には、同族会社の持株割合を把握する手段がないことから、一律に5%の住民税の源泉徴収が行われていた。

改正後は、個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等についても、住民税の配当割の対象とすることにより、源泉徴収税率が20.315%(所得税:15.315%+住民税5%)となる。

これにより、法令上と実務上の取扱いが一致する。

## 2. 改正の内容

### (1)改正の内容

2022(令和4)年度改正において総合課税の対象になった個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等の源泉徴収税率について、所得税の源泉徴収税率の改正は行われなかったため、所得税の源泉徴収税率は15.315%であった。

対して、住民税の源泉徴収税率は、当該配当等が住民税の源泉徴収の対象である特定配当等に該当しないため、住民税の配当割の対象とならず、住民税の源泉徴収税率は0%であった。

改正後は、**当該配当等についても住民税の配当割の対象として住民税5%が源泉徴収され、合計20.315%(所得税15.315%+住民税5%)の源泉徴収税率となる。**

#### ①改正前の源泉徴収税率と課税方式

	個人株主単独で 持株割合が3%未満	個人株主単独で持株割合が3%未満で 同族会社との合計で持株割合が3%以上	個人株主単独で 持株割合が3%以上
所得税・復興特別所得税	15.315%	15.315%	20.42%
住民税	5%	0%	0%
合計	20.315%	15.315%	20.42%
申告方式	選択適用(※)	総合課税	総合課税

#### ②改正後の源泉徴収税率と課税方式

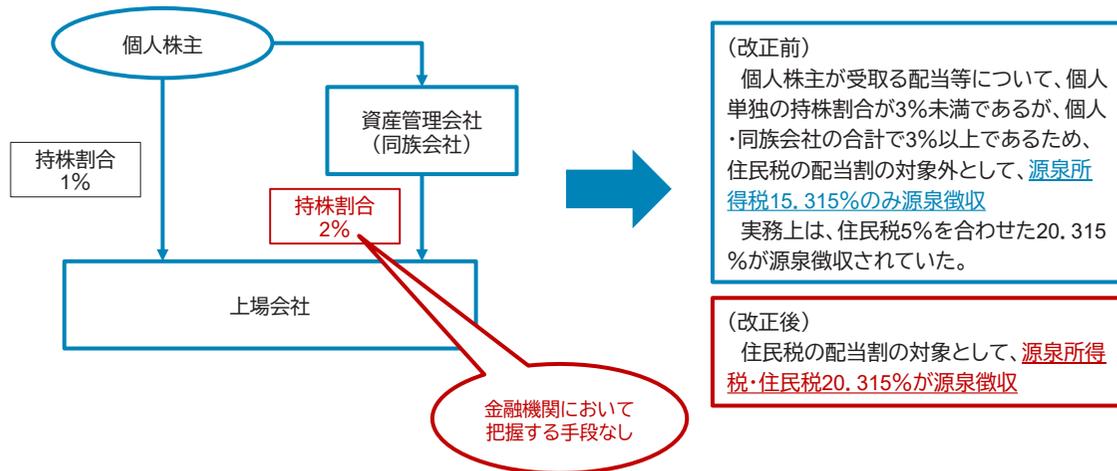
	個人株主単独で 持株割合が3%未満	個人株主単独で持株割合が3%未満で 同族会社との合計で持株割合が3%以上	個人株主単独で 持株割合が3%以上
所得税・復興特別所得税	15.315%	15.315%	20.42%
住民税	5%	5%	0%
合計	20.315%	20.315%	20.42%
申告方式	選択適用(※)	総合課税	総合課税

(※)総合課税による確定申告、申告分離課税による確定申告、確定申告不要制度のいずれかを選択(所得税と住民税とで異なる申告方式は選択不可)

## 2. 改正の内容

### (2) 具体例

【個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる場合の一例】



## 3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用される。

## 4. 影響

個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等について、法令上の源泉徴収税率が15.315%から20.315%に変更されるため、法令上と実務上の取扱いが一致する。

## 5. 実務上のポイント

- ・改正後は、個人株主単独の持株割合が3%未満であり、同族会社との合計で持株割合が3%以上となる個人株主への上場株式等の配当等についても、源泉徴収税率は、20.315%が適用される。なお、当該配当等については、総合課税の対象であるため、引き続き確定申告をする必要がある。
- ・大口株主等(単独で持株割合が3%以上の個人株主)への上場株式等の配当等については、今年度改正の影響はないため、今までと同様、20.42%の源泉徴収がなされた上で、総合課税により確定申告をする必要がある。

# 13. 個人住民税における寄附金税額控除限度額(ふるさと納税制度)の見直し

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

ふるさと納税制度は、所得が高い人ほど税額控除額の限度額が高くなることから、自己負担2,000円での寄附金額が大きくなり、高所得者ほど高額な返礼品を受け取ることができることから、公平性の観点から課題があった。

### 2.内容

個人住民税におけるふるさと納税による寄附金の税額控除制度について、特例控除額の限度額が以下のとおり改正される。(道府県民税・市町村民税の限度額合計：193万円)

	改正前	改正後
道府県民税	個人住民税所得割額の2割	①、②のいずれか低い金額 ①個人住民税所得割額の2割 ②772,000円(指定都市に住所を有する場合、386,000円)
市町村民税		①、②のいずれか低い金額 ①個人住民税所得割額の2割 ②1,158,000円(指定都市に住所を有する場合、1,544,000円)

### 3.適用時期

2028(令和10)年度以後の個人住民税について適用される。

## <改正のポイント>

### 4.影響

- ・給与収入が約1億円以上の高所得者等について改正の影響が生じる。

### 5.実務のポイント

- ・住民税は前年の所得を基に計算されるため、2027(令和9)年以降の寄附から改正の影響が生じる。

## 1.改正の趣旨・背景

ふるさと納税制度は、自身の生まれ育ったふるさとや応援したい地域への貢献を納税という形により実現すること等を趣旨として設けられた制度である。

ふるさと納税をした場合、その支出額は所得税においては所得控除の適用を受け、住民税においては税額控除が、一定の算式のもと適用される。ふるさと納税をした個人の所得状況等から算定される寄附金の限度額以内であれば、ふるさと納税の支出金額から2,000円を控除した金額について、所得税・住民税が減額されるため、希望の自治体に自己負担2,000円でふるさと納税を行うことが可能である。

しかしながら、高所得者ほど高額な返礼品を受け取ることが可能であることによる公平性の課題、一部自治体への寄附の集中による財政基盤の歪みが生じるなどの地方税として健全性の課題が生じていた。



出典：総務省「ふるさと納税ポータルサイト」

## 2. 改正の内容

### (1) 控除限度額改正による影響

【試算の前提】

- ・単身者で給与収入1億円(給与所得9,805万円)、住民税所得割980.5万円の方が445.3万円ふるさと納税した場合
- ・所得控除及び税額控除は考慮しない

【改正前】

税金の軽減額

税金の軽減額	
①または②の小さい金額	
① 住民税所得割×20% 980.5万円×20%=196.1万円	196.1万円
② (寄附金額-2,000円)× (100%-所得税と住民税等の税率) 445.1万円×44.055%=196.1万円	
(寄附金額-2,000円)×住民税率 445.1万円×10%=44.5万円	44.5万円
(寄附金額-2,000円)×所得税率等 445.1万円×45.945%=204.5万円	204.5万円
基礎負担額	0.2万円
住民税所得割×20%を超える部分	0円

税金の軽減額 合計 445.1万円

【改正後】

税金の軽減額

税金の軽減額	
①または②の小さい金額	
① AまたはBの小さい金額 A: 住民税所得割×20% B: 193万円 A: 980.5万円×20%=196.1万円 B: 193万円 A>B ∴ B(193万円)	193万円
② (寄附金額-2,000円)× (100%-所得税と住民税等の税率) 445.1万円×44.055%=196.1万円	
(寄附金額-2,000円)×住民税率 445.1万円×10%=44.5万円	44.5万円
(寄附金額-2,000円)×所得税率等 445.1万円×45.945%=204.5万円	204.5万円
基礎負担額	0.2万円
住民税所得割×20%を超える部分	3.1万円

税金の軽減額 合計 442万円

住民税(特例分)額

住民税(基本分)額

所得税額

控除外

翌年の住民税額から控除

改正後:  
193万円が限度額

確定申告により  
所得税を軽減

## 2. 改正の内容

### (2)改正前後において全額が寄附控除の対象となる寄附金額の目安比較表

#### 【試算の前提】

- 自己負担額が2,000円となる寄附金額とする
- 単身者の場合
- 所得控除及び税額控除は考慮しない

#### ①給与所得のみ(収入金額)

(単位:万円)

給与収入	寄附金額		減少額
	改正前	改正後	
9,000	399.9	399.9	0.0
9,500	422.6	422.6	0.0
9,800	436.2	436.2	0.0
9,900	440.7	438.2	▲ 2.5
10,000	445.3	438.2	▲ 7.1
20,000	899.3	438.2	▲ 461.1

#### ②上場株式等の譲渡所得等の分離課税所得のみ(所得金額)

(単位:万円)

所得金額	寄附金額		減少額
	改正前	改正後	
10,000	134.0	134.0	0.0
15,000	201.0	201.0	0.0
18,000	241.2	241.2	0.0
19,000	254.6	254.6	0.0
20,000	267.9	258.6	▲ 9.3
30,000	401.8	258.6	▲ 143.2

### 3. 適用時期

2028(令和10)年度以後の個人住民税について適用される。

### 4. 影響

・給与収入が約1億円以上の高所得者等について、寄附金の税額控除額に設けられた定額上限に留意する必要がある。

### 5. 実務のポイント

- ・住民税は前年の所得を基に計算されるため、改正の影響を受ける者は2027年(令和9)年以降の寄附から改正の影響が生じる。
- ・本改正による影響はないが、受け取った返礼品は一時所得の対象となるため引き続き留意が必要である。
- ・地方自治体についても、ふるさと納税制度のため外部事業者へ支払う費用、送料、加工賃等の経費率が段階的に40%へと引き下げられることから、返礼品の内容等へ影響が出るものと考えられる。

## 14. 貸付用不動産の評価方法の見直し

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

貸付用不動産の市場価格と通達評価額とのかい離を利用し、相続税額・贈与税額を大幅に圧縮している事例が散見される中、従来の財産評価基本通達では、同通達に定める原則的な方法により評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価すること(財産評価基本通達総則6項)によって対応している。一方で、これを多用すると納税者の予測可能性が損なわれるという批判も出ている。

そのため、納税者の予測可能性を確保しつつ、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、貸付用不動産の評価方法について見直しが行われることとなる。

#### 2. 内容

被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額(課税上の弊害がない限り、取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額)によって評価することとする。

(※)本改正を通達に定める日までに、被相続人等が同日の5年前から所有している土地の上に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む。)には適用しない。

#### 3. 適用時期

2027(令和9)年1月1日以後に相続・贈与により取得をする財産の評価について適用される。

## <改正のポイント>

### 4. 影響

取得又は新築後5年以内の相続や贈与の場合、想定していた税務上のメリットが享受できない可能性がある。

### 5. 通達発遣後にチェックすべき事項

- ・「貸付用不動産」の具体的な範囲
- ・被相続人等の具体的な範囲
- ・地価の変動等の考慮方法等を含め、具体的な評価額の計算方法
- ・マンション通達の適用要件も満たす場合、どちらの評価方法が優先されるのか？
- ・貸宅地、貸家建付地、貸家の評価減の適用は受けられるのか？
- ・取引相場のない株式を評価する際の純資産価額の算定についても同様の見直しがされるのか？
- ・通達の発遣日(本改正を通達に定める日)はいつか？

# 1. 改正の趣旨・背景

貸付用不動産の市場価格と通達評価額とのかい離を利用し、相続税額・贈与税額を大幅に圧縮している事例が散見される中、従来の財産評価基本通達では、同通達に定める原則的な方法により評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価すること(財産評価基本通達総則6項)によって対応している。特に2022(令和4)年4月19日の最高裁判決以降、6項の適用件数は増加の傾向(※1)にあり、こうした状況は、納税者の予測可能性を損なうという批判も出ている。

(※1)財産評価基本通達総則6項の適用件数

年分(事務年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
適用件数	2	0	4	0	1	1	0	6	11	2	27
不動産	1	0	1	0	0	1	0	3	5	2	13
株式	1	0	3	0	1	0	0	3	6	0	14

出典:2025年11月13日 税制調査会 第4回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 国税庁説明資料

上述の最高裁判決(国側勝訴)以降、マンションの「相続税評価額」と「市場価格」との乖離に対する批判の高まりや、取引の手控えによる市場への影響を懸念する向きも見られ、課税の公平を図りつつ、納税者の予測可能性を確保するという観点から、まずは分譲マンションの評価を見直す通達(マンション通達(※2))が公表された。

しかし、実際の節税事例に頻繁に利用される一棟マンションがマンション通達の対象となっていないことや、分譲マンションであっても賃貸用においては依然として節税効果が大きいことから、過度な節税事案が散見される状況は続いている。

こうした状況を是正すべく、令和8年度税制改正において、「貸付用不動産」の評価方法の見直しを行うこととなった。

(※2)マンション通達

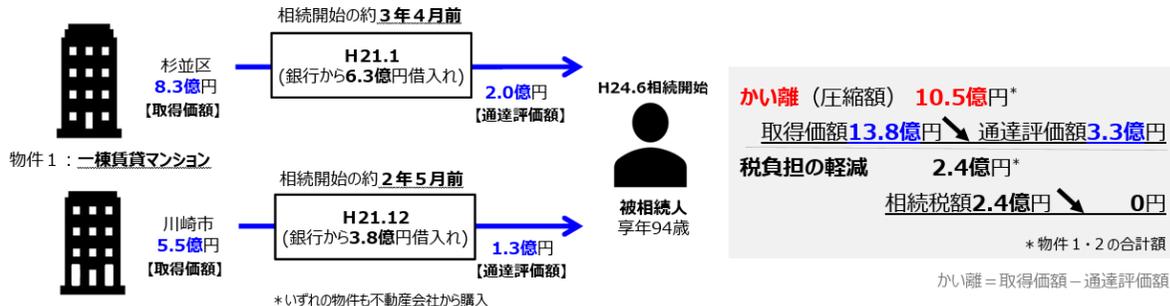
一戸建ての相続税評価額が市場価格の6割程度の評価水準となっていることを踏まえ、従来の相続税評価額が市場価格(理論値)の6割未満となっている居住用分譲マンションの一室は、市場価格(理論値)の6割となるように評価額を補正(引上げ)する。他方、従来の相続税評価額が市場価格(理論値)を超える居住用分譲マンションの一室は、市場価格(理論値)となるように評価額を補正(引下げ)する。  
令和6年1月1日以後に相続・贈与により取得した居住用分譲マンションの一室について適用。

(相続・贈与税・貸付用不動産の評価方法の見直し)

# 1. 改正の趣旨・背景

## 事例① 2022(令和4)年4月19日最高裁判決

### ● 事案の概要



- ＊いずれの物件も賃貸用
- 【概要】
- 被相続人は、銀行から**10.1億円**を借り入れ、相続開始直前に一棟賃貸マンション及び分譲マンションを**合計13.8億円**で購入
  - 相続人らは、各不動産を評価通達に基づき**合計3.3億円**と評価
  - 相続人らは、各不動産の取得に係る**借入金残高10億円**を債務控除し、**相続税額を0円(2.4億円減額)**として申告

### ○ 各価額の比較

物件	種類	構造等	取得日	①	②	③	かい離額 (①-②)	かい離率	
				取得価額	通達評価額	鑑定評価額		取得/通達 (①/②)	取得/鑑定 (①/③)
1	共同住宅・店舗	R C 8階	H21.1.30	8.3億円	2.0億円	7.5億円	6.3億円	4.18倍	1.11倍
2	居宅 (区分所有)	R C 7階	H21.12.25	5.5億円	1.3億円	5.1億円	4.2億円	4.11倍	1.06倍

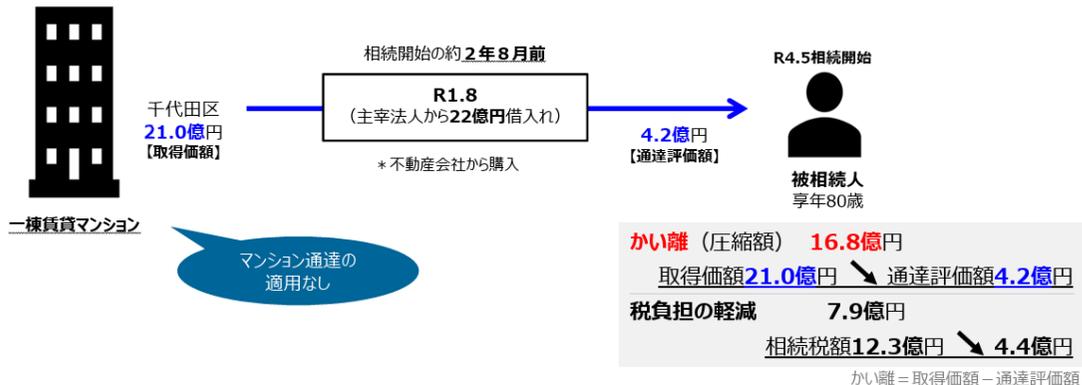
出典：2025年11月13日 税制調査会 第4回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 国税庁説明資料

(相続・贈与税・貸付用不動産の評価方法の見直し)

# 1. 改正の趣旨・背景

## 事例② 相続開始の直前に一棟賃貸マンションの駆け込み取得を行ったケース

### ● 事案の概要



【概要】

- 被相続人は、相続開始の約2年8か月前に主宰法人から22億円を借り入れて、一棟賃貸マンションを21億円で購入
- 相続人らは、その賃貸用マンションを評価通達に基づき4.2億円と評価
- 相続人らは、借入金残高22億円を債務控除し、相続税額を4.4億円（7.9億円減額）として申告

### ○ 各価額の比較

種類	構造等	取得日	① 取得価額	② 通達評価額	③ 鑑定評価額	かい離額 (①-②)	かい離率 (③-②)	かい離率	
								取得/通達 (①/②)	取得/鑑定 (①/③)
共同住宅	RC11階	R1.8.8	21.0億円	4.2億円	18.5億円	16.8億円	14.3億円	4.99倍	1.13倍

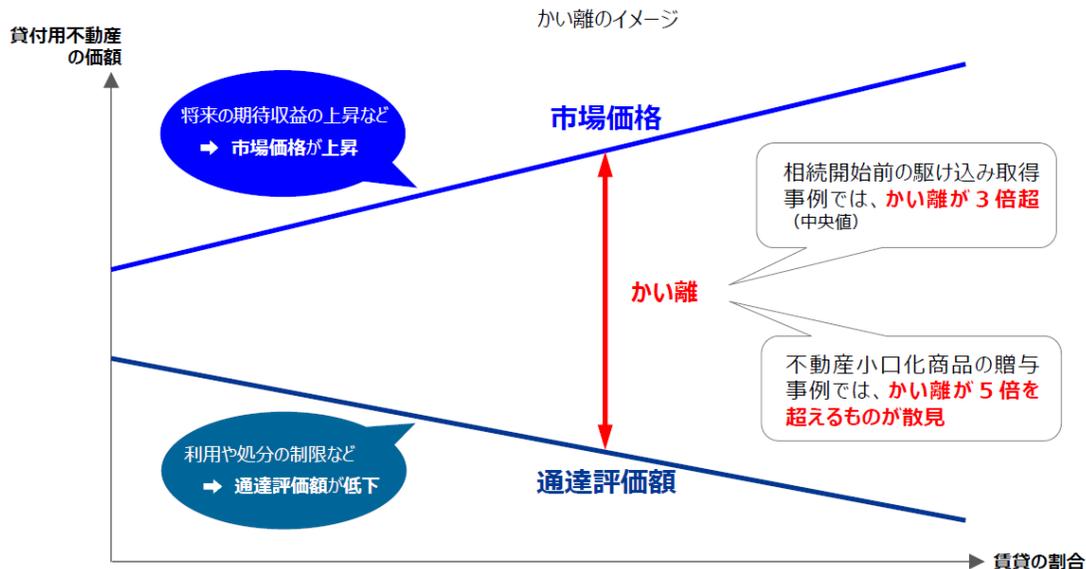
出典：2025年11月13日 税制調査会 第4回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 国税庁説明資料

(相続・贈与税：貸付用不動産の評価方法の見直し)

# 1. 改正の趣旨・背景

## 貸付用不動産の市場価格と通達評価額との関係

- ▶ 不動産市場における貸付用不動産の価額については、主に**収益性によって価値判断が行われるため**、一般的に貸家の稼働状況等が良好で、賃貸の割合が高くなると**市場価格が高くなる**
- ▶ 一方、評価通達における貸付用不動産の価額については、**借家人の支配権による利用の制約等を考慮して評価するため**、借家人がおり、賃貸の割合が高くなると**通達評価額が低くなる**



出典：2025年11月13日 税制調査会 第4回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 国税庁説明資料

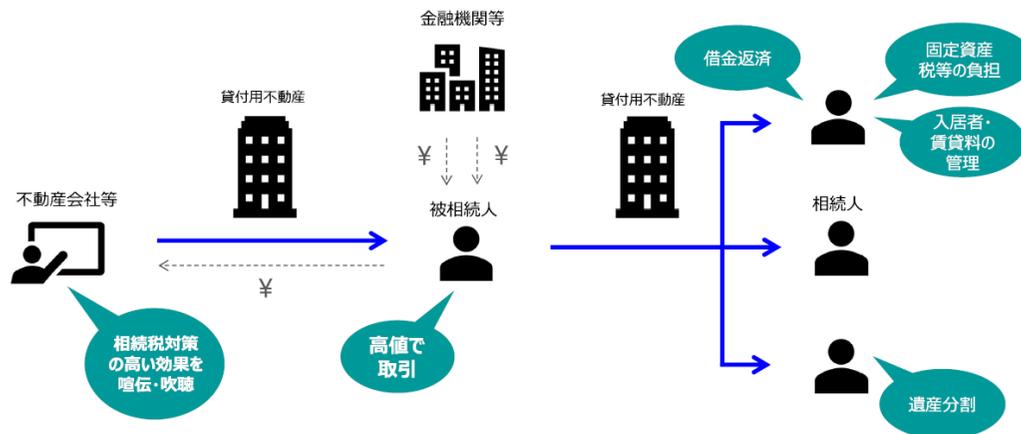
(相続・贈与税：貸付用不動産の評価方法の見直し)

# 1. 改正の趣旨・背景

## 【相続税対策に係る問題】

国税庁は、市場価格と通達評価額の差を利用した行き過ぎた節税を問題視するとともに、相続税対策による問題点も指摘している。

- ▶ スキーム事例では、相続税対策を企図した駆け込み取得、物件の希少性等によって、**高値で取引される傾向**
- ▶ こうしたスキーム事例の中には、不動産会社や金融機関等から売買・借入などのあっせんを受け、貸付用不動産を購入後、貸室の稼働状況等が悪化し、借入金の返済等に窮する後継者がいることや、固定資産税等の納税が困難となるなど、**相続税対策に関連した種々の問題が散見**



出典:2025年11月13日 税制調査会 第4回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 国税庁説明資料

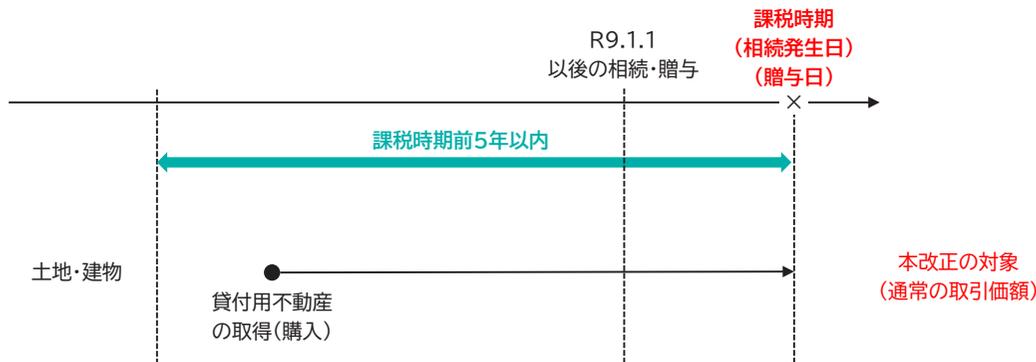
(相続・贈与税:貸付用不動産の評価方法の見直し)

## 2. 改正の内容

被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額(課税上の弊害がない限り、取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額)によって評価することとする。

(※)本改正を通達に定める日までに、被相続人等が同日の5年前から所有している土地の上に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む。)には適用しない。

【適用対象例①】 課税時期前5年以内に貸付用不動産(土地及び家屋)を対価を払って取得した場合

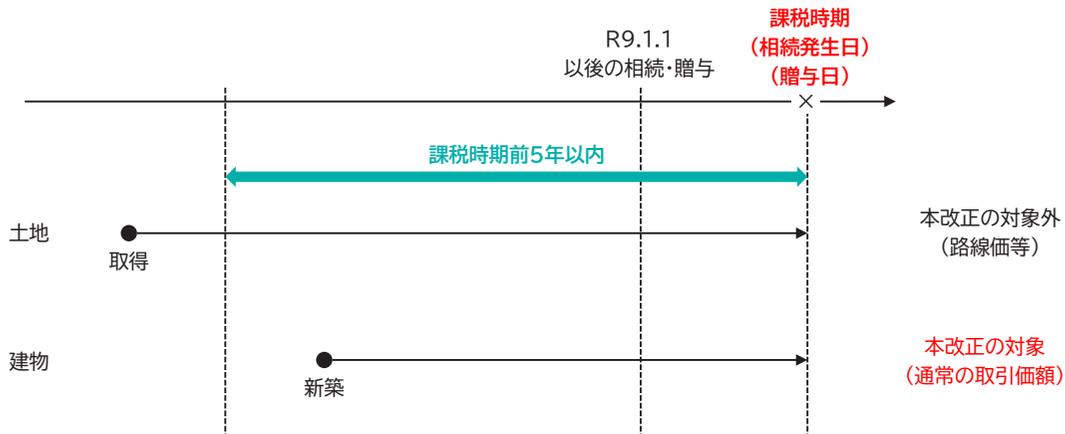


土地: 課税時期前5年以内に取得した貸付用不動産に該当するため、本改正の対象(通常の取引価額)となる。

家屋: 課税時期前5年以内に取得した貸付用不動産に該当するため、本改正の対象(通常の取引価額)となる。

## 2. 改正の内容

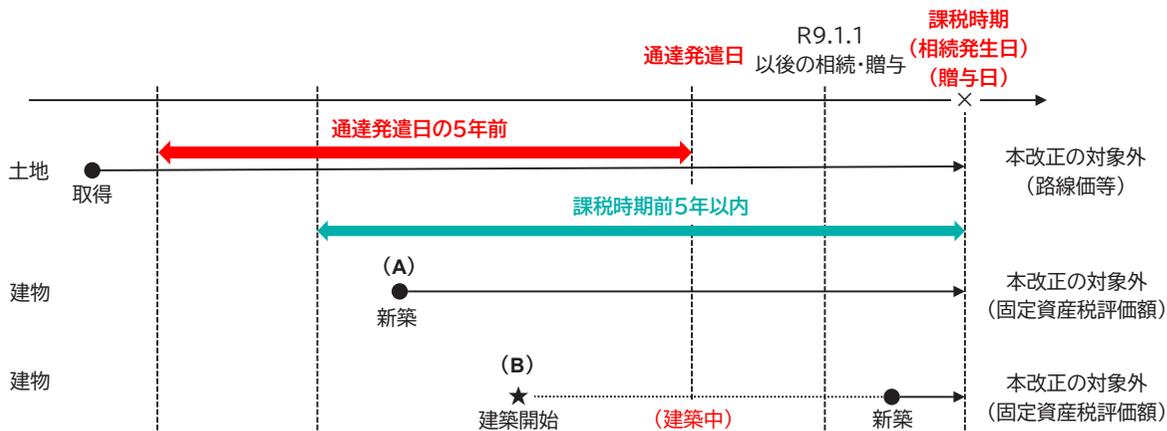
【適用対象例②】 課税時期前5年を超えて所有している土地に、課税時期前5年以内に貸付用建物を新築した場合



土地: 課税時期前5年以前から所有しているため、従前の評価方法(路線価等)が適用される。  
家屋: 課税時期前5年以内に取得した貸付用不動産に該当するため、本改正の対象(通常の取引価額)となる。

## 2. 改正の内容

【経過措置】 通達発遣日の5年前から所有している土地の上に、本通達の発遣日前に新築した貸付用建物(A)、又は、本通達の発遣日に建築中の貸付用建物(B)は本改正の対象外(従前どおりの評価方式が適用される)とする。



### 3. 適用時期

2027(令和9)年1月1日以後に相続・贈与により取得をする財産の評価について適用される。

### 4. 影響

取得又は新築後5年以内の相続や贈与の場合、想定していた税務上のメリットを享受できない可能性がある。

### 5. 通達発遣後にチェックすべき事項

- ・「貸付用不動産」の具体的な範囲  
貸付先による適用有無の違いはあるか、使用貸借は含まれるか、同時に取得する構築物は含まれるか等
- ・被相続人等の具体的な範囲  
被相続人、遺贈者、贈与者の他に範囲に含まれる者がいるか
- ・地価の変動等の考慮方法等を含め、具体的な評価額の計算方法
- ・マンション通達の適用要件も満たす場合、どちらの評価方法が優先されるのか？
- ・貸宅地、貸家建付地、貸家の評価減の適用は受けられるのか？  
取得等～課税時期の間に利用状況に変動があった場合に、利用状況を考慮してよいか？
- ・取引相場のない株式を評価する際の純資産価額の算定についても同様の見直しがされるのか？
- ・通達の発遣日(本改正を通達に定める日)はいつか？

## 6. 参考(旧租税特別措置法69条の4)

今回の改正後の貸付用不動産の評価方法と、近い内容の税制が過去に存在していた。

旧租税特別措置法69条の4(取得価額課税の特例制度)は、「被相続人が相続開始前3年以内に取得又は新築した不動産は、相続税評価額でなく、取得価額をもって課税価格に算入する。また、生前贈与加算の対象となる不動産が、被相続人が相続開始前3年以内に取得等したものであるときは、相続税評価額でなく、取得価額をもって課税価格に加算する。」という内容であった。

本制度は、『昭和60年代当初、土地の相続税評価額と実勢価額との乖離を利用し、相続直前に不動産を取得することにより相続税の負担の軽減を図る事例が数多くみられ、税負担の公平上見過ごし得ない問題となっていたことを背景として、税制調査会の数度の指摘(略)等を受け、昭和63年末の抜本改革の際に創設された(「改正税法のすべて 平成8年版」より引用)』。

その後、バブル経済が崩壊し、地価等の暴落が起こった。そして、大阪高裁判決等で、取得時から大幅に価値が下落した不動産についても画一的にこの規定を適用した課税処分は違憲(財産権の侵害)であるという旨の判示がされたことや、相続税評価額と実勢価額との乖離に着目した節税事案が減少したこと等に伴い、平成7年12月末をもって本制度は廃止された。

## 6. 参考(財産評価基本通達における不動産の評価方法)

土地	自用地	(1)路線価方式 路線価 × 各種補正率 × 地積  (2)倍率方式 土地の固定資産税評価額 × 倍率
	借地権	自用地評価額 × 借地権割合
	貸宅地	自用地評価額 × (1 - 借地権割合)
	貸家建付地	自用地評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)
	貸家建付借地権	自用地評価額 × 借地権割合 × (1 - 借家権割合 × 賃貸割合)
家屋	自家用屋	家屋の固定資産税評価額 × 1.0
	貸家	家屋の固定資産税評価額 × (1 - 借家権割合 × 賃貸割合)

(※)路線価・倍率は国税庁ホームページ「路線価図」及び「評価倍率表」を参照。

## 15. 不動産小口化商品の評価方法の見直し(相続税・贈与税)

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

- ・貸付用不動産の市場価格と通達評価額とのかい離を利用し、相続税額・贈与税額を大幅に圧縮している事例が散見される。
- ・通達評価額が著しく不相当と認められる場合、国税庁長官の指示を受けて評価すること(財産評価基本通達総則6項)によって対応しているが、納税者の予測可能性が損なわれるという批判も出ている。
- ・納税者の予測可能性を確保しつつ、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、評価方法について見直しが行われることとなる。

#### 2. 内容

取得の時期に関わらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

#### 3. 適用時期

2027(令和9)年1月1日以後に相続・贈与により取得をする財産の評価について適用される。

#### 4. 影響

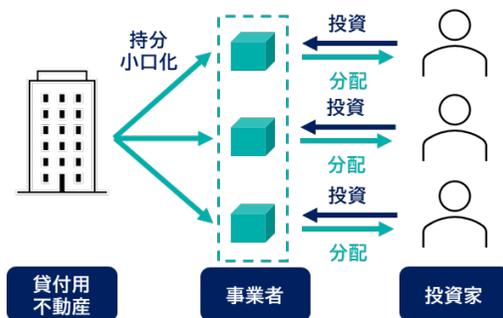
- ・「取得の時期に関わらず」通常の取引価額に相当する金額で評価することになるため、当初想定していた税務上のメリットが享受できない可能性がある。
- ・小口化不動産市場における価格に影響する可能性がある。

## <改正のポイント>

### 5. 実務のポイント

- ・事業者等から適正な処分価格等の提示を受けることができるか？
- ・取引相場のない株式を評価する際の純資産価額の算定についても同様の見直しがされるのか？

#### 【不動産の小口化イメージ】



# 1. 改正の趣旨・背景

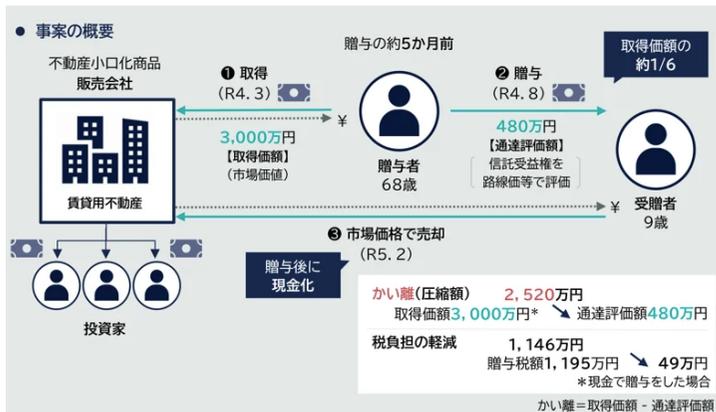
貸付用不動産の市場価格と通達評価額とのかい離を利用し、相続税額・贈与税額を大幅に圧縮している事例が散見される中、従来の財産評価基本通達では、同通達に定める原則的な方法により評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価すること（財産評価基本通達総則6項）によって対応している。一方で、これを多用すると納税者の予測可能性が損なわれるという批判も出ている。

そのため、納税者の予測可能性を確保しつつ、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、貸付用不動産の評価方法について見直しが行われることとなる。

## (1) 事例: 不動産小口化商品の贈与により贈与税の節税を行ったケース

現金ではなく不動産小口化商品を贈与することにより、市場価格と通達評価額との差を利用して贈与税額を大幅に圧縮し、受贈者は贈与後すぐに不動産小口化商品を市場に売却して現金を受領した事例。

この事例では、実態は現金の贈与と大差ないにも関わらず、税負担が大幅に圧縮されている。



### <概要>

- ① 贈与者は、甲社(販売会社)から不動産小口化商品(信託受益権)を3,000万円で購入
- ② 贈与者は、受贈者(9歳)にその信託受益権を贈与
- ③ 受贈者は、その信託受益権を評価通達に基づき480万円と評価し、贈与税を申告
- ④ 受贈者は、その信託受益権を甲社に売却(取得価額とほぼ同額で現金化)

出典: 2025年11月13日 税制調査会 第4回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 国税庁説明資料

(相続・贈与税: 不動産小口化商品の評価方法の見直し)

# 1. 改正の趣旨・背景

## (2) 不動産小口化商品の贈与事例

No.	贈与者 <sup>(注1)</sup>		受贈者 <sup>(注1)</sup>		物件所在地	年分	財産の価額等		贈与税額等	
	住所	年齢	続柄	年齢			①取得価額	②到達評価額	③現金で贈与をした場合の税額	④贈与税額 (各年分の合計)
							評価額の減少割合 $\left[\frac{②-①}{①}\right]$		税負担の軽減割合 $\left[\frac{④-③}{③}\right]$	
1	愛知県	82歳	孫	12歳	東京都 大阪府	R1 ～ R6	37,500 万円	<b>6,465 万円</b>	12,194 万円	<b>524 万円</b>
			子 (外1名)	44歳			<b>▲82.8%</b> (①/② 5.80倍)		<b>▲95.7%</b> (④/③ 4.3%)	
2	高知県	49歳	子 (外2名)	13歳	東京都	R4 ～ R5	3,000 万円	<b>484 万円</b>	443 万円	<b>5 万円</b>
			<b>▲83.8%</b> (①/② 6.19倍)				<b>▲98.7%</b> (④/③ 1.3%)			
3	兵庫県	90歳	子 (外2名)	50歳	東京都	R4	15,000 万円	<b>3,272 万円</b>	<sup>(注2)</sup> 3,000 万円	<sup>(注2)</sup> <b>654 万円</b>
			<b>▲78.2%</b> (①/② 4.58倍)				<b>▲78.2%</b> (④/③ 21.8%)			

(注1) 贈与者及び受贈者の年齢は、最初の年分の贈与時におけるもの

(注2) 受贈者は、相続時精算課税適用制度の適用者であり、①又は②の各価額に対して20%の税率を乗じて計算

出典：2025年11月13日 税制調査会 第4回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 国税庁説明資料

## 2. 改正の内容

**小口化された貸付用不動産(注1)**については、**その取得の時期に関わらず**、課税時期における**通常の取引価額に相当する金額(注2)**によって評価することとする。

(注1) 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産

(注2) 通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、次のいずれかの金額によって評価することができることとする。

- ・出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等
  - ・事業者等が把握している適正な売買実例価額
  - ・定期報告書等に記載された不動産の価格等
- } を参酌して求めた金額

ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、貸付用不動産の評価方法に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。

### 【不動産小口化商品の種類と評価方法】

		不動産特定共同事業契約			不動産信託受益権型
		任意組合理型(※1)	匿名組合理型(※2)	賃貸型(※3)	
不動産の帰属		投資家の共有	事業者	投資家の共有	投資家
評価方法	改正前	相続税評価額	純資産価額方式を準用して評価	相続税評価額	相続税評価額
	改正後	<b>通常の取引価額に相当する金額</b>	純資産価額方式を準用して評価	<b>通常の取引価額に相当する金額</b>	<b>通常の取引価額に相当する金額</b>
改正の影響		Ω	×	Ω	Ω

(※1)複数の投資家が出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人の者にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約をいう。

(※2)投資家が事業者の行う不動産取引のため出資を行い、事業者がその出資された財産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる利益の分配を行うことを約する契約をいう。

(※3)投資家が事業者の行う不動産取引のため自らの共有に属する不動産の賃貸をし、又はその賃貸の委任をし、事業者が当該不動産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約をいう。

### 3. 適用時期

2027(令和9)年1月1日以後に相続・贈与により取得をする財産の評価について適用される。

### 4. 影響

- ・「取得の時期に関わらず」通常の取引価額に相当する金額で評価することになるため、過去に節税目的で不動産小口化商品を購入し、改正後も保有している場合は、当初想定していた税務上のメリットが享受できない可能性がある。
- ・小口化不動産市場における売却圧力の増加や価格への影響の可能性がある。

### 5. 実務のポイント

- ・実務上、相続または贈与が発生する都度、事業者等から適正な処分価格等の提示を受けることができるか？
- ・取引相場のない株式を評価する際の純資産価額の算定についても同様の見直しがされるのか？

### 6. 参考(財産評価基本通達における不動産の評価方法)

「貸付用不動産の評価方法の見直し」6. 参考(財産評価基本通達における不動産の評価方法)を参照

## 16. 事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

経営者の年齢ピークは、法人版事業承継税制(特例措置)の創設当時(2018(平成30)年)の60代後半から50代後半になり、事業承継は一定程度進んでいるが、未だに事業承継が必要になる70代以上の経営者が多く存在している。このような状況を踏まえて、適用期限が到来するまでの間、本制度を最大限に活用できるよう、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限を延長する。

#### 2.内容

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度については、特例承継計画の提出期限を1年6か月延長する。また、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6か月延長する。

		改正前	改正後
法人版事業承継税制 (特例措置)	特例承継計画の提出期限	2026(令和8)年3月31日※	2027(令和9)年9月30日
	適用期限	2027(令和9)年12月31日	同左(改正なし)
個人版事業承継税制	個人事業承継計画の提出期限	2026(令和8)年3月31日※	2028(令和10)年9月30日
	適用期限	2028(令和10)年12月31日	同左(改正なし)

※特例承継計画等の提出期限は2024年度(令和6年度)改正により2024(令和6)年3月31日から2年延長

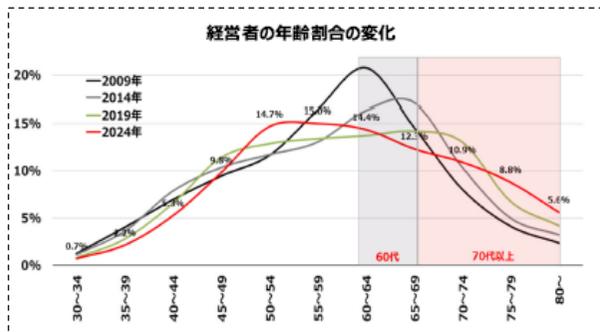
#### 3.実務のポイント

本制度の適用期限は延長されない見込みであるため、適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手したほうがよい。

# 1. 改正の趣旨・背景

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が問題視される中、円滑な事業承継を促進するため、非上場会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度について、2018(平成30)年から10年間の期間限定でより使い勝手の良い特例措置が創設された(法人版事業承継税制の特例措置)。また、個人事業者についても円滑な事業承継を促進するため、2019(平成31)年から10年間の期間限定で特定の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度が創設された(個人版事業承継税制)。

特例措置の創設により法人版事業承継税制の適用件数は急増したものの、2020(令和2)年から2022(令和4)年の特例承継計画の申請件数はコロナ禍の影響で件数が減少しており、2023(令和5)年度は特例承継計画の提出期限の延長前により、駆け込み需要等で大幅に増加したものの、その反動により2024年度の申請件数が減少した。経営者年齢のピークの人数割合は、2018(平成30)年創設当時は60代後半であったが、2024(令和6)年には50代後半になり、一定程度の事業承継が進展していることが示唆される。一方で、未だ70代以上の事業者も多く存在している。



(出典:経済産業省 令和8年度税制改正要望事項)



※法人版について、2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。(2025年3月末時点集計)

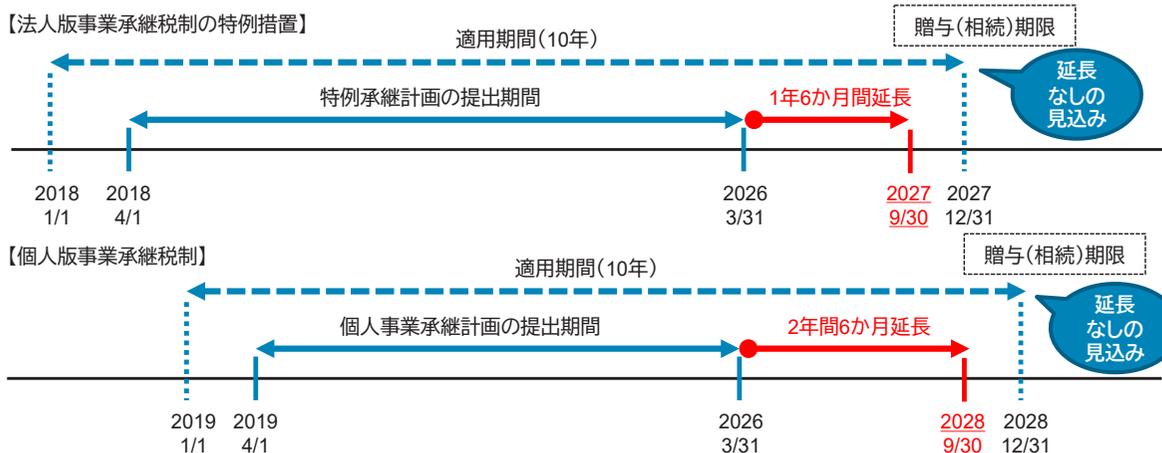
(出典:経済産業省 令和8年度税制改正要望事項)

(相続・贈与税・事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

## 2. 改正の内容・実務のポイント

### (1)改正の内容

事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、制度を最大限に活用できるように法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限を1年6か月延長する。また、個人版事業承継税制の個人事業承継計画の提出期限を2年6か月延長する。



### (2)実務のポイント

本制度の適用期限は延長されない見込みであるため、適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手したほうがよい。今後の事業承継のあり方については、2027(令和9年度)税制改正において結論が示される。

### 3.実務上の留意点

後継者の役員要件に注意 **贈与**:贈与直前に代表者、**相続**:相続直前に役員等、**みなし相続**:相続直前に代表者

(1)法人版事業承継税制の特例措置(**贈与税**)では、後継者が贈与直前に代表権を有していることが求められている。

(2)法人版事業承継税制の特例措置(**相続税**)では、被相続人が70歳未満である場合又は後継者が特例承継計画に記載された者である場合を除き、後継者が先代経営者の相続直前に役員等であることが求められている。また、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において特例認定承継会社の代表権を有することも要件となっている。

ポイント:先代経営者が70歳以上の場合、後継者を役員登用するか、特例承継計画を提出するかの検討が必要となる。

(3)**みなし相続**※の場合は、相続日に「代表者」であることが求められている。

ポイント:承継期間経過後は代表者要件は求められていないため、後継者が代表者から外れるケースも想定されるが、先代経営者(贈与者)の予期せぬ相続に備えるため、後継者は引続き代表者であることが望ましい。

※みなし相続:

贈与税の納税猶予制度を適用して株式の贈与を行った贈与者に相続が発生した場合、猶予されていた贈与税は免除となるが、贈与により取得していた株式は、相続により取得されたものとみなされ、相続税の課税対象となる。ただし、一定の要件を満たすことで、相続により取得されたものとみなされた株式に対して相続税の納税猶予制度を適用することができる。

# (参考) 制度の概要 法人版事業承継税制の特例措置(相続税)

## 【非上場株式等に係る相続税の納税猶予・免除の特例措置】

### 【先代経営者等の要件】

- ≪先代経営者≫
- 代表権を有していたこと
  - 先代経営者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
  - 同族関係者(後継者を除く)のうち議決権を最も多く有する者であること等
- ≪先代経営者以外≫
- 先代経営者からの相続・贈与後一定期間内の相続等であること等

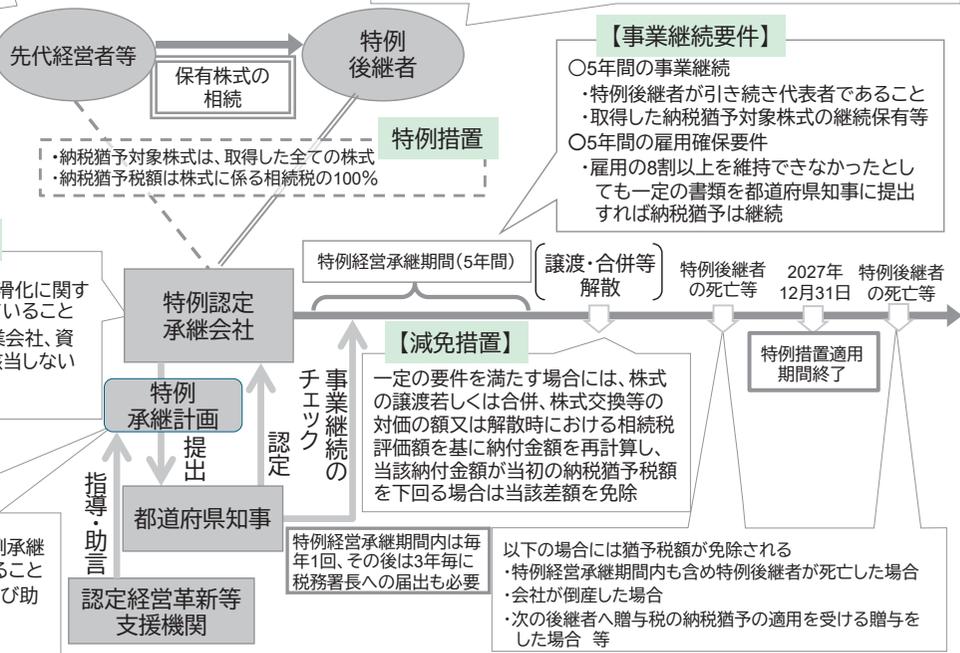
(注)先代経営者が70歳未満で死亡した場合、または、相続発生前に特例承継計画の確認を受けている場合には、この限りではない。

### 【特例後継者の要件】

- 相続開始の直前において、特例認定承継会社の役員等(注)であり、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において特例認定承継会社の代表権を有すること(親族・親族外は問わない)
- 後継者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が複数名の場合、議決権数が上位2名又は3名の者(総議決権数10%以上を有する者に限る))であること等

### 【事業継続要件】

- 5年間の事業継続
  - ・特例後継者が引き続き代表者であること
  - ・取得した納税猶予対象株式の継続保有等
- 5年間の雇用確保要件
  - ・雇用の8割以上を維持できなかったとしても一定の書類を都道府県知事に提出すれば納税猶予は継続



### 【特例認定承継会社の要件】

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けていること(一般制度同様、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと等の要件がある)

### 【特例承継計画の要件】

- 2027(令和9)年9月30日までに特例承継計画を都道府県知事に提出していること
- 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画であること

### 【減免措置】

一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡若しくは合併、株式交換等の対価の額又は解散時における相続税評価額を基に納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合は当該差額を免除

特例経営承継期間内は毎年1回、その後は3年毎に税務署長への届出も必要

- 以下の場合には猶予税額が免除される
- ・特例経営承継期間内も含め特例後継者が死亡した場合
  - ・会社が倒産した場合
  - ・次の後継者へ贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与をした場合 等

(相続・贈与税・事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

# (参考) 制度の概要 法人版事業承継税制の特例措置(贈与税)

## 【非上場株式等に係る贈与税の納税猶予・免除の特例措置】

### 【先代経営者等の要件】

- ≪先代経営者≫
- 代表権を有していたこと
  - 贈与の時に代表権を有していないこと
  - 先代経営者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
  - 同族関係者(後継者を除く)のうち議決権を最も多く有する者であること等
- ≪先代経営者以外≫
- 贈与の時に代表権を有していないこと
  - 先代経営者からの相続・贈与後一定期間内の贈与であること等

### 【相続時精算課税制度】

特例後継者が贈与者の推定相続人、孫以外の者である贈与も相続時精算課税制度の適用対象(原則的評価額による)

先代経営者等

保有株式の  
一括贈与(注)

特例  
後継者

## 【特例後継者の要件】

- 18歳以上である役員等であること(親族・親族外は問わない)
- 特例認定承継会社の代表権を有すること
- 後継者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が複数の場合は、議決権数が上位2名又は3名の者(総議決権数の10%以上を有する者に限る))であること

## 【事業継続要件】

- 5年間の事業継続
  - ・特例後継者が引き続き代表者であること
  - ・取得した納税猶予対象株式の継続保有等
- 5年間の雇用確保要件
  - ・雇用の8割以上を維持できなかったとしても一定の書類を都道府県知事に提出すれば納税猶予は継続

- 特例措置
- ・納税猶予対象株式は、取得した全ての株式
  - ・納税猶予税額は株式に係る贈与税の100%
  - ・納税猶予税額は暦年課税又は相続時精算課税による計算

注)全部または一定以上

## 【特例認定承継会社の要件】

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けていること(一般制度同様、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと等の要件がある)

特例認定  
承継会社

特例経営承継期間(5年間)

譲渡・合併等  
解散

先代経営者等 2027年 12月31日  
の死亡等

先代経営者等  
の死亡等

## 【減免措置】

一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡若しくは合併、株式交換等の対価の額又は解散時における相続税評価額を基に納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合は当該差額を免除

事業継続の  
チェック

特例措置適用  
期間終了

## 【特例承継計画の要件】

- 2027(令和9)年9月30日までに特例承継計画を都道府県知事に提出していること
- 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画であること

特例  
承継計画

提出  
都道府県知事

指導・助言

認定経営革新等  
支援機関

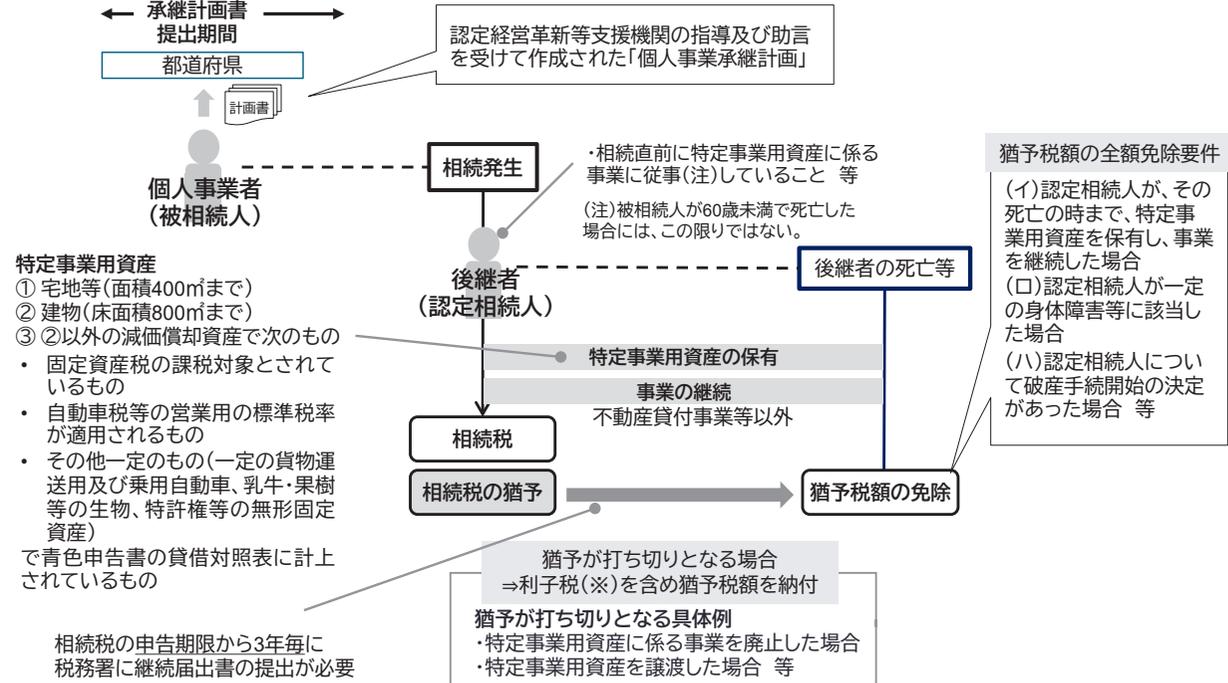
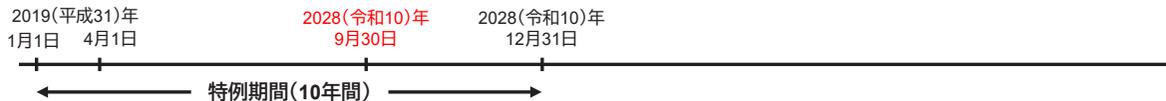
特例経営承継期間内は毎年1回、その後は3年毎に税務署長への届出も必要

先代経営者等(贈与者)が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除され、先代経営者等から特例後継者に相続又は遺贈があったものとみなして相続税が課税される。なお、一般制度と同様に、都道府県知事の「確認」を受け要件を満たせば、課税された相続税の納税猶予の適用が可能となる。

(相続・贈与税・事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

# (参考) 制度の概要 個人版事業承継税制(相続税)

## 【特定事業用資産に係る相続税の納税猶予・免除制度】



**特定事業用資産**

- ① 宅地等(面積400㎡まで)
- ② 建物(床面積800㎡まで)
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの

- ・固定資産税の課税対象とされているもの
- ・自動車税等の営業用の標準税率が適用されるもの
- ・その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

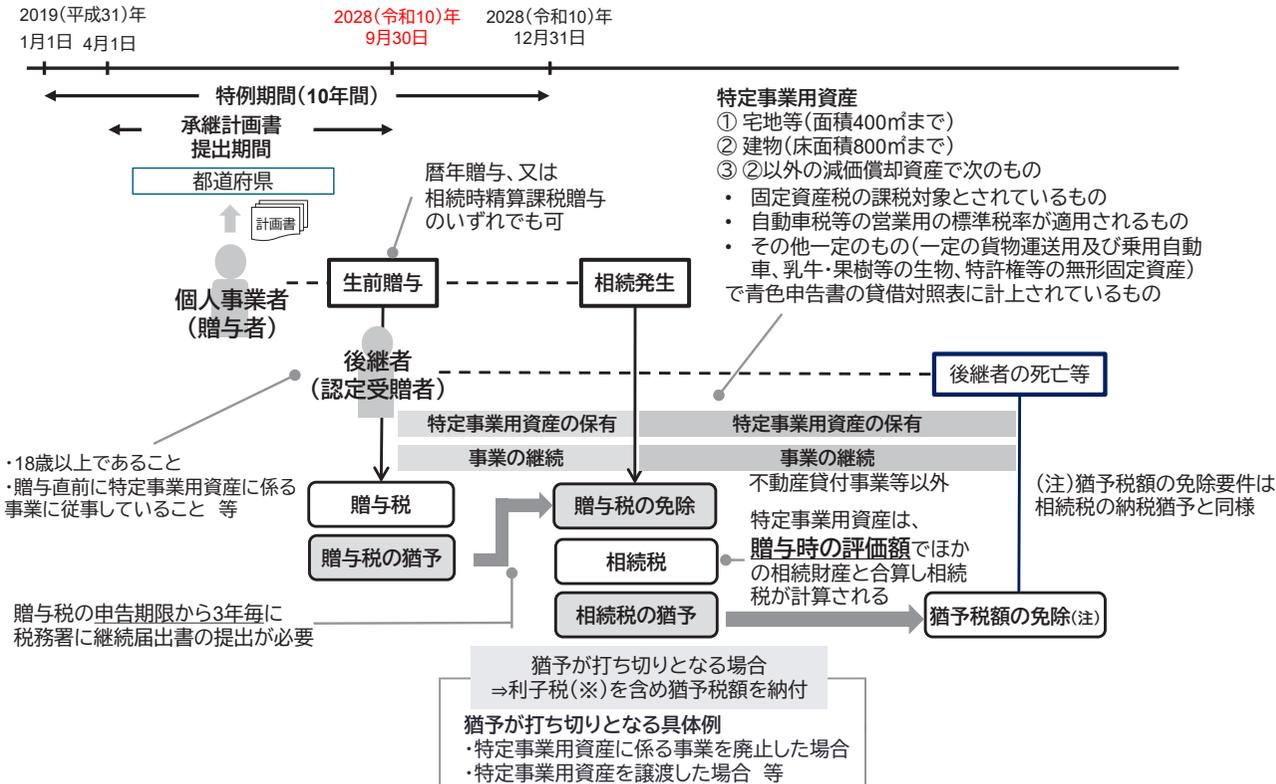
で青色申告書の貸借対照表に計上されているもの

相続税の申告期限から3年毎に税務署に継続届出書の提出が必要

※ 年3.6%(利子税の特例(特例基準割合が0.9%の場合)を適用した場合は、年0.4%)

# (参考) 制度の概要 個人版事業承継税制(贈与税)

## 【特定事業用資産に係る贈与税の納税猶予・免除制度】



※ 年3.6%(利子税の特例(特例基準割合が0.9%の場合)を適用した場合は、年0.4%)

# 17. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

## <改正のポイント>

### 1. 趣旨・背景

持分あり医療法人においては、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ、医業継続が困難になることが想定される。このため、持分あり医療法人が持分なし医療法人に円滑に移行し、地域医療を継続できるよう、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例」が措置されることとなったが、今回の改正により、認定期限が延長される。また、認定医療法人等の要件のうち、自費患者に対する請求方法の規制について、医療機関の負担に鑑み、特定外国人患者に対して請求できる診療費の上限を緩和する。

### 2. 内容

認定医療法人の認定期限を現行の2026(令和8)年12月31日から2029(令和11)年12月31日まで3年延長する。

また、特定外国人患者に対して請求できる診療費は、「社会保険診療報酬と同一の基準(1点10円)により計算される金額の3倍までの範囲内であって地域の標準的な料金を超えないもの」とする。

### 3. 適用時期

認定期限:2026(令和8)年12月31日が2029(令和11)年12月31日に延長される。

特定外国人患者に対する診療費の上限緩和:大綱に記載なし。

### 4. 実務のポイント

認定期限は3年延長されるが、認定要件は多岐にわたり、要件充足に時間を要する可能性があるため、制度適用の検討は早めに行う必要がある。

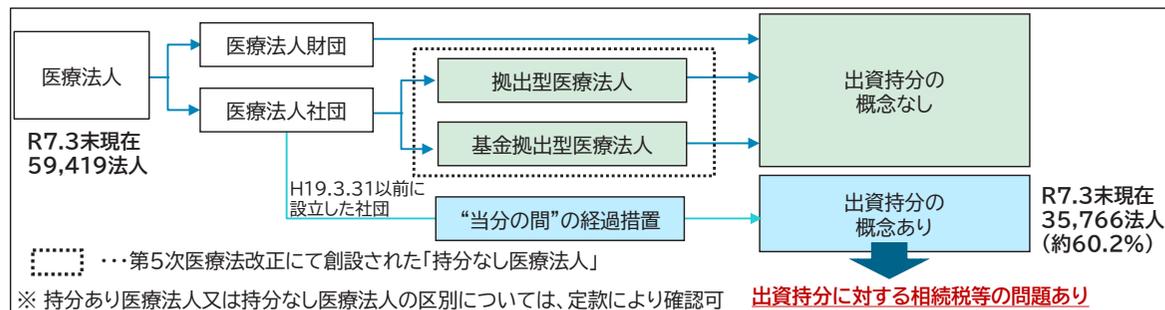
## 2. 改正の趣旨・背景

### (1) 医療法人が抱える課題と持分なし医療法人制度の創設

医療法人の出資持分は、相続税の対象となるが、医療法人は配当を禁止されているため、剰余金が多額となり、相続税評価額が高額になる傾向がある。その結果、相続税負担が困難となり、世代交代ができず、医療法人制度の趣旨である医療機関経営の永続性を脅かす事態に繋がるケースがあった。

また、出資者に、社員退社時の払戻請求権、解散時の残余財産分配請求権が認められていることが、事実上の配当行為に該当し、医療法人の非営利性が担保されていないのではないかという議論がなされていた。

上記の課題を解決するため、第5次医療法改正により、2007(平成19)年4月以降は持分なし医療法人しか設立できなくなったが、それ以前に設立された持分あり医療法人は経過措置として存続することとなった。



### (2) 移行時課税と認定医療法人制度の創設

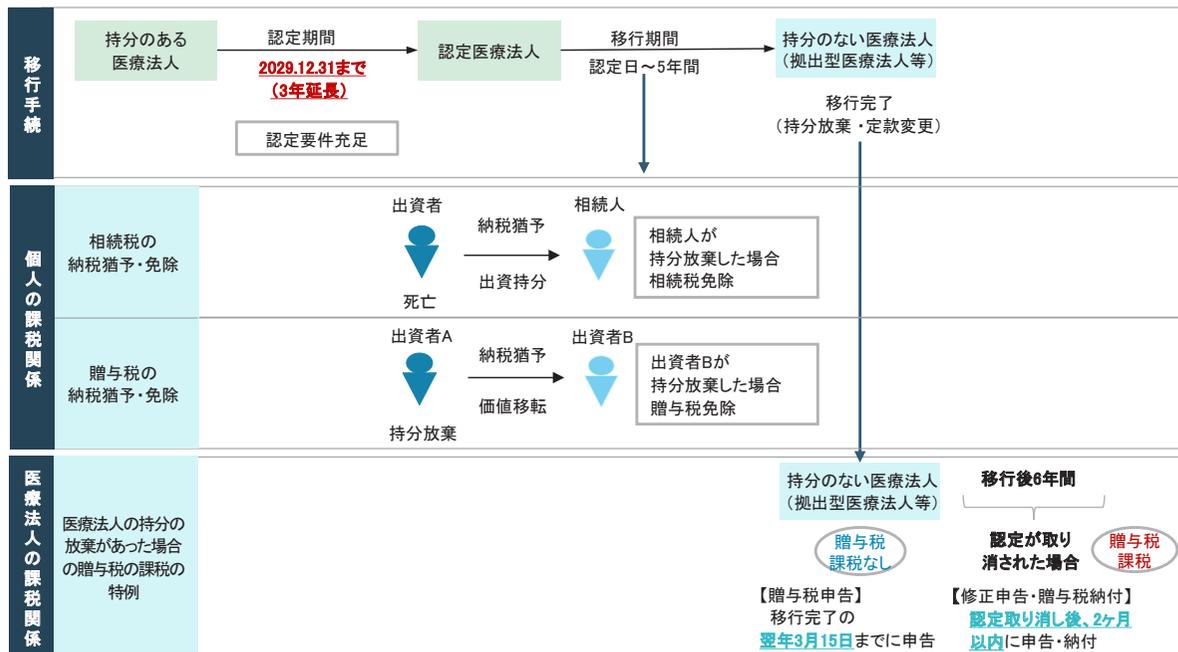
医療の永続性・非営利性の担保の観点から、速やかに持分なし医療法人へ移行することが求められているが、当該移行の際に、医療法人を個人とみなして贈与税が課されることが課題となり移行が進まなかった。移行を促進するため、2014(平成26)年税制改正により、認定医療法人制度が創設され、出資持分に係る相続税・贈与税の納税猶予が措置され、2017(平成29)年税制改正により、認定医療法人が持分なし医療法人へ移行した場合に贈与税が課されない措置が創設された。

(相続・贈与税: 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等)

### 3. 認定医療法人制度の内容

#### (1) 認定医療法人制度概要

認定医療法人とは、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を意思決定し、移行計画について厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。移行計画の認定期限は2026(令和8)年12月31日までとなっていたが、今回の改正により、2029(令和11)年12月31日まで延長される。



### 3. 認定医療法人制度の内容

#### (2) 認定要件・改正内容

認定医療法人の下記要件のうち、「⑤自費患者に対する請求方法の規制」の要件について、特定外国人患者に対する診療報酬請求に関して以下の通り緩和される。

	項目	内容
簡易要件	①移行計画を社員総会で議決	移行計画が医療法人の社員総会において議決されたものであること
	②移行計画が有効かつ適切なものであること	移行計画(移行法人類型見込、移行に向けた取組内容、移行に向けた検討体制等)が持分のない医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること
	③移行期限が認定日から起算して5年を超えないこと	移行計画に記載された移行期限が認定日から起算して5年以内であること
運営の適正性要件	④社会保険診療等の割合基準(80%超基準)	社会保険診療に係る収入金額が医療保健業務の収入金額の80%を超えること
	⑤自費患者に対する請求方法の規制	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準であること ※特定外国人患者に対して請求する診療報酬は、「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額の3倍までの範囲内であって地域の標準的な料金を超えない」金額
	⑥医業利益の制限(事業収益 $\leq$ 事業費用 $\times$ 1.5)	医療診療収入 $\leq$ 患者等のために直接必要な経費 $\times$ 1.5
	⑦医療法人関係者に対する特別の利益供与の禁止	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと ※医療法人関係者とは、上記の者の配偶者又は3親等以内の親族等という
	⑧営利事業を営む者等に対する特別の利益供与の禁止	株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人もしくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為をしないこと（公益法人等に対する一定の利益供与を除く）
	⑨理事、監事に対する報酬等の支給基準	理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めていること
	⑩遊休財産の保有制限	会計年度の末日における遊休財産額が、本来業務事業損益に係る事業費用の額を超えないこと
	⑪法令違反	法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと

※「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。

## 3. 認定医療法人制度の内容

### (3) 認定医療法人件数と意義

直近3年度の認定数は以下の通りであり、2018(平成30)年度から2024(令和6)年度までにおいて、持分なし医療法人へ移行した法人1,388法人のうち、7割以上の983法人が認定医療法人制度を活用している。

年度	認定数	認定累計数
2022(令和4)年度	132	921
2023(令和5)年度	123	1044
2024(令和6)年度	98	1142

出典:厚生労働省「令和8年度税制改正要望事項」、「持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の概要資料」より作成

## 4. 適用時期

- ・ 認定期限:2026(令和8)年12月31日が2029(令和11)年12月31日に延長される。
- ・ 特定外国人患者に対する診療費の上限緩和:大綱に記載なし。

## 5. 実務のポイント

- ・ 認定期限は3年延長されるが、認定要件は多岐にわたり、要件充足に時間を要する場合があるため、認定医療法人制度を適用するか否かの検討は早めに行う必要がある。
- ・ 認定申請要件については、直前期の会計年度に充たさなければならない項目、認定申請時に充たさなければならない項目、要件を充足していない場合の対応等、煩雑であるため専門家と相談しながら進めるのが望ましい。
- ・ 特定外国人患者に対する診療費の上限緩和については、「地域の標準的な料金」の具体的な内容が今後関係法令で明らかになるため、注視が必要となる。

## 18. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISAの拡充等も踏まえ、適用期限(2026(令和8)年3月末)は延長しない。

#### 2. 内容

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について2026(令和8)年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

#### 3. 影響

本措置の廃止後は教育資金を一括で贈与することに対する非課税措置がなくなるため、扶養義務者から教育に充てるために通常必要と認められるものによる財産の贈与も含めた検討が必要になると考えられる。

#### 4. 実務のポイント

2026(令和8)年3月31日までに教育資金贈与に関する資金拠出を行い本措置の適用を受けた場合には、贈与者の死亡または教育資金管理契約の終了が2026(令和8)年4月1日以降であっても、一定の場合には受贈者は相続税又は贈与税が課される。

## 1. 改正の趣旨・背景

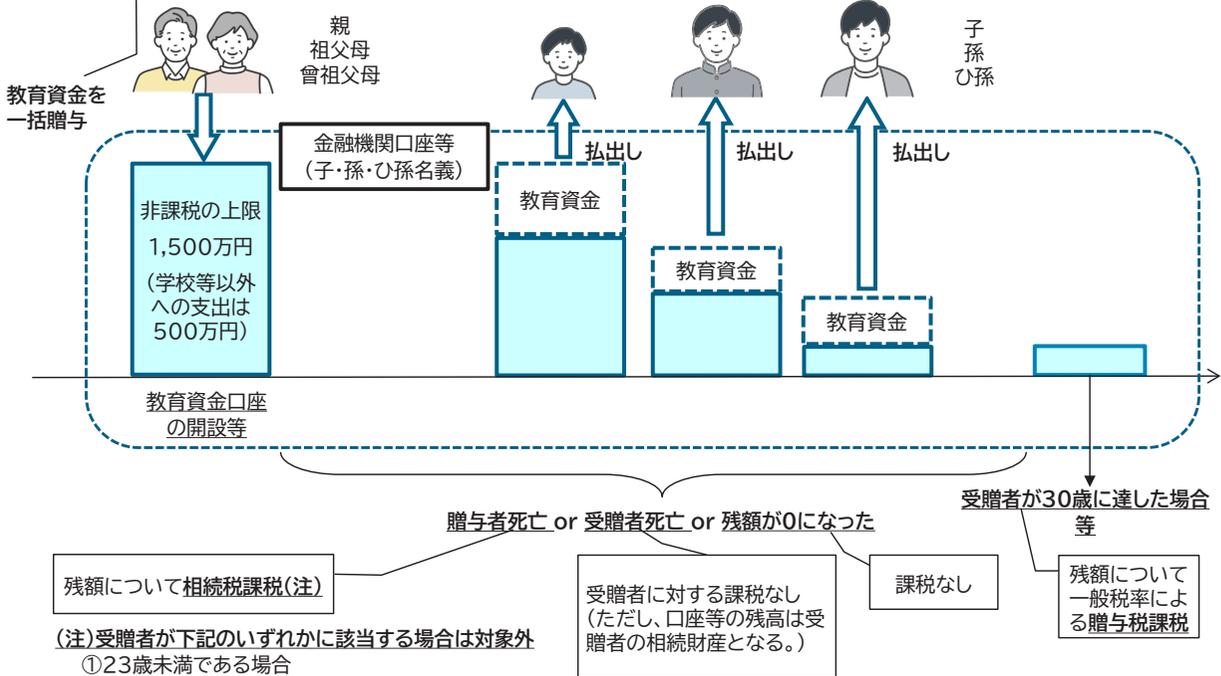
- ・教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを目的に、2013(平成25)年度の税制改正で導入された。その後、2019(平成31)年度には格差の固定化につながらないよう、機会の平等に留意した見直しにより、受贈者に所得要件が設けられ、2021(令和3)年度には節税目的での利用につながらないための見直しにより、贈与者死亡時の相続税の課税免除の見直し等が行われた。また、2023年(令和5)年度には、利用件数が減少傾向にあることや、資産を多く保有する者による利用が多い状況を踏まえ、富裕層とそれ以外の層の格差の固定化を防止し、節税目的の利用につながらないよう、贈与者死亡時の相続税の課税免除の見直し等を行った上で、適用期限が3年延長された。
- ・これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISAの拡充等も踏まえて、非課税措置の適用期限(2026(令和8)年3月末)は延長されないこととなった。

## 2. 改正の内容

- ・直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、2026(令和8)年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

## 2. 改正の内容

教育資金管理契約に基づく信託等可能期間が終了する2026(令和8)年3月31日までに資金拠出を行う場合には、引き続き本措置が適用される。



(注)受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外

- ①23歳未満である場合
- ②学校等に在学している場合
- ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

ただし、(注)の場合でも、相続税の課税価格が5億円を超える場合は課税対象

(贈与税・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置)

## 2. 改正の内容

### 【(参考)贈与税がかからない場合】

- ・ 贈与税は、原則として贈与を受けたすべての財産に対してかかるが、その財産の性質や贈与の目的などからみて、以下の教育費については贈与税がかからないこととなっている。

2 夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの

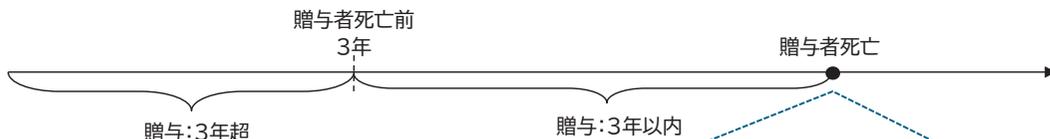
(前略) 教育費とは、学費や教材費、文具費などをいいます。

なお、贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。したがって、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税がかかることになります。

(出典:国税庁HP「タックスアンサー(よくある税の質問) / No.4405 贈与税がかからない場合」)

## 2. 改正の内容

【(参考)贈与時期ごとの贈与者死亡時の残額に係る相続税の取扱い】



内容	贈与者死亡から	受贈者	贈与者に係る 相続税の課税価格	一括贈与(追加の贈与を含む)の時期			
				2013年(平成25年)創設時 ～ 2019年(平成31年)3月31日	2019年(平成31年)4月1日 ～ 2021年(令和3年)3月31日	2021年(令和3年)4月1日 ～ 2023年(令和5年)3月31日	2023年(令和5年)4月1日 ～ 2026年(令和8年)3月31日
相続税の課税	3年超	受贈者が23歳 未満等の場合 ※1	5億円超	無	無	無	有 ※2 (2割加算あり)
			5億円以下	無	無	無	無
		上記以外	-	無	無	有 ※2 (2割加算あり)	有 ※2 (2割加算あり)
	3年以内	受贈者が23歳 未満等の場合 ※1	5億円超	無	無	無	有 ※2 (2割加算あり)
			5億円以下	無	無	無	無
		上記以外	-	無	有 ※2 (2割加算なし)	有 ※2 (2割加算あり)	有 ※2 (2割加算あり)

※1 受贈者が23歳未満等の場合は下記いずれかに該当する場合をいう

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

※2 贈与者の死亡前に、受贈者が死亡した場合、残額が0になった場合、受贈者が30歳に達した等の場合には贈与者死亡時には課税なし

## 19. 研究開発税制の見直し

## &lt;改正のポイント&gt;

## 1. 趣旨・背景

国家戦略上重要なAI・量子・半導体等の分野に資源を集中させるため、新たに高い控除率を適用する「戦略技術領域型」を創設し、研究開発投資を強力に促進する。一方で、一般型の控除率や上限を見直し、海外委託研究には制限を設け、国内での研究開発の強化と効率的な税支援の実現を図ることとする。

## 2. 内容

- ① 戦略技術領域型に関する新制度の創設
- ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し
- ③ 中小企業技術基盤強化税制の見直し
- ④ オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し
- ⑤ 国外委託試験研究費について一定の制限を設定

## 3. 適用時期

- ① 戦略技術領域型に関する新制度の創設

産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定の日(注)以後5年を経過する日又は計画期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度

(注)産業技術力強化法の改正法の施行の日から2029(令和11)年3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定を受ける必要がある。

### 3. 適用時期

#### ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

3年間延長。但し、一般型の控除率及び控除上限の変動措置の見直しについては、2027(令和9)年4月1日以後に開始する各事業年度で適用

#### ③ 中小企業技術基盤強化税制の見直し

3年間延長。2026(令和8)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までの間に開始する各事業年度控除限度超過額の繰越については、2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用

#### ④ オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し

2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用。但し、具体的な見直しについては政令等で定められると考えられる

#### ⑤ 国外委託試験研究費について一定の制限を設定

2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度から段階的に適用

### 4. 影響

- ・ 大企業及び中小企業において、AI・量子・半導体など国家戦略上重要な分野への投資には、高い控除率を受けられる「戦略技術領域型」が創設され、先端分野に積極投資する企業ほど税負担が軽減され、研究開発投資の加速が期待できる。
- ・ 一般型の控除率カーブや控除上限が見直され、従来よりも厳格な運用になる側面もある。また、国外委託研究費は控除対象額が段階的に制限されるため、海外依存型の研究体制の見直しや限られたリソースの中で国内での研究体制の強化が必要となる。
- ・ 中小企業が適用できる「中小企業技術基盤強化型」においては、「繰越税額控除制度(3年間)」が導入され、利益が不安定な中小企業でも研究開発投資の回収がしやすくなると考えられる。

### 5. 実務上の留意点

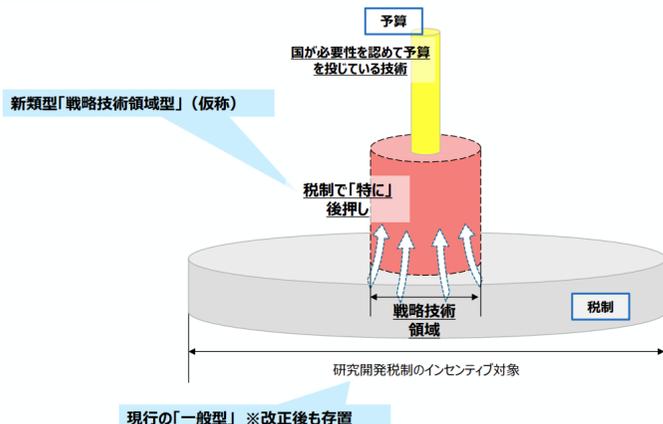
- ・ 大企業は当期の所得金額が前期の所得金額を超える場合、雇用者給与、設備投資額の要件があるため、注意が必要である(『大企業について特定の税額控除規定の不適用措置の見直し・延長』参照)。
- ・ 戦略技術領域型に関する新制度及び中小企業技術基盤強化税制について、一定の要件を満たす場合には繰越税額控除制度の適用があるため、申告書別表の提出漏れがないよう留意する。

# 1. 改正の趣旨・背景

- ・「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要がある。そこで、AI・量子・半導体など国家的に重要な技術への投資を重点支援するため「戦略技術領域型」を新設し、高い控除率を別枠で設けることとする。
- ・研究開発投資をより促し、足元の物価上昇へ対応するため、控除率を見直すとともに、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度も同様に見直しを行う。
- ・研究活動の国内回帰を促すため海外委託研究費の控除対象を段階的に縮小し、国内研究基盤の強化を図る。

## (参考)研究開発税制 新類型「戦略技術領域型」(仮称)のイメージ

### イメージ図



出典:経済産業省 2025年11月12日 イノベーション・環境局 研究開発課「研究開発税制について」

## 2. 改正の内容

### (1) 研究開発税制の概要

研究開発投資を行った法人が、その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認める制度である。

① 試験研究費 × 一定割合（試験研究費の何%を控除できるか）



② 法人税額 × 一定割合（法人税額の何%まで控除できるか）

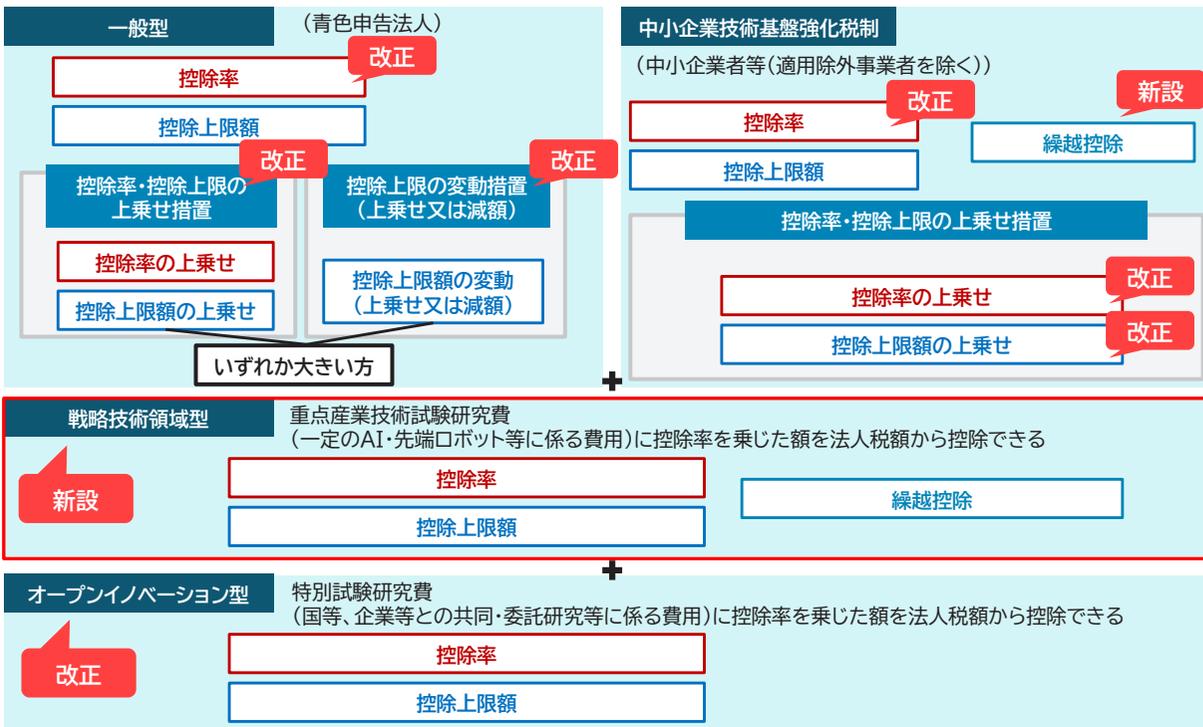


いずれか少ない金額  
を法人税の額から控除する。

#### 【用語の説明】

- ・増減試験研究費割合 = 増減試験研究費の額 ÷ 比較試験研究費
- ・増減試験研究費の額 = 試験研究費の額 - 比較試験研究費
- ・比較試験研究費 = 過去3年間の試験研究費の額の平均額
- ・試験研究費割合 = 試験研究費の額 ÷ 平均売上金額
- ・平均売上金額 = 当期と過去3年間の売上高の平均額

## 2. 改正の内容



## 2. 改正の内容

基本算式	控除額	控除上限額
	試験研究費 × 控除率	法人税額 × 控除上限率

区分	対象費用	控除率	控除上限率
一般型	試験研究費全般	0%~14%	原則25% (上乘措置により最大50%)
中小企業 技術基盤強化税制	試験研究費全般	12%~17%	原則25% (上乘措置により最大35%)
オープン イノベーション型	大学・スタートアップと の共同研究費など	20%・25%・30%	10%

### 新設

戦略技術領域型	AI・量子・半導体など 特定の戦略技術分野に 係る研究費	原則	40%	10%
		認定機関との 共同研究など	50%	

## 2. 改正の内容

### (2)戦略技術領域型に関する新制度の創設

AI・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「戦略技術領域型」を創設し、国が認定する研究計画について、既存の研究開発税制と別枠の税額控除率を設定する。

#### <制度の概要>

適用対象者及び要件	① 青色申告書を提出する法人 ② 産業技術力強化法の重点研究開発計画について認定を受けること
試験研究費の額	重点産業技術試験研究費の額(※1) (一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。)
対象期間	産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定の日以後5年を経過する日又は計画期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度
税制措置(税額控除)	重点産業技術試験研究費の額×40% (特別重点産業技術試験研究費の額(※2)の場合は50%)  (注)当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができる(※3)

(※1) 認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発(※4)に係る試験研究費の額をいう。  
(※2) 重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいう。  
(※3) 税額控除の限度額を超える金額については、3年間の繰越し(繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り)ができる。  
(※4) 産業技術力強化法の重点産業技術(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発をいう。

## 2. 改正の内容

### <グループ通算制度における適用>

税額控除額の計算	通算グループを一体として計算した税額控除限度額(以下「重点産業技術試験研究費基準額」という。)と通算グループを一体として計算した控除上限額(以下「法人税額基準額」という。)とのいずれか少ない金額に控除分配割合を乗じて計算した金額(以下「税額控除可能分配額」という。)を税額控除額とする。
繰越税額控除制度の適用要件	通算グループ全体の試験研究費の額により判定する。
繰越税額控除額	通算法人ごとに、次の金額の合計額(繰越通算税額控除限度超過額)と当期の法人税額の10%相当額(当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額)とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。 ① その事業年度開始の前3年以内に開始した各事業年度の重点産業技術試験研究費基準額が法人税額基準額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。) ② 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)
その他	通算グループ内の他の法人の各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等を各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置が講じられる。

## 2. 改正の内容

(参考)重要技術領域の選定(新興・基盤強化領域、国家戦略技術領域)

### 新興・基盤技術領域

- 次世代船舶技術、自律航行船技術といった**造船関連技術**
- 極超音速技術、先進航空モビリティ技術といった**航空関連技術**
- 次世代情報基盤技術、ネットワークセキュリティ技術といった**デジタル・サイバーセキュリティ関連技術**
- 農業エンジニアリング技術といった**農業・林業・水産関連技術(フードテックを含む)**
- エネルギーマネジメントシステム技術、資源循環技術といった**資源・エネルギー安全保障・GX関連技術**
- 災害等の観測・予測技術、耐震・免震技術といった**防災・国土強靱化関連技術**
- 低分子医薬品技術(生物学的製剤を除く)、公衆衛生技術といった**創薬・医療関連技術**
- 先端機能材料技術、磁石・磁性材料技術といった**製造・マテリアル(重要鉱物・部素材)関連技術**
- MaaS関連技術、倉庫管理システム技術といった**モビリティ・輸送・港湾ロジスティクス(物流)関連技術**
- 海洋観測技術、海上安全システム技術といった**海洋関連技術**

### 国家戦略技術領域

- 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、AIモデルによる機械学習アルゴリズムプログラム、AIモデルによる機械学習サポートプログラム、AIロボット基幹技術といった**AI・先端ロボット関連技術**
- 量子コンピューティング技術、量子通信・暗号技術、量子マテリアル技術、量子センシング技術といった**量子関連技術**
- 先端半導体製造関連技術や光電融合技術といった**半導体・通信関連技術**
- 医薬品・再生医療等製品の候補物質等の探索・最適化・製造・製剤技術、新品種の開発・育種・ゲノム編集技術といった**バイオ・ヘルスケア関連技術**
- フランケット技術やトリチウム回収・再利用技術といった**フュージョンエネルギー関連技術**
- 衛星測位システム、衛星通信技術、リモートセンシング、軌道上サービス、月面探査、輸送サービス技術といった**宇宙関連技術**

出典:内閣府 2025年11月14日 重要技術領域検討ワーキンググループ(第6回)「重要技術領域検討ワーキンググループ 取りまとめ(案)概要」

## 2. 改正の内容

### (参考)各国は戦略分野を絞り込み、重点投資

	米国	中国	英国	独国	韓国	豪州
戦略文書	CETsの最新リスト (2024/2)	第14次5か年計画 (2021/3)	英国科学技術フレームワーク (2023/3)	ホワイトペーパー技術主権 (2021)	12大国家戦略技術 (2022/10)	産業科学資源省 (DISR)の定めるクリティカル・テクノロジー(2023/5)
重要技術分野	CETs(critical and emerging technologies) ・先進コンピューティング ・先進エンジニアリング材料 ・先進ガスタービンエンジン技術 ・先進ネットワーク型センシング及びシグネチャ管理 ・先進製造 ・人工知能 (AI) ・バイオテクノロジー ・再生可能エネルギーの生成と貯蔵 ・データプライバシー、データセキュリティ、サイバーセキュリティ技術 ・指向性エネルギー ・高度自動化、無人システム (US)、ロボティクス ・ヒューマンマシンインターフェース ・極超音速 ・通信・ネットワーク技術 ・位置・ナビゲーション・タイミング (PNT) 技術 ・量子情報技術 ・半導体及びマイクロエレクトロニクス ・宇宙技術・システム	国家実験室の再編や国家科学センターの建設の対象分野 ・量子情報 ・フォトニクス ・マイクロナノエレクトロニクス ・ネットワーク通信 ・人工知能 ・バイオメディカル ・現代エネルギーシステム  <u>ブレイクスルー強化のための重要な先端科学技術分野</u> ・次世代人工知能 ・量子情報 ・集積回路 ・脳科学と脳模倣型人工知能 ・遺伝子とバイオテクノロジー ・臨床医学と健康 ・深宇宙、深地球、深海、極地探査	将来の革新的技術分野 ・ AI ・ 工学的生物学 (engineering biology) ・ 未来のテレコム ・ 半導体 ・ 量子技術	国際競争力、安全保障、経済と社会の強靱化に重要な基礎技術 ・ ICT、マイクロエレクトロニクス、ソフトウェア、AI ・ ITセキュリティ ・ HPC ・ フォトニクス、第2世代量子技術 ・ 循環型経済の基盤 ・ 持続可能なエネルギー技術 ・ 材料 ・ バイオ技術 ・ 製造技術 ・ 環境技術 ・ 分析技術、計測技術、光学	韓国経済に波及効果の大きい産業コア技術群 ・ 半導体・ディスプレイ ・ 二次電池 ・ 先端メモリ ・ 次世代原子力  急成長が見込まれる安全保障上重要な技術群 ・ 先端バイオテクノロジー ・ 航空宇宙・海洋技術 ・ 水素 ・ サイバーセキュリティ  必須基盤技術群 ・ AI ・ 次世代通信 ・ 先端ロボット・製造 ・ 量子技術	・ 先進の製造技術と材料技術 ・ AI技術 ・ 高度な情報通信技術 ・ 量子技術 ・ 自律システム、ロボティクス、ボジョニング、タイミングおよびセンシング技術 ・ バイオテクノロジー ・ クリーンエネルギー生成および貯蔵技術
			オランダ	国家技術戦略 (2024/6) 優先すべき主要な支援技術 ・ 光学システムと統合フォトニクス ・ 量子技術 ・ プロセステクノロジー (プロセスの強化を含む) ・ バイオ分子および細胞技術 ・ イメージング技術 ・ メカトロニクスおよびオブトメカトロニクス ・ 人工知能およびデータサイエンス ・ エネルギー材料 ・ 半導体技術 ・ サイバーセキュリティ技術		

出典:経済産業省 2025年11月12日 イノベーション・環境局 研究開発課「研究開発税制について」

## 2. 改正の内容

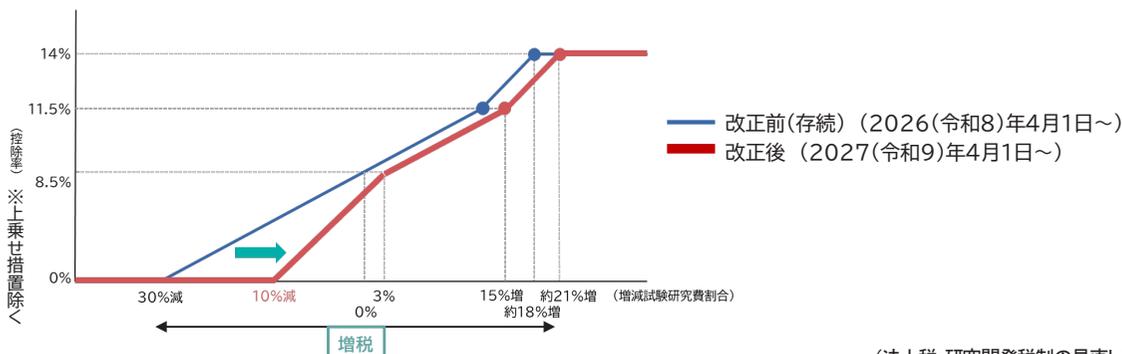
### (3) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

#### ①【一般型】控除率の見直し

試験研究費を増加させるインセンティブをさらに強化する観点から、控除率が次のように見直される。

<一般型>

改正前（廃止）		改正前（存続）	改正後
2026(令和8)年3月31日 まで		2026(令和8)年4月1日 から	2027(令和9)年4月1日 から
控除率(1%~14%)		控除率(0%~14%)	
算式	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 12%の場合(上限:14%)  <math>11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375</math></li> <li>増減試験研究費割合 <math>\leq</math> 12%の場合(下限:1%)  <math>11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 12%の場合(上限:14%)  <math>11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375</math></li> <li>0 <math>\leq</math> 増減試験研究費割合 <math>\leq</math> 12%の場合  <math>11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25</math></li> <li>増減試験研究費割合 &lt; 0の場合  <math>8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5/30</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; <b>15%</b>の場合(上限:14%)  <math>11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - <b>15%</b>) \times 0.375</math></li> <li><b>3%</b> &lt; 増減試験研究費割合 <math>\leq</math> <b>15%</b>の場合  <math><b>8.5%</b> + (\text{増減試験研究費割合} - <b>3%</b>) \times 0.25</math></li> <li>増減試験研究費割合 <math>\leq</math> <b>3%</b>の場合  <math>8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - <b>3%</b>) \times <b>13分の8.5</b></math></li> </ul>
	<p>&lt;上乗せ措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ                      上記控除率×控除増率(※)                      (※)控除増率(上限:10%)                      =(試験研究費割合-10%)×0.5</li> </ul>	<p>&lt;上乗せ措置&gt; 同左</p>	<p>&lt;上乗せ措置&gt; 同左 <b>(延長)</b></p>



## 2. 改正の内容

### ②【一般型】 控除上限の変動措置の見直し

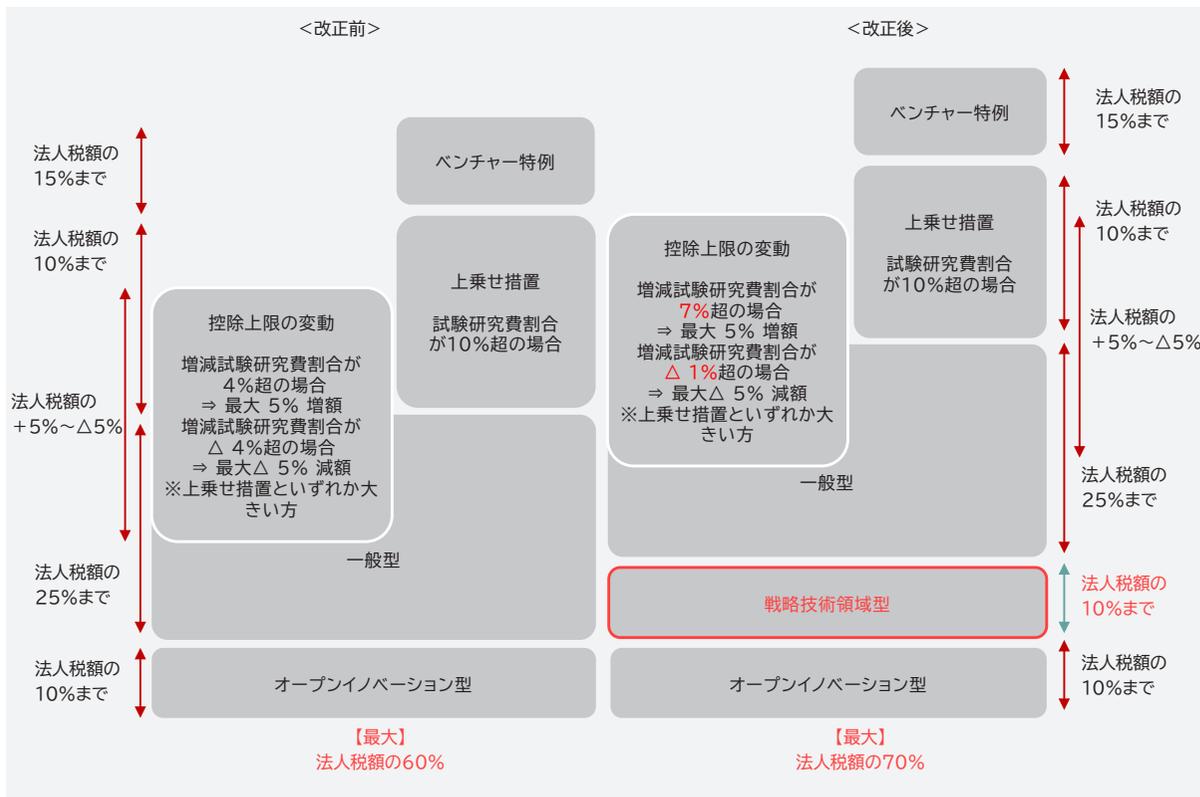
控除上限の変動措置について次のように見直される。

#### <一般型>

改正前(存続)		改正後	
2027(令和9)年3月31日 まで		2027(令和9)年4月1日 から	
控除 上 限	法人税×25%	法人税×25%	
	<p>&lt;上乗せ措置&gt;            次の場合は、それぞれの金額を上乗せ            (1) 試験研究費割合が10%超の場合                法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 の上乗せ                (上限: 法人税額×10%)            (2) 研究開発を行う一定のベンチャー企業                法人税額×15%の上乗せ</p> <p>&lt;控除上限の変動&gt;            次の場合には、それぞれの金額を上乗せ又は減額            (1) 増減試験研究費割合が4%超の場合                法人税額×(増減試験研究費割合-4%)×0.625%の上乗せ                (上限: 法人税額×5%)                (※) &lt;上乗せ措置&gt;といずれか大きい方。            (2) 増減試験研究費割合が△4%超の場合                法人税額×(-増減試験研究費割合-4%)×0.625%の減額                (上限: 法人税額×△5%)</p>	<p>&lt;上乗せ措置&gt;            次の場合は、それぞれの金額を上乗せ            (1) 試験研究費割合が10%超の場合                法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 の上乗せ                (上限: 法人税額×10%)            (2) 研究開発を行う一定のベンチャー企業                法人税額×15%の上乗せ</p> <p>&lt;控除上限の変動&gt;            次の場合には、それぞれの金額を上乗せ又は減額            (1) 増減試験研究費割合が<del>4%</del><b>7%</b>超の場合                法人税額×(増減試験研究費割合-<del>4%</del><b>7%</b>)×0.625%の上乗せ                (上限: 法人税額×5%)                (※) &lt;上乗せ措置&gt;といずれか大きい方。            (2) 増減試験研究費割合が<del>△4%</del><b>△1%</b>超の場合                法人税額×(-増減試験研究費割合-<del>4%</del><b>1%</b>)×0.625%の減額                (上限: 法人税額×△5%)</p>	

## 2. 改正の内容

### ②【一般型】 控除上限の見直し



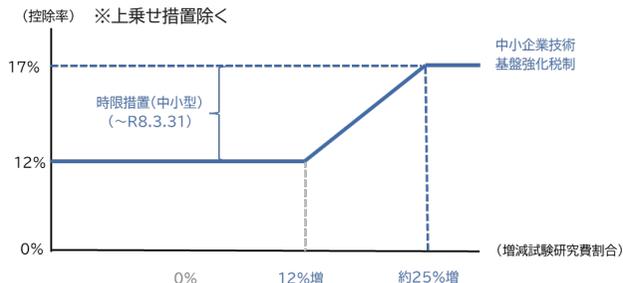
## 2. 改正の内容

### (4) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

- ①【中小企業技術基盤強化税制】 控除率  
適用期限が3年延長。

#### <中小企業技術基盤強化税制>

改正前		改正後
控除率(12%~17%)		控除率(同左)
算式 控除率	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 12%の場合(上限:17%)  <math>12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375</math></li> <li>増減試験研究費割合 <math>\leq</math> 12%の場合                      12%(一律)</li> </ul>	同左(延長)
	<p>&lt;上乗せ措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ                      上記控除率×控除増率(※)                      (※)控除増率(上限:10%)  <math>= (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5</math></li> </ul>	



## 2. 改正の内容

- ②【中小企業技術基盤強化税制】 控除上限  
適用期限が3年延長。

### <中小企業技術基盤強化税制>

	改正前	改正後
控除上限	法人税×25% <上乗せ措置> 次のいずれかの金額を上乗せ (1)増減試験研究費割合 > 12%の場合 法人税額×10% (2)試験研究費割合 > 10%の場合 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限:法人税額×10%)	同左(延長)

- ③【中小企業技術基盤強化税制】繰越税額控除制度の新設  
控除限度超過額について、3年間の繰越しができる。

(※)繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限る。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用不可。

## 2. 改正の内容

### ④【中小企業技術基盤強化税制】グループ通算制度における適用

繰越税額控除制度の適用要件	通算グループ全体の試験研究費の額により判定する。
繰越税額控除額	<p>通算法人ごとに、次の金額の合計額(繰越通算税額控除限度超過額)と当期の法人税額の25%(控除上限の上乗せ特例の適用がある場合には、その適用後の割合)相当額(当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額)とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。</p> <p>① その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の通算グループを一体として計算した税額控除限度額が通算グループを一体として計算した控除上限額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)</p> <p>② 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額(前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。)</p>
その他	通算グループ内の他の法人の各事業年度の試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等が記載された各事業年度の試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等を各事業年度の試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置が講じられる。

## 2. 改正の内容

### (5) オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し

#### ① 共同・委託研究時の対象費用の手續合理化

大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であること。

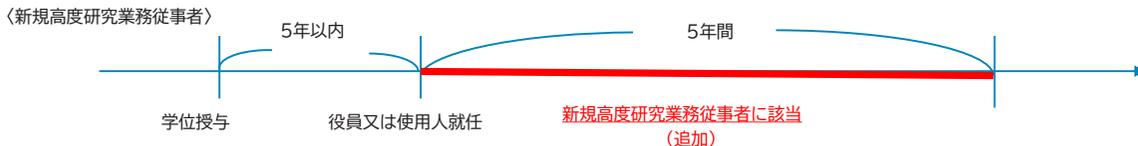
⇒ 上記要件について、**以下の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とする。**

- イ 大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究(以下、「共同研究等」という。)についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等、その大学等が共同研究等を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること
- ロ その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること
- ハ その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続きに関する方法が具体的に定められていること

## 2. 改正の内容

### ②新規高度研究業務従事者の範囲の追加及び募集要件の見直し

改正前	改正後
<p>&lt;募集要件&gt;</p> <p>(1)当該試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広く当該法人の使用人に募集されたこと</p> <p>(2)当該試験研究の内容が新規高度研究業務従事者から提案されたものであること</p>	<p>&lt;新規高度研究業務従事者&gt;</p> <p>博士の学位を授与された者(授与された日以後5年以内に当該法人の役員又は使用人になったものに限る。)で、当該法人の役員又は使用人になった日から5年を経過していないもの(追加)</p> <p>&lt;募集要件&gt;</p> <p>(1)当該試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広く当該法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこと</p> <p>(2)当該試験研究の内容が子の試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであること</p>



## 2. 改正の内容

### (6) 国外委託試験研究費について一定の制限を設定

近年、海外への外部支出研究開発費(委託等)の支出割合が増加している。また、諸外国では研究開発税制の対象となる試験研究費について、海外への委託費について厳しく制限されている場合が多く、研究拠点の国内回帰の面からも以下の制限が設けられる。

他の者に委託する試験研究(契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が**国外において行われるものに限る。**)に係る試験研究費の額については、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とする。

- (1) 一定の医薬品、医療機器等にかかる臨床試験の委託に係る試験研究費の額
- (2) (1)以外の試験研究費の額は対象額の50%相当額(※)

※2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度については70%相当額  
2027(令和9)年4月1日～2028(令和10)年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額

なお、2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度より、試験研究費の額から、その法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額は除かれています。

### 3. 適用時期

#### (1) 戦略技術領域型に関する新制度の創設

産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定の日以後5年を経過する日又は計画期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度

#### (2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

3年間延長。但し、一般型の控除率及び控除上限の変動措置の見直しについては、2027(令和9)年4月1日以後に開始する各事業年度で適用

#### (3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

3年間延長。2026(令和8)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までの間に開始する各事業年度  
控除限度超過額の繰越については、2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用

#### (4) オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し

2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用。但し、具体的な見直しについては政令等で定められると考えられる

#### (5) 国外委託試験研究費について一定の制限を設定

2026(令和8)年4月1日以降に開始する事業年度から段階的に適用

## 4. 実務上の留意点

- 大企業は当期の所得金額が前期の所得金額を超える場合、雇用者給与、設備投資額の要件があるため、注意が必要である（『大企業について特定の税額控除規定の不適用措置の見直し・延長』参照）。
- 戦略技術領域型に関する新制度及び中小企業技術基盤強化税制について、一定の要件を満たす場合には繰越税額控除制度の適用があるため、申告書別表の提出漏れがないよう留意する。

## 5. 今後の注目点

- 産業技術力強化法の改正法の施行日及び制定内容について
- 重点研究開発計画の概要、具体的な認定要件、申請方法等
- 産業技術力強化法の重点産業技術（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）の具体的な定義について
- その他所要な措置の具体的な内容について

## 20. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

「強い経済」を実現するための対応として、国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、大規模かつ高付加価値の投資を推進する大胆な設備投資促進税制を創設する。

#### 2. 内容

原則全ての業種を対象に、投資利益率15%以上かつ投資合計額35億円(中小企業者等は5億円)以上となる投資計画に含まれる対象設備に対し、即時償却または税額控除7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%)が認められる。また、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応する事業者については、税額控除の繰越(3年間)を可能とする。

#### 3. 適用時期

改正産業競争力強化法の施行日～2029年(令和11年)3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日以後5年を経過する日までの期間内に、事業の用に供した資産に適用される。

#### 4. 影響・実務のポイント

- 会社規模の制限も無く、全ての業種を対象としているため、他の設備投資に関する税制の適用が難しい法人であっても適用可能性がある。
- 即時償却は、建物や構築物を含めた幅広い減価償却資産に対して認められるため、会計や税務への大きな影響が想定される。
- 投資計画の期間中は、地域未来投資促進税制等の他の設備投資に関する税制との重複適用が認められないため、中期的な投資計画を踏まえ、適用する税制を事前に検討する必要がある。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1) 強い経済の実現

日本経済が持続的に成長するためには、高付加価値を生み出す設備投資の拡大が不可欠である。設備投資による生産性向上が企業収益の増加、賃上げ、内需拡大、輸出競争力強化へとつながる「強い経済」の好循環の確立が求められている。

近年、国内の設備投資は増加傾向にあるものの、供給力不足や人口減少下で成長を確保するためには、より大規模かつ高収益な投資を後押しする税制の整備が必要となっている。このため、投資額35億円以上(中小企業等は5億円以上)かつROI15%以上の高水準の投資を対象に、即時償却や高率税額控除を適用する大胆な新税制が創設された。さらに、事業環境の急変に対応する企業には最大3年間の繰越控除を認める一方、投資や賃上げに消極的な企業については租税特別措置の不適用を拡大し、積極的な企業への支援に税制を集中させていく。

政府は、2030年度に135兆円、2040年度に200兆円という新たな官民国内投資の目標を掲げており、それらを確実に達成するためにも、官民が一体となって投資拡大と賃上げの取り組みを継続していく必要がある。

## (2) 海外の投資促進策の動向

米欧中をはじめ主要国が国内投資促進策を大幅に強化しており、国際情勢の不確実性の高まりとあいまって、国内成長投資が先送りされかねないリスクが生じている。そのため、日本としても、国内投資を拡大し日本企業の「稼ぐ力」を強化するとともに、賃上げを含めた好循環を確立する必要がある。これを実現すべく、企業の高付加価値化を後押しする大胆な設備投資税制を創設するものである。

<参考>

米国 ・2025年7月成立のOBDD法により、設備投資の即時償却が恒久化  
・建物も即時償却の対象(時限措置)

ドイツ ・2025年7月に成立した減税法により、設備投資の即時償却率を最大30%に引き上げ

## 2. 改正の内容

### (1) 制度内容

青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等を取得等し、事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除が認められる。

適用対象者	青色申告書を提出する法人 ただし、中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人については、当期所得が前期所得を超える事業年度で、次のいずれかに該当しない事業年度は適用不可(繰越税額控除制度を除く。) ① 継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times$ 101%(※1) ② 国内設備投資額 $>$ 当期償却費総額の30%(※2)
対象資産	その法人の事業の用に直接供される建物、建物附属設備、構築物、機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェアで一定規模以上のもの(※3) なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等、貸付けの用に供されるものは対象外

(※1) 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、102%

(※2) 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40%

(※3) 一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。

- ・ 建物 一の取得価額が1,000万円以上のもの
- ・ 建物附属設備 一の取得価額が120万円以上のもの(一の取得価額が60万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。)
- ・ 構築物 一の取得価額が120万円以上のもの
- ・ 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ・ 工具及び器具備品 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(1台又は1基の取得価額が40万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。)
- ・ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの

## 2. 改正の内容

### (1) 制度内容

税制措置(選択適用)	建物、建物附属設備、構築物	機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェア
特別償却	取得価額×100%(即時償却)	
税額控除	取得価額×4%	取得価額×7%
	控除限度額:法人税額×20% なお、令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人で、その対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けた場合には、控除限度超過額について3年間の繰越控除が認められる。	
適用要件	①令和11年3月31日までに特定生産性向上設備等に係る投資計画につき経済産業大臣の確認を受けること。 ②その確認を受けた日から同日以後5年以内に取得等(※4)をし、事業の用に供すること。	
特定生産性向上設備等に係る投資計画の適合基準	①生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上であること。 (中小企業者又は農業協同組合等については5億円以上) ②投資利益率が年平均15%以上となることが見込まれるものであること。 ③資金調達手段が記載されていること。 ④取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。 ⑤生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること。	
他の税制との併用について	特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中において、次の制度による特別償却及び税額控除の適用を受けることができない。 ①地域未来投資促進税制 ②中小企業経営強化税制(繰越税額控除の適用は可能) ③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	

(※4)取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。中古資産の取得は含まれない。

## 2. 改正の内容

### (2) 併用不可となる他の設備投資減税制度(参考)

税制度		中小企業経営強化税制 (A/B/D類型)	地域未来投資促進税制		カーボンニュートラルに 向けた投資促進税制(※6)
対象法人		青色申告書を 提出している中小企業者等	青色申告書を 提出している法人		青色申告書を 提出している法人
対象事業		指定事業(※5)	地域未来投資促進法に規定する 承認地域経済牽引事業		全業種
対象資産		・建物附属設備 ・機械装置 ・工具器具備品 ・ソフトウェア	・建物 ・建物附属設備 ・構築物	・機械装置 ・工具器具備品	・建物附属設備 ・構築物 ・機械装置 ・工具器具備品 ・車両運搬具(鉄道車両に限る) ※いずれの設備も炭素生産性向上要件あり
税制優遇	特別償却	取得価額×100%	取得価額×20%	取得価額×35% (上乗せ要件充足時:最大50%)	【中小企業者の場合】 炭素生産性向上率17%以上:取得価額×30% 【中小企業者以外の法人の場合】 炭素生産性向上率20%以上:取得価額×30%
	税額控除	取得価額×10% (資本金3,000万円超の場合:7%)	取得価額×2%	取得価額×4% (上乗せ要件充足時:最大6%)	【中小企業者の場合】 炭素生産性向上率22%以上:取得価額×10% 炭素生産性向上率17%以上:取得価額×5% 【中小企業者以外の法人の場合】 炭素生産性向上率25%以上:取得価額×8% 炭素生産性向上率20%以上:取得価額×3%
控除限度超過額		控除限度額:法人税額×20% 控除限度超過額は、 1年間の繰越控除が可能	控除限度額:法人税額×20% 控除限度超過額は、 翌事業年度への繰越不可		控除限度額:法人税額×20% 控除限度超過額は、 翌事業年度への繰越不可
制度対象となる 投資上限額		上限なし	80億円まで		500億円まで

(※5) 指定事業は次に掲げる事業をいう。

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、損害保険代理業、不動産業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)およびサービス業(他に分類されないもの)。

なお、娯楽業(映画業を除きます。 )及び性風俗関連特殊営業に該当する事業は対象とならない。

(※6) 特定大企業の記載は省略している。

### 3. 改正の適用時期

改正産業競争力強化法の施行日～2029年(令和11年)3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日以後5年を経過する日までの期間内に、事業の用に供した資産に適用される。

### 4. 改正の影響・実務のポイント

#### (1)大規模かつ付加価値の高い設備投資

対象資産の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等については5億円以上)で、かつ、投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となる設備投資が制度の前提となっている。税額控除を適用する場合の控除限度額は法人税額の20%であり、より多くの税効果を楽しむためには高い所得水準が必要となる。また、即時償却を適用する場合は、高額な償却費が発生するため、繰越欠損金の活用も視野に入れ、将来への影響も考慮する必要がある。以上を踏まえ、本税制の適用可否に加え、繰越税額控除制度の対象となるか、十分な税効果が期待できるかの検討が重要となる。

	計算式	右記以外(大企業)	中小企業者等
対象資産の合計額(A)	-	35億円	5億円
投資利益率15%以上となる利益水準	$A \times 15\%$	年平均 5.25億円	年平均 0.75億円
税額控除可能額(B)	$A \times 4\%$ (Aを全て建物と仮定)	1.4億円	0.2億円
単年で全額控除するための所得水準(※7)	$B \div 20\% \div 23.2\%$	約 30.1億円	約 4.3億円

(※7) 対象資産の合計額(A)を、単年で取得し事業の用に供した場合の水準。投資が複数年にまたがる場合や繰越税額控除制度を適用する場合を考慮していない。  
なお、計算にあたっては、法人税率23.2%を使用しており、軽減税率を加味していない。また、計算過程の端数処理は考慮していない。

## 4. 改正の影響・実務のポイント

### (2) 全業種が対象

本税制は、対象法人の会社規模の制限が無く、全業種を対象としているため、他の設備投資に関する税制では適用が難しい法人や事業であっても適用できる可能性がある。ただし、事務用器具備品、本店、寄宿舍、福利厚生施設、貸付けの用に供するものは対象外である。

税制	適用が難しい主な例
中小企業経営強化税制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業者等以外の法人(大企業、みなし大企業)</li><li>・ 指定事業以外の事業(娯楽業、電気業、水道業、銀行業等)</li></ul>
地域未来投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域経済牽引事業計画における地域の特性に合致しづらい事業(小売業、卸売業、その他投資先自治体の基本計画に適合しない事業)</li></ul>
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ エネルギー起源二酸化炭素の測定が困難な設備</li><li>・ 炭素生産性の向上が見込まれない設備</li></ul>

また、2. 改正の内容(1)制度の内容の表中「適用対象者」欄のとおり、中小企業者等以外(≒大企業)については、所得要件、賃上げ要件及び設備投資要件を満たさなければ本税制は適用できないため、留意が必要である。

### (3) 他税制の併用について

本税制は、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制との併用ができない点について留意が必要である。今後の投資計画も踏まえて、適用する税制(地方税も含めて)の比較検討がポイントとなる。

## 4. 改正の影響・実務のポイント

### (4) 今後の留意点

- 控除限度超過額の繰越控除の適用要件である「国際経済事情の急激な変化に対応するための計画の認定」について、具体的な要件、申請方法等を確認する必要がある。
- 投資計画の適合基準である「生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等」について、具体的な要件を確認する必要がある。
- 経済産業大臣の確認手続きの具体的な時期(取得前、着工前等)を確認する必要がある。
- 投資計画の適合基準である「投資利益率が年平均15%以上」について、計算式や算定対象期間を確認する必要がある。

#### 【参考】

～ 類似する旧税制「生産性向上設備投資促進税制」における投資利益率の計算式～  
※当税制は既に終了している制度であることに留意

< 旧税制の主な要件 >

- ① 2017(平成29)年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した一定の生産性向上設備等が対象となる。
- ② 対象設備(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)の要件として  
投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)の投資計画について、  
経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けることが求められる。

なお、旧税制における「投資利益率」の算定式は下記計算式による。

$$\frac{\text{「営業利益 + 減価償却費(※8)」の増加額(※9)}}{\text{設備投資額(※10)}}$$

(※8) 会計上の減価償却費

(※9) 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間の平均額

(※10) 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

## 21. オープンイノベーション促進税制の見直し

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

制度適用法人(以下、「対象法人」)がスタートアップ企業への投資に一定の貢献をしているものと見込まれているオープンイノベーション促進税制について、適用期限の延長が行われるとともに、スタートアップ企業の出口としてM&Aの促進は極めて重要であることから、本税制のうちM&A型の制度の見直しを実施する。

#### 2. 内容

##### ① M&A型の適用類型の拡大

- ・株式取得日から3年以内に議決権の過半数を有することが見込まれる取引が新たに本制度の対象となる(M&A型(段階取得))。
- ・対象法人に対してM&A型(段階取得)による制度が適用されている場合、新規出資型・M&A型(過半取得)は適用できない。

##### ② 吸収合併があった場合の特別勘定の取崩しに係る税負担の軽減(M&A型)

M&A型の制度を利用後に一定の吸収合併があった場合には、一括の益金算入ではなく、5年間で均等に益金算入する制度に見直される。

##### ③ 適用要件の引き上げ

- ・新規出資型:対象法人が大企業の場合の最低投資金額が2億円(改正前:1億円)
- ・M&A型(過半取得):大企業・中小企業問わず、最低投資金額が7億円(改正前:5億円)

##### ④ 適用期限の延長

本制度の適用期限が2年延長((2028(令和10)年3月31日までの期間内に特定株式を取得して、その取得した事業年度終了の日まで引き続き有している場合において適用。))

### 3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に取得する株式について適用

### 4. 影響

- ・既存株式の取得において議決権割合の過半数を取得しなくても、本制度を適用できる余地が生まれた。
- ・スタートアップ企業にマイノリティ出資をする段階から本税制を適用できる余地が生まれた一方で、適用要件の引上げによる本税制の適用範囲の縮小も予想される。
- ・吸収合併をした場合に一括で益金算入する必要がなくなることで、対象法人の一括納税を免れ急激なキャッシュフロー悪化を防ぐことが期待される。

### 5. 実務上の留意点

- ・大綱に記載されている他所要の措置の内容
- ・吸収合併があった場合の特別勘定の取崩しに係る税負担の軽減の要件にスタートアップ企業の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合とあるが、当該内容及び手続き

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1) 趣旨・背景

- ・事業会社の有する経営資源の有効活用及び新しい資本主義の担い手であるスタートアップ企業の出口戦略を図るため、一定のスタートアップ企業に対する投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置であるオープンイノベーション促進税制が2020(令和2)年度税制改正により創設された。
- ・本制度は、対象法人が一定のスタートアップ企業の株式を有することとなった場合に、その取得価額の25%相当額を特別勘定として経理処理することで同額の所得控除(損金算入)ができる制度とされた。なお、一定の取崩し要件に該当した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとなる。
- ・また、2023(令和5)年度税制改正では、新規出資型の制度に加えて、M&A型(過半取得)の制度が創設されており、一定の活用実績はあったものの、件数及び影響金額については小さく、継続してスタートアップの出口の多様化のための取り組みが必要な状況である。(下図参照)

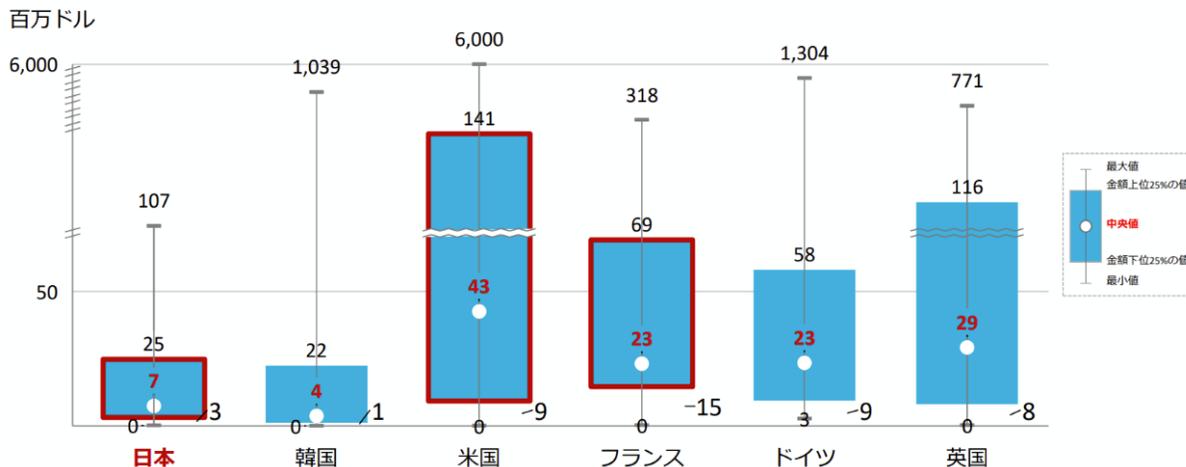
出資年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
適用 事業者数	新規出資型	46 社	52 社	38 社
	M&A型	-	-	5 社
所得 控除額	新規出資型	88 億円	131 億円	74 億円
	M&A型	-	-	9 億円
推定 減収額	新規出資型	20 億円	30 億円	17 億円
	M&A型	-	-	2 億円

<次頁へ続く>

出典: 経済産業省「令和8年度税制改正要望事項」を基に加工して作成

# 1. 改正の趣旨・背景

- ・さらに、日本ではスタートアップ企業へのオープンイノベーションの促進が海外に比べて遅れている現状がある(下図参照)ため、スタートアップ企業への更なる投資を促進させるべく本税制の見直しを図ることが必要である。
- ・したがって、スタートアップ企業への投資に一定の貢献をしているものと見込まれているオープンイノベーション促進税制について、適用期限の延長が行われるとともに、特にスタートアップ企業の出口として極めて重要と考えられるM&A型の制度を中心として、本税制の見直しを実施する。



出典：経済産業省「令和8年度経済産業関係税制改正について」

# 1. 改正の趣旨・背景

## (2) オープンイノベーションの意義

本税制におけるオープンイノベーションとは、対象法人がスタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を目指す事業活動をいう。

具体的には、以下の3点を満たすことが必要である。

- ①対象法人が、高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
- ②①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力をを行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること

## (3) スタートアップ企業要件

本税制の対象となるスタートアップ企業は下記の要件を満たす法人が該当する。

	新規出資型	M&A型
共通要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・株式会社</li><li>・設立10年未満(一定の要件を満たす場合には15年未満)</li><li>・未上場会社</li><li>・対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定</li><li>・一つの法人グループが議決権の過半数を有していない</li></ul>	等
個別要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・一定の要件を満たす外国法人</li><li>・対象法人が議決権の過半数を有していない</li></ul>	・外国法人は対象外

# 1. 改正の趣旨・背景

## (4) 手続き

本税制を適用するためには経済産業大臣による証明書の交付が必要となる。

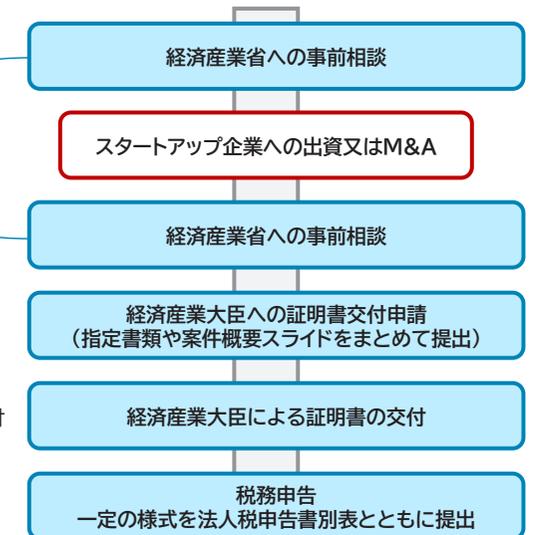
また、本税制適用後も一定期間(※)は経済産業大臣による継続証明書の交付を受ける必要があるため、毎年手続きを行う必要がある。

### 【手続きイメージ】

- ・申請前の事前相談が必須事項
- ・出資・M&A前後のいずれかのタイミングで実施

事業年度末日の  
60日前～30日後

申請から60日以内に交付



税制適用後も株式取得日から一定期間(※)は毎事業年度末に  
継続証明書交付申請手続きを行う

※一定期間

①新規出資の場合

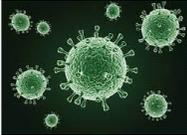
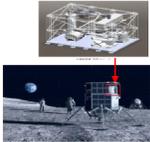
株式取得日から3年を経過した日を含む事業年度末まで

②M&Aの場合

株式取得日から5年を経過した日を含む事業年度末まで

# 1. 改正の趣旨・背景

## (5) 具体事例

分野	出資企業から提供した経営資源	スタートアップ企業が有する技術	目的
ヘルスケア	高精度な血圧測定技術	心電図の解析技術	ビッグデータを活用し、血圧データと心電図の統合解析による心疾患リスクを予測するアルゴリズムを共同で開発。心疾患の発症予防の実現を目指す  心電計付血圧計
バイオ	医薬品開発に係る技術・設備や顧客データ	「腫瘍溶解性ウイルス」(※)に係る技術 (※)がん治療に有効なウイルス	出資企業が有する技術や設備等のリソースをスタートアップ企業に開放し、がん患者への負担の少ないがん治療薬の開発・展開を目指す 
宇宙	水を電気分解し、水素化できる技術	月に機械装置を着陸する技術	月に存在する水を電気分解し、将来的な宇宙空間での水素エネルギーの利活用の実現を目指す 
AI	自動車装置の開発に関する知見・環境	エッジコンピューティング用AI開発	自動車の周辺の障害物をAIによって検知し、駐車場内での完全自動駐車技術を共同開発する 
モビリティ (空飛ぶクルマ)	自動車部品の設計・製造	空飛ぶクルマの開発	出資企業の設計技術、製造体制を活用し、空飛ぶクルマの開発・量産を目指す 

出典：経済産業省「令和4年度(2022年度)経済産業関係税制改正について」を加工・加筆  
(法人税：オープンイノベーション促進税制の見直し)

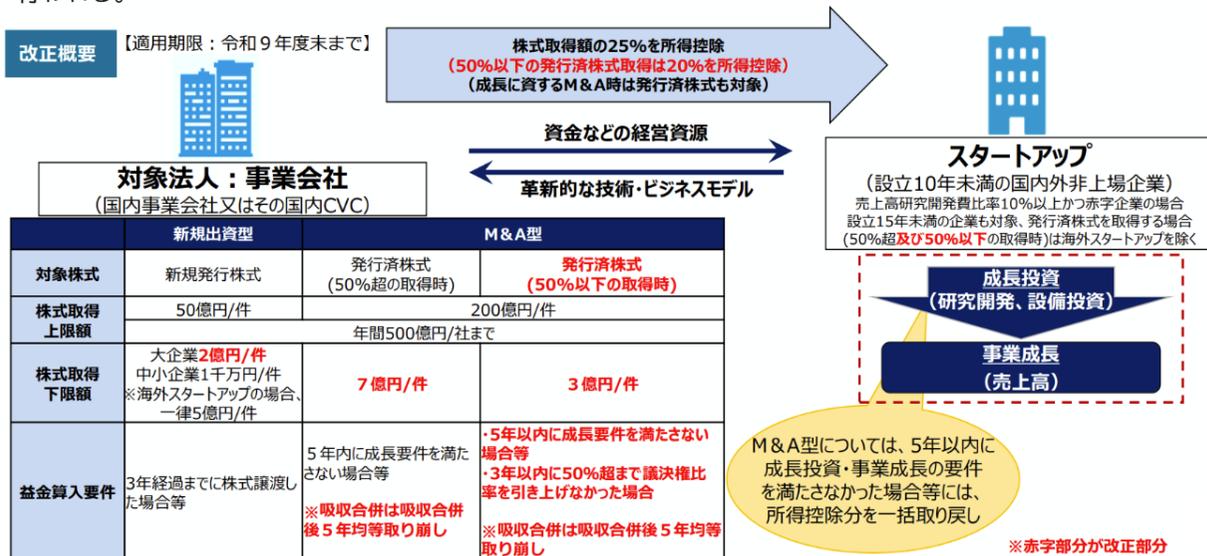
## 2. 改正の内容

### (1) 改正内容の全体像

オープンイノベーション促進税制に関する改正内容の全体像は下記のとおりである。

M&A型では50%以下の株式取得であっても一定の要件を満たすと本制度が適用できるほか、一定の吸収合併が行われた場合の特別勘定の取崩しでは一括で益金算入するのではなく5年間均等に益金算入することが認められる。

一方で、新規出資型・M&A型ともに最低投資金額の一部引き上げが図られるなど、適用要件の引き上げも行われる。



出典：経済産業省「令和8年度経済産業関係税制改正について」

(法人税：オープンイノベーション促進税制の見直し)

## 2. 改正の内容

### (2) M&A型の適用類型の見直し

既存の制度では、発行人以外の者から購入により株式を取得した場合には、発行済株式数の50%超を取得しなければ、M&A型のオープンイノベーション促進税制が適用できなかったが、一定の要件を満たした段階取得も対象とする改正が行われる。また、発行人の成長発展が図られたことが明らかな場合において、対象法人と発行人の間で合併が行われたときは、所得控除分の取崩しの負担を軽減する改正も行われる。

内容	M&A型	
	過半数取得 (一部改正あり)	段階的な取得 (改正により拡充)
対象株式	発行人以外の者から購入により取得した株式	左記同様
取得価額の下限と上限	【下限】 ・対象法人は大企業・中小企業問わず、7億円以上に引き上げ (改正前:5億円) 【上限】 200億円	【下限】 ・対象法人は大企業・中小企業問わず、3億円以上  【上限】 200億円
議決権割合	取得後の議決権割合の過半数を有すること	・取得直前の議決権割合が過半数でないこと ・株式取得の日から3年以内に議決権の過半数を有することが見込まれること
他の制度との併用不可	同一のスタートアップ企業への投資に対して 段階取得の制度を利用していた場合には適用不可	取得の日が令和5年4月1日以後のものにつき、 同一のスタートアップ企業への投資に対して 新規出資型の制度を利用していた場合には適用不可
所得控除割合	取得価額×25%	取得価額×20%
取崩事由	①特定株式の取得から5年経過(成長投資・事業成長の要件を満たす場合を除く) ②対象法人が議決権の過半数を有しないこととなった場合 ③経済産業大臣の証明がされない場合 ④配当を受けた場合 ⑤対象法人を合併法人とする合併によりスタートアップ企業が解散した場合 等	①特定株式の取得から3年経過(3年以内に議決権の過半数を有した場合を除く) ②過半数取得の①～⑤と同様とされる見込み
その他要件	既存制度と同様とされる見込み	

## 2. 改正の内容

### (3)取崩事由

本制度利用時に経理処理した特別勘定は、設定後、下記の事由に該当した場合には取崩し、対応する金額を益金に算入する仕組みとなる。

なお、取崩し事由のうち、M&A型の制度を利用後に一定の吸収合併があった場合については、取崩し時の税負担を軽減させる改正が行われる(詳細は(4)を参照)。

M&A型

新規  
出資型

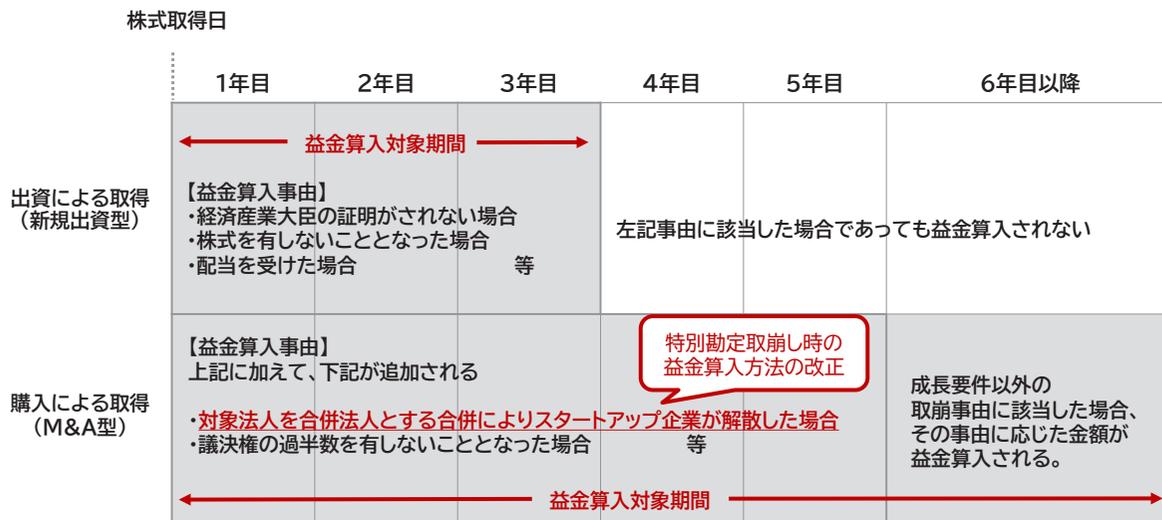
- ・ 対象法人において青色申告書の提出の承認が取り消された
  - ・ 対象法人又はスタートアップ企業が解散した
  - ・ 下記の要因等により、経済産業大臣からの継続証明書が交付されなかった
    - ①オープンイノベーション要件を満たさなくなった
    - ②虚偽の申請が行われた
    - ③変更等の所要の手続きを行わなかった 等
  - ・ 対象である取得株式を譲渡した
  - ・ 対象である取得株式の帳簿価額を減額した
  - ・ スタートアップ企業から配当を受けた
  - ・ 対象法人が税制非適格の合併をし、合併法人に対象である取得株式を移転した
  - ・ 対象法人が自身を子法人とする税制非適格の株式交換等を行った 等
- 
- ・ 対象法人を合併法人とする合併によりスタートアップ企業が解散した
  - ・ 議決権の過半数を有しないこととなった

## 2. 改正の内容

### (3) 取崩事由(続き)

新規出資型の場合は株式取得日から3年を経過した日を含む事業年度において継続証明書の交付を受けた場合は、その後の事業年度において取崩事由に該当しても、特別勘定を取り崩した金額につき益金算入されない。

一方で、M&A型の場合は株式取得日から5年を経過した後も取崩事由に該当した場合には、特別勘定を取り崩した金額につき益金算入されるため、留意が必要である。



## 2. 改正の内容

### (4)吸収合併があった場合の特別勘定の取崩しに係る税負担の軽減(M&A型)

改正前はM&A型の制度を利用した対象法人を合併法人とする合併によりスタートアップ企業が解散した場合には、特別勘定の残高を取り崩して一括で益金算入することとされていたが、改正後はスタートアップ企業の事業の成長発展が図られたことが明らかな場合には、合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高を均等に益金算入することが可能となった。

なお、この制度は改正により拡充された段階取得においても適用される。

改正前		特別勘定残高 100 一括益金算入					
	...	合併事業年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	特別勘定残高 100	特別勘定残高 100					

改正後		5年間で均等に 益金算入	特別勘定残高 20	特別勘定残高 20	特別勘定残高 20	特別勘定残高 20	特別勘定残高 20
	...	合併事業年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	特別勘定残高 100	特別勘定残高 100					

## 2. 改正の内容

### (5) 成長要件

M&A型の制度において、M&A後5年以内にスタートアップ企業が成長投資・事業成長の要件を達成しなければ所得控除が継続されない仕組みは、改正により新たに追加されたM&A型(段階取得)においても適用される見込み。

類型	対象となるスタートアップ (M&A時点の要件)	5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
<b>A</b> 売上高 成長類型	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>売上高</b> ≥ 33億円</li> <li>● <b>売上高成長率</b> ≥ 1.7倍</li> </ul>
<b>B</b> 成長投資 類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>売上高</b> ≤ 10億円</li> <li>● <b>売上高に対する研究開発費+設備投資</b> (減価償却費) <b>の比率</b> ≥ 5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>研究開発費</b> ≥ 4.6億円</li> <li>● <b>研究開発費成長率</b> ≥ 1.9倍</li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>設備投資</b> (減価償却費) ≥ 0.7億円</li> <li>● <b>設備投資</b> (減価償却費) <b>成長率</b> ≥ 3.0倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>売上高</b> ≥ 1.5億円</li> <li>● <b>売上高成長率</b> ≥ 1.1倍</li> </ul>
<b>C</b> 研究開発特 化類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>売上高</b> ≤ 4.2億円</li> <li>● <b>売上高に対する研究開発費の比率</b> ≥ 10%</li> <li>● <b>営業利益</b> &lt; 0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>研究開発費</b> ≥ 6.5億円</li> <li>● <b>研究開発費成長率</b> ≥ 2.4倍</li> <li>● <b>研究開発費増加額</b> ≥ 株式取得価格の15%</li> </ul>	—

(注1) 各枠内に記載の内容は全て満たす必要があります。(例：売上高成長類型の場合、売上高 ≥ 33億円と売上高成長率 ≥ 1.7倍の両方を満たす必要があります。)

(注2) 新規証明申請（初年度の申請）時には類型の選択は不要です。成長発展証明申請時に、どの要件を達成したかを示していただきます。

出典：経済産業省「オープンイノベーション促進税制(M&A型)の概要」

(法人税：オープンイノベーション促進税制の見直し)

## 2. 改正の内容

### (6)新規出資型の適用要件の引き上げ

新規出資型については、適用要件の対象法人が大企業の場合の最低投資金額が2億円(改正前:1億円)に引き上げられる。また、対象法人がスタートアップ企業に投資する場合において、すでに同企業に対して段階取得による制度が適用されているときは、新規取得型の制度対象から除外される改正が行われる。

内容	新規出資型	
	改正前	改正後
対象株式	資本金の増加を伴う現金による出資をした株式 (新規発行株式)	左記同様
取得価額の 下限と上限	【下限】 ・対象法人が大企業の場合には、1億円以上 ・対象法人が中小企業の場合には、1,000万円以上  【上限】 50億円	【下限】 ・対象法人が大企業の場合には、2億円以上 ・対象法人が中小企業の場合には、1,000万円以上  【上限】 50億円
議決権割合	要件無し	左記同様
所得控除割合	取得価額×25%	
取崩要件	①3年以内に任意で特別勘定を取崩した場合 ②経済産業大臣の証明がされない場合 ③配当を受けた場合 等	
保有見込期間	3年以上の保有を予定	
他の制度との 併用不可	要件無し	対象法人がスタートアップ企業に投資する場合に おいて、すでに同企業に対して段階取得による 制度が適用されているときは、適用不可
その他要件	既存制度と同様とされる見込み	

## 2. 改正の内容

### (7)特別勘定の経理処理

- 所得控除の適用を受けるためには、取得株式(特定株式)の取得価額の25%(M&A型(段階取得)の場合は20%)以下の金額を、特別勘定の金額として経理をする必要がある。
- 特別勘定の経理処理方法については、下記の方法が挙げられる。

#### ① 損金経理

【会計仕訳イメージ】

特別勘定繰入れ(費用) ×× / 特別勘定(負債) ××

#### ② 利益剰余金の処分による積み立て

【会計処理イメージ】

繰越利益剰余金 ×× / 目的積立金(特別勘定) ××

【株主資本等変動計算書イメージ】

	株主資本	
	利益剰余金	
	目的積立金(特別勘定)	繰越利益剰余金
当期変動額		
目的積立金(特別勘定)積み立て	××	△ ××

※利益剰余金の処分による特別勘定の積み立ては、法令の規定に基づく剰余金の増加項目に該当するため、株主総会の決議は不要。

## 2. 改正の内容

### (8)適用期限の延長

本制度の適用期限が2年延長(2028(令和10)年3月31日までの期間内に特定株式を取得して、その取得した事業年度終了の日まで引き続き有している場合において適用)。

## 3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に取得する株式について適用

## 4. 影響

- ・既存株式の取得において議決権割合の過半数を取得しなくても、本制度を適用できる余地が生まれた。
- ・吸収合併をした場合に一括で益金算入する必要がなくなることで、対象法人の一括納税を免れ急激なキャッシュフロー悪化を防ぐことが期待される。
- ・スタートアップ企業にマイノリティ出資をする段階から本税制を適用できる余地が生まれた。
- ・一方で適用要件の引上げによる本税制の適用範囲の縮小も予想される。

## 5. 実務上の留意点

- ・大綱に記載されているその他所要の措置の内容は今後も注視する必要がある。
- ・吸収合併があった場合の特別勘定の取崩しに係る税負担の軽減の要件にスタートアップ企業の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合とあるが、当該内容及び手続きについて確認する必要がある。

## 22. 賃上げ促進税制の見直し

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

物価高対応で強化された賃上げ税制は、中小企業の人手不足等を踏まえ、真に必要な措置に限定され、現状を反映した見直しが行われる。

#### 2. 内容

- ① 大企業向けは適用期限到来前<sup>に</sup>に廃止される。
- ② 中堅企業向けは適用期限到来をもって廃止される。また、適用期限までに開始する事業年度の給与等の増加割合の引き上げ、税額控除率の上乗せについて見直しを行う。
- ③ 中堅企業向け、中小企業向けにおける教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

#### 3. 適用時期

- 大企業向け : **2026(令和8)年3月31日までに開始する各事業年度について適用(その後、廃止)**。  
中堅企業向け : 2027(令和9)年3月31日までに開始する各事業年度について適用**(その後、廃止)**。  
中小企業向け : 2027(令和9)年3月31日までに開始する各事業年度について適用。

#### 4. 実務のポイント

- ・ 特に大企業・中堅企業に大きな影響を及ぼす改正となる。適用時期を踏まえ、影響を事前把握する必要がある。

# 1. 改正の趣旨・背景

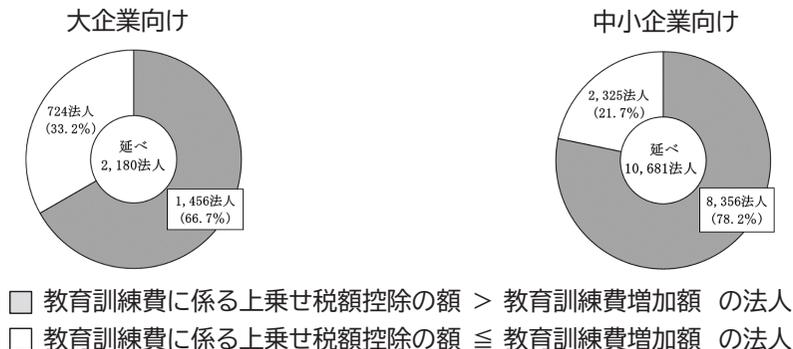
## (1) 趣旨・背景

2024(令和6)年度、物価上昇に対応した賃上げを広く促進するため、賃上げ促進税制を強化した。直近では、賃上げの水準は高い伸びを示している一方、人材確保の観点から防衛的な賃上げを余儀なくされる中小企業においては、大企業に比べて人手不足感が強い。こうした状況を踏まえ、租税特別措置等は真に必要なものに限定する方針の下、賃上げ促進税制についても現状の賃上げ状況を反映した必要な見直しを加えるものである。

また、教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、教育訓練費増加額を上回る税負担軽減が生じる場合がある仕組みであり、政策目的である教育訓練による生産性向上と賃上げ促進との結び付きが弱いと指摘されていた。

教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額が教育訓練費増加額を上回る法人が多数存在しており、税負担軽減額に見合う政策効果の確保が求められる。このため、今回の改正では、教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

教育訓練費増加額と教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額の関係(平成30事業年度～令和3事業年度)



(注) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

(出典:会計検査院 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「租税特別措置(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について」令和7年1月)

(法人税:賃上げ促進税制の見直し)

## 2. 改正の内容

### (1) 法人の区分

賃上げ促進税制における法人の区分については、以下の通りとなっている。

#### 【法人区分】

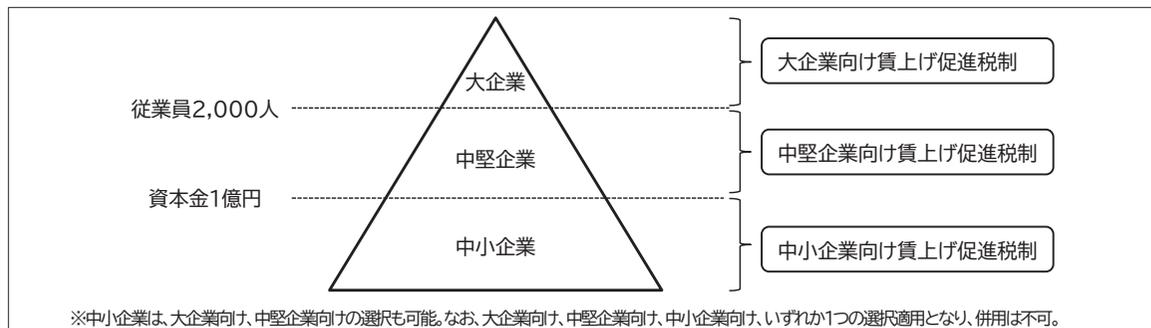
資本金 / 従業員数	～1,000人未満	1,000人以上～2,000人以下	2,000人超～
10億円以上～	中堅企業※1	-	大企業
1億円超～10億円未満	(資本金1億円超の法人のうち、従業員数2,000人以下の法人)		
～1億円以下	中小企業※2		

※1 従業員数2,000人以下の法人のうち、その法人が発行済株式等の50%超を保有している法人等と合わせて、常時使用する従業員数の合計数が10,000人を超える法人は中堅企業から除外され、大企業と判定される。

※2 適用除外事業者(前3年間の年間平均所得金額が15億円超である法人)、みなし大企業(発行済株式等の1/2以上を同一の大規模法人に所有されている法人等)を除く。

※3 点線(---)枠内の法人はマルチステークホルダー方針の公表・届出を要件に、賃上げ促進税制が適用される。

#### 【適用範囲】



## 2. 改正の内容

### (2)大企業向け(2026(令和8)年3月31日までに開始する各事業年度について適用)

項目		改正前		改正後
適用要件※1		継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額×103%		廃止
税額控除額※1		① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) × 控除率 ② 適用年度の法人税額 × 20% (控除上限) ③ ①と②のいずれか少ない金額(繰越不可)		廃止
控除率	給与等の増加割合 ※1	3%以上	10%	廃止
		4%以上	15%	
		5%以上	20%	
		7%以上	25%	
	上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上 かつ 教育訓練費が雇用者給与等支給額の 0.05%以上	5% 加算	廃止
		以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定	5% 加算	廃止
最大控除率	35%		—	
マルチステーク ホルダー方針の要件 ※3	資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上 の法人若しくは常時使用する従業員数が2,000人を超える法人		—	

※1 適用要件:給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

※3 マルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)の取引先に、消費税の免税事業者が含まれる。

(法人税:真上げ促進税制の見直し)

## 2. 改正の内容

### (3) 中堅企業向け(2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度)

項目		改正前		改正後		
適用要件※1		継続雇用者給与等支給額 ≧ 継続雇用者比較給与等支給額×103%		継続雇用者給与等支給額 ≧ 継続雇用者比較給与等支給額× <b>104%</b>		
税額控除額※1		① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) × 控除率 ② 適用年度の法人税額 × 20% (控除上限)		①と②のいずれか少ない金額 (繰越不可)		
控除率	給与等の増加割合※1	3%以上	10%	3%以上	—	
		4%以上	25%	4%以上	<b>10%</b>	
		5%以上		5%以上	<b>15%</b>	
		6%以上		6%以上	<b>25%</b>	
	上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	5%加算	<b>廃止</b>		—
		以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼし認定(3段階目)	5%加算	以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼし認定(3段階目)		5%加算
最大控除率		35%		<b>30%</b>		
マルチステークホルダー方針の要件※3		資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上の法人		資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上の法人		

※1 適用要件・給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額×控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が子育てと仕事の両立支援や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

※3 マルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)の取引先に、消費税の免税事業者が含まれる。

## 2. 改正の内容

### (4) 中小企業向け

項目		改正前	改正後		
適用要件※1		雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$			
税額控除額※1		$\left. \begin{array}{l} \text{① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額)} \times \text{控除率} \\ \text{② 適用年度の法人税額} \times 20\% \text{ (控除上限)} \end{array} \right\} \text{①と②のいずれか少ない金額}$			
控除率	給与等の増加割合※1	1.5%以上	15%		
		2.5%以上	30%		
	上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が5%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	10%加算	廃止	—
		以下のいずれか ※2 ・ブラチナくるみん認定 ・ブラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定(2段階目以上)	5%加算	以下のいずれか ※2 ・ブラチナくるみん認定 ・ブラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定(2段階目以上)	5%加算
最大控除率	45%	35%			
控除限度 超過額の繰越		5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り)		5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り)	

※1 適用要件・給与等の増加割合は、雇用者全体の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

### 3. 適用時期

#### (1) 大企業向け

2026(令和8)年3月31日までに開始する各事業年度について適用し、その後、廃止される。

#### (2) 中堅企業向け

- ・適用期限(2027(令和9)年3月31日)の到来をもって廃止される。
- ・2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度について、適用要件及び上乗せ措置について一部見直しが行われ、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止される。

#### (3) 中小企業向け

2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する各事業年度を対象とした賃上げ促進税制について、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止される。

### 4. 実務のポイント

- ・特に大企業・中堅企業に大きな影響を及ぼす改正となる。適用時期を踏まえ、影響を事前把握する必要がある。
- ・中小企業向け賃上げ促進税制については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討することになっている。
- ・所得税(個人事業主向け)についても、同様の改正が入る点に留意が必要である。

## 23. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

中小企業者等の事務負担軽減を図ることを目的として、取得価額が一定額未満の減価償却資産については、取得時にその全額を損金算入できる制度が平成15年度より設けられている。近年の物価動向等を踏まえつつ、活力ある中小企業者等の後押しを一層図る観点から、今年度改正において、取得価額基準の引き上げ及び適用期限の延長がなされた。

#### 2.内容

##### ①適用期限の見直し

- ・令和11年3月31日まで延長される

##### ②取得単価の上限額の見直し

- ・40万円未満まで引き上げられる

##### ③特例措置の対象となる中小企業者等の範囲の見直し

- ・従業員数400名以下の中小企業者等が対象とされる

項目	改正前	改正後
取得単価の上限額	30万円未満	40万円未満
合計の限度額	300万円まで	改正無し
適用期限	令和8年3月31日	令和11年3月31日
対象者となる 中小企業者等の範囲	従業員数500名以下が対象	従業員数400名以下が対象
対象資産	減価償却資産(貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除く。)	改正無し

## <改正のポイント>

### 3.適用時期

・2026(令和8)年4月1日以後に取得等をする少額減価償却資産から適用される。

### 4.影響

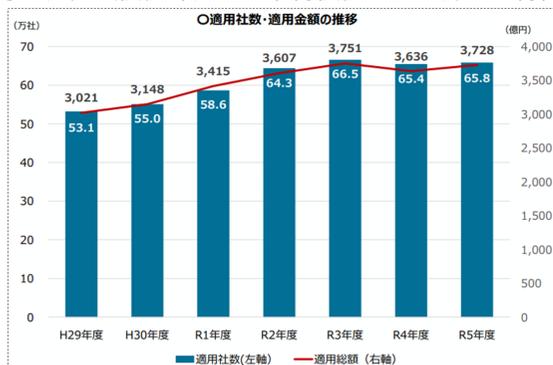
・対象となる中小企業者等の範囲が縮小されていることから、一部の中小企業者等は、改正後に本特例を適用できなくなることが想定される。

### 5.実務のポイント

・損金算入できる合計上限額(300万円)は、改正がされていないため、留意が必要。

## (参考)

経済産業省の公表によれば、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、約66万社の中小企業が活用している。



出典：経済産業省「令和8年度経済産業関係 税制改正について」

(法人税：中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等)

## 24. 特定資産の買換えに係る期限延長と一部見直し

### <改正のポイント>

#### (1)趣旨・背景

長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図るために、内容に一部見直しを行った上で適用期限を3年間(一定の買換えについては2年間)延長する。

#### (2)内容

適用要件(対象資産、区域等、繰延べ割合)が一部見直された上で、適用期限が2026年(令和8年)3月31日から3年間延長される。

ただし、一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については2年間延長される。

#### (3)適用時期

2026年(令和8年)4月1日から2029年(令和11年)3月31日までの間に譲渡したものについて適用される。

ただし、一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については2026年(令和8年)4月1日から2028年(令和10年)3月31日までの間に譲渡したものについて適用される。

## <改正のポイント>

### (4)実務のポイント

長期所有(10年超)の土地、建物等から国内の土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、**建物及びその付属設備を特定施設の用に供される建物及びその付属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なもの**に限定され、**社宅、寮などの福利厚生施設の用に供される建物及びその付属設備、福利厚生施設に係る構築物は適用の対象外となるため注意が必要**である。

## 1.改正の趣旨・背景

長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図る。

- 土地等は経済活動の基盤であり、より有効に活用(投資)する担い手への移転を促進することが必要。
- 課税の繰延べによる譲渡益も活用し、事業再編や新たな国内設備投資を喚起。  
→生産性向上や内需の拡大を通じ、日本経済全体の持続的な経済成長に寄与。
- 東京23区内から三大都市圏外に本社を移転する場合の繰延割合を高く設定するなど、**企業の地方移転へのインセンティブを高め、地方創生2.0の実現にも寄与。**

活用イメージ

所在地	首都圏
用途	老朽化した社宅



(製造業)

買換

所在地	四国地方
用途	最新設備を備えた工場



所在地	東京23区内等
用途	手狭な本社・オフィス



(情報通信業)

買換

所在地	中国地方
用途	本社・オフィス



出典:国土交通省「令和8年度税制改正概要」

(法人税:特定資産の買換えに係る期限延長と一部見直し)

## 2. 制度及び改正の内容

### 現在の制度及び改正の内容

2026(令和8)年3月31日までに事業の用に供している特定の資産(以下「譲渡資産」という。)を譲渡して、一定期間内に資産(以下「買換資産」という。)を取得し、その取得日から1年以内に事業の用に供したときは、圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の原則80% (圧縮限度額)につき課税を将来に繰り延べることができる。

#### 《圧縮限度額の計算》

(算式) 圧縮限度額 = 圧縮基礎取得価額(注1) × 差益割合(注2) × 原則80%

(注1) 圧縮基礎取得価額とは、買換資産の取得価額と譲渡資産の譲渡対価の額のうちいずれか少ない金額

(注2) 差益割合 = 譲渡対価の額 - (譲渡資産の帳簿価額 + 譲渡経費の額) / 譲渡対価の額

#### 《計算例》

・譲渡対価の額		1,200
・取得価額(譲渡資産の帳簿価額)		240
・譲渡経費の額		60
・差益割合	$1,200 - (240 + 60) / 1,200 = 0.75$	
・買換資産の取得価額		1,000
・圧縮基礎取得価額	$1,200 > 1,000$	∴ 1,000
・圧縮限度額	$1,000 \times 0.75 \times 80\% = 600$	

## 2. 制度及び改正の内容

### ①【原則(特例なし)】

#### 譲渡資産

譲渡対価 1,200	譲渡対価(1,200)-取得価額等(300) =譲渡益(900) <b>課税部分(900)</b>
	取得価額(240)+譲渡経費(60) =取得価額等(300)

譲渡益900に対して法人税が課税される(原則)

### ②【買換え特例】

#### 譲渡資産

譲渡対価 1,200	譲渡益(900)-繰延部分(600) =差額(300) <b>課税部分(300)</b>
	取得価額(240)+譲渡経費(60) =取得価額等(300)

差益割合(900/1,200)  
=0.75

#### 買換資産

取得価額 1,000	譲渡資産の譲渡益(900)のうち、 <b>繰延部分(600)</b>	圧縮限度額 (1,000×0.75×80%) =600
	当初取得価額(1,000)-圧縮額(600) =特例適用後の取得価額(400)	

譲渡益900から繰延部分600を差し引きした300に対して法人税が課税される(特例)

## 2. 制度及び改正の内容

**適用要件(対象資産、区域等、繰延べ割合)が下記の表の通り一部見直された上で、適用期限が2029年(令和11年)3月31日(四号については2028年(令和10年)3月31日)まで延長される。**

号数	内容	項目	改正前	改正後
一号	航空機騒音障害区域の内から外への買換え	譲渡資産	航空機騒音障害区域内にある土地等、建物又は構築物のうち、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法により買入れ、又は補償金を取得する場合等の一定の事由に該当するもの	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域内にある土地等、建物及びその附属設備、構築物を譲渡資産の対象から除外
		買換資産	航空機騒音障害区域以外にある土地等、建物、構築物又は機械装置	同左
二号	既成市街地等及びこれに類する区域内での土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う買換え	譲渡資産	既成市街地等及びこれに類する区域内にある土地等、建物又は構築物	既成市街地等及び一定の人口集中地区の区域内の土地等、建物及びその附属設備、構築物の買換えの課税繰延割合(一定の区域(※1)以外の区域から都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画に基づく買換え80%から6.0%に引き下げ)
		買換資産	既成市街地等及びこれに類する区域内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置で、土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴って取得されるもの	
三号	長期所有(10年超)の土地、建物等から国内の土地、建物等への買換え	譲渡資産	国内にある土地等、建物又は構築物で、所有期間が10年を超えるもの	同左
		買換資産	国内にある土地等(特定施設(※2)の敷地の用に供されるもの又は駐車場の用に供されるもので、面積が300㎡以上)、建物若しくは構築物	
四号	一定の日本船舶から環境への負荷低減に資する一定の日本船舶への買換え	譲渡資産	一定の日本船舶のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が一定の年数に満たないもの	港湾の作業船のうち、以下のものを譲渡資産の対象から除外・その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のもの
		買換資産	一定の日本船舶のうち、その船舶に係る譲渡資産に該当する船舶に係る事業と同一の事業の用に供されるもの	

(※1)次の区域(その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあつては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限る。)

- ①防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域
  - ②特定都市再生緊急整備地域内の区域
  - ③立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域
- ・都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

(※2)事務所、工場、作業場、研究所、営業場、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設(福利厚生施設に該当するものを除く)

### 3. 適用時期

2026年(令和8年)4月1日から2029年(令和11年)3月31日までの間に譲渡したものについて適用される。  
ただし、一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち、港湾の作業船については2026年(令和8年)4月1日から2028年(令和10年)3月31日までの間に譲渡したものについて適用される。

### 4. 実務のポイント

長期所有(10年超)の土地、建物等から国内の土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、**建物及びその付属設備を特定施設(※)の用に供される建物及びその付属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに**に限定され、**社宅、寮などの福利厚生施設の用に供される建物及びその付属設備、福利厚生施設に係る構築物は適用の対象外となる**ため注意が必要である。

(※)特定施設とは、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設をいい、社宅、寮、宿泊所、集会所、診療所、保養所、体育館その他スポーツ施設、食堂その他これらに類する福利厚生施設は除かれる。

改正前 【買換資産】	改正後 【買換資産】
 <p>土地等については、特定施設敷地の用に供されるもの及び面積が300㎡以上のものなどの要件があるが、<b>建物、付属設備、構築物については、用途制限は無かった。</b></p> <p>【建物:用途制限なし】 例)福利厚生施設は適用可 【土地:用途制限あり】 例)福利厚生施設の敷地は適用不可</p>	 <p>土地等と同様に建物、付属設備、構築物についても、<b>特定施設の用に供されるもの、特定施設に係る事業の遂行上必要なものに限定される。</b></p> <p>【建物:用途制限あり】 例)福利厚生施設は適用不可 【土地:用途制限あり】 例)福利厚生施設の敷地は適用不可</p>

## 25. 適用期限の延長・見直し

### 1.改正の内容

- ・ 令和8年度税制改正にて、適用期限の延長・一部内容の見直しが行われた主な制度は下表の通りである。
- ・ なお、個別解説ページがある制度については、下表への記載を省略している。

制度	改正内容
・ 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度	・ 適用期限を2年延長(令和10年3月31日まで) ・ 特別償却率及び税額控除率の見直しがされている
・ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	・ 適用期限を2年延長する(令和10年3月31日まで) ・ 特別償却率及び税額控除率の見直しがされている
・ 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度	・ 適用停止措置期限を3年延長する(令和11年3月31日まで)
・ 短期の土地譲渡益に対する追加課税制度	・ 適用停止措置の期限を3年延長する(令和11年3月31日まで)
・ 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度	・ 適用期限を3年延長する(令和11年3月31日まで) ・ 特別償却率及び税額控除率の見直しがされている
・ 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を取得した場合の税額控除制度	・ 適用期限を3年延長する(令和11年3月31日まで) ・ 税額控除率の見直しがされている
・ 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度	・ 適用期限を2年延長する(令和10年3月31日まで)
・ 輸出事業用資産の割増償却制度	・ 適用期限を2年延長する(令和10年3月31日まで)
・ 海外投資等損失準備金制度	・ 適用期限を2年延長する(令和10年3月31日まで)
・ 特定原子力施設炉心等除去準備金制度	・ 適用期限を3年延長する(令和11年3月31日まで)

# 1.改正の内容

制度	改正内容
<ul style="list-style-type: none"><li>中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限を2年延長(令和10年3月31日まで)</li><li>還付の対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を控除する措置の適用期限を2年延長(令和10年3月31日まで)</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限を3年延長(令和11年3月31日まで)</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限を3年延長(令和11年3月31日まで)</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限を2年延長(令和10年3月31日まで)</li><li>特別償却率及び税額控除率の見直しがされている</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>国家戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限を2年延長(令和10年3月31日まで)</li><li>対象となる事業から一定の事業を除外する見直しがされている</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>特定船舶の特別償却制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限を3年延長(令和11年3月31日まで)</li><li>対象船舶の範囲の見直しがされている</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>特定都市再生建築物の割増償却制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限を3年延長(令和11年3月31日まで)</li><li>適用要件に一定の見直しがされている</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>倉庫用建物等の割増償却制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>所要の経過措置を講じた上で、適用期限の到来をもって廃止する</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限を2年延長(令和10年3月31日まで)</li><li>対象となる事業から一定の事業を除外する見直しがされている</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適用期限の到来をもって廃止する</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>取得期限を5年延長(令和13年3月31日まで)</li><li>対象設備等の範囲の見直しがされている</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する</li></ul>

## 1.改正の内容

制度	改正内容
<ul style="list-style-type: none"><li>• 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 適用期限の到来をもって廃止する</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 適用期限の到来をもって廃止する</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 被災代替船舶の特別償却制度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する</li></ul>

## 26. 大企業について特定の税額控除規定の不適用措置の見直し・延長

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

「強い経済」に向けて、賃上げや設備投資に消極的な企業は、特定の税額控除について適用除外とし、挑戦する企業を重点的に支援する仕組みに改め、成長に向けたメリハリある制度へ転換する。

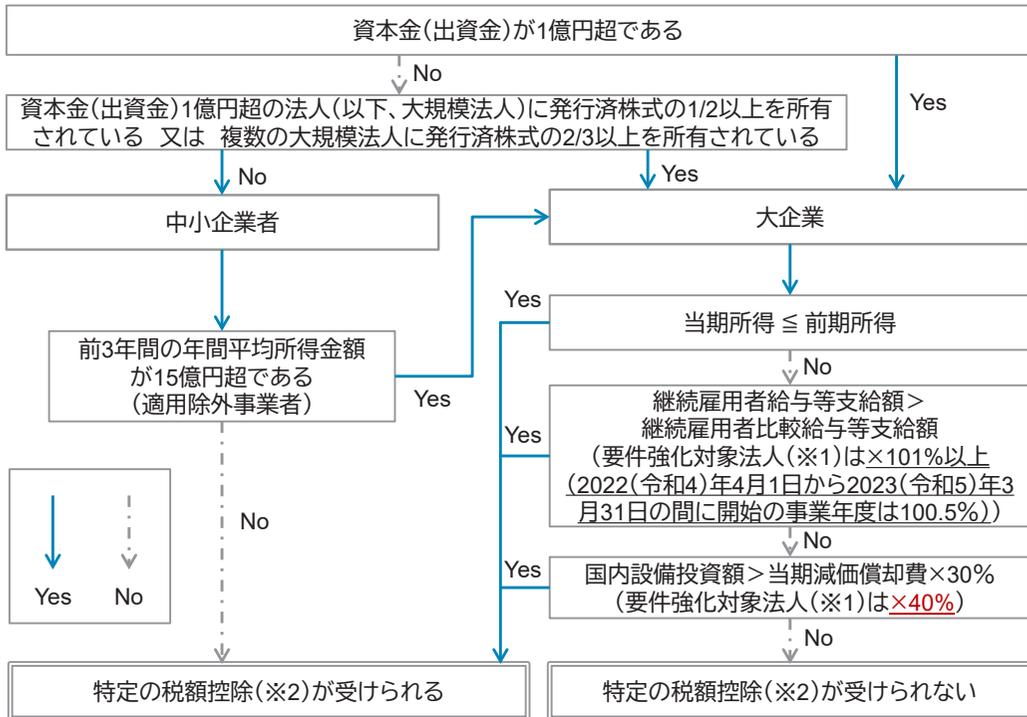
#### 2. 内容

改正前の制度概要は、以下のとおり。

項目	改正前の制度の概要	
	通常法人	要件強化対象法人
①対象法人	<ul style="list-style-type: none"><li>資本金の額等が1億円超であること</li><li>資本金の額等が1億円超の法人(大規模法人)に発行済株式の1/2以上を保有されている又は発行済株式の2/3以上を複数の大規模法人に所有されている</li></ul>	(左記と併せて、A)とB)いずれかに該当) A) 次の一、と二. のいずれにも該当する法人 一. 資本金の額等が10億円以上であり、かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上 二. 前事業年度の所得金額 > 零 B) 次の一、と二. のいずれにも該当する法人 一. 常時使用する従業員の数が2,000人超 二. 前事業年度の所得金額 > 零
②要件	a. 当期所得 ≤ 前期所得	
	b. 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額	b. 継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給×101%(2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日の間に開始する事業年度は100.5%)とする。
	c. 国内設備投資額 > 当期減価償却費の30%	c. 国内設備投資額 > 当期減価償却費の40%
③制限対象	<ul style="list-style-type: none"><li>研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型)</li><li>地域未来投資促進税制</li><li>カーボンニュートラルに向けた投資促進税制</li></ul>	5G投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は2025(令和7)年3月31日に廃止
④期間	2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。	

## <改正のポイント>

### 改正前の制度の要件フローチャート(概要)



(※1)要件強化対象法人とは、以下の① or ②の要件に該当する法人のことを指すものとする。

①資本金の額等 $\geq 10$ 億円 and 常時使用する従業員の数 $\geq 1,000$ 人 and 前事業年度の所得金額  $> 0$

②常時使用する従業員の数  $> 2,000$ 人 and 前事業年度の所得金額  $> 0$

(※2)特定の税額控除とは、「研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型)、地域未来投資促進税制、5G投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」の5つを指す。

## <改正のポイント>

改正後の制度の変更点は以下のとおりである。

項目	改正後の制度の概要	
	通常法人	要件強化対象法人
①対象法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金の額等が1億円超であること</li> <li>資本金の額等が1億円超の法人(大規模法人)に発行済株式の1/2以上を保有されている又は発行済株式の2/3以上を複数の大規模法人に所有されている</li> </ul>	(左記と併せて、A)とB)いずれかに該当) A) 次の一、と二、のいずれにも該当する法人 <ol style="list-style-type: none"> <li>資本金の額等が10億円以上であり、かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上</li> <li>前事業年度の所得金額 &gt; 零</li> </ol> B) 次の一、と二、のいずれにも該当する法人 <ol style="list-style-type: none"> <li>常時使用する従業員の数が2,000人超</li> <li>前事業年度の所得金額 &gt; 零</li> </ol>
②要件	a. 当期所得 ≤ 前期所得	
	<b>b. 継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給×101%</b>	b. 継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給×102%
	c. 国内設備投資額 > 当期減価償却費の30%	c. 国内設備投資額 > 当期減価償却費の40%
③制限対象	研究開発税制は、上記②要件のb.およびc.のいずれか満たしていれば不適用措置なし。 <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型、<b>戦略技術領域型(繰越税額控除制度を除く)</b>)</li> </ul>	
	<b>設備投資減税(注)は、上記②要件のb.およびc.のいずれも満たさなければ税額控除規定の不適用措置あり。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>特定生産性向上設備等投資促進税制(繰越税額控除制度を除く)</b></li> <li>地域未来投資促進税制</li> <li>カーボンニュートラルに向けた投資促進税制</li> </ul>	

(注)

戦略分野国内生産促進税制についても、改正後は賃上げ要件の強化、賃上げ要件と国内設備投資要件の両方の充足を求める要件に変更される。

(改正前) ②要件のb.継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給×101% → (改正後) ②要件のb.継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給×102%

(改正前) 上記②要件のb.およびc.のいずれか満たしていれば不適用措置なし。 → (改正後) **上記②要件のb.およびc.のいずれも満たさなければ税額控除規定の不適用措置あり。**



## <改正のポイント>

### 3.適用時期

2年間の延長が予定されている。

項目	改正前の制度の概要	改正後の制度の概要
④期間	<ul style="list-style-type: none"><li>2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>2024(令和6)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。</li></ul>

### 4.影響

大企業においては、賃上げ要件が強化され、設備投資減税については賃上げ要件と国内設備投資要件の両方を満たさなければ税額控除が受けられなくなる。

### 5.対応策

今後、特定の税額控除規定の適用を予定している場合は、強化された賃上げ・設備投資要件を十分に確認し、要件充足に向けた計画的な対応が必要となる。

## 27. グループ通算制度における資産調整勘定対応金額等の加算措置の見直し

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

投資簿価修正における資産調整勘定対応金額等の加算措置の適用上、離脱法人について、全部取得条項付種類株式を用いて完全子会社化がされていた場合、その全部取得条項付種類株式の取得決議により譲渡した株式に係る資産調整勘定対応金額等について、簿価純資産価額へ加算することはできない。しかしながら、上記取得決議による株式の譲渡及び取得は実質的には株式の内容の変更に過ぎないと考えられるため、その取得決議により譲渡した株式に係る資産調整勘定対応金額等については加算することができるように見直される。

#### 2. 内容

通算完全支配関係発生日前に離脱法人株式の譲渡をした場合の、資産調整勘定対応金額等の調整の対象となる譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡が除外される(「譲渡」の範囲の縮小)。

#### 3. 適用時期

大綱上、記載なし(政省令で要確認)

## <改正のポイント>

### 4.影響

- 離脱に係る投資簿価修正に関する改正のため、典型的には通算法人(スクイーズアウト(SO)実施者であるM&Aにおける買手)が離脱法人(対象会社)株式を売却する際に、本改正による影響がある(この場合、改正前と比べて、譲渡益が減少又は譲渡損が増加)。  
※買収時や完全子会社化の際における課税関係の改正ではない。
- 株式交換や100%子会社化における株式併合・株式売渡請求との比較において、全部取得条項付種類株式を採用した場合の投資簿価修正に係るデメリットがなくなる。

### 5.実務のポイント

- 適用時期等(改正前に実施された取得決議による株式の譲渡についても、改正の適用対象となるか等)を確認
- 「完全子法人化」の定義の確認

# 1. 趣旨・背景

## (1) 投資簿価修正

- 通算子法人(離脱法人)について通算承認の効力が失われる場合、離脱法人の株式を有する内国法人において、その株式の帳簿価額をその離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額へ修正する(以下、「投資簿価修正」という。)

$$\text{簿価純資産価額} = (\text{資産の帳簿価額の合計額} - \text{負債の帳簿価額の合計額}) \times \text{保有割合}$$

※制度の概要については”参考①”を参照

## (2) 資産調整勘定対応金額等の加算措置

- 投資簿価修正について、明細書添付及び書類保存の要件を満たすときは、離脱法人の簿価純資産価額は、以下の金額とされる。すなわち、簿価純資産価額の計算上、対象株式に係る買収プレミアム(資産調整勘定対応金額等)を加算することができる(以下、単に「加算措置」という。)

$$\text{簿価純資産価額} = (\text{資産の帳簿価額の合計額} - \text{負債の帳簿価額の合計額} + \text{調整勘定対応金額の合計額 (のれん相当額 - 負ののれん相当額)}) \times \text{保有割合}$$

※制度の概要については”参考②”を参照

- 対象株式: 加算措置の対象となる株式は、以下に該当する株式に限定されている。
  - 購入代価が取得価額となる場合の購入した株式
  - 取得の時にける取得のために通常要する価額が取得価額となる場合の交換等により取得した株式
- 内国法人が通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合には、資産調整勘定対応金額等の合計額から「譲渡直前の資産調整勘定対応金額等×譲渡割合」を減額する調整が行われる(以下、「減額調整」という。)

## 1. 趣旨・背景

### (3) 令和8年度税制改正の趣旨・背景

- 対象会社を完全子会社化(スクイーズアウト)する手法として、①株式交換、②全部取得条項付種類株式、③株式併合、④株式等売渡請求を用いることが考えられる。  
この点、スクイーズアウト実施者(M&Aにおける買手である通算法人)において、①株式交換、③株式併合、④株式等売渡請求を用いる場合、スクイーズアウト前に取得した株式に係る資産調整勘定対応金額等については簿価純資産価額に加算することが可能である。
- 他方、②全部取得条項付種類株式に係る取得決議により完全子会社化されていた場合、その取得決議により譲渡した株式及び取得した株式につき、以下のとおり加算措置のメリットを享受することはできないと考えられる。
  - 譲渡した株式:減額調整の対象であるため、資産調整勘定対応金額等の合計額から減額され、**加算できない**
  - 取得した株式:取得決議直前の帳簿価額相当額が取得価額とされ、対象株式に該当せず、**加算措置の適用はない**
- 以上のとおり、加算措置の制度上、②全部取得条項付種類株式の方法を用いた場合のみ加算措置のメリットを享受できないこととなる。しかしながら、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による離脱法人株式の譲渡及び取得は実質的には株式の内容の変更である(形式的な譲渡に過ぎない)と考えられるため、全部取得条項付種類株式を用いて完全子会社化した場合も、その取得決議により**譲渡した株式について資産調整勘定対応金額等を加算することができるように見直される。**

## 2. 内容

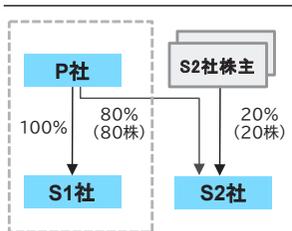
### (1)改正の内容

通算グループ加入前に離脱法人株式の譲渡をした場合の、資産調整勘定対応金額等の調整の対象となる譲渡から、**全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡が除外**される(「譲渡」の範囲の縮小)。

### (2)想定されるケース

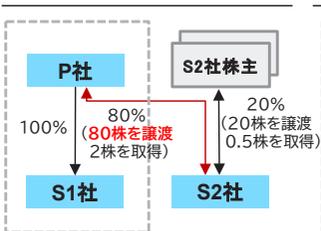
【イメージ図】

① S2社株式を80%取得



株式(80%)の取得価額 2,600  
S2社の時価純資産価額 2,000  
資産調整勘定対応金額等 1,000  
( $=((2,600/80\%)-2,000) \times 80\%$ )

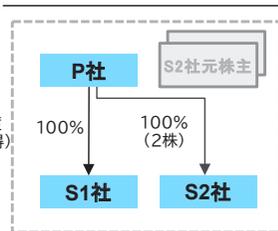
② S2社株式につき  
全部取得条項を付与  
③ **取得決議によりS2社株式の  
譲渡・取得**



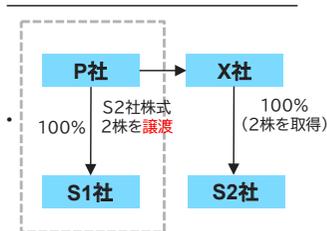
【改正前】  
資産調整勘定対応金額等 ▲1,000

【改正後】  
資産調整勘定対応金額等の減額調  
整の対象となる譲渡から除外

④ 端数処理により  
通算グループ加入



⑤ S2社株式を売却



【改正前】  
資産調整勘定対応金額等 0  
(=①取得時:1,000 - ③譲渡時:1,000)  
【改正後】  
資産調整勘定対応金額等 1,000  
(=①取得時:1,000)

## 2. 内容

### (2) 想定されるケース(続き)

#### 【S2社株式売却時(⑤)の税務処理】

X社(外部)への売却時の前提

- ・S2社株式の帳簿価額(投資簿価修正前) 2,600
- ・S2社の離脱時の簿価純資産価額(資産-負債) 2,000
- ・売却価額 5,000
- ・簿価純資産価額とする金額(=投資簿価修正後の帳簿価額)

【改正前】2,000(資産-負債)+0(調整勘定対応金額)=2,000

【改正後】2,000(資産-負債)+1,000(調整勘定対応金額)=3,000

内容	改正前				改正後			
投資簿価修正	利益積立金額	600	/ S2社株式	600	S社株式	400	/ 利益積立金額	400
X社への売却	現金	5,000	/ S2社株式	2,000	現金	5,000	/ S2社株式	3,000
			譲渡益	3,000			譲渡益	2,000

### (3) 適用除外

全部取得条項付種類株式に係る取得決議により交付を受けた離脱法人の株式の価額が、その譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合には減額調整の対象となる譲渡から除外されず、加算することはできない。

これは、全部取得条項付種類株式により株式を譲渡及び取得した場合の譲渡損益の繰延べと同様、恣意的に株主構成を変動させるような場合には、加算措置の適用を受けさせる必要はないためと考えられる。

### 3. 適用時期

大綱上、記載なし(政省令で要確認)

### 4. 影響

- ・ 離脱に係る投資簿価修正に関する改正のため、典型的には通算法人(スクイズアウト(SO)実施者であるM&Aにおける買手)が**離脱法人(対象会社)株式を売却する際に、本改正による影響がある**(この場合、通算グループ全体では、改正前と比べて、譲渡益が減少又は譲渡損が増加)。
- ・ 全部取得条項付種類株式を用いて完全子会社化した法人が離脱する場合の投資簿価修正の適用上、完全子会社化の際に譲渡した株式について加算措置の適用を受ける余地が生ずる。
- ・ 負債調整勘定対応金額の合計額を計算する上でも、減額されないこととなる。
- ・ 株式交換や100%子会社化における株式併合・株式売渡請求との比較において(※)、全部取得条項付種類株式を採用した場合の投資簿価修正に係るデメリットがなくなる。  
※株式交換等については、100%子会社化の際に株式の譲渡が行われないことから、それより前に取得した株式に係る資産調整勘定対応金額を加算することが可能

### 5. 実務のポイント

- ・ 適用時期等(改正前に実施された取得決議による株式の譲渡についても、改正の適用対象となるか等)を確認
- ・ 「完全子法人化」の定義の確認

## 【参考①:投資簿価修正】

投資簿価修正は、①通算子法人(離脱法人)において生ずる利益・損失に対する二重課税・二重控除の防止、②組織再編税制との整合性、③通算開始・加入前の含み益に対する課税確保などの観点から制度化されている。

### 【原則的な処理】

投資簿価を「簿価純資産価額＝(資産の帳簿価額の合計額－負債の帳簿価額の合計額)×保有割合」へ修正

### 【具体例: P社がS社株式をX社(外部)へ売却】

#### 前提

- ・P社(通算法人)が1,000を出資してS社を設立
- ・売却価額(S社株式100%) 3,000
- ・S社株式の帳簿価額(投資簿価修正前) 1,000
- ・S社の離脱時の簿価純資産価額(資産－負債) 3,000
- ・簿価純資産価額とS株式の帳簿価額の差額 2,000(=3,000 - 1,000)

内容	仕訳例
①投資簿価修正 S社株式	2,000 / 利益積立金額 2,000
②X社への売却 現金	3,000 / S社株式 3,000

(参考:投資簿価修正が行われない場合)

内容	仕訳例
X社への売却 現金	3,000 / S社株式 1,000
	譲渡益 2,000

- ①二重課税・二重控除の防止
  - ・利益積立金2,000については課税済利益
  - ・S社に対する投資簿価を3,000へ修正することにより、2,000に対する2回目の課税を防止  
※損失であった場合も同様

- ②組織再編税制との整合性
  - ・通算制度の開始・加入及び離脱は、100%子法人化してその子法人を親法人が吸収合併すること及びその後分割により法人を切り出すことと同様  
⇒P社がS社を合併した後、分割(非適格分割)によりS社の事業を切り出す場合の税務処理

②現金 3,000 / 移転純資産 3,000  
/ 譲渡損益 -

## 【参考②:資産調整勘定対応金額等の加算措置】

- 原則的な処理(前頁)によると、通算子法人(離脱法人)の買収時に際して支払った超過収益力相当額(のれん相当額)は、帳簿価額に算入されず(※)、損金に算入する機会がなくなるという問題が生ずる。  
※通算子法人の離脱時の簿価純資産価額に反映されていない場合
- そこで、超過収益力相当部分に当たる資産調整勘定の算出が可能である場合には、別表添付及び書類保存を要件として、簿価純資産価額の計算上、**株式取得時の超過収益力相当部分を加算**することができる。

### 【具体例: P社がS社株式をX社(外部)へ売却】

#### 前提

- ・P社(通算法人)はS社を3,000で買収(S社株式(100%)の取得価額 3,000)
- ・買収時のS社の時価純資産 2,000(のれんは含まない)
- ・**資産調整勘定対応金額 1,000(=3,000-2,000)**
- ・X社への売却価額(S社株式100%) 5,000
- ・S社の離脱時の簿価純資産価額(資産-負債) 4,000

#### <投資簿価修正(加算措置あり)>

内容	仕訳例			
投資簿価修正	S社株式	2,000	/	利益積立金額 2,000
X社への売却	現金	5,000	/	S社株式 5,000

- ・簿価純資産価額 5,000(=4,000 + 1,000(調整勘定対応金額))
- ・投資簿価修正額 2,000  
(=簿価純資産価額 5,000 - S株式の帳簿価額 3,000)

#### <投資簿価修正(原則的な処理)>

内容	仕訳例			
投資簿価修正	S社株式	1,000	/	利益積立金額 1,000
X社への売却	現金	5,000	/	S社株式 4,000 譲渡益 1,000

- ・簿価純資産価額 4,000
- ・投資簿価修正額 1,000  
(=簿価純資産価額 4,000 - S株式の帳簿価額 3,000)

## 28. パーシャルスピノフ税制の見直し・恒久化

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

事業ポートフォリオの最適化により我が国企業・経済の更なる成長を図るという観点から、事業切出しの手法の一つであるスピノフの促進が重要である。そこで、段階的に分離・独立したい、元親会社との関係を残したいという意向を持つ企業がスピノフを活用できるよう創設された、パーシャルスピノフ(スピノフされる企業の持分をスピノフする企業に一部残すスピノフ)税制について、適用要件の見直し及び恒久化措置を行い、活用の促進を図るものである。

#### 2.内容

##### ①適用要件の見直し

- ・従業員継続要件の割合の見直し(90%から80%へ変更)。
- ・下記の要件が新たに追加される(下線部分が改正により追加)。
  - ・現物分配法人が経営資源を集中させるものとして事業を特定し、その事業が引き続き行われることが見込まれていること
  - ・完全子法人の主要な事業が、現物分配法人が特定した事業以外のものであり、かつ、主要な事業が完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
  - ・現物分配法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その株式分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること
- ・その他一定の見直し

##### ②恒久化措置

2026(令和8)年4月1日以後に認定を受けた法人が対象となり、恒久化される。

## <改正のポイント>

### 3.適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が、同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものについて適用される。

### 4.影響

子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピノフの活用が広がり、企業における事業ポートフォリオの見直し(ノンコア事業の切り出し)や大企業発のスタートアップ創出を加速することが期待される。

### 5.実務のポイント

- ・現物分配法人が経営資源を集中させるものとして特定した事業を継続することが見込まれることが適用要件に加わるため、注意が必要である。
- ・現物分配法人だけでなく、完全子法人の主要事業についても生産性向上に関する目標の達成が見込まれることが求められる。
- ・適用要件の詳細(経済産業大臣の定める要件等)について大綱に明記されていないことから、今後確認が必要である。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1) 趣旨・背景

- ・事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要である。
- ・特に、スピノフ(※)については、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている(2023(令和5)年以降、スピノフの検討を正式に公表した上場企業は5社である)。
- ・2023(令和5)年度において、段階的に分離・独立し、元親会社との関係を残したいという意向を持つ企業がスピノフを活用できるよう、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合(パーシャルスピノフ)について、再編時に譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするパーシャルスピノフ税制が創設されており、2024(令和6)年度にはスタートアップ創出を促すための改正がなされた。

(※)スピノフの効果

経営の独立による効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 両社とも、経営者は各々の中核事業に専念することが可能になる。</li><li>・ これにより、投資戦略や資金調達等について迅速、柔軟な意思決定が可能になる。また、経営者や従業員モチベーションも向上する。</li></ul>
資本の独立による効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ スピノフされた会社は、独自の資金調達の途が拓かれ、大規模M&amp;A等の成長投資が実施可能となる。</li><li>・ スピノフされた会社は、独占禁止法や系列等の制約から解放され、元親会社の競合相手との取引も可能となり、他社とのアライアンスや経営統合の自由度も高まる。</li></ul>
上場の独立による効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 両社とも、事業構成が簡素になり、コングロマリット・ディスカウントを克服できる。</li><li>・ 各事業のみに関心のある投資家を引きつけ、各々の事業特性に応じた最適資本構成が可能となる。</li><li>・ 株式報酬のインセンティブ効果も高まる。</li></ul>

出典：経済産業省「スピノフ」の活用に関する手引(参考事例編)」

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1) 趣旨・背景

・経済産業省「価値創造経営小委員会」では、「日本企業の営業利益率は米国企業と比較すると低く、将来を見据えたノンコア事業の未整理を一因とする低収益セグメントの抱え込みが行われ、事業ポートフォリオ最適化は道半ばである可能性」を指摘されており、市場評価や資本収益性を高めるために、ノンコア事業の分離・独立を含めた事業ポートフォリオを見直し、コア事業に集中することが重要であると考えられている。

・また、安定成長が見込まれる成熟事業を分離・上場させる際に、情報システム等の社内基盤整備や新ブランドへの移行、取引先や従業員等の理解醸成等の観点から、独立に向けた助走期間に元親会社との関係を一定程度維持できるパーシャルスピンオフへのニーズが高いことも踏まえ、事業ポートフォリオの最適化を持続的に進めていくために、パーシャルスピンオフ税制の恒久化を検討していく必要があるとの指摘もあった。

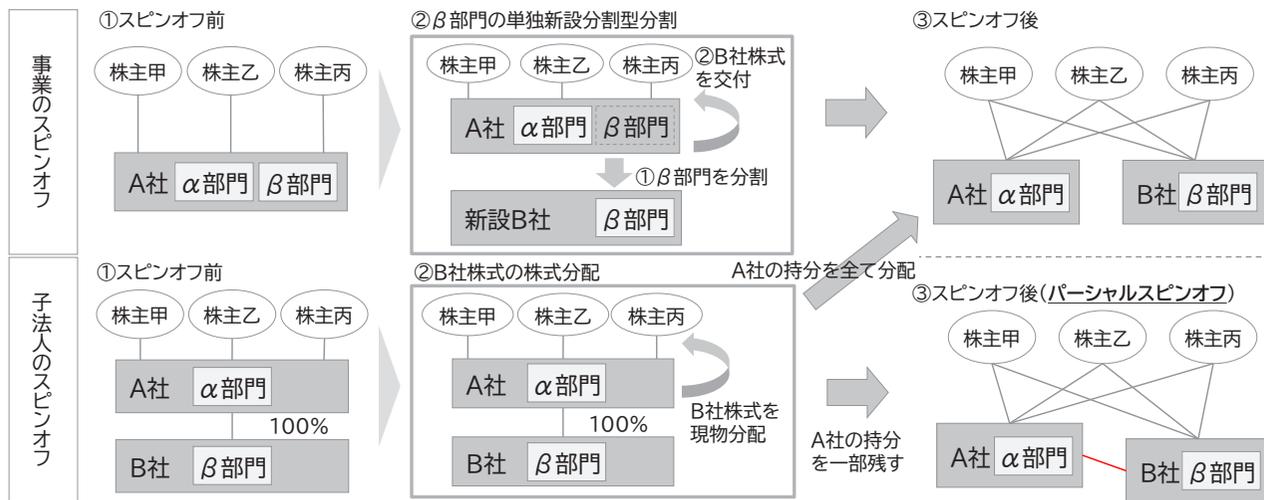
・そこで、2026(令和8)年税制改正では、スタートアップ創出だけでなくノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、パーシャルスピンオフ税制の適用要件の見直し及び恒久化措置が行われる。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (2) パーシャルスピノフとは

- ・事業再編としてのスピノフとは、企業内における事業部門や企業グループを形成する複数の法人のうち一部の法人を、当該企業や企業グループから分離し、独立した法人として資本関係から外す行為をいう。
- ・スピノフは、単独新設分割型分割による「事業のスピノフ」と、株式分配による「子法人のスピノフ」(※)に分類され、「子法人のスピノフ」のうち、親法人に子法人の発行済株式の一部を残して行うスピノフを「パーシャルスピノフ」という。

(※)「子法人のスピノフ」には、既存の完全子法人を株式分配する場合に加えて、完全子法人に分社型分割等で事業を移転した後、当該完全子法人を株式分配する場合を含む。



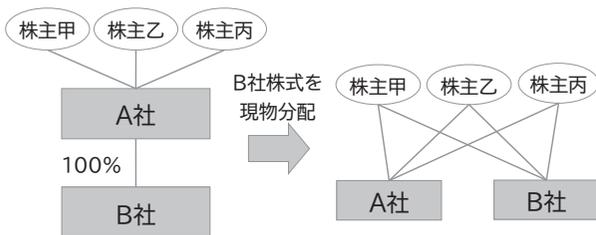
※上記については、株主の中に、A社を支配している株主がいないことを前提としている

# 1. 改正の趣旨・背景

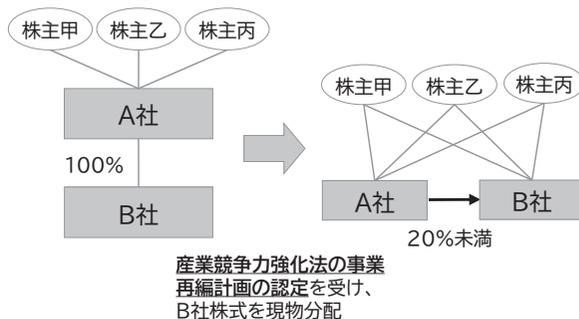
## (3) 法人税法上の適格株式分配と租税特別措置法上の適格株式分配

- ・子法人のスピンオフは株式分配として整理されており、法人税法上の適格株式分配に該当する場合には、再編時の譲渡損益や配当に対する課税は対象外とされる。
- ・一方、子法人のスピンオフのうちパーシャルスピンオフについては、租税特別措置法上の適格株式分配に該当する場合、現物分配法人が有する完全子法人の発行済株式の一部(20%未満)を現物分配法人に残しても、再編時の譲渡損益や配当に対する課税は対象外とされる(パーシャルスピンオフ税制)。

【法人税法上の適格株式分配】



【租税特別措置法上の適格株式分配】



※上記については、株主の中に、A社を支配している株主がないことを前提としている

## 2. 改正の内容

### (1)適用要件の見直し

改正前は従業者継続要件が厳しく、また、完全子法人に対し主要な事業として新たな事業活動が求められていたが、改正後は従業者継続要件の緩和が図られ、主要な事業について新事業活動要件が廃止され、一定の見直しが行われる。

要件	改正前	改正後
株式のみ按分交付要件	その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。	同左
交付資産に係る要件	その株式分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。	同左
非支配要件	現物分配法人が株式分配前に他の者による支配関係がなく、完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることが見込まれていないこと。	同左
特定役員継続要件	完全子法人の特定役員の全てがその株式分配に伴って退任するものではないこと。	同左
従業者継続要件	完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。	完全子法人の従業者のおおむね <u>80%以上</u> がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
特定事業継続要件	—	<u>現物分配法人(※1)において株式分配前に行う事業のいずれかについて、経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業が現物分配法人(※2)において株式分配後に引き続き行われることが見込まれていること。</u>
子法人主要事業継続要件	完全子法人の株式分配前に行う主要な事業が完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。	完全子法人の株式分配前に行う主要な事業が <u>上記で特定した事業以外のものであり、かつ、</u> 主要な事業がその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。

## 2. 改正の内容

### (1) 適用要件の見直し

要件	改正前	改正後
その他の要件	下記の要件を満たしていること。 (1)産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること。 (2)経済産業大臣の定める以下の要件を満たしていること (i)完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていること。 (ii)以下のいずれかの要件を満たすものであること。 ①完全子法人の特定役員に対して、ストックオプション(新株予約権)が付与され、又は付与される見込みである ②完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内である ③完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認している	下記の要件を満たしていること。 (1)産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること。 (2)現物分配法人(※2)及び完全子法人が実施する主要な事業について、その株式分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること  (経済産業大臣の定める要件は、大綱に記載なし)

※1 現物分配法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む

※2 現物分配法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの(その完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限る。)を含む

### (2) 恒久化措置

改正前は、2028(令和10)年3月までに産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が認定事業再編計画に従って同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものを対象としていたが、改正後は、**2026(令和8)年4月1日以後に認定を受けた法人が対象となり、恒久化される。**

## 2. 改正の内容

### 【産業競争力強化法の事業再編計画における通常の認定要件(参考)】

要件	要件の具体的内容
計画期間	3年以内(大規模な設備投資を行うもの限り5年)
生産性の向上 (事業単位 部門)	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①修正ROIC 2%向上 ②固定資産回転率(有形固定資産+ソフトウェアの回転率) 5%向上 ③従業員1人当たり付加価値額 9%向上
財務の健全性 (企業単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債/キャッシュフロー $\leq$ 10倍 ②経常収入>経常支出
雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
事業構造 の変更	次のいずれかを行うこと。 ①合併 ②会社の分割 ③株式交換、株式移転、株式交付 ④事業または資産の譲受け、譲渡 ⑤出資の受入れ ⑥他の会社の株式・持分の取得 ⑦会社の設立 ⑧有限責任事業組合に対する出資 ⑨施設・設備の相当程度の撤去 等
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供⇒新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上⇒商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入⇒商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入⇒商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

出典：経済産業省「産業競争力強化法における事業再編計画の認定要件と支援措置について」

## 2. 改正の内容

### 【スピノフに関する事例(参考)】

経済産業省によると、2023年以降、上場企業5社がスピノフの検討を正式に公表している。5社のうちパーシャルスピノフの検討を公表したのは2社である。

#### スピノフの検討開始を正式に公表した企業

公表日	スピノフ実施会社	スピノフされる会社	検討中のスピノフの手法	スピノフ実行目標時期
2023/1/23	(株)メルコホールディングス	シマダヤ(株) (麺類の製造・販売)	株式分配 (完全スピノフ)	2024年10月1日 実行済
2023/5/11	(株)デジタルハーツホールディングス	(株)AGEST (情報・通信)	株式分配 (完全スピノフ)	非開示 ※2025年5月13日時点
2023/5/18	ソニーグループ(株)	ソニーフィナンシャルグループ(株) (金融)	株式分配 (パーシャルスピノフ)	2025年10月1日 ※2025年5月14日時点
2023/7/14	Hamee(株)	NE(株) (ソフトウェア)	株式分配 (完全スピノフ)	2025年11月4日 ※2025年6月13日時点
2024/2/14	(株)レゾナックホールディングス	クラサケミカル(株) (石油化学) ※2025年1月1日分社化	株式分配 (パーシャルスピノフ)	2年内の実行を目指す ※2025年2月13日時点

出典:経済産業省「「スピノフ」の活用に関する手引(参考事例編)」

### 3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が、同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものについて適用される。

### 4. 影響

・子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピノフの活用が広がり、企業における事業ポートフォリオの見直し(ノンコア事業の切り出し)や大企業発のスタートアップ創出を加速することが期待される。

### 5. 実務のポイント

#### (1)留意点

- ・現物分配法人が経営資源を集中させるものとして特定した事業を継続することが新たに適用要件に加わるため、注意が必要。なお、特定した事業の継続については、現物分配法人のグループ会社(現物分配法人が経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの等)による事業継続でも足りる。
- ・生産性向上に関する目標の達成が見込まれることについて、改正前は事業再編計画を策定する現物分配法人の事業にのみ求められていたが、改正後は完全子法人の主要事業についても求められる。

#### (2)今後の注目点

- 下記の点については今後確認が必要である。
- ・経営資源を集中させる事業を特定する方法
  - ・適用要件の詳細(経済産業大臣の定める要件等)

## 29. 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

企業グループ内の取引、特にシェアードコスト取引などにおいて、恣意的な支払額調整が行われやすく、また、根拠資料の不足により経費の適正性や実態の確認が困難という課題が把握されている。

課税関係の適正化を図るため、内国法人に対し、企業グループ内取引の詳細が分かる資料の取得・作成・保存を義務付ける制度が導入される。

#### 2. 内容

内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に係る対価の額を算定するために必要な情報が含まれていない場合には、その算定に必要な資料を取得し、または作成し、保存することが義務付けられる。

#### 3. 適用時期

大綱に記載なし(政省令で要確認)

#### 4. 影響

企業グループ内の関連者との取引において、取引の内容や支払額の根拠に関する詳細な書類の整備が義務付けられる。対象法人は大企業に限定されていないため、中小企業も対象になると考えられる。

なお、書類の保存義務を怠り、必要な書類が保存されていない場合、内国法人の青色申告の承認が取り消される可能性がある。

## <改正のポイント>

### 5.実務のポイント

対象取引を特定し、保存資料に情報の不足がないかどうか現状を把握する必要がある。  
グループ内で必要な情報が共有されるように連携を強化するとともに、社内の会計処理や文書管理の規定を見直し、新たな書類保存義務に対応した業務フローを構築することが望まれる。

### 6.今後の注目点

以下の点について今後詳細を確認する必要がある。

- (1)本制度の適用開始時期
- (2)関連者の明確な定義

## 1. 改正の趣旨・背景

企業グループ内の法人間で行われる取引、特にシェアードコスト取引などにおいて、恣意的な支払額の調整が行われやすいという課題がある。このような取引に関し、その内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の一部又は全部が受領・作成されていないことにより、保存書類だけでは法人の経費の支払額が適正であるかを十分に確認できず、正確な実態確認ができていない事例があるのが現状である。

内国法人に対して企業グループ内取引の詳細が分かる一定の資料について、取得・作成及び保存を義務付けることで、課税関係の適正化を図ることが本制度の導入趣旨である。

※シェアードコスト取引とは、企業グループ内で発生する共通の業務(研究開発、広告宣伝、システムの維持管理等)を企業グループ内の特定の法人に集約し、その業務により発生した費用を、企業グループ内の他の法人に利用料等の一定の基準により請求する取引をいう。

## 2. 内容

### (1)改正の内容

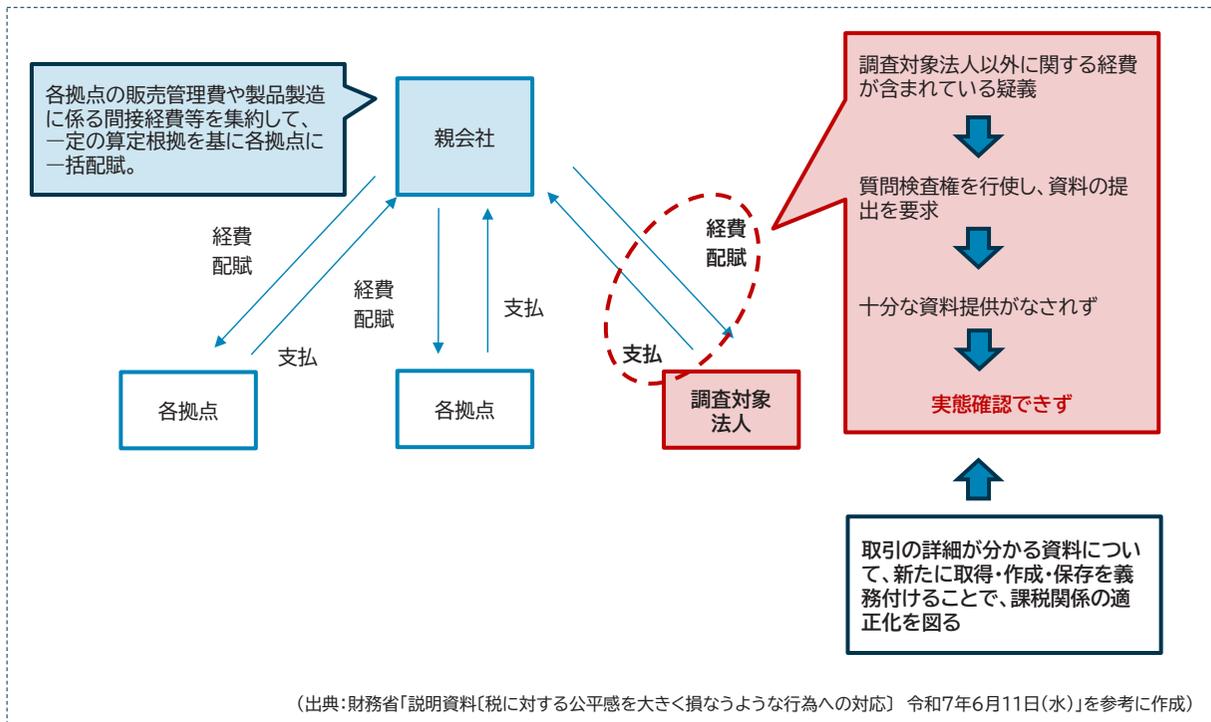
内国法人が**関連者**との間で**特定取引**を行った場合、その取引に関して、**取引関連書類等**にその取引に係る対価の額を算定するために必要な下記の事項の記載又は記録がないときは、これらの事項を明らかにする書類(電磁的記録を含む)を取得し、または作成し、保存することが義務付けられる。

- ① その取引に関する資産又は役務の提供の明細
- ② その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等

また、この新たな保存義務に従って書類が保存されていない場合、**青色申告の承認の取消事由等**に追加される措置も講じられる。

## 2. 内容

### (1)改正の内容(概要図)



## 2. 内容

### (2)用語の定義

#### 関連者:

移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。

#### 特定取引:

販売費、一般管理費その他の費用の額の基となる取引のうち、次の①又は②の取引をいう。

- ① 関連者から内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け(貸付けには権利設定などにより工業所有権等を使用させる行為を含む。)。なお、工業所有権等とは次の資産をいう。
  - イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの
  - ロ 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)
  - ハ プログラムの著作物
- ② 関連者が内国法人に対して行う役務の提供のうち次の取引
  - イ 契約・協定に基づき関連者が行う、次のいずれかの事業活動
    - イ) 関連者の産業・商業・学術に関する知識経験等の経営資源を活用して行う、研究開発、広告宣伝等の事業活動
    - ロ) 関連者の専用資産(専らその内国法人及び関連者の事業の用に供する目的の資産)をその内国法人に使用させる行為、及びその専用資産の維持・管理
  - ロ 関連者がその内国法人に対して行う、経営の管理又は指導、情報の提供等で、関連者の産業・商業・学術に関する知識経験に基づき行うもの
  - ハ 上記イ・ロに類する役務の提供

#### 取引関連書類等:

法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存が義務付けられている書類等、すなわち、取引に関して受領若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類、又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録を指す(法規則59①三、電子帳簿保存法7、電子帳簿保存法規則4)。

### 3. 適用時期

大綱に記載なし(政省令で要確認)

### 4. 影響

この改正により、企業グループ内の関連者との取引において、取引の内容や支払額の根拠に関する詳細な書類の整備が義務付けられる。対象法人は大企業に限定されていないため、中小企業も対象になると考えられる。

なお、書類の保存義務を怠り、必要な書類が保存されていない場合、内国法人の青色申告の承認が取り消される可能性があるため注意が必要である。

## 5. 実務のポイント

対象取引の特定と現状把握	企業グループ内の関連者間取引のうち、特定取引に該当するものを洗い出し、現状の保存文書で「資産又は役務の提供の明細」や「対価の額の計算の明細」が網羅されているかを確認することが不可欠である。特にシェアードコスト取引は重点的に確認が必要である。
不足情報の補完と文書化	既存の取引関連書類等で情報が不足している場合は、その内容を具体的に明らかにするための書類(電磁的記録を含む)を新たに取得または作成する必要がある。
グループ内連携の強化	関連会社間での情報共有と協力体制を確立し、必要な書類の作成、提供、受領が遅滞なく行われるよう、取引内容(利用する資産、役務提供者、対応時間の管理など)や、請求金額(費用の配賦基準の合理性、計算プロセスなど)を明確化し、業務フローを整備する必要がある。外国法人である関連者との取引も対象となる場合、文化や言語、法制度の違いも考慮した連携体制を構築することが重要となる。
社内規定・プロセスの見直し	新たな保存義務に対応できるよう、既存の会計処理や文書管理に関する社内規定、業務プロセスを見直し、必要に応じて改訂する必要がある。経理部門だけでなく、各事業部門や法務部門との連携も不可欠となる。
青色申告承認取消リスクへの対応	書類保存義務の不履行は青色申告の承認取消事由となるため、このリスクを十分に理解し、確実に義務を履行するための体制を構築・運用することが経営上の重要課題となる。

## 6. 今後の注目点

以下の点について今後詳細を確認する必要がある。

- (1) 本制度の適用開始時期
- (2) 関連者の明確な定義

なお、移転価格税制において、国外関連者とは、外国法人で法人と特殊の関係にあるものと定義されている。したがって、本制度における関連者の定義は、法人と特殊の関係にあるものになると考えられる。特殊の関係とは下記のような関係をいう。

- ① 一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有する関係(親子関係)
- ② 同一の者によって発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される法人相互の関係(兄弟関係)
- ③ 一方の法人が他方の法人を実質的に支配している関係(役員の兼務、取引の依存、資金調達の依存等)  
(実質支配関係)
- ④ 上記①～③が連鎖することで生じる関係

## 30. 公益法人等が普通法人に移行する場合等の所得金額の計算の整備

### <改正のポイント>

#### 1.改正の趣旨・背景

改正前において、公益法人等が普通法人に移行する場合、移行後の事業年度の所得計算を移行時の帳簿価額を基礎として行うことは法令上明記されていなかった。法令上明記されていないことが裁判事例で明らかになった。大綱には記載がないが、当該裁判事例をきっかけにした改正と推測される。

#### 2.内容

公益法人等が普通法人に移行する場合において、その移行に係る資産・負債の移行時における帳簿記載金額を基礎として、移行後の各事業年度における所得の金額の計算を行うことが明らかとなるよう規定を整備するほか、減価償却資産の償却方法等について所要の措置が講じられる。

#### 3.適用時期

大綱に明記されていない。

#### 4.実務のポイント

- ・普通法人への移行を検討している公益法人等は、改正内容を踏まえて移行後の事業年度の税負担を試算する必要がある
- ・普通法人へ移行するリスクを抱えている公益法人等は、改正内容を踏まえて移行後の事業年度の税負担を試算する必要がある。
- ・収益事業以外の資産・負債を収益事業に転用する予定のある公益法人等は、改正内容を踏まえて移行後の事業年度の税負担を試算する必要がある。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1) 移行時課税(改正なし)

改正は移行後の事業年度の所得計算であるが、その前提として移行時の課税の内容を説明する。

### ① 移行の種類

公益法人等は収益事業から生じる所得のみに対して法人税が課税され(収益事業課税)、普通法人は全ての所得に対して法人税が課税される(全所得課税)。公益法人等から普通法人への移行の主な類型は下記である。

移行前(公益法人等)	移行後(普通法人)
公益社団・財団法人	一般社団・財団法人(非営利型以外)
一般社団・財団法人(非営利型)	一般社団・財団法人(非営利型以外)
社会医療法人	医療法人(社会医療法人以外)

### ② 移行する事由(例:一般社団・財団法人(非営利型))

一般社団・財団法人(非営利型)のうち非営利性が徹底された法人の要件は下記である。このうち1つでも満たさなくなった場合は、普通法人に移行する。

一般社団・財団法人(非営利型法人:非営利性が徹底された法人)の要件
1 剰余金の分配を行わない旨を定款に定めていること
2 解散時の残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人等に贈与する旨を定款に定めていること
3 上記の定款の定め違反する行為を行うことを決定し、または行ったことがないこと
4 特定の個人または団体に特別の利益を与えることを決定し、または与えたことがないこと
5 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の1/3以下であること

# 1. 改正の趣旨・背景

## ③移行時の課税

公益法人等が普通法人に移行した場合には、その後は構成員へ剰余金の分配ができるなど、収益事業課税の前提とされてきた制約がなくなる。そのため、普通法人であったとしたら課税されたはずの収益事業以外の事業の所得の累積額(以下、累積所得金額)については、移行時に課税される(以下、移行時課税)。具体的には下記の算式で算出した累積所得金額を移行時に益金に算入する。算出した金額がマイナスとなる場合には損金の額に算入する。資産、負債、資本金等の額、利益積立金額は移行時の金額を使用する。

### ○累積所得金額の算式

$$\boxed{\text{資産の会計上の帳簿価額}} - \boxed{\text{負債の会計上の帳簿価額}} - \boxed{\text{資本金等の額}} - \boxed{\text{利益積立金額}} = \boxed{\text{累積所得金額 (益金算入額)}}$$

### ○累積所得金額のイメージ

収益事業の貸借対照表(移行時)		収益事業以外の事業の貸借対照表(移行時)	
資産の会計上の帳簿価額	負債の会計上の帳簿価額	資産の会計上の帳簿価額	負債の会計上の帳簿価額
	資本金等の額(資本等取引)		累積所得金額(益金算入額)
	利益積立金額(課税済み)		

※「資産の会計上の帳簿価額」「負債の会計上の帳簿価額」:

法令では「帳簿に記載された金額」とあり「会計上」とは定めていない。平成20年税制改正時の財務省「平成20年度税制改正の解説」では「移行時の会計上の帳簿価額を税務上の帳簿価額とするというものです」と述べているため、ここでいう資産負債は会計上の帳簿価額と解される。

## 1. 改正の趣旨・背景

### (2) 移行後の事業年度の所得金額の計算(改正前)

改正前において、公益法人等が普通法人に移行する場合、移行後の事業年度の所得計算を移行時の帳簿価額を基礎として行うことは法令上明記されていない。(1)のとおり移行時課税の法令には移行時の会計上の帳簿価額を採用する定めがある。しかし、この定めが移行後の事業年度の所得計算に適用されるかについて法令上明らかでない。

### (3) 令和6年判決(改正前)

#### ①概要

改正前において、旧民法34条に基づく財団法人(特例民法法人)から普通法人である一般財団法人に移行した法人(以下、納税者)が、移行後の事業年度の有価証券譲渡益、減価償却費の計算に関して課税処分を取消し求めた裁判が行われた。判決では、移行時の帳簿価額ではなく、当初の取得価額を基礎として移行後の事業年度の所得計算を行う判断がされた(東京地裁2023(令和5)年2月27日判決。東京高裁2024(令和6)年9月26日判決。以下、後者を令和6年判決)。

#### ②有価証券譲渡益

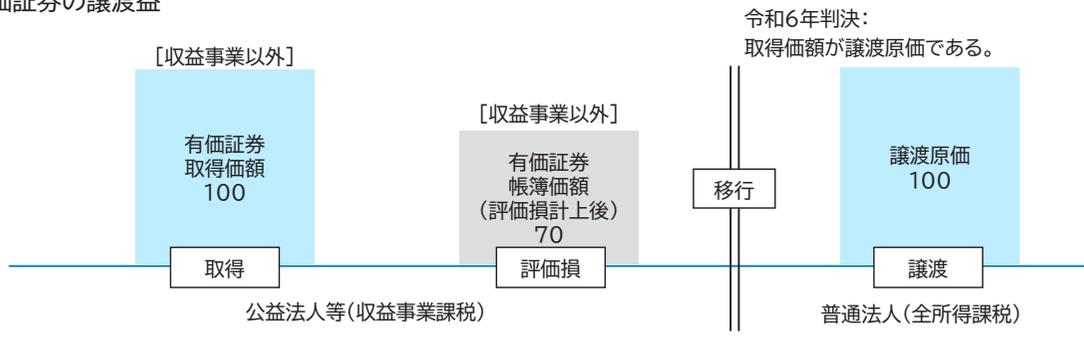
納税者は、移行前に収益事業以外の事業に属する有価証券を取得し、移行直前に評価損を計上し、移行後に有価証券を譲渡した。令和6年判決は、移行時課税における「移行時の帳簿に記載された金額」の法令の定めは有価証券の譲渡益計算に適用できず、有価証券の当初取得価額が譲渡原価となると判断した。

#### ③減価償却

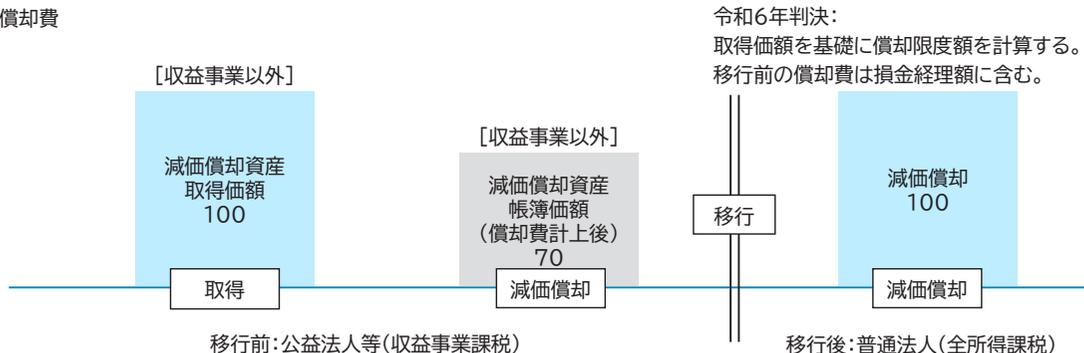
納税者は、移行前に収益事業以外の事業に属する減価償却資産を取得し、移行前に減価償却費を計上し、移行後にも減価償却費を計上した。令和6年判決は、移行時課税における「移行時の帳簿に記載された金額」の法令の定めは適用できず、減価償却資産の当初取得価額を基に償却限度額を計算するとともに、移行前の減価償却費は損金経理額に含まれると判断した。

# 1. 改正の趣旨・背景

## ○有価証券の譲渡益



## ○減価償却費



## 1. 改正の趣旨・背景

### ④法令上の不備

令和6年判決では、「平成18年に公益法人等を普通法人に移行させる法整備が行われた際に、公益法人等が保有していた有価証券を移行後に売却した場合の譲渡損益をどのように算出するかについて検討された形跡は見当たらず、この問題は、法令上の手当てがされなかったことによるものと言わざるを得ない」と述べている。

### ⑤判決の射程

令和6年判決は、特例民法法人から普通法人である一般財団法人に移行した法人（いわゆる移行法人）の事例であるため、公益法人等から普通法人へ移行するすべてのケースに射程が及ぶかは明らかではない。

射程が及ぶか明らかではないため、

- ・公益社団・財団法人が公益認定の取消しにより普通法人である一般社団・財団法人に移行する場合、
- ・移行法人ではない非営利型の一般社団・財団法人が普通型の一般社団・財団法人に移行する場合も同様の問題が生じる可能性がある。

## (4) 令和6年判決の影響

移行時課税では資産の評価損により移行時の資産の帳簿価額が減少し、益金算入額が減少する一方で、譲渡時には評価損計上前の取得価額が譲渡原価となり、同じ評価損により2度所得が減少する結果となる。反対に、評価益の場合には2度所得が増加する結果となる。

※ただし、令和6年判決は移行法人の事案である。移行法人の移行時課税は特有の調整計算があるため、2度所得が減少する結果とはなっていなかった。移行法人の累積所得金額の計算には、公益のために支出すべき金額を控除する、評価損を足し戻すなどの調整計算がある。

## 2. 内容

### (1)改正の内容

公益法人等が普通法人に移行する場合において、その移行に係る資産・負債の移行時における帳簿記載金額を基礎として、移行後の各事業年度における所得の金額の計算を行うことが明らかとなるよう規定を整備するほか、減価償却資産の償却方法等について所要の措置が講じられる。

※上記の他、次の移行の種類にも同様の措置が講じられる。

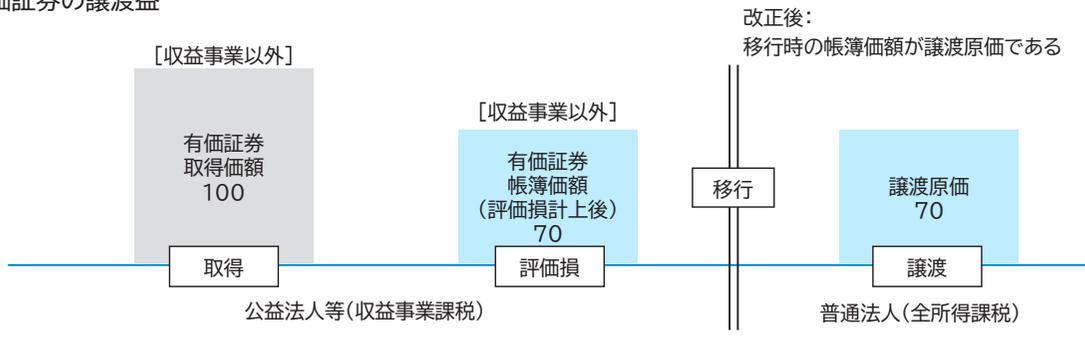
- ・公益法人等が協同組合等に移行する場合
- ・公共法人が普通法人又は協同組合等に移行する場合
- ・公共法人が収益事業を行う公益法人等に移行する場合

※収益事業課税が適用される法人について、収益事業以外の事業に属していた資産および負債を収益事業に属する資産および負債に転用する場合にも同様の問題が生じるため、上記と同様の措置が講じられる。

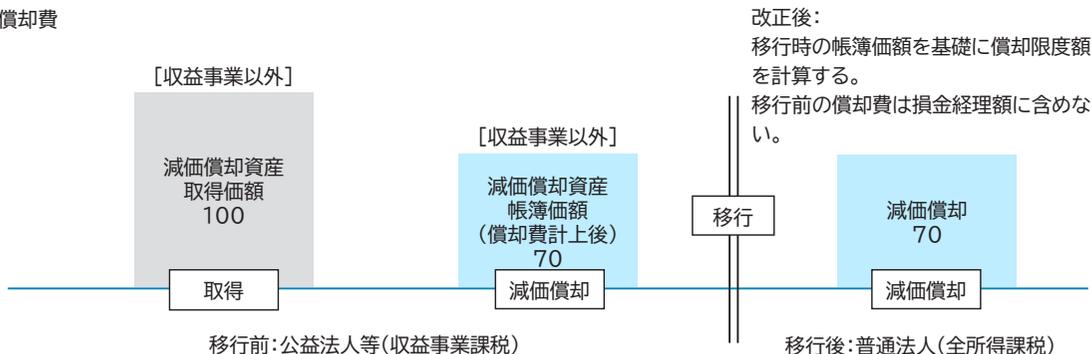
## 2. 内容

### 改正のイメージ

#### ○有価証券の譲渡益



#### ○減価償却費



### 3. 適用時期

大綱に明記されていない。

### 4. 実務のポイント

- ・普通法人への移行を検討している公益法人等は、改正内容を踏まえて移行後の事業年度の税負担を試算する必要がある。
- ・普通法人へ移行するリスクを抱えている公益法人等は、改正内容を踏まえて移行後の事業年度の税負担を試算する必要がある。
- ・収益事業以外の資産・負債を収益事業に転用する予定のある公益法人等は、改正内容を踏まえて移行後の事業年度の税負担を試算する必要がある。

# 31. 外国子会社合算税制の見直し

## <改正のポイント>

### 1. 趣旨・背景

租税回避と関係ない所得を合算対象外としたり、事務負担を軽減したりするための改正が行われた。

### 2. 内容

#### (1) 解散した外国関係会社に係る特例の創設

解散前2年間継続して事業実体がある外国関係会社(居住者等に50%超保有される外国法人等)は、「解散後初めて事業実体がなくなった事業年度終了日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度」については、受動的所得(所在地国での事業活動を伴わない所得)のみが合算対象となる等の特例が創設される。

#### (2) ペーパー・カンパニー特例の資産割合要件判定の見直し

租税回避リスクが低い外国関係会社をペーパー・カンパニー等から除外する特例の判定要件の一つである資産割合要件について、外国関係会社の総資産が零の場合は、資産割合要件の判定が不要となる。

#### (3) 租税負担割合算定時における最高税率の使用制限

所得に応じて税率が高くなる場合、最高税率を用いた租税負担割合の算定が可能だが、最高税率が適用されることが通常見込まれなかったり、「最高税率が適用される所得区分」の適用が極めて限定されたりするような著しく不適当な場合には最高税率を用いることができなくなる。

### 3. 適用時期

外国関係会社の2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度から適用

### 4. 実務のポイント

(1)については、所在地国で事業を行っていた外国関係会社清算時の選択肢が増えると考えられる。

(3)については、「著しく不適当な場合」の詳細について確認する必要がある。

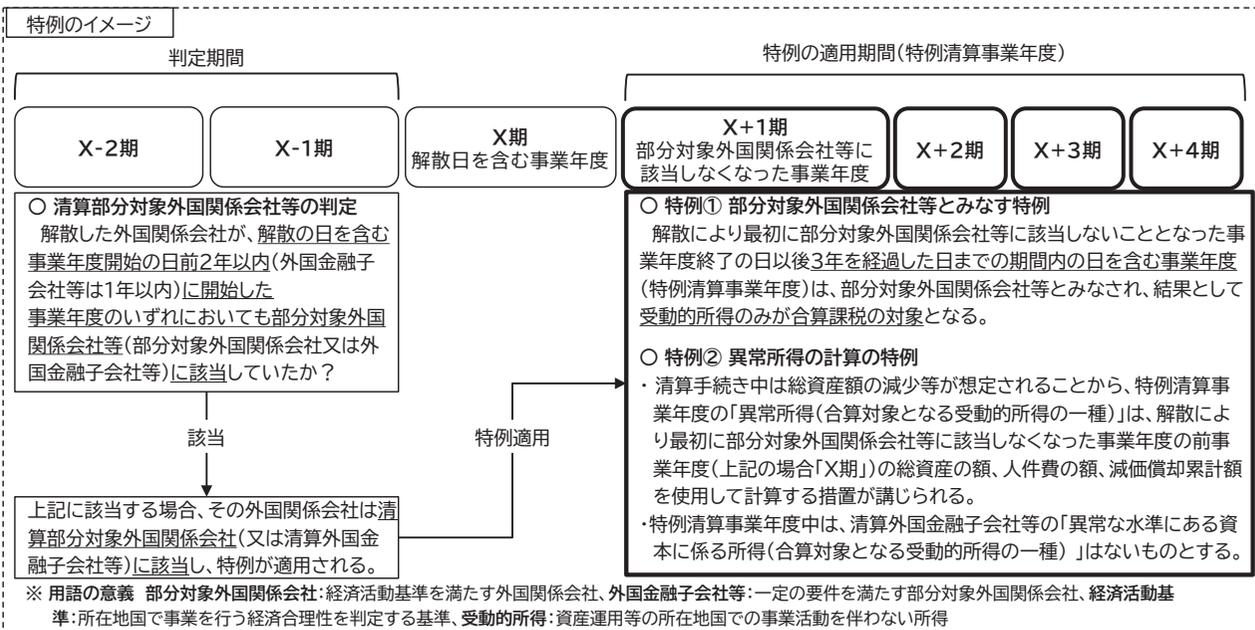
# 1. 趣旨・背景

租税回避と関係ない所得を合算対象外としたり、事務負担を軽減したりするための改正が行われた。

# 2. 改正の内容

## (1) 解散した外国関係会社に係る特例の創設

解散した外国関係会社(居住者等に50%超保有される外国法人等)が清算部分対象外国関係会社等(下図参照)に該当する場合、解散により最初に部分対象外国関係会社等(下図参照)に該当しなくなった事業年度終了日から3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度は、部分対象外国関係会社等とみなされる等の特例が創設される。



## 2. 改正の内容

### (2)ペーパー・カンパニー特例の資産割合要件判定の見直し

ペーパー・カンパニー特例(租税回避リスクが低い外国関係会社をペーパー・カンパニー等から除外する特例)の判定要件の一つである資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了時のBSに計上されている総資産の額が零の場合には、その事業年度の資産割合要件の判定が不要となる。

### (3)租税負担割合算定における最高税率の使用制限

所得に応じて税率が高くなる場合、最高税率を用いた租税負担割合(一定割合以上の場合、CFC税制の適用免除)の計算が可能だが、以下のような著しく不適当な場合には最高税率を用いることができなくなる。

- ・ 最高税率が適用されることが通常見込まれないこと
- ・ 「最高税率が適用される所得区分」の適用が極めて限定されること

## 3. 適用時期

全ての改正項目について、外国関係会社の2026(令和8)年4月1日以後開始事業年度から適用される。

## 4. 実務のポイント

### ○ 「(1) 解散した外国関係会社に係る特例の創設」に関するポイント

- ・ 部分対象外国関係会社等とみなされることによって、税負担が軽減されるケースや清算時の選択肢が増えるケースが生じるものと考えられる。
- ・ 解散に伴って生じる異常所得については負担が軽減される可能性がある。

### ○ 「(3) 租税負担割合算定における最高税率の使用制限」に関するポイント

- ・ 最高税率の使用が制限される場合、思わぬ課税を受ける可能性があるため、「著しく不適当な場合」の詳細について確認する必要がある。

## 32. インボイス発行事業者となる小規模事業者の経過措置(2割特例)の見直し

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(2割特例)について、インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる。

#### 2.内容

##### (1)経過措置の見直し(3割特例)

個人事業者であるインボイス発行事業者については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。

##### (2)確定申告書への付記

インボイス発行事業者が3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する。

##### (3)簡易課税制度への移行

3割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

#### 3.適用時期

2027(令和9)年及び2028(令和10)年に含まれる各課税期間について適用できる。

## <改正のポイント>

### 4. 影響

- ・3割特例は一定の「個人事業者」に対する制度となるため、「法人」には適用されない。
- ・基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、3割特例の適用はできない。
- ・2割特例の適用を受けた小規模事業者のうち、3割特例を適用しない個人事業者や法人は、2026(令和8)年10月1日以後に終了する課税期間で、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、簡易課税制度の適用が認められる。

## 1. 改正の趣旨・背景

インボイス制度の導入時に小規模事業者に関する経過措置として設けられた2割特例について、経過措置終了後は簡易課税制度への移行が予定されているところ、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる一定の個人事業者については、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置をさらに2年に限り講ずる。

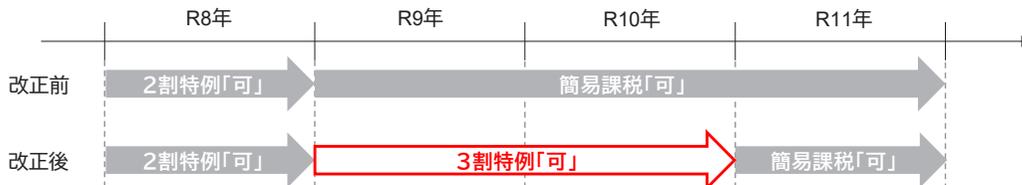
## 2. 内容

### (1) 経過措置の見直し(3割特例)

個人事業者であるインボイス発行事業者の2027(令和9)年及び2028(令和10)年に含まれる各課税期間(※1)については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。

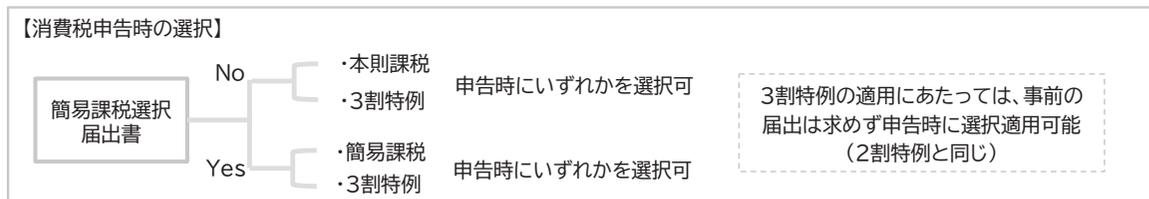
(※1) 免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。

#### 【個人事業者(インボイス発行事業者)の申告方法】



### (2) 確定申告書への付記

インボイス発行事業者が3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する。



## 2. 内容

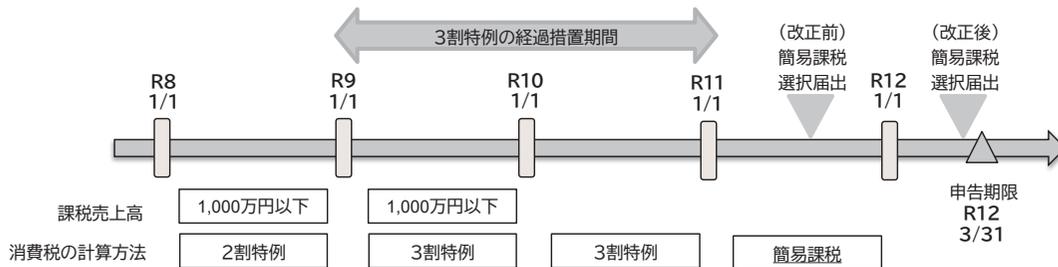
### (3) 簡易課税制度への移行

3割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める(※2)。

(※2) 2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者についても同様に、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限(改正前: 2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間末)までに簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度の適用が認められる。

#### 【3割特例の経過措置期間が終了する課税期間の翌課税期間において簡易課税制度を適用する場合】

個人事業者(インボイス発行事業者)を前提



- ・ R11年は経過措置期間の終了後の課税期間であるため、3割特例は適用できない。  
⇒ R11年に係る確定申告書の提出期限(R12/3/31)までに簡易課税選択届出書を提出する場合、R11年の課税期間から簡易課税制度により計算可(改正前はR11/12/31に簡易課税選択届出書の提出が必要)

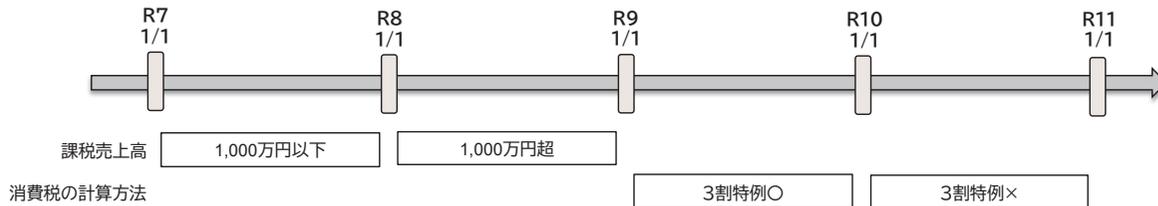
### 3. 適用時期

上記(1)及び(2)は2027(令和9)年及び2028(令和10)年に含まれる各課税期間について適用できる。  
なお、上記(3)は3割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けようとする場合について適用される。

### 4. 影響

- ・3割特例はインボイス発行事業者としての登録を受けたことにより課税事業者となる「個人事業者」に対する制度となるため、「法人」には適用されない。
- ・基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、3割特例の適用はできない。

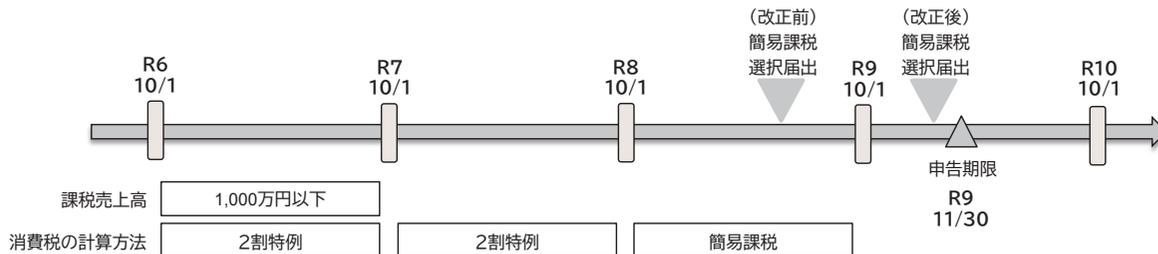
個人事業者(インボイス発行事業者)の3割特例の適用の判定



## 4. 影響

・2割特例の適用を受けた小規模事業者のうち、3割特例を適用しない個人事業者や法人は、2026(令和8)年10月1日以後に終了する課税期間で、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、簡易課税制度の適用が認められる。

9月決算法人(2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者)の簡易課税選択届出書の提出期限



## 33. 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)の見直し

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)について、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図るとともに、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図ることとする。

#### 2.内容

##### (1)経過措置(8割控除)に係る適用期限と控除可能割合の見直し

本経過措置の適用期限を2年延長させた上で、控除可能割合を2026(令和8)年10月からは70%、2028(令和10)年10月からは50%、2030(令和12)年10月からは30%と段階的に縮減させる。

##### (2)経過措置(8割控除)の適用に係る上限額の見直し

一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額が年間で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

#### 3.適用時期

上記2(1)は2026(令和8)年10月1日以後の課税仕入れについて適用される。

上記2(2)は2026(令和8)年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

#### 4.影響

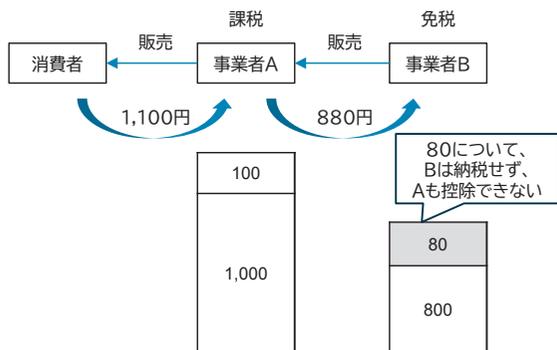
・本経過措置に係る上限額が10億円から1億円へ大きく引き下げられるため、一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額の管理の必要性が増すことになる。

# 1. 改正の趣旨・背景

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)については、免税事業者が取引から排除されることを防ぎつつ、インボイス制度開始後の期間も使った価格交渉や課税転換の検討を可能にするため、経過的に免税事業者からの課税仕入れの一部を税額控除できる特例として設けられたものであるが、本特例により消費者が支払った消費税が納税されずに事業者の収入になるという状態が生じており、本特例は段階的に縮減していく必要がある。

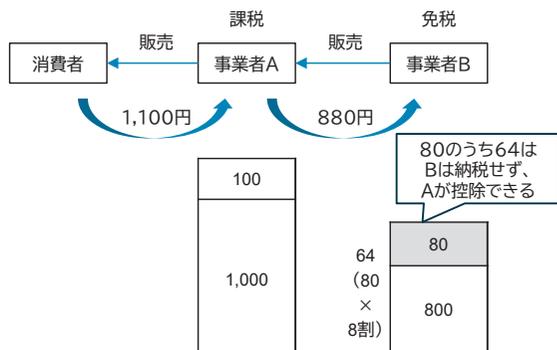
しかしながら、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から控除可能割合の引下げペース・幅を緩和するとともに、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図ることとする。

【免税事業者からの仕入れ：原則】



A 課税事業者		B 免税事業者	
売上税額	100	売上税額	0
仕入税額	0		
納税額	100	納税額	0

【免税事業者からの仕入れ：8割控除あり】



A 課税事業者		B 免税事業者	
売上税額	100	売上税額	0
仕入税額	64		
納税額	36	納税額	0

消費税の納税額の  
総額が異なる

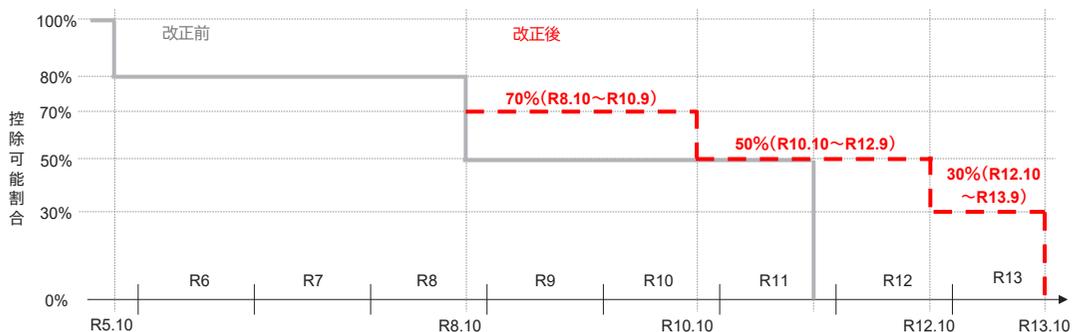


## 2. 内容

### (1) 経過措置(8割控除)に係る適用期限と控除可能割合の見直し

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)について、本経過措置の最終的な適用期限を2031(令和13)年9月30日へと2年延長し、控除可能割合を2026(令和8)年10月からは70%、2028(令和10)年10月からは50%、2030(令和12)年10月からは30%と段階的に縮減させる。

【免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置※】



控除割合	R5.10~	R6.10~	R7.10~	R8.10~	R9.10~	R10.10~	R11.10~	R12.10~	R13.10~
改正前	80%	80%	80%	50%	50%	50%	0%	0%	0%
改正後	80%	80%	80%	70%	70%	50%	50%	30%	0%

※本経過措置は一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされているが、免税事業者からの課税仕入れのほか、インボイスの要件を満たさないインボイス発行事業者からの課税仕入れについても、当該要件を満たす場合には本経過措置が適用される(改正前も同じ)。

## 2. 内容

### (2) 経過措置(8割控除)の適用に係る上限額の見直し

一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額が年間で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについて、本経過措置(8割控除)の適用を認めないこととする。

## 3. 適用時期

上記2(1)の経過措置に係る控除可能割合の見直しは、2026(令和8)年10月1日以後の課税仕入れについて適用される。

上記2(2)の経過措置に係る上限額の見直しは、2026(令和8)年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

## 4. 影響

- ・本経過措置に係る上限額が10億円から1億円へ大きく引き下げられるため、一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額の管理の必要性が増すことになる。
- ・本経過措置に係る上限額は2024(令和6)年税制改正において設けられたが、2026(令和8)年税制改正大綱ではその上限額について、取引実態等を踏まえ、今後の更なる引下げを検討することとされている。
- ・本経過措置に係る控除可能割合の見直しは、2026(令和8)年10月1日以後の課税仕入れから適用されるが、保存すべき帳簿に経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載する必要があるため、会計システム等の改修が必要となる可能性がある。

## 34. 暗号資産に係る課税関係の見直し(消費税)

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

個人所得課税においては投資家保護のための法整備等を前提に、暗号資産の譲渡等に係る所得区分の見直し等がされるが、消費課税においても同様に暗号資産の課税関係が見直される。

#### 2.内容

金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産の課税関係が以下の通り見直される。

- (1) 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの(改正前:支払手段に類するもの)の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。
- (2) 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。
- (3) 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とする(改正前:課税)。

#### 3.適用時期

金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用される。

#### 4.影響

暗号資産の譲渡についてはその譲渡対価の5%相当額を課税売上割合の分母に算入することになるため、課税売上割合が低下し、控除できる仕入税額が減少する可能性がある。

## 1. 改正の趣旨・背景

2026(令和8)年税制改正では、個人所得課税において暗号資産の譲渡等に係る所得区分の見直し等がされる。これは暗号資産を資金決済法における支払手段から、金融商品取引法における有価証券として規制することを前提とするものであるが、消費課税においても暗号資産の法的位置付けの変更を前提に、その課税関係が見直される。

## 2. 内容

金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産の課税関係が以下の通り見直される。

- (1) 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの(改正前:支払手段に類するもの)の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。
- (2) 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。
- (3) 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とする(改正前:課税)。

取扱い	改正前	改正後
暗号資産の譲渡	非課税※1 (支払手段に類するもの)	非課税 (有価証券に類するもの)
暗号資産の譲渡に係る課税売上割合の計算	影響しない	影響する (譲渡対価の5%を分母に算入する)
暗号資産の貸付け	課税	非課税

※1 2017(平成29)年6月以前に国内において行った暗号資産の譲渡は、消費税の課税対象とされていたが、暗号資産が資金決済法に支払手段と規定されたことを契機に、非課税へとその取扱いが変更された。

### 3. 適用時期

金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用される。

### 4. 影響

- ・暗号資産の譲渡についてはその譲渡対価の5%相当額を課税売上割合の分母に算入することになるため、課税売上割合が低下し、控除できる仕入税額が減少する可能性がある。
- ・本税制改正は暗号資産に係るものであり、電子決済手段の取扱いについては改正されないため、引き続き電子決済手段の譲渡は、支払手段に類するものの譲渡として非課税となるとともに、課税売上割合の計算上も考慮する必要はない。

## 35. 非居住者に対する国内不動産に関する役務提供に係る課税の見直し

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるとの指摘があること等を踏まえ、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、消費税の課税対象となるよう見直すこととする。

#### 2.内容

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外し、消費税の課税対象とする。

#### 3.適用時期

2026(令和8)年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。  
ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用しない。

#### 4. 影響

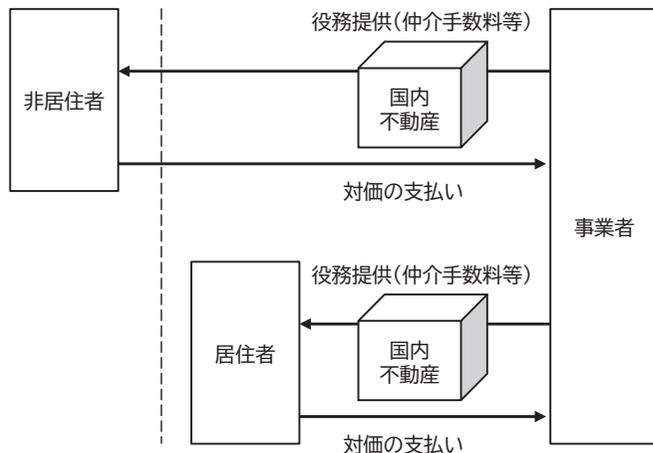
非居住者に対して国内不動産に係る役務提供を行う事業者は、その役務提供の対価の中から消費税を納税することになるため、役務提供の対価(価格)の設定にあたり、消費税の負担を考慮して設定する必要がある。

## 1. 改正の趣旨・背景

国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるとの指摘があること等を踏まえ、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、消費税の課税対象となるよう見直すこととする。

## 2. 内容

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外し、消費税の課税対象とする。



【国内不動産に係る役務提供等】

役務提供を受ける者	改正前	改正後
非居住者	輸出免税※	課税対象
居住者	課税対象	課税対象

※輸出免税の要件として、契約書等で資産の譲渡等を行った者の名称等、一定の事項が記載されている必要がある。

### 3. 適用時期

2026(令和8)年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用しない。

### 4. 影響

- ・非居住者に対して国内不動産に係る役務提供を行う事業者は、その役務提供の対価の中から消費税を納税することになるため、役務提供の対価(価格)の設定にあたり、消費税の負担を考慮して設定する必要がある。
- ・不動産会社の仲介手数料は、非居住者に対して行う国内不動産に係る役務提供等の対価に該当するが、本税制改正の対象となる国内不動産に係る役務提供の範囲について、詳細確認が必要である。

## 36. 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

### <改正のポイント>

#### 1.趣旨・背景

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が急速に拡大しており、少額輸入貨物に対する免税や国外事業者による消費税の無申告により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じていた。そこで少額の輸入に係る課税貨物の免税制度が見直されるとともに、物品販売に係るプラットフォーム課税の制度が導入される。

#### 2.内容

##### (1)輸入に係る課税貨物の少額免税制度の見直し

通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産(一の資産の対価の額が1万円(税抜き)以下であるものに限る。)の譲渡について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とし、資産の譲渡等を行った者に対して納税義務を課すこととする。

##### (2)物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

デジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、そのプラットフォーム事業者が行った資産の譲渡とみなし、そのプラットフォーム事業者に対して納税義務を課すこととする。

#### 3.適用時期

2028(令和10)年4月1日以後の資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。

## <改正のポイント>

### 4. 影響

上記2(1)により納税義務者となる事業者は、本改正により不課税取引が課税取引となることから、税負担が生じる。

上記2(2)により第2種プラットフォーム事業者として納税義務が転換される事業者は、本改正によって実質的に税負担が生じる訳ではないが、事務管理コストが生じるとともに、消費者等から預かった税込みの対価を国外事業者等(資産の譲渡を行った者)に対し、消費税等を控除した税抜の対価を支払うことになる。

## 1. 改正の趣旨・背景

コロナ禍を背景に近年、EC需要が大きく伸び、その後も堅調に市場規模が拡大している。更に、グローバル化やプラットフォーム経済の発展により、国外事業者が容易に他国市場へアクセスできるようになり、国境を越えたEC取引に係る世界の市場規模は、2034年には約6.7兆ドル(2024年:1.0兆ドル)にも達すると指摘されている。

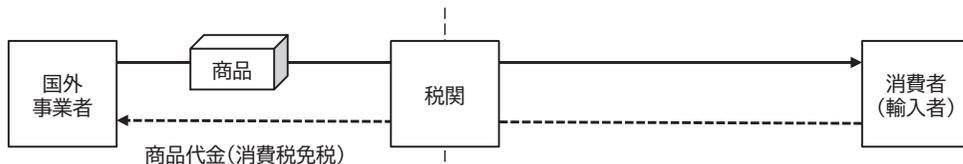
国内においてもBtoC-EC市場の拡大が続いており、国境を越えたEC取引を利用した国外事業者からの個人輸入による購入も急増しており、通常の輸入件数が横ばいの中、消費税等が免除される少額貨物の輸入件数は1億件を超え、全輸入件数に占める割合は90%を超えている状況にある。

このような状況の中、少額輸入貨物に対する免税や国外事業者による消費税の無申告により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じていたため、2025(令和7)年税制改正大綱において、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公正性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方を検討する方針が示されていた。

# 1. 改正の趣旨・背景

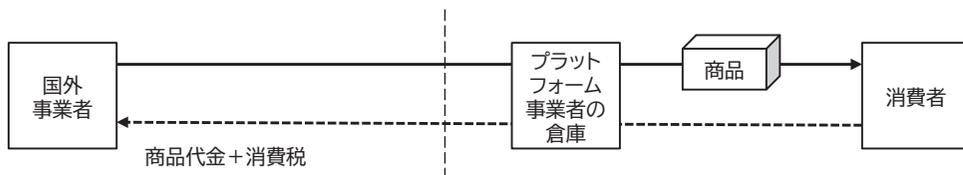
そして2026(令和8)年税制改正において、国境を越えて行われる通信販売のうち、輸入時の消費税等が原則免税となる1万円以下の商品については、販売者に消費税の納税義務を課すとともに、プラットフォームを介する物品販売については取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を課す「プラットフォーム課税」が導入されることとなった。

## 【課題1:少額免除制度による競争上の不均衡について】



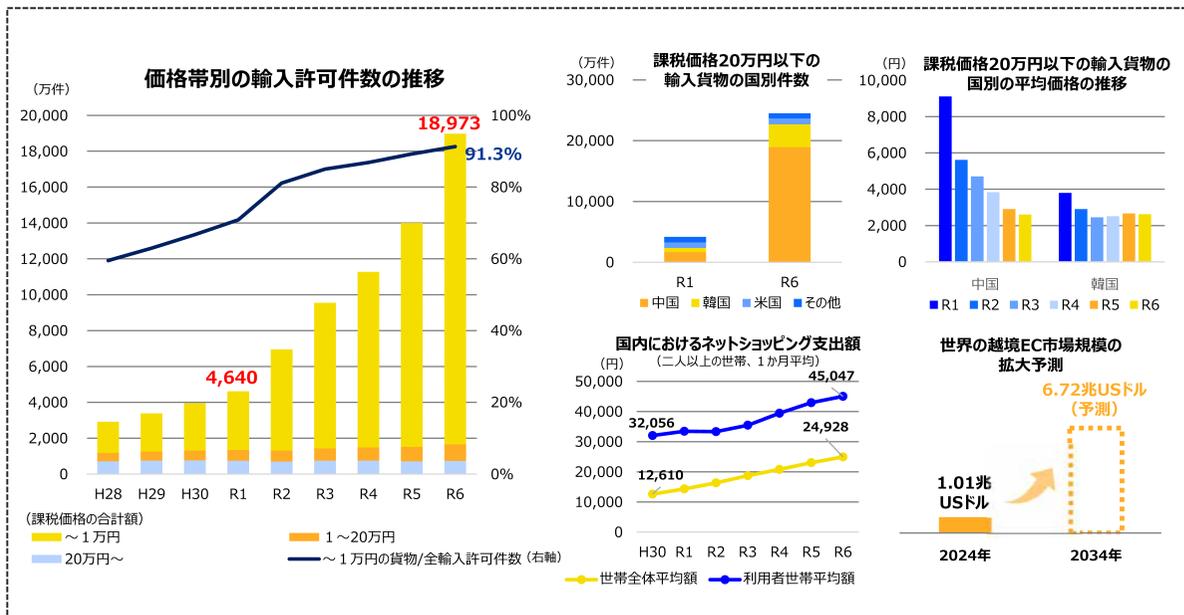
⇒商品の注文を受けた後に国外から直送するため、国外に所在する資産の譲渡に該当し、消費税は不課税となる。また、少額免除制度により消費者(輸入者)においても輸入消費税が免除される。その結果、消費税を納める国内事業者との競争上の不均衡が生じている。

## 【課題2:国外事業者に無申告のおそれ】



⇒国内のプラットフォーム事業者の倉庫への配送後に商品の注文を受けて販売するため、国内に所在する資産の譲渡に該当し、消費税は課税となるが、国外事業者による無申告が生じているおそれがある。

# 1. 改正の趣旨・背景



(出典)急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ 中間とりまとめ(概要)  
 令和7年11月26日 関税・外国為替等審議会 関税分科会 急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ

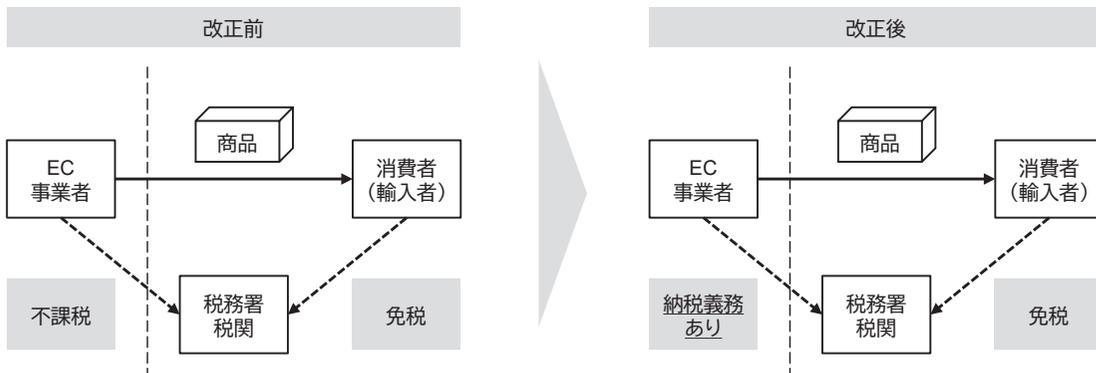
## 2. 内容

### (1) 輸入に係る課税貨物の少額免税制度の見直し

①通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産(一の資産の対価の額が1万円(税抜き)以下であるものに限る。)の譲渡(「特定少額資産の譲渡」※という。)について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とし、資産の譲渡等を行った者に対して納税義務を課すこととする。

※簡易課税制度における仕入税額控除額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものは除外される。

#### 【特定少額資産の譲渡に係る改正前後の比較】



- 輸入消費税の納税義務者は消費者であるが、円滑な通関確保の観点から1万円以下の輸入貨物については免税となっている。
- 1万円超の輸入貨物は、関税とともに輸入時に輸入消費税が課税される。

- EC事業者に消費税の納税義務を課し、税務署への納税申告を必要とさせる。
- 大量に輸入される少額貨物を税関において課税することは現実的でないため、改正前と同様に輸入消費税は免税とする。

## 2. 内容

②特定少額資産販売事業者として登録を受けた事業者※が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税を課さないこととする。

※ 以下の通り、特定少額資産販売事業者の登録制度が創設される。

### イ 特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者（免税事業者を除く。）であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいう。

### ロ 特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができる。

### ハ 事業者免税点制度との適用関係

上記イの登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記ロの登録の取消しを求める届出書の提出が行われな限り、事業者免税点制度は、適用されない。

### ニ 申請時期

上記イの登録については、2027(令和9)年10月1日からその申請を受け付けることとする。

③事業者（免税事業者を除く。）が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除する。

## 2. 内容

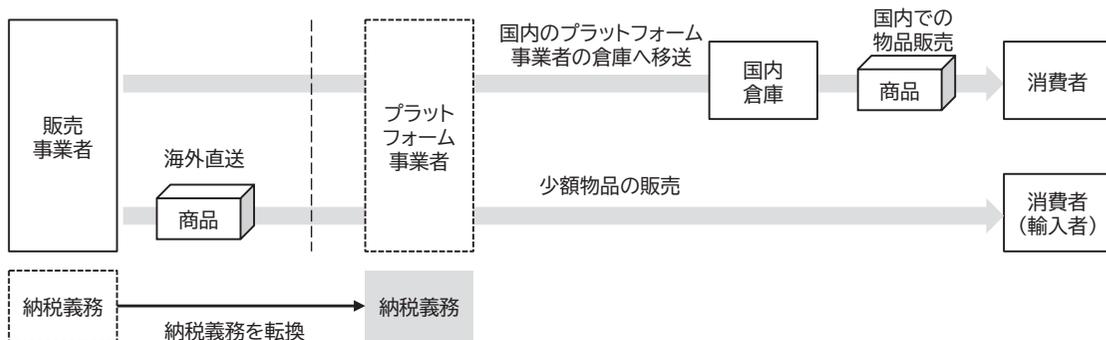
### (2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

① デジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡※1のうち、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者※2を介してその対価を收受するものについては、そのプラットフォーム事業者が行った資産の譲渡とみなし、そのプラットフォーム事業者に対して納税義務を課すこととする。

※1 国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。)及び事業者が行う特定少額資産の譲渡をいう。

※2 プラットフォーム事業者のその課税期間において※1に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

#### 【物品販売に係るプラットフォーム課税のイメージ】



- プラットフォームを介して行われる「国外事業者による国内での物品販売」及び「事業者による少額物品の販売」を、プラットフォーム課税の取引対象とし、これらの合計額が50億円超のプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。
- 「事業者による少額物品の販売」については、上記(1)輸入に係る課税貨物の少額免税制度の見直しにより、課税取引となって販売事業者に納税義務が課されることになるが、その取引がプラットフォーム課税の対象となる場合には、最終的にプラットフォーム事業者に納税義務が転換される。

## 2. 内容

②第2種プラットフォーム事業者は、国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することができる。

## 3. 適用時期

上記2(1)及び(2)の改正は、2028(令和10)年4月1日以後の資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。ただし、以下の経過措置が設けられる。

### (1)事業者免税点制度に係る特例

基準期間の初日が2028(令和10)年4月1日前であるときは、その基準期間の初日から上記2(1)の改正が行われていたものとし、かつ、下記(2)によりプラットフォーム課税の適用があるものとして事業者免税点制度の規定を適用する。

ただし、その基準期間の初日からその改正が行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、2027(令和9)年10月1日から同年12月31日までの間においてその改正が行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額により判定することが認められる。

### (2)物品販売に係るプラットフォーム課税に係る特例

2027(令和9)年1月1日からプラットフォーム課税に係る改正が行われていたものとして、同日から同年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となるべき資産の譲渡に係る対価の額の合計額に4を乗じて計算した金額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

## 4. 影響

### (1) 輸入に係る課税貨物の少額免税制度の見直し

特定少額資産の譲渡を行う事業者のうち納税義務者となる事業者は、本改正により不課税取引が課税取引となることから、税負担が生じる。

一方で、通信販売であっても、一の資産の対価が1万円(税抜)超の資産の譲渡を行う事業者にとっては、資産の譲渡等として課税の対象とはならず、引き続き不課税取引として取り扱われるため、影響はない(引き続き保税地域からの引取りについて輸入消費税が課税される。)

#### 【国外から直送されるEC取引の取扱い】

販売方法	一の資産の対価	取扱い	改正前	改正後		
				通信販売による販売者		
				課税事業者		免税事業者
				登録あり※1	登録なし※1	
通信販売	1万円(税抜)以下	課税の対象	不課税	課税 (納税義務あり)		課税 (納税義務なし)
		輸入消費税	免税 (原則)	免税	免税※2 (原則)	免税 (原則)
	1万円(税抜)超	課税の対象	不課税	不課税		
		輸入消費税	課税	課税		

※1 特定少額資産販売事業者の登録をいう。

※2 事業者(免税事業者を除く。)が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除する。

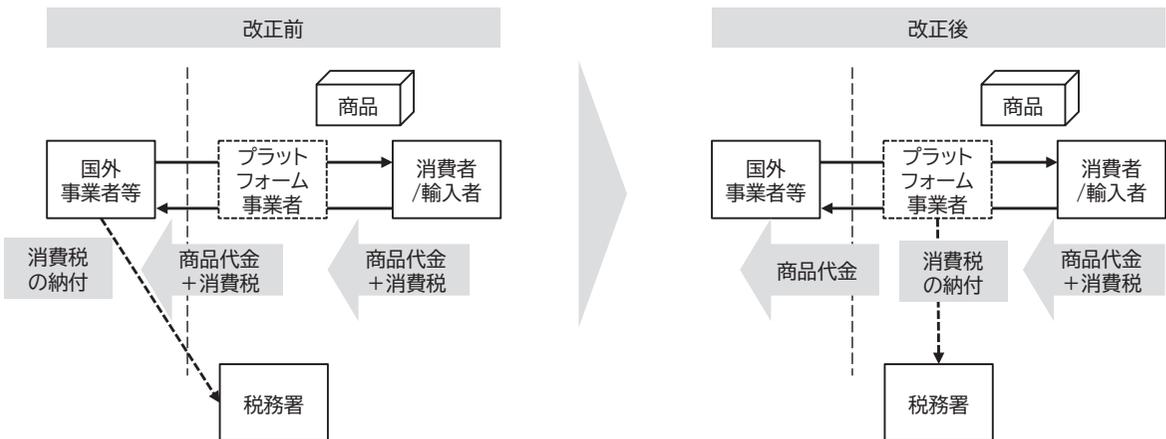
## 4. 影響

### (2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

本改正は2024(令和6)年税制改正により導入された消費者向け電気通信利用役務の提供に係るプラットフォーム課税(第1種プラットフォーム事業者)に準ずる制度として、物品販売に係る一定のプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として納税義務を課すものである。

第2種プラットフォーム事業者として納税義務が転換される事業者は、本改正によって実質的に税負担が生じる訳ではないが、事務管理コストが生じるとともに、消費者等から預かった税込みの対価を国外事業者等(資産の譲渡を行った者)に対し、消費税等を控除した税抜の対価を支払うことになる。

#### 【改正前後の消費税の申告義務と取引の比較】



## 37. 固定資産税・登録免許税・不動産取得税 軽減措置等の延長

### 1. 改正の内容

#### (1) 内容

令和8年度税制改正にて、適用期限の延長・一部要件の見直しが行われる主な制度は下表の通りである。

税目	制度	要件	期限
固定資産税	<b>新築住宅に係る固定資産税の減額措置</b> ↳ 新築住宅にかかる固定資産税が、3年間(3階建て以上の耐火建築物等は5年間)に限り、2分の1に減額される制度	・床面積要件を40㎡以上240㎡以下とする(改正前50㎡以上280㎡以下) ・令和11年4月1日以後に新築等するときは、災害危険区域等内に存する家屋は適用されない	適用期限5年間延長 2031(令和13)年3月31日まで
	<b>新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置</b> ↳ 認定長期優良住宅である新築住宅にかかる固定資産税が、5年間(3階建て以上の耐火建築物等は7年間)に限り、2分の1に減額される制度	・床面積要件を40㎡以上240㎡以下とする(改正前50㎡以上280㎡以下) ・令和11年4月1日以後に新築等するときは、災害危険区域等内に存する家屋は適用されない	適用期限5年間延長 2031(令和13)年3月31日まで
	<b>耐震改修等を行った一定の住宅に係る固定資産税の減額措置</b> ↳ 一定の耐震改修等(※)を行った場合に要件を満たすと翌年度分の固定資産税が2分の1に減額される制度	・床面積要件を40㎡以上240㎡以下とする(改正前50㎡以上280㎡以下)	適用期限5年間延長 2031(令和13)年3月31日まで
登録免許税	<b>土地の売買による所有権の移転登記に係る軽減措置</b> ↳ 売買による移転登記 1.5% (本則2.0%) 信託の登記 0.3% (本則0.4%)	改正なし	適用期限3年間延長 2029(令和11)年3月31日まで

※「一定の耐震改修等」とは、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、またはこれらを行うことにより認定長期優良住宅に該当する改修工事をいう

# 1. 改正の内容

税目	制度	要件	期限
不動産取得税	住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置 └ 住宅の新築をする場合に課税標準から1,200万円が控除される制度	・床面積要件の下限を40㎡以上とする(改正前50㎡以上) ・令和11年4月1日以後に取得するときは、災害危険区域等内に存する家屋は適用されない	改正なし
	既存住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置 └ 耐震基準適合住宅等の一定の既存住宅の取得をする場合に課税標準から最大1,200万円が控除される制度	・床面積要件の下限を40㎡以上とする(改正前50㎡以上)	改正なし
	新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置 └ 認定長期優良住宅を新築する場合に課税標準から1,300万円が控除される制度	・床面積要件の下限を40㎡以上とする(改正前50㎡以上) ・令和11年4月1日以後に取得するときは、災害危険区域等内に存する家屋は適用されない	適用期限5年間延長 2031(令和13)年3月31日まで
	新築住宅特例が適用される住宅の用に供する土地に係る減額措置について、土地取得後から住宅新築までの経過年数要件が緩和される特例措置 └ 土地取得後から住宅新築までの経過年数が3年以内に緩和される制度	改正なし	適用期限5年間延長 2031(令和13)年3月31日まで

## 38. 固定資産税・不動産取得税 免税点の見直し(物価高への対応)

### 1. 改正の内容

#### (1)内容

物価高への対応として、次の免税点について拡充される。

税目	制度	改正前	改正後
固定資産税	固定資産税の免税点の見直し	家屋 20万円	家屋 30万円
		償却資産 150万円	償却資産 180万円
不動産取得税	不動産取得税の免税点の見直し	土地 10万円	土地 16万円
		家屋 建築にかかるもの 23万円	家屋 建築にかかるもの 66万円
		その他のもの 12万円	その他のもの 34万円

※物価高への対応として、所得税の基礎控除、マイカー通勤非課税等の見直しもされる

### 2. 適用時期

- ・ 固定資産税については、2027(令和9)年以後の固定資産税から適用される
- ・ 不動産取得税については、2026(令和8)年4月1日以後の取得から適用される

## 39. 国際観光旅客税の引き上げ

### <改正のポイント>

#### 1. 趣旨・背景

2019(平成31)年に創設された国際観光旅客税を財源として、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備等が行われているが、オーバーツーリズムの課題等が顕在化する中、地域経済・社会に好循環をもたらす、真の「観光立国」を実現するために、中長期的な視点に立った抜本的な対策が必要となっている。更なる観光施策の充実に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率が引き上げられる。

#### 2. 内容

出国1回につき、改正前の1,000円から3,000円に引き上げられる。

#### 3. 適用時期

2026(令和8)年7月1日以後の出国について適用される。  
ただし、同日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国については、改正前の税率(1,000円)とする。

# 1. 改正の趣旨・背景

- ・国際観光旅客税は2019(平成31)年に創設され、
  - ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
  - ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
  - ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の3つに資する施策に充てられている。

## ■2025(令和7)年度における国際観光旅客税の使途・予算額

使途	令和7年度予算額：490億円
	①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備（145億円）
	②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化（82億円）
	③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上（263億円） ➢ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に基づき、上記の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当することされている。

出典：財務省「国際観光旅客税の概要」

・近年、オーバーツーリズムの課題等が顕在化する中、地域経済・社会に好循環をもたらす、真の「観光立国」を実現するために、オーバーツーリズム対策の強化や、地方誘客・需要分散に対する中長期的な視点に立った抜本的な対策が必要となっている。

・更なる観光施策の充実に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率が引き上げられる。

# 1. 改正の趣旨・背景

## ■2026(令和8)年度から実施される主な施策

### 1. オーバーツーリズム対策の徹底

#### インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立を図るための個別課題への対応

- **過度の混雑対策**
  - ・ 混雑状況の見える化による混雑回避の誘発や手ぶら観光の推進など、過度の混雑に対する対策の強化
  - ・ 需要管理のための新たな仕組みの導入促進（パークアンドライドの実施、需要に応じた入域管理や予約制導入・有料化等）
  - ・ 円滑な出入国・通関等の環境整備 等
- **マナー違反対策**
  - ・ 観光客へのマナー啓発など、マナー違反対策の強化
  - ・ 違反行為防止のための環境整備支援（撮影スポットの整備、スマートごみ箱の設置等） 等
- **違法な民泊サービスの解消**

#### 地方誘客の推進による特定の都市・地域への集中是正と分散の推進

- **地方の観光地の魅力向上・地方誘客**
  - ・ 広域連携DMO等が中心となった観光地域づくり
  - ・ 廃屋撤去・再生による地方温泉地等も含めた観光まちづくり
  - ・ 国立公園など自然資源を活用した観光振興の強化
  - ・ 文化資源・スポーツツーリズムを活用した全国各地への観光拡大・充実
  - ・ 地方誘客・観光需要の分散に資するプロモーション 等
- **地方部への交通ネットワークの機能強化**
  - ・ 空港アクセス鉄道、国内航空、クルーズ船等の交通基盤の機能強化
  - ・ 観光地への二次交通の整備 等

### 2. 日本人出国者への配慮

- **安全安心な海外旅行環境の整備 等** ※上記「1. オーバーツーリズム対策の徹底」中にも、空港アクセス鉄道や国内航空の機能強化等、日本人出国者にも裨益する施策も含まれる。  
出典：国土交通省「令和8年度税制改正概要」より

- ・国際観光旅客税は、日本人・外国人関わらず、国際船舶等により日本から出国する国際観光旅客等に課税される。（船舶・航空機の乗員や、入国後24時間以内に出国する乗継旅客など、非課税とされる者を除く。）
- ・国際観光旅客税の税率の引上げに伴い、旅券法の改正により、パスポート(旅券)発給申請の手数料の引下げが行われる。（10年パスポートの場合、7,000円減額の予定）

# 2. 改正の内容

国際観光旅客税の税率が、出国1回につき、改正前の1,000円から3,000円に引き上げられる。

# 3. 適用時期

2026(令和8)年7月1日以後の出国について適用される。

ただし、同日前締結の一定の運送契約に基づく、同日以後の出国については、改正前の税率(1,000円)が適用される。

# 40. 自動車税・環境性能割の廃止

## <改正のポイント>

### 1. 趣旨・背景

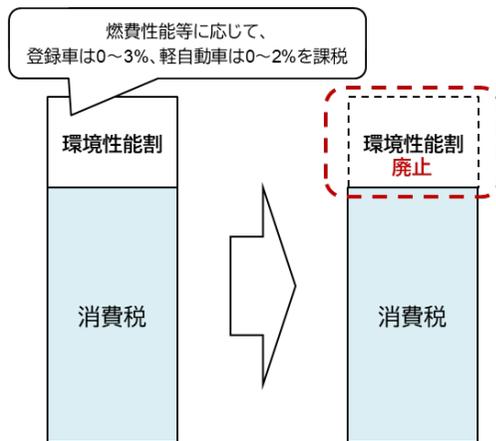
米国関税措置が自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車の取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割が廃止される。

### 2. 内容

【改正前】

2025年4月1日 ～2026年3月31日	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税	非課税	
2030年度基準 95%達成			
2030年度基準 85%達成	1%		
2030年度基準 80%達成	2%		1%
2030年度基準 75%達成			
上記以外	3%		2%

【改正後】



## <改正のポイント>

### 3. 適用時期

2026(令和8)年3月31日をもって廃止される。

### 4. 影響

一部自動車の取得時における負担は軽減となるが、他方、大綱に「地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する」との記載があるため、引き続き今後の動向を注視する必要がある。

# 41. 自動車重量税・エコカー減税の見直し

## <改正のポイント>

### 1. 趣旨・背景

自動車重量税のエコカー減税については、2035(令和17)年までに乗用車の新車販売に占める電動車(※1)の割合を100%とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年間延長する。

(※1)電動車とは、走行する動力源として電気モーターを活用する自動車をいい、電気自動車(EV)だけでなく、ハイブリッド車(HEV)等も含む。

### 2. 内容

新規検査時の税額	要件		
	改正前	改正後	
		2026(令和8)年5月1日 ~ 2027(令和9)年4月30日	2027(令和9)年5月1日 ~ 2028(令和10)年4月30日
免税	電気自動車等(※2)	電気自動車等	
	2030(令和12)年度基準(※3) 125%達成	基準125%達成	
	基準100%達成	基準 <b>105%</b> 達成	
75%軽減	-	基準 <b>100%</b> 達成	
50%軽減	基準90%達成	基準 <b>95%</b> 達成	
20%軽減	基準80%達成	基準80%達成	基準 <b>85%</b> 達成
本則税額	基準75%達成		基準 <b>80%</b> 達成

(注)例えば、「2030(令和12)年度基準125%達成」とは、エネルギー消費効率率が2030年(令和12)年度の基準より25%以上燃費性能の良い自動車をいう。

電気自動車等及び基準125%達成した自動車は、新規検査から3年後の継続車検時においても免税となるが、これについては改正なし。それ以外の自動車は継続車検時は、重量税の減免は受けられない。

※2 「電気自動車等」とは電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車。

※3 基準となる年度は、すべて2030(令和12)年度であるため、単に「基準〇〇%達成」と記載する。

## <改正のポイント>

### 具体例(新規検査時の重量税の試算)

車種	車両型式	車両重量	WLTCモード(※1)		基準 達成度区分	改正前	改正後	
			燃費値	燃費基準値		2025年5月1日	2026年5月1日	2027年5月1日
						2026年4月30日	2027年4月30日	2028年4月30日
A社 車種a	〇〇A-AZ〇〇	1,820kg	18.2km	20.9km	80%達成	22,500円 (25%軽減)	22,500円 (25%軽減)	30,000円 (本則課税)
B社 車種b	〇〇A-ZV〇〇	1,480kg	24.6km	24.0km	100%達成	0円 (免税)	5,600円 (75%軽減)	5,600円 (75%軽減)

(出典:一般社団法人 日本自動車工業会「エコカー減税対象車一覧表」より2車種抜粋)

(※1)WLTCモードは、「市街地」「郊外」「高速道路」の各走行モードを平均的な使用時間分配で構成した国際的な燃費測定方法のことをいう。

### 3. 適用時期

2026(令和8)年5月1日から段階的に適用

### 4. 影響

改正により、減免区分となる燃費基準の達成度が引き上げられ、特例の縮減となっている。大綱に、「次のエコカー減税の期限到来に当たっては、エコカー減税が果たす政策インセンティブ機能の強化等を踏まえ、燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る」との記載があるため、減税の対象となる電気自動車等や燃費性能の高い自動車の技術的開発の促進が求められる。

## 42. 当分の間税率(いわゆる暫定税率)の廃止及び教育無償化

### 1. 趣旨・背景

下記、当分の間税率の廃止及び教育無償化に伴い、安定財源の確保が求められている

<揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税の当分の間税率廃止について>

高騰するガソリン価格に対する家計負担軽減のため、1974年に臨時措置としてスタート以来50年以上続いているガソリン等に対する特例税率を廃止する。

<教育無償化について>

少子化対策・子育て支援を目的として、高等学校等就学支援金制度の支給上限額の引き上げ及び学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)を行う。

### 2. 内容

政策効果や税負担の公平性を踏まえ、①～③の措置を講じて財源を確保する

- ①賃上げ促進税制の見直し
- ②極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- ③教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

上記①～③の措置を講じてもなお不足する財源については、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論が出される。

## <改正のポイント>

### 3. 適用時期

揮発油税・地方揮発油税の当分の間税率:2025(令和7)年12月31日廃止

軽油引取税の当分の間税率:2026(令和8)年4月1日廃止

高等学校等就学支援金制度の所得制限撤廃:2026(令和8)年4月1日から

学校給食費の無償化:2026(令和8)年4月1日から

## 1. 改正の趣旨・背景

### (1)揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税の当分の間税率廃止について

物価高への対応として、2025(令和7)年11月5日に自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、日本共産党の6党により、揮発油税・地方揮発油税の暫定税率を令和7年12月31日に廃止する事が決定された。

また、軽油引取税の暫定税率については、財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取り扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、令和8年4月1日廃止する事が決定された。

## 1. 改正の趣旨・背景

### (2)教育無償化について(高等学校等就学支援金制度の支給上限額の引き上げ)

経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援が強化されると共に、多様で質の高い教育機会の確保や選択肢を目指し、高校生等に対する授業料の支援が実施される。

具体的には、高等教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を引き上げる改正を講じる事で、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度とする。

### (3)教育無償化について(給食無償化)

保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施され、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が実施される。

## 2. 改正の内容

### (1) 当分の間税率(暫定税率)の廃止

これまで揮発油税・地方揮発油税、軽油取引税に加算されていた下記の**当分の間税率が廃止される**。

- 揮発油税・地方揮発油税⇒25.1円/ℓ
- 軽油取引税⇒17.1円/ℓ

### (2) 教育の無償化(高等学校等就学支援金制度の支給上限額の引き上げ)

高等学校等就学支援金制度の支給上限額の変更は、下記の通り

- 私立全日制は、現行39.6万円を45.7万円とする
- 私立通信制については、現行29.7万円を33.7万円とされる。

### (3) 教育の無償化(給食無償化)

支援対象者の範囲と基準金額等については、下記の通り

- 給食を実施する公立の小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)を支援し、当該給食実施校の児童については、保護者の所得に関わらず、一律に支援される。
- 給食未実施校に関しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施される。
- 支援基準額については、完全給食実施校の生徒×一月当たり5,200円ずつ支援される。

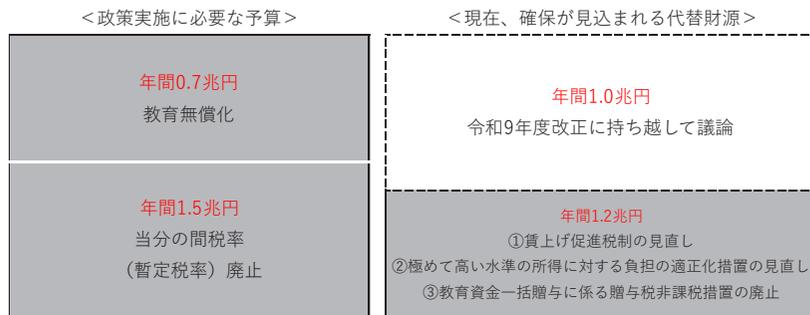
## 2. 改正の内容

### (4) 代替財源の確保

当分の間税率の廃止及び教育無償化の実施に当たっては、歳出改革等の財源捻出を前提としており、政策効果や税負担の公平性を踏まえ、①～③の措置を講じて財源を確保する。

- ①賃上げ促進税制の見直し
- ②極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- ③教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

上記①～③の措置を講じる事により、約1.2兆円(平年度ベース)の財源が確保される見通しであるものの、なお不足する財源については、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論が出される。



参考: 首相官邸HP「総合経済対策についての会見(令和7年11月21日)」

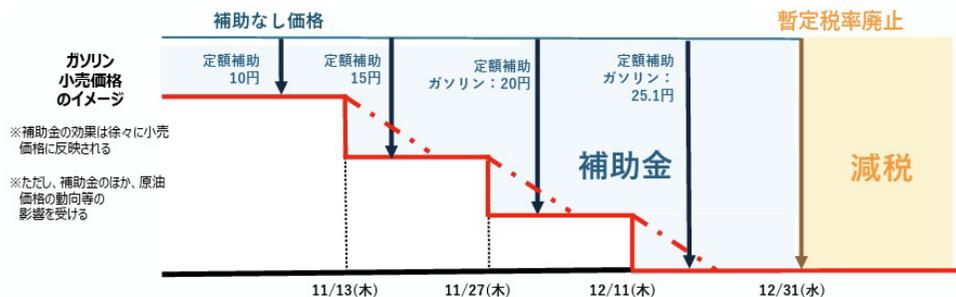
参考: 文部科学省「令和8年度予算(案)のポイント」

### 3. 適用時期等

#### (1) 当分の間税率(暫定税率)の廃止の適用時期

揮発油税・地方揮発油税に係る当分の間税率は、令和7年12月31日に廃止となり、軽油取引税に係る当分の間税率は、令和8年4月1日に廃止となる。

参考\_ガソリン小売価格のイメージ



出典：内閣府『強い経済』を実現する総合経済対策 政策ファイル

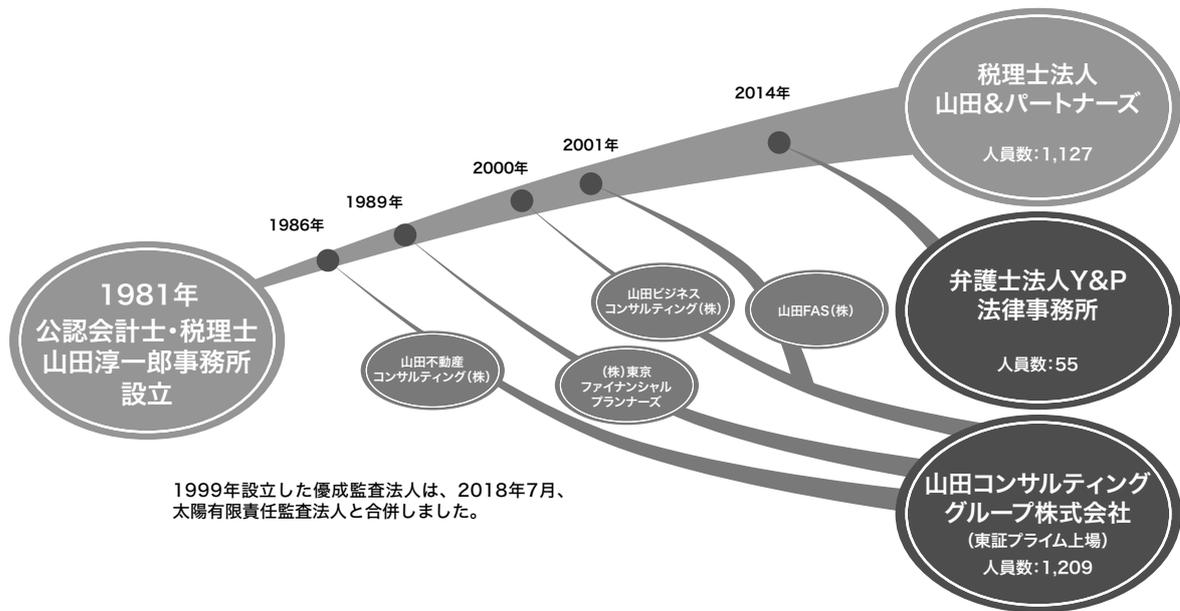
#### (2) 教育の無償化の適用時期

高等学校等就学支援金制度及び学校給食費の無償化は、2026(令和8)年4月1日からとなる。

## ■執筆者(税理士法人山田&パートナーズ・山田コンサルティンググループ株式会社・弁護士法人Y&P法律事務所)

浅川 典子	税理士	工藤 雄輔	税理士	中橋 知治	税理士	山本 武尊	税理士
東 博士	税理士・中小企業診断士	小磯 沙織	公認会計士・税理士	中村 耕平		山本 泰之	
荒川 勝彦	税理士	向後 雄仁	税理士	中山 喬博	税理士	芳山 翔良	税理士
安藤 俊英	税理士	河野 優星	税理士	南里 征興		若松 太	税理士
石井 啓	税理士	小島 大地		西内 森吾	税理士	渡辺 葵偉	
池田 栄治	税理士	小高 庸子		錦織 博司	税理士	渡邊 修治	
池田 丞平		小山 雄一郎	税理士	野村 光平	税理士	渡邊 脩平	税理士
池谷 元太	税理士	齋木 航	公認会計士・税理士	中沢 道久			
市川 和秀		坂井 千春	税理士	吐師 浩一	公認会計士・税理士		
市川 祐介	税理士	佐川 治	税理士	林 明宏			
伊東 拓真	税理士	齋藤 俊希	税理士	林 千博			
岩崎 理恵	税理士	佐藤 光昭	税理士	原田 洋	税理士		
上田 峰久	税理士	鹿嶽 良介	税理士	東上 晃之	税理士		
宇田川 隆	税理士	清水 秀宝	税理士	久松 玄	税理士		
梅沢 謙一	税理士	清水口 咲子		平井 伸央	税理士		
大泉 匡弘	税理士	壽藤 里絵	税理士	平沼 郁哉	税理士		
大塚 淳平	税理士	白鳥一誠	税理士	平野 亨真			
大山 哲広	税理士	新谷 幸三		布施 麻記子	税理士		
小笠原 崇光		新見 真之介	税理士	保谷 智洋	税理士		
落合 久美子	税理士	菅原 俊之		前田 和樹	税理士		
大橋 智哉		杉山 健太	税理士	前田 章吾	公認会計士		
大城 陵司	税理士	鈴木 宜紀	公認会計士	増本 徹	公認会計士・税理士		
大牟田 祥	税理士	関 駿和		三浦 康太			
小川 真也	税理士	染谷 智之	税理士	三浦 眸	税理士		
落合 祥央	税理士	高橋 李歌		南島 瑞月	税理士		
格谷 明秀	税理士	但木 由利子		宮崎 あかり			
垣渕 優作	税理士	立花 嘉太郎		棟方 雄大	税理士		
加藤 喬也	税理士	谷口 弥生	税理士	村田 章浩	税理士		
門田 英紀	公認会計士・税理士	田場 万優	税理士	森口 直樹	公認会計士・税理士		
笠井 祐司	税理士	丹野 一樹	税理士	森 英亮	公認会計士・税理士		
片谷 和美	税理士	塚田 渉太郎		安岡 喜大	税理士		
金沢 伸晃	公認会計士・税理士	堤 健太	税理士	山川 直人	税理士		
神谷 太久	税理士	鶴田 由美子	税理士	山下 麻衣	税理士		
唐澤 周宇	税理士	寺尾 絵里	税理士	山田 順子	税理士		
河合 勇太	税理士	徳山 義晃	税理士	山田 知佳	税理士		
川崎 恭平	税理士	土肥 琴美		山村 雄一			
川嶋 哲哉	税理士	永井 強	税理士	山本 和輝			

～山田淳一郎事務所からスタート～



\*税理士法人・弁護士法人は特別法上の法人であることから、各々の組織間に資本関係はありません。

\*人員数は2026年1月1日時点のものです。



## ■税理士法人山田&パートナーズ

東京	東京本部 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館8階 (受付9階)	03-6212-1660
札幌	札幌事務所 北海道札幌市中央区北一条西4-2-2 札幌ノースプラザ8階	011-223-1553
盛岡	盛岡事務所 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス19階	019-903-8067
仙台	仙台事務所 宮城県仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン11階	022-714-6760
大宮	北関東事務所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル15階	048-631-2660
横浜	横浜事務所 神奈川県横浜西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング20階	045-522-8055
新潟	新潟事務所 新潟県新潟市中央区上大江通七番町1230-7 ストークビル鏡橋10階	025-333-9794
金沢	金沢事務所 石川県金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ9階	076-234-1511
長野	長野事務所 長野県長野市南千歳1丁目12番地7 新正和ビル8階	026-403-0138
静岡	静岡事務所 静岡県静岡市葵区追手町1-6 日本生命静岡ビル5階	054-205-3210
名古屋	名古屋事務所 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 JRゲートタワー41階	052-569-0291
京都	京都事務所 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル5階	075-257-7673
大阪	大阪事務所 大阪府大阪市中央区北浜3-6-22 淀屋橋ステーションワン22階 (受付21階)	06-6202-5881
神戸	神戸事務所 兵庫県神戸市中央区加納町4丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル14階	078-330-5290

広島	広島事務所 広島県広島市東区二葉の里3丁目5-7 GRANODE (グラノード) 広島6階	082-568-2100
高松	高松事務所 香川県高松市古新町3番地1 東明ビル6階 (受付2階)	087-823-3303
松山	松山事務所 愛媛県松山市三番町4-9-6 NBF松山日銀前ビル8階	089-913-6551
福岡	福岡事務所 福岡県福岡市博多区博多駅前1-13-1 九勸承天寺通りビル5階	092-235-2780
熊本	南九州事務所 熊本県熊本市西区春日3-15-60 JR熊本白川ビル5階	096-300-8870
鹿児島	鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市武1-2-10 JR鹿児島中央ビル8階	099-833-9300

## ■山田&パートナーズコンサルティング株式会社

東京	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館8階 (受付9階)
シンガポール	1 Scotts Road #21-09 Shaw Centre Singapore 228208
中国 (上海)	上海市静安区南京西路1515号 静安嘉里中心1座12階1206室
中国 (広州)	广东省广州市天河区天河路385号太古汇1座702
ベトナム (ハノイ)	26th floor West Tower, Lotte Center Hanoi, 54 Lieu Giai, Giang Vo, Hanoi, Vietnam
ベトナム (ホーチミン)	19th floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, Saigon, Ho Chi Minh, Vietnam
アメリカ (ロサンゼルス)	21250 Hawthorne Blvd., Suite 720, Torrance, CA 90503 USA
アメリカ (ニューヨーク)	575 Lexington Ave., Suite 14-108, New York, NY 10022 USA
アメリカ (ホノルル)	1441 Kapiolani Blvd., Suite 910, Honolulu, HI 96814 USA
インド (グルグラム)	101, First Floor, Bestech Business Tower, Sohna Rd, Sector 48, Gurugram, Haryana 122018
台湾 (台北)	105001 台北市松山區復興北路369號6樓之7
	* アライアンス事務所

## ■山田&パートナーズアカウンティング株式会社

東京	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館8階 (受付9階)	03-6212-1650
大阪	大阪府大阪市中央区北浜3-6-22 淀屋橋ステーションワン22階	06-7730-7990

## ■弁護士法人Y&P法律事務所

東京	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館9階 (受付9階)	03-6212-1663
----	---------------------------------------	--------------



## ■山田コンサルティンググループ株式会社

東京	東京本社 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館10階 (受付9階) 03-6212-2510
盛岡	盛岡出張所 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス19階 019-621-5030
仙台	東北 (仙台) 支店 宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン11階 022-399-7068
郡山	郡山事業所 福島県郡山市駅前2丁目5番12号 ウエストゲートビル5階 024-927-0890
浜松	浜松事業所 静岡県浜松市中央区板屋町111番地2 浜松アクトタワー15階 053-457-7111
名古屋	名古屋支店 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番3号 JRゲートタワー41階 052-533-5327
京都	京都支店 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル5階 075-253-1323
大阪	大阪支店 大阪府大阪市中央区北浜3丁目6番22号 淀屋橋ステーションワン22階 (受付21階) 06-6202-1260
神戸	神戸支店 兵庫県神戸市中央区加納町4丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル14階 078-325-1814
岡山	岡山事業所 岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル本館4階 086-232-7484
広島	広島支店 広島県広島市東区二葉の里3丁目5番7号 GRANODE広島6階 082-568-1890
福岡	九州 (福岡) 支店 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目13番1号 九勸承天寺通りビル5階 092-289-5750
熊本	熊本事業所 熊本県熊本市西区春日3丁目15番60号 JR熊本白川ビル5階 096-312-1330

シンガポール シンガポールオフィス YAMADA Consulting Group Asia Pte. Ltd.  
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.  
78 Shenton Way, #24-01 Singapore 079120

インドネシア ジャカルタオフィス PT Yamada Consulting Spire Indonesia  
Menara Astra 25th Floor, Jl. Jend. Sudirman  
Kav. 5-6, Jakarta 10220, Indonesia

インド グルグラムオフィス YAMADA Consulting Spire India Private Limited  
1st Floor, Block E, DLF Cyber Greens, DLF Cyber City, DLF Phase 3,  
Sector 24, Gurugram - 122002, Haryana, India

タイ バンコクオフィス YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd. / YC Capital Co., Ltd.  
Level 16, 689 Bhiraaj Tower at EmQuartier,  
Unit 1608-1610 Sukhumvit Road(Soi 35),  
Klongton Nuea, Vadhana, Bangkok 10110, Thailand

ベトナム ホーチミンオフィス Yamada Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.  
19th Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street, Sai Gon Ward,  
Ho Chi Minh City, Vietnam

ベトナム ハノイオフィス  
Yamada Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd. Hanoi Branch  
26th Floor, Lotte Hanoi Building, 54 Lieu Giai Street, Giang Vo Ward,  
Hanoi City, Vietnam

UAE ドバイオフィス YAMADA Consulting & Spire MENA DMCC  
34th Floor, HDS Tower, Cluster M, Jumeirah Lake Towers, PO Box 487282,  
Dubai, UAE

マレーシア クアラルンプールオフィス YAMADA Consulting & Spire Malaysia Sdn. Bhd.  
Unit 3.07, Level 3, KL Gateway Mall, No. 2, Jalan Kerinchi, Pantai Dalam,  
59200 Kuala Lumpur, Malaysia.

中国 上海オフィス 山田商務諮詢 (上海) 有限公司  
上海市静安区南京西路1515号 嘉里中心1期 12階

アメリカ ロサンゼルスオフィス YAMADA Consulting Group USA Inc.  
2301 Rosecrans Avenue, Suite 2175, El Segundo, CA 90245

アメリカ ニューヨークオフィス  
535 Fifth Avenue, Fourth Floor, New York NY 10017

アメリカ ホノルルオフィス  
Central Pacific Plaza #950, 220 South King Street, Honolulu, HI 96813

アメリカ Takenaka Partners  
2301 Rosecrans Avenue, Suite 2175, El Segundo, CA 90245

韓国 コセソンス オフィス Spire Research and Consulting Co., Ltd  
Room 1207, Daewoomejong Livre 672 Hosu-ro, Ilsandong-gu Goyang-si  
Gyunggi-do Korea 10364